

1

2

3

4

5

住民記録システム標準仕様書

6

【第 1.0 版】

7

(案)

8

9

令和 2 年（2020 年） 9 月 4 日

10

11 凡例

12

13 実務上は、住民・職員への分かりやすさ等の観点から、法令用語でない用語が用いられる
14 ことがあるが、本仕様書の機能要件の記載上は、原則として法令用語を用いている。

15 なお、機能要件の構成は、必ずしも本仕様書のとおりとしなければならないことを意味す
16 るものではなく、本仕様書に従う限り、実務上の使い勝手を考慮してメニューを再構成する
17 ことも可能である。

18 例えば、本仕様書では、「異動」において、上位の分類として「届出」と「職権」の項を
19 設け、「届出」の下位の分類として「転入」、「転居」等の項を設けているが、実装において
20 は、異動事由項目が区別されればそれと異なる順序のメニュー構成とすることも差し支え
21 ない。

22

23

24 住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）…………… 法

25 住民基本台帳法施行令（昭和 42 年政令第 292 号）…………… 令

26 住民基本台帳法施行規則（平成 11 年自治省令第 35 号）…………… 規則

27 外国人登録法（昭和 27 年法律第 125 号）…………… 旧外登法

28 出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年法律第 319 号）……………入管法

29 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法
30 律第 27 号）……………番号法

31 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成 26
32 年政令第 155 号）……………番号法施行令

33 住民票及び除票に係る磁気ディスクへの記録、その利用並びに磁気ディスク及びこれに関
34 連する施設又は設備の管理の方法に関する技術的基準（昭和 61 年自治省告示第 15 号）

35 …………… 技術的基準

36 住民基本台帳事務処理要領（昭和 42 年 10 月 4 日自治振第 150 号等自治省行政局長等から
37 各都道府県知事あて通知）…………… 要領

38 住民基本台帳ネットワークシステム…………… 住基ネット

39 住民基本台帳カード…………… 住基カード

40 コミュニケーションサーバー…………… CS

41 住民記録システム等導入および保守業務調達仕様書（ひな形）

42 （中核市市長会「中核市における自治体クラウド実現に向けた研究会」

43 （平成 30 年 5 月～令和元年 5 月）において作成）…………… 中核市市長会ひな形

44

45	目次	
46		
47	第1章 本仕様書について.....	14
48	1. 背景	15
49	2. 目的	16
50	3. 対象	20
51	4. 本仕様書の内容.....	24
52	第2章 業務フロー等.....	28
53	1. 業務フロー	29
54	2. DMM (Diamond Mandala Matrix).....	69
55	3. DFD (Data Flow Diagram).....	77
56	第3章 機能要件	90
57	1 管理項目	91
58	1.1 住民データ	92
59	1.2 異動履歴データ.....	129
60	1.3 その他の管理項目.....	135
61	2 検索・照会・操作.....	141
62	2.1 検索	142
63	2.2 照会	147
64	2.3 操作	150
65	3 抑止設定	152
66	4 異動	158
67	4.1 届出	169
68	4.2 職権	185
69	4.3 住民票コードの異動.....	198
70	4.4 個人番号の異動.....	201
71	4.5 外国人住民のみに関係する異動.....	202
72	4.6 異動の取消し.....	208
73	5 証明	211
74	6 統計	223
75	7 連携	226
76	7.1 CS 連携・番号連携.....	227
77	7.2 庁内他業務連携.....	234
78	8 実装してもしなくても良い機能.....	239
79	8.1 本人通知	240
80	8.2 特別永住者	242

81	9 バッチ	244
82	10 共通	251
83	11 エラー・アラート項目.....	264
84	第4章 様式・帳票要件.....	286
85	20.1 住民票の写し等.....	305
86	20.2 転出証明書等.....	338
87	20.3 住民基本台帳の一部の写し.....	351
88	20.4 住民票コード通知票等.....	355
89	20.5 その他	364
90	20.6 住民基本台帳関係年報の調査様式.....	426
91	第5章 データ要件	427
92	第6章 非機能要件	454
93	第7章 用語	456
94		
95		

96	目次 (詳細)	
97		
98	凡例	1
99	第1章 本仕様書について.....	14
100	1. 背景	15
101	2. 目的	16
102	(1) 目指す姿	16
103	(2) 本仕様書の目的.....	17
104	3. 対象	20
105	(1) 対象自治体.....	20
106	(2) 対象分野	20
107	(3) 対象項目	21
108	デジタル社会を見据えた対応.....	22
109	4. 本仕様書の内容.....	24
110	(1) 本仕様書の構成.....	24
111	(2) 標準準拠の基準.....	24
112	(3) 想定する利用方法.....	25
113	(4) 本仕様書の改定.....	26
114	各自治体の調達仕様書の範囲との関係.....	26
115	第2章 業務フロー等.....	28
116	1. 業務フロー	29
117	1.1 住民データ.....	30
118	1.1.7 旧氏の管理.....	30
119	1.1.7 通称の管理.....	31
120	3 抑止設定	32
121	3.4 支援措置・申出.....	32
122	3.4 支援措置・通知.....	33
123	4.1.1 転入	34
124	4.1.1 転入	34
125	4.1.1 国外からの転入	35
126	4.1.1.3 特例転入	36
127	4.1.2 転居	37
128	4.1.2 転居	37
129	4.1.3 転出	38
130	4.1.3 転出・届出.....	38
131	4.1.3 転出・消除.....	39

132	4.1.3	国外への転出	40
133	4.1.3.0.4	特例転入を利用した転出	41
134	4.1.3.1	転入通知の受理	42
135	4.1.4	世帯変更	43
136	4.1.4.1	世帯変更等	43
137	4.2.1	職権記載	44
138	4.2.1	職権記載・通知・調査	44
139	4.2.1	職権記載・申出	45
140	4.2.1.2	出生・届出	46
141	4.2.1.2	出生・通知	47
142	4.2.2	職権消除	48
143	4.2.2	職権消除	48
144	4.2.2	職権消除・法第30条の50通知	49
145	4.2.2.1	死亡・届出	50
146	4.2.2.1	死亡・通知	51
147	4.2.3	職権修正	52
148	4.2.3	職権修正・申出	52
149	4.2.3.2	職権修正・軽微な修正	53
150	4.2.3.3	職権修正・誤記修正	54
151	4.2.3.3	職権修正・誤記修正・法第30条の50通知	55
152	4.3	住民票コードの異動	56
153	4.3.2	住民票コード変更請求	56
154	4.3.2	住民票コード修正	57
155	4.4	個人番号の異動	58
156	4.4	個人番号の指定	58
157	4.4	個人番号の変更・請求	59
158	4.4	個人番号の変更・職権	60
159	4.4	個人番号の修正	61
160	4.5	外国人住民のみに関係する異動	62
161	4.5.1、4.5.2	第30条の46転入、第30条の47届出	62
162	4.5.3、4.5.4、4.5.5	帰化、国籍取得・申出、国籍喪失・申出	63
163	4.5.3、4.5.4、4.5.5	帰化、国籍取得・通知、国籍喪失・通知	64
164	4.6	異動の取消し	65
165	4.6.0.1	異動取消し・通知・調査	65
166	4.6.1.1	異動取消し・申出	66
167	4.6.1.1	転出取消・申出	67

168	5	証明	68
169	5	証明書の交付（住民票の写しの例）	68
170	2.	DMM (Diamond Mandala Matrix)	69
171	0	住民基本台帳	69
172	1	管理項目	70
173	2	検索・照会・操作	71
174	4	異動	72
175	7	連携	73
176	8	実装してもしなくても良い機能	74
177	10	共通	75
178	11	エラー・アラート項目	76
179	3.	DFD (Data Flow Diagram)	77
180	1	管理項目	77
181	1.1	住民データ	77
182	3	抑止設定	78
183	3.1	異動・発行・照会抑止	78
184	3.4	支援措置	78
185	4	異動	79
186	4.1	届出	79
187	4.2	職権	80
188	4.3	住民票コードの異動	82
189	4.4	個人番号の異動	83
190	4.5	外国人住民のみに関係する異動	84
191	4.6	異動の取消し	85
192	5	証明	86
193	5.1	証明書記載事項	86
194	5.5	発行番号	86
195	7	連携	87
196	7.1	CS連携・番号連携	87
197	7.2	庁内他業務連携	87
198	8	実装してもしなくても良い機能	88
199	8.2	特別永住者	88
200	9	バッチ	89
201	9.2	抑止対象者	89
202	9.4	成年被後見人	89
203	9.7	住所一括変更	89

204	第3章 機能要件	90
205	1 管理項目	91
206	1.1 住民データ	92
207	1.1.1 日本人住民データの管理	92
208	1.1.2 外国人住民データの管理	94
209	1.1.3 個人票／世帯票	97
210	1.1.4 改製	98
211	1.1.5 除票	102
212	1.1.6 空欄	110
213	1.1.7 旧氏・通称	112
214	1.1.8 年月日の管理	112
215	1.1.9 年月日の表示	114
216	1.1.10 世帯主	115
217	1.1.11 続柄	115
218	1.1.12 本籍・筆頭者	117
219	1.1.13 宛名番号・世帯番号	117
220	1.1.14 統合記載欄	118
221	1.1.15 メモ	123
222	1.1.16 支援対象者管理	123
223	1.1.17 郵便番号	126
224	1.1.18 フリガナ	127
225	1.1.19 郵便物送付コード	128
226	1.2 異動履歴データ	129
227	1.2.1 異動履歴の管理	129
228	1.2.2 異動事由	131
229	1.3 その他の管理項目	135
230	1.3.1 入力場所・入力端末	135
231	1.3.2 住居表示・地番管理、番地・枝番等コード管理	135
232	1.3.3 住所辞書管理	136
233	1.3.4 方書管理	137
234	1.3.5 地区管理	137
235	1.3.6 和暦・西暦管理	138
236	1.3.7 公印管理	138
237	1.3.8 交付履歴の管理	138
238	1.3.9 認証者	139
239	2 検索・照会・操作	141

240	2.1	検索	142
241	2.1.1	検索機能	142
242	2.1.2	検索文字入力	142
243	2.1.3	基本検索	144
244	2.2	照会	147
245	2.2.1	異動履歴照会	147
246	2.2.2	交付履歴照会	147
247	2.2.3	文字コード照会等	148
248	2.2.4	支援対象者照会	148
249	2.3	操作	150
250	2.3.1	処理画面	150
251	2.3.2	キーボードのみの画面操作	150
252	3	抑止設定	152
253	3.1	異動・発行・照会抑止	153
254	3.2	他システム連携	154
255	3.3	消除対象者記載	154
256	3.4	支援措置	154
257	3.5	住民異動不受理	156
258	4	異動	158
259	4.0.1	異動者	159
260	4.0.2	異動先世帯、異動による消除	159
261	4.0.3	異動日・処理日	161
262	4.0.4	世帯主不在となる場合の処理	161
263	4.0.5	世帯主変更依頼通知書	162
264	4.0.6	本籍入力補助	163
265	4.0.7	方書入力補助	164
266	4.0.8	審査・決裁	165
267	4.0.9	入力確認・修正	167
268	4.0.10	一括入力	167
269	4.1	届出	169
270	4.1.0.1	届出に基づく住民票の記載等	169
271	4.1.0.2	届出日	169
272	4.1.0.3	住民異動届受理通知	170
273	4.1.1	転入	171
274	4.1.1.1	転入者情報入力	171
275	4.1.1.2	再転入者	172

276	4.1.1.3	特例転入	173
277	4.1.1.4	未届転入	174
278	4.1.2	転居	174
279	4.1.2.1	同一住所への転居	174
280	4.1.3	転出	175
281	4.1.3.0.1	届出日以降の異動	175
282	4.1.3.0.2	転出先入力	176
283	4.1.3.0.3	転出証明書等	176
284	4.1.3.0.4	特例転入を利用した転出	178
285	4.1.3.1	転入通知の受理	179
286	4.1.3.1.1	転入通知の受理	179
287	4.1.3.1.2	CS から受信した転入通知の受理	180
288	4.1.3.1.3	CS からの受信がない場合の転入通知の受理	181
289	4.1.3.1.4	転入通知未着照会書及び転入通知未着者一覧の作成	182
290	4.1.4	世帯変更	182
291	4.1.4.1	世帯変更等	182
292	4.1.4.2	世帯主変更による続柄設定	183
293	4.1.4.3	事実上の世帯主	184
294	4.2	職権	185
295	4.2.0.1	職権による住民票の記載等	185
296	4.2.0.2	届出の準用	186
297	4.2.0.3	戸籍通知・戸籍の表示の引用	186
298	4.2.0.4	戸籍届出・通知日	187
299	4.2.0.5	申出を受けた職権記載等	188
300	4.2.1	職権記載	188
301	4.2.1.1	住所設定・未届転入	188
302	4.2.1.2	出生	190
303	4.2.2	職権消除	191
304	4.2.2.1	死亡	191
305	4.2.2.2	失踪	192
306	4.2.3	職権修正	192
307	4.2.3.1	修正	192
308	4.2.3.2	軽微な修正	193
309	4.2.3.3	誤記修正	194
310	4.3	住民票コードの異動	198
311	4.3.1	住民票コードの付番	198

312	4.3.2	住民票コードの変更・修正	199
313	4.3.3	住民票コード通知票等	199
314	4.4	個人番号の異動	201
315	4.5	外国人住民のみに関係する異動	202
316	4.5.1	法第30条の46転入	202
317	4.5.2	法第30条の47届出	202
318	4.5.3	帰化	202
319	4.5.4	国籍取得	203
320	4.5.5	国籍喪失	204
321	4.5.6	出入国在留管理庁長官通知に基づく修正及び消除	205
322	4.5.7	入管法の住居地届出	206
323	4.6	異動の取消し	208
324	4.6.0.1	異動の取消し	208
325	4.6.1	(申出による)異動の取消し	210
326	4.6.1.1	(申出による)異動の取消し	210
327	5	証明	211
328	5.1	証明書記載事項	212
329	5.2	世帯員の並び順	214
330	5.3	フリガナ	216
331	5.4	方書の記載	218
332	5.5	発行番号	218
333	5.6	公印・職名の印字	219
334	5.7	公用表示	220
335	5.8	文字溢れ対応	221
336	6	統計	223
337	6.1	統計	224
338	7	連携	226
339	7.1	CS連携・番号連携	227
340	7.1.1	CS連携	227
341	7.1.1.1	CSへの自動送信	227
342	7.1.1.2	整合性確認	228
343	7.1.1.3	カード管理状況	228
344	7.1.1.4	カード管理システム連携	230
345	7.1.2	番号連携	231
346	7.1.2.1	個人番号の生成・変更・修正要求	231
347	7.1.2.2	符号の取得	231

348	7.1.2.3	団体内統合宛名システムとの連携	232
349	7.1.2.4	電子証明書のシリアル番号取得	233
350	7.2	庁内他業務連携	234
351	7.2.1	地域情報プラットフォーム標準仕様に基づく連携	234
352	7.2.2	他業務照会	234
353	7.2.3	宛名連携	236
354	7.2.4	戸籍附票システム連携	237
355	7.2.5	マイナンバーカードによる証明書等の交付	237
356	8	実装してもしなくても良い機能	239
357	8.1	本人通知	240
358	8.1.1	登録管理	240
359	8.1.2	画面表示	240
360	8.1.3	通知書出力	241
361	8.2	特別永住者	242
362	8.2.1	切替異動者リスト及び案内作成	242
363	8.2.2	申請受理処理	242
364	8.2.3	切替予定数調査	243
365	9	バッチ	244
366	9.1	バッチ処理	245
367	9.2	抑止対象者	246
368	9.3	除票用データベースへの移行	246
369	9.4	成年被後見人	247
370	9.5	住民基本台帳の一部の写し（閲覧用）	248
371	9.6	無作為抽出・条件指定抽出	248
372	9.7	住所一括変更	248
373	9.8	経過滞在者	250
374	10	共通	251
375	10.1	EUC 機能ほか	252
376	10.2	アクセスログ管理	255
377	10.3	操作権限管理	257
378	10.4	操作権限設定	258
379	10.5	ヘルプ機能	259
380	10.6	中間標準レイアウト仕様での出力	260
381	10.7	印刷	261
382	10.8	CSV形式のデータの取込み	262
383	11	エラー・アラート項目	264

384	11.1 エラー・アラート項目	265
385	第4章 様式・帳票要件	286
386	20.0.1 様式・帳票全般	287
387	20.0.2 各項目の記載	294
388	20.0.3 異動履歴の記載	295
389	20.0.4 異動履歴の記載の修正	300
390	20.0.5 備考の記載	303
391	20.1 住民票の写し等	305
392	20.1.1 住民票の写し	305
393	20.1.2 住民票の写し（世帯連記式）	320
394	20.1.3 住民票の除票の写し	325
395	20.1.4 住民票記載事項証明書・住民票除票記載事項証明書	332
396	20.2 転出証明書等	338
397	20.2.1 転出証明書	338
398	20.2.2 転出証明書に準ずる証明書	349
399	20.3 住民基本台帳の一部の写し	351
400	20.3.1 住民基本台帳の一部の写し（閲覧用）	351
401	20.4 住民票コード通知票等	355
402	20.4.1 住民票コード通知票	355
403	20.4.2 住民票コード変更通知票	360
404	20.4.3 住民票コード修正通知票	362
405	20.5 その他	364
406	20.5.1 支援措置期間終了通知	364
407	20.5.2 世帯主変更通知書	368
408	20.5.3 世帯主変更依頼通知書	372
409	20.5.4 住民異動届受理通知	376
410	20.5.5 転入通知情報取込エラー一覧表	383
411	20.5.6 転入通知未着照会書	390
412	20.5.7 転入通知未着者一覧	396
413	20.5.8 職権記載等通知書	400
414	20.5.9 出入国在留管理庁長官通知更新確認票	407
415	20.5.10 個人番号カード交付申請書及び個人番号カード再交付申請書	413
416	20.5.11 成年被後見人異動通知	414
417	20.5.12 住居表示決定通知書	418
418	20.5.13 区画整理に伴う住所変更通知	422
419	20.6 住民基本台帳関係年報の調査様式	426

420	20.6.1	住民基本台帳関係年報の調査様式第1表、第1の2表及び第1の3表	
421		426	
422	第5章	データ要件	427
423		30.1 データ構造	428
424		30.2 文字	431
425	第6章	非機能要件	454
426	第7章	用語	456
427			
428			

429

430

431

432

433

434

第 1 章 本仕様書について

1. 背景

435

436

437 自治体の情報システムは、これまで各自治体が独自に構築・発展させてきた結果、その発
438 注・維持管理や制度改正対応などについて各自治体が個別に対応しており、人的・財政的負
439 担が生じている。特に人口規模が一定以上の自治体を中心に、同一ベンダのシステムを利用
440 する自治体間でもシステムの内容が異なることが多く、LGWAN 等の共通プラットフォーム
441 上のサービスを利用する方式への移行の妨げとなっている。さらに、自治体ごとに様式・
442 帳票が異なることが、それを作成・利用する住民・企業・自治体等の負担に繋がっている。

443 また、中長期的な人口構造の変化に対応した自治体行政に変革していくためにも、自治体
444 の情報システムに係る重複投資をなくして標準化・共同化を推進し、自治体行政のデジタル
445 化に向けた基盤を整備していく必要がある。

446 そうした問題意識から、自治体行政のデジタル化に向け、自治体の情報システムや様式・
447 帳票の標準化等について、自治体、ベンダ及び国が協力して具体的な検討を行う場として、
448 令和元年（2019年）8月から、総務省において、自治体システム等標準化検討会（座長：
449 庄司昌彦武蔵大学社会学部教授）が開催された。また、更に詳細な議論を行う場として分科
450 会（分科会長：後藤省二株式会社地域情報化研究所代表取締役社長）が開催された。

451 この住民記録システム標準仕様書（以下「本仕様書」という。）は、4回の検討会、8回
452 の分科会及び2回の市区町村・ベンダ意見照会を経て、策定されたものである。

453

2. 目的

(1) 目指す姿

本仕様書が目指す姿は、

「複数のベンダが広域クラウド（※近隣自治体にとどまらない全国規模のクラウド）上でシステムのアプリケーションサービスを提供し、各自治体は、原則としてカスタマイズせずに利用し、ほとんど発注・維持管理や制度改正対応の負担なく、業務を行える姿」

とする。

〔各主体にとってのシステム標準化のメリット〕

○ 住民・企業等のサービス利用者

自治体に対して異なる手続で実施していた申請等が統一的に実施可能となり、手続の簡素化や合理化が実現する。

○ 自治体

限られた人材や専門的な知識・ノウハウを共有することで、自治体のシステム調達や法令改正対応等の業務及び調整に係るコストが減少し、本来自治体職員が行うべき業務に人材を充当できるようになる。また、財政面においては、カスタマイズの抑制、システムの共同化による割り勘効果を生むことで、導入・維持管理の費用や法令改正時の費用を削減する。

○ ベンダ

個別のカスタマイズ要望が減ることにより、個別自治体との調整やカスタマイズのためのプログラミングの負担が減少し、人口減少下で稀少化するシステムエンジニアの人員を AI・RPA 等の攻めの分野に投入し、創意工夫により競争することが可能となる。

さらに、各主体のメリットのみならず、国・国民全体として、事務の迅速化・正確性の向上や、データ利活用の促進等のメリットがある。

(2) 本仕様書の目的

485

486

487 我が国の自治体が中長期的な人口構造の変化に直面する中であっても、住民サービスを
488 維持・向上させ続けるためには、共同クラウド化・広域クラウド化等を通じた自治体の職員
489 負担の削減、ベンダの負担の削減やベンダ間での円滑なシステム更改等を通じた自治体の
490 財政負担の削減を進める必要がある。また、デジタル社会において実現・普及する技術を取
491 り入れることで、自治体は、デジタル社会に対応した住民サービスを提供することが求めら
492 れる。

493 それを実現する手段として、システムの標準化を進めることとし、その基礎となる標準仕
494 様書の作成を通じて、以下の3つの目的を実現する。

495

496 (目的1) カスタマイズを原則不要にする

497 今あるカスタマイズの中で、普遍的に有用性が認められるものは標準的に実装すべき
498 機能として標準仕様書に盛り込み、そうでないものは実装しない機能とすることで、「人
499 口規模が大きな団体でも、標準準拠パッケージであればカスタマイズなしで支障なく業
500 務が行える」ようにして、カスタマイズを原則不要にする。

501

502 (目的2) ベンダ間での円滑なシステム更改を可能にする

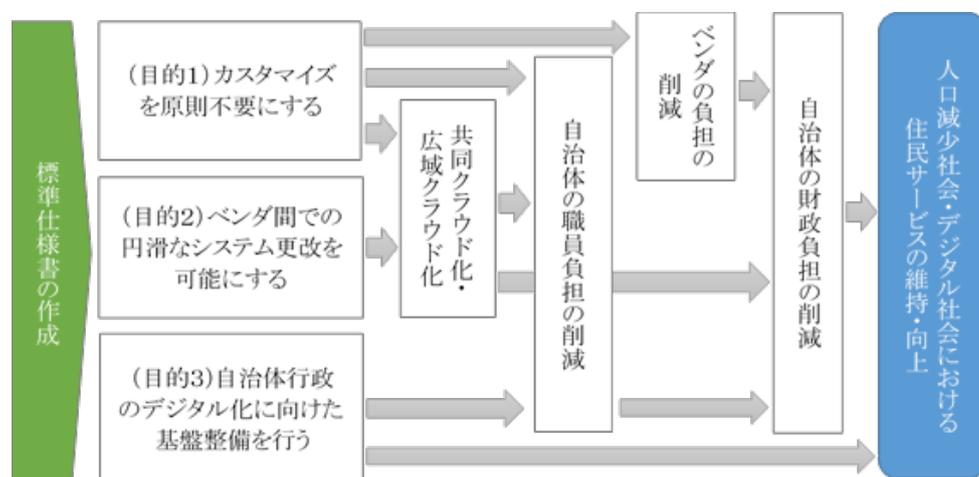
503 ベンダ間共通の標準装備すべき機能やデータの標準等を定めることで、ベンダ移行時
504 の円滑なシステム更改を可能にする。

505

506 (目的3) 自治体行政のデジタル化に向けた基盤整備を行う

507 デジタル社会に必要な機能のうち現段階で普遍的に有用性が認められるものを搭載す
508 ることで、自治体行政のデジタル化に向けた基盤整備を行う。

509



510

511

512 具体的には、目的1（カスタマイズを原則不要にする）に関して、現時点で実装されてい
513 るカスタマイズのうち、標準的に実装すべき機能と実装しない機能の仕分けを行うことに
514 より、

515

516 ・カスタマイズについての自治体内、自治体間、自治体・ベンダ間の調整コストの削減、導
517 入・維持管理や制度改正時の負担（重複投資）の削減

518 ・自治体間の調整コストの削減による、自治体間のシステム共同化の円滑化

519 ・カスタマイズについてのシステムエンジニアのプログラミングの負担の削減

520

521 を、目的2（ベンダ間での円滑なシステム更改を可能にする）に関して、異なるベンダ間に
522 おいて、データの標準や、標準装備すべき機能を定めることにより、

523

524 ・ 現在、ベンダが異なる自治体間も含めた共同クラウド化・広域クラウド化

525 ・ ベンダロックインの防止による健全な競争の促進

526

527 を、目的3（自治体行政のデジタル化に向けた基盤整備を行う）に関して、デジタル社会に
528 必要な機能を搭載することにより、

529

530 ・ 住民の利便性向上

531 ・ 自治体のデータ入力負担の削減

532

533 を目指している。

534

3. 対象

(1) 対象自治体

本仕様書の対象自治体は、全ての市区町村とする。

なお、本仕様書における「市区町村」の区とは、特別区のことであるが、法令で指定都市の区及び総合区が市と、区長及び総合区長が市長とみなされる場合は、法令と同様の扱いとする。ただし、本文中の各項目に記載のとおり、以下の区分に応じて異なる要件としているものもある。

- ・指定都市
- ・中核市等（中核市又は人口 20 万以上の市区（指定都市を除く。）をいう。以下同じ。）
- ・一般市区町村（人口 20 万未満の市区町村をいう。以下同じ。）

(2) 対象分野

本仕様書が規定する対象分野は、地域情報プラットフォーム標準仕様（※）における住民基本台帳ユニットとする。

※ 現在、各府省のシステム標準化の取組は、「新経済・財政再生計画改革工程表 2019」（令和元年 12 月 19 日経済財政諮問会議決定）に基づき、地域情報プラットフォーム標準仕様のユニットを単位として検討がなされている。

これは概ね住民基本台帳制度上の事務と対応しているが、必ずしも 1 対 1 で対応しているわけではない。例えば、戸籍の附票の管理は住民基本台帳制度上のものだが、地域情報プラットフォーム標準仕様では、住民基本台帳ユニットではなく、戸籍ユニットに位置付けられている。また、印鑑登録については、実態として、住民記録システムと密接に関連しているが、別ユニットであるため、本仕様書の対象外とする（ただし、印鑑登録についても考慮することとする。例えば、1.1.14 統合記載欄において、印鑑登録証明に係る事務処理上の氏名のカタカナ表記を必要とする場合に氏名のカタカナ表記を記載することについて、例示する）。別ユニットのシステムにおいて本来処理されるべき業務を転入・転出等の住民記録システムにおける処理を行う際に併せて行う、いわゆる「総合窓口」機能と考えられるものについても、本仕様書の対象外とする。

584 一方、入管法に基づく住居地届出や番号法に基づく個人番号カード関係など、住民基本台
585 帳制度上の事務ではないが、本仕様書において実装すべき機能として位置付けているもの
586 もある。

587 本仕様書では、標準仕様書の作成の目的として、「今あるカスタマイズの中で、普遍的に
588 有用性が認められるものは標準機能として標準仕様書に盛り込み、そうでないものは盛り
589 込まないことで、『人口規模が大きな団体でも、標準準拠パッケージであればカスタマイズ
590 なしで支障なく業務が行える』ようにして、カスタマイズを原則不要にする」ことを挙げて
591 いる。そのため、各自治体における住民記録システムの実態を踏まえ、住民基本台帳制度上
592 の事務以外についての機能であったとしても、住民記録システムの中で一体的に処理され
593 ることについて普遍的に有用性が認められるものであれば、実装すべき機能として盛り込
594 むこととした。また逆に、こうした他業務関係の機能の追加は1つの大きなカスタマイズの
595 要因であり、住民記録システムの中で普遍的に有用性が認められないものについては、実装
596 しない機能として整理することで、カスタマイズを抑止することとした。

597
598
599

(3) 対象項目

600

601

602 本仕様書では、以下の項目について規定する。

- 603 ・機能要件（第3章）
- 604 ・様式・帳票要件（第4章）
- 605 ・データ要件（第5章）（※）
- 606 ・連携要件（第3章及び第5章の一部）（※）
- 607 ・非機能要件（第6章）

608

609 ※データ要件及び連携要件については、令和2年夏以降に自治体システムデータ連携標
610 準検討会等と連携して検討することとしていたが、一部、前倒しで本仕様書に盛り込ん
611 だものもある。

612

613 以下の項目については原則として規定しない。ただし、カスタマイズの発生源になっ
614 ている場合等についてはこの限りでない。

- 615 ・画面要件
- 616 ・ヘルプやガイドの具体的内容等、業務遂行に必須ではなく専ら操作性に関する機能

617

618 このうち、機能要件、様式・帳票要件及び連携要件は、カスタマイズの発生源になってい
619 る部分であるため、「2（2）本仕様書の目的」に示した目的1（カスタマイズを原則不要
620 にする）から本仕様書の対象とすることとした。また、機能要件、データ要件及び連携要件
621 は、ベンダ間での円滑なシステム更改を阻害している部分であるため、目的2（ベンダ間で
622 の円滑なシステム更改を可能にする）から本仕様書の対象とすることとした。さらに、目的
623 3（自治体行政のデジタル化に向けた基盤整備を行う）から、デジタル社会に必要な機能に
624 ついては、これらの要件の中に反映した。

625

626 なお、様式・帳票要件では、住民記録システムを標準化するという観点から、多くの自治
627 体において住民記録システムから出力する様式・帳票（例：証明書、確認票）について規定
628 することとし、多くの自治体において住民記録システムから出力するとは限らない様式・帳
629 票（例：住民異動届等の届出書、申請書）については規定しないこととした。

630 また、非機能要件では、自治体を通じて共通して規定すべきもの（例：セキュリティ）に
631 ついては規定し、共通して規定すべきでないもの（例：研修）については規定しないことと
632 した。したがって、各自治体の情報システムの調達において、本仕様書に規定されていない
633 非機能要件を設けることを妨げるものではない。

634

635 デジタル社会を見据えた対応

636

637 本仕様書は、これからのデジタル社会においてあるべき姿（電子化・ペーパーレス化）を
638 視野に標準を設定するとしつつも、これからのデジタル社会においてあるべき姿にそのま
639 ま即したのものには必ずしもなっていない。例えば、本仕様書において、様々な紙の証明書に
640 ついて規定されているが、バックヤードでのデータ連携が進めば、今後、必要性が低下して
641 いくものと考えられる。また、データ構造や文字についても、直ちにあるべき姿に移行する
642 とせずに、経過措置を設けている。

643 また、これからのデジタル社会を見据えれば、実務やシステムの前提となる制度自体を見
644 直すべきという考え方もあり得る。しかし、そうした制度自体の検討については、一朝一夕
645 にできるものではなく、今回、制度自体の見直しも含めて検討するとすれば、標準化の実現
646 が更に先に延びることになる。また、標準仕様書は、その性質上、多くの自治体に採用され
647 て初めて本来の意味での標準となるものであることから、あまりにも現在の実務から遊離
648 した仕様書となれば、多くの自治体が採用することが困難となり、実効性が失われる。

649 そこで、本仕様書としては、電子化・ペーパーレス化も含め、これからのデジタル社会に
650 においてあるべき姿を視野に入れつつ、現行制度の下で、多くの自治体が支障なく対応できる
651 ものについて、できる限り盛り込むこととした。

652 他方、デジタル社会を見据え、様々な社会環境の変化に対応するためには、本仕様書の作
653 成後、実務やシステムの前提となる制度を随時見直していくことが重要であり、制度の見直
654 しとともに本仕様書を改定していくことが求められる。
655

4. 本仕様書の内容

(1) 本仕様書の構成

第1章では、本仕様書の背景、目的、対象及び内容について記載している。

第2章では、第3章で規定する機能要件が業務上どのように位置づけられ、有効に機能していくかについて自治体及び事業者の共通理解を促すため、それに対応したモデル的な業務フローを示している。ここで示した業務フローは、実際の各自治体における業務フローを拘束するものではないが、現在の業務フローでは、本仕様書における機能要件どおりの機能で業務を行うことが難しいと考える自治体は、現在の業務フローを本仕様書に示す業務フローに寄せることで、本仕様書における機能要件どおりの機能で業務を行うことが期待される。

また、第2章では DMM(diamond mandala matrix)及び DFD(data flow diagram)についても併せて示している。DMM については、第3章で規定する機能要件の構成が、必要な機能を網羅しているかを俯瞰的に把握するために示している。機能要件の1節を1枚のDMMで記載することで視認性を向上させるとともに、APPLICの業務アプリケーションユニット仕様など、他の仕様との比較も容易となる。DFD については、第3章で規定する機能要件がどのようなデータを入出力するか、どういった外部組織及びシステムと関連を有するかを視覚的に把握するために示している。このため、DFDに記載する範囲は機能要件の構成と一致させ、機能要件の1節を1枚のDFDで記載しており、業務上では一つの事務手続の中で連続して実行される機能でも、DFD上では分離されている場合がある。ただし、住基ネットCSへの自動送信の機能については関連性が高いため、該当するDFDの全てに記載している。

第3章、第4章、第5章及び第6章では、それぞれ、住民記録システムが備えるべき機能要件、様式・帳票要件、データ要件及び非機能要件について記載している。「(2) 標準準拠の基準」にあるように、これらの章が、パッケージシステムが本仕様書に準拠するための判断基準となるものであり、言わば本仕様書の本体部分である。

第7章では、本仕様書において用いられている用語について、解釈の紛れがないよう、定義している。

(2) 標準準拠の基準

687 本仕様書の対象は地域情報プラットフォーム標準仕様における住民基本台帳ユニットを
688 基本としており、この対象範囲において定義すべき機能について、【実装すべき機能】【実装
689 しない機能】【実装してもしなくても良い機能】の3類型に分類した。可能な限り3類型の
690 いずれに該当するか分類をした上で、定義すべき機能の範囲内で分類されていない機能は、
691 カスタマイズ抑制、ベンダ間移行の円滑化の観点から、実装しない機能と同様のものとして
692 位置付ける。

693 パッケージシステムが本仕様書に準拠するためには、第3章、第4章及び第5章に規定す
694 る【実装すべき機能】をいずれも実装し、【実装しない機能】及び分類されていない機能を
695 いずれも実装しないことが必要である。ただし、分類されていない機能のうち、自治体やベン
696 ダの創意工夫により新たな機能をシステムに試行的に実装させて機能改善の提案を行う
697 場合は、当該試行について予め公表し、当該試行を本仕様書に盛り込む提案となることを条
698 件にして実装することを可能とする。【実装してもしなくても良い機能】は、実装しても、
699 実装しなくても、実装した上で自治体が利用を選択できることとしても、いずれも差し支え
700 ない。

701 また、本仕様書に準拠しているかどうかは、「3（1）対象自治体」で示した指定都
702 市、中核市等及び一般市区町村の類型ごとに判断される。特に明記しない限り、3類型全
703 てに当てはまる要件として記載しており、必要に応じて、「指定都市においては、～～」、
704 「（一般市区町村においては、実装してもしなくても良い。）」のように記載している。

705 なお、実装すべき機能のうち、法令上必ず使用しなければならない機能と必ずしも使用
706 しなくてもよい機能があり、個別に判断する必要がある。

707
708

（3）想定する利用方法

709

710 本仕様書については、

711 ・各ベンダが、LGWAN 等のクラウド上の全国的なサービスとして、本仕様書に準拠して
712 いるシステムを提供し、

713 ・各自治体は、本仕様書に準拠しているパッケージシステムをカスタマイズすることなく利
714 用する

715 ことが推奨される。

716
717

718 自治体においては、人口減少による労働力の供給制約の中、システムについて十分な知見
719 がなくても、負担なくシステムを利用できる必要がある。自治体としては、改めて本仕様書
720 に示した個別の要件を一々提示して RFI (request for information) や RFP (request for
721 proposal)、更には Fit & Gap 分析を行って調達するのではなく、単に、本仕様書に準拠してい

722 るパッケージシステムであることを要件に付するだけで、カスタマイズをすることなく利
723 用できることを想定している。自治体クラウドを検討する際にも、自治体内・自治体間で一
724 から検討することなく、本仕様書に準拠しているパッケージシステムを共同利用すること
725 を前提に検討することが可能となることを想定している。

726 また、本仕様書は、総務省のほか、指定都市を含む13市町村、また、100以上の自治体
727 に対して住民記録システムの納入実績がある7ベンダを含む関係者の関与の下、人口規模
728 に応じて、本仕様書における機能さえあればカスタマイズなしで支障なく業務が行えるよ
729 うになるよう、実装すべき機能と実装しない機能をその理由とともに整理したものである。
730 そのため、自治体内での検討や自治体・ベンダ間の協議の際に、仮に本仕様書における機能
731 と異なる機能が必要ではないかという議論があった場合、限られた人員、財源の中で、果た
732 して当該自治体だけ特別に必要な機能なのか、本仕様書が想定する業務フローを参照する
733 ことで効率的な運用となるよう見直しが必要ではないか、という観点から、本仕様書におけ
734 る必要／不要の整理を知るための資料として参照することも想定している。

735

736 (4) 本仕様書の改定

737

738 本仕様書については、制度改正時のほか、自治体やベンダからの創意工夫によるシステム
739 の機能改善等の提案がある場合や、新たな技術が開発されるなどデジタル化の進展等がみ
740 られる場合にも、関係者の関与の下で改定することを想定している。とりわけ、制度改正に
741 より本仕様書を改正する必要がある場合は、制度の施行時期を勘案して改定する。改定後の
742 本仕様書に基づいて、ベンダがクラウド上で一括してシステムを改修することにより、制度
743 改正等のたびごとに個々の自治体が個別にベンダと協議して改修を行う必要がなくなると
744 想定される。

745

746 各自治体の調達仕様書の範囲との関係

747

748 本仕様書を用いることにより、住民基本台帳事務を運用することは可能であり、本仕様書
749 の対象範囲については本仕様書に記載された内容で調達する必要がある。

750 しかしながら、各自治体においては、本仕様書の対象範囲外の機能（総合窓口機能等）や
751 地域情報プラットフォームの別ユニットと併せて調達すること、また本仕様書に規定され
752 ていない非機能要件を設けること等も想定され、各自治体の調達仕様書の範囲と標準仕様
753 書の範囲は必ずしも一致しないと考えられる。この場合であっても、各自治体の情報システ
754 ムの調達において、本仕様書の範囲の業務について本仕様書に記載された内容で調達する
755 限りにおいては、このような対応も許容される。

756 ※ 例えば、オールインワンパッケージを採用している団体は、選挙人名簿や税務等の分
757 野も併せて調達することになるが、その場合、調達仕様書の範囲が本仕様書の範囲と異なる
758 ことは差し支えない。

759

760

761

762

763

764

765

766

第2章 業務フロー等

1. 業務フロー

767

768

769 本仕様書に業務フローを記載する目的は、本仕様書における機能要件に対応したモデル
770 的な業務フローを示すことにより、自治体及び事業者による共通理解を促すことである。

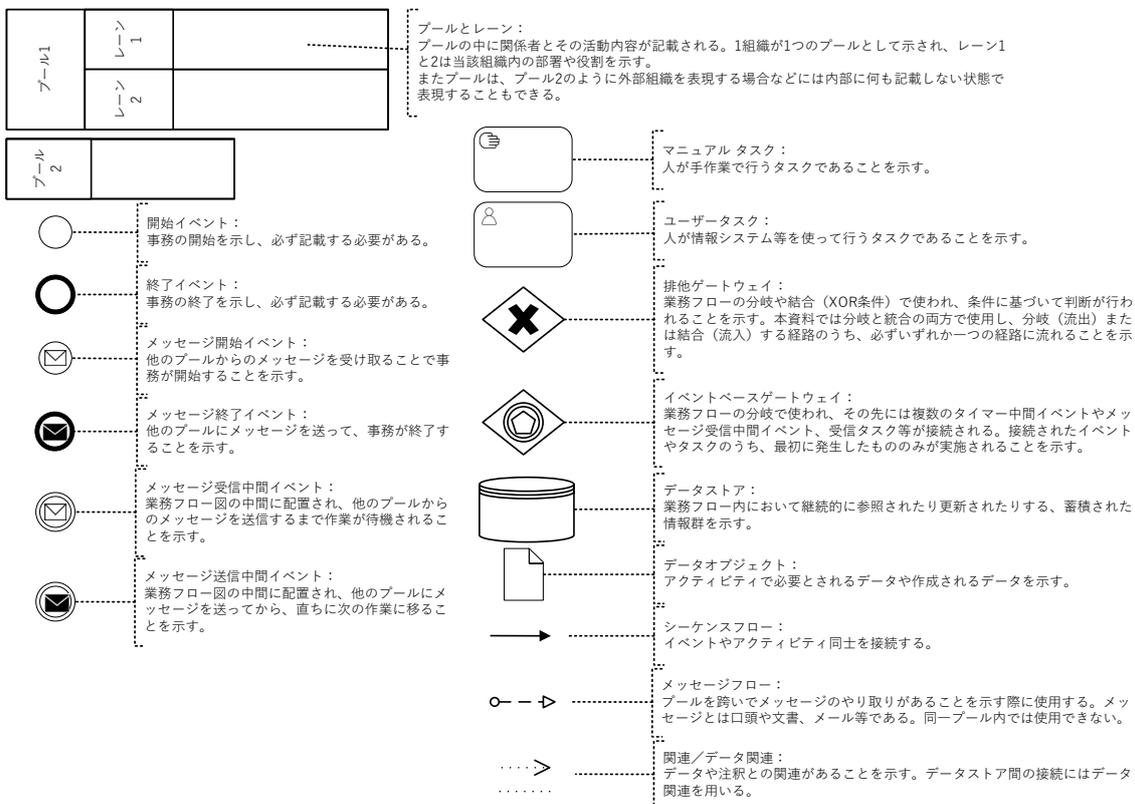
771 本仕様書に記載する業務フローは、実際の各自治体における業務フローを拘束するもの
772 ではない。ただし、現在の業務フローでは、本仕様書における機能要件どおりの機能で業
773 務を行うことが難しいと考える自治体は、現在の業務フローを本仕様書に記載する業務フ
774 ローに改め、本仕様書における機能要件どおりの機能で業務を行うことが期待される。

775 本業務フローの作成に当たっては、地方公共団体情報システム機構「地方公共団体の情
776 報システム調達における機能要件の表記方法に関する調査研究」（平成 27 年 3 月）を参考
777 に、表記方法の国際標準である BPMN（Business Process Model and Notation）の手法を
778 用いて記述した。

779 なお、本章（第 2 章 業務フロー等）の見出しの番号は、次章（第 3 章 機能要件）の
780 見出しの番号（通し番号）と合致している。

781

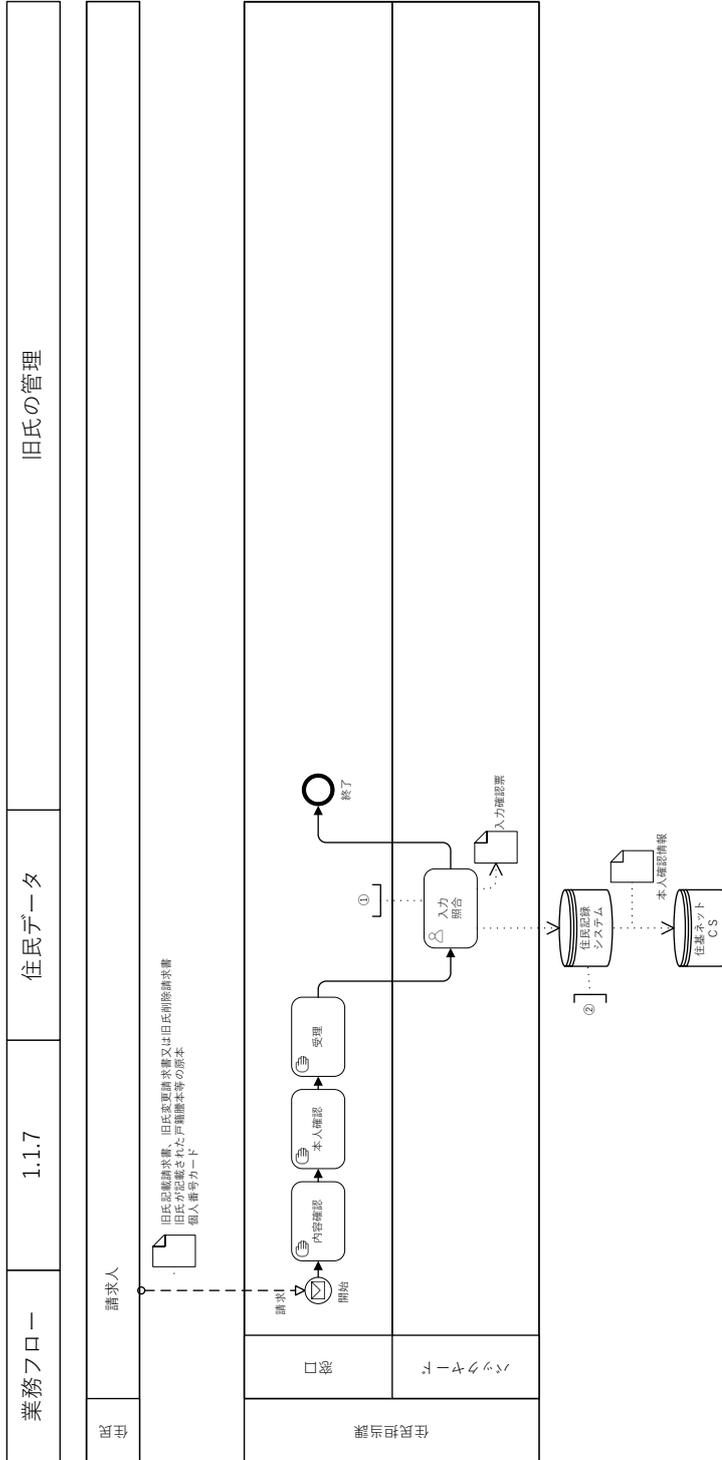
BPMN 凡例



782

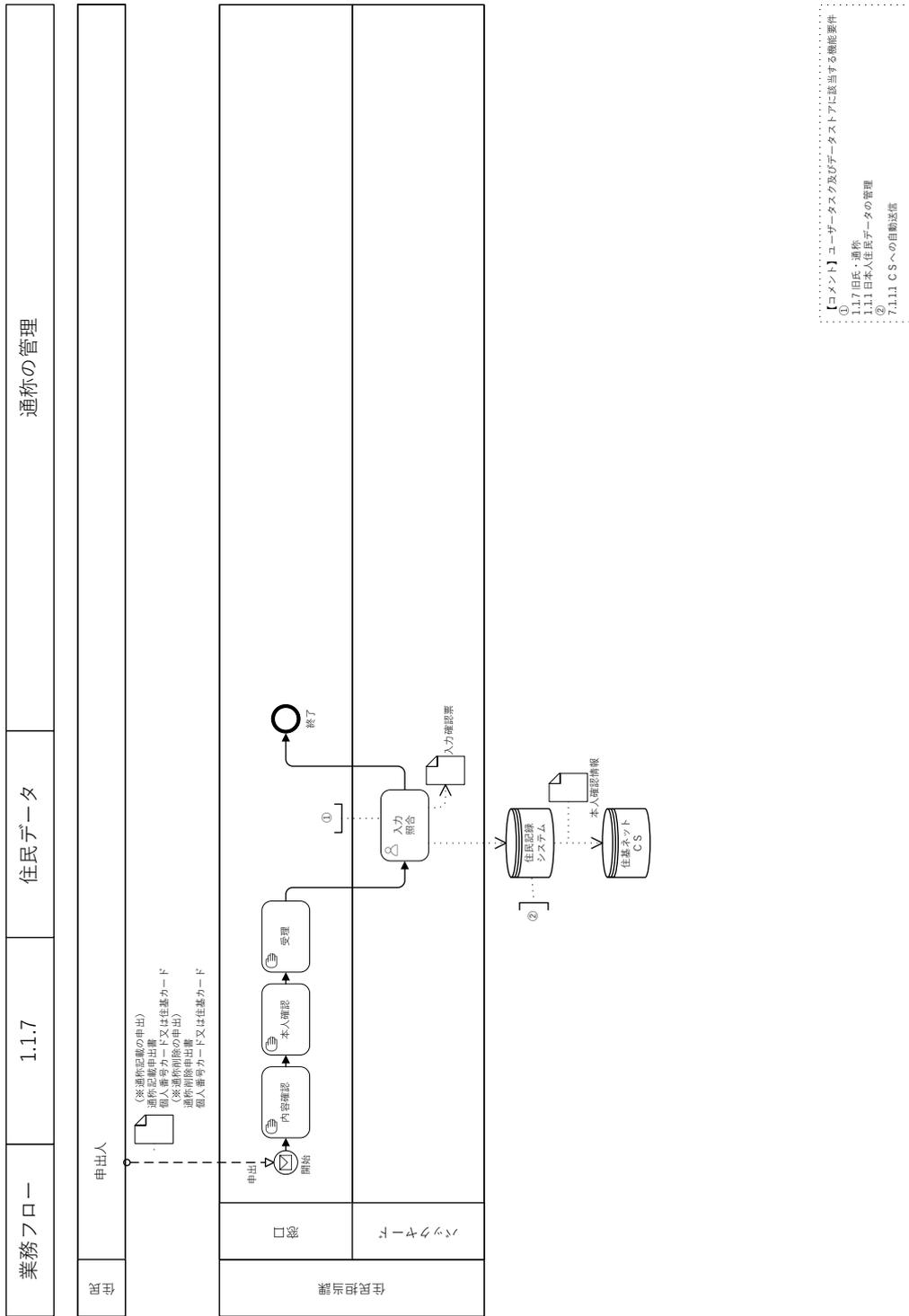
1.1 住民データ

1.1.7 旧氏の管理



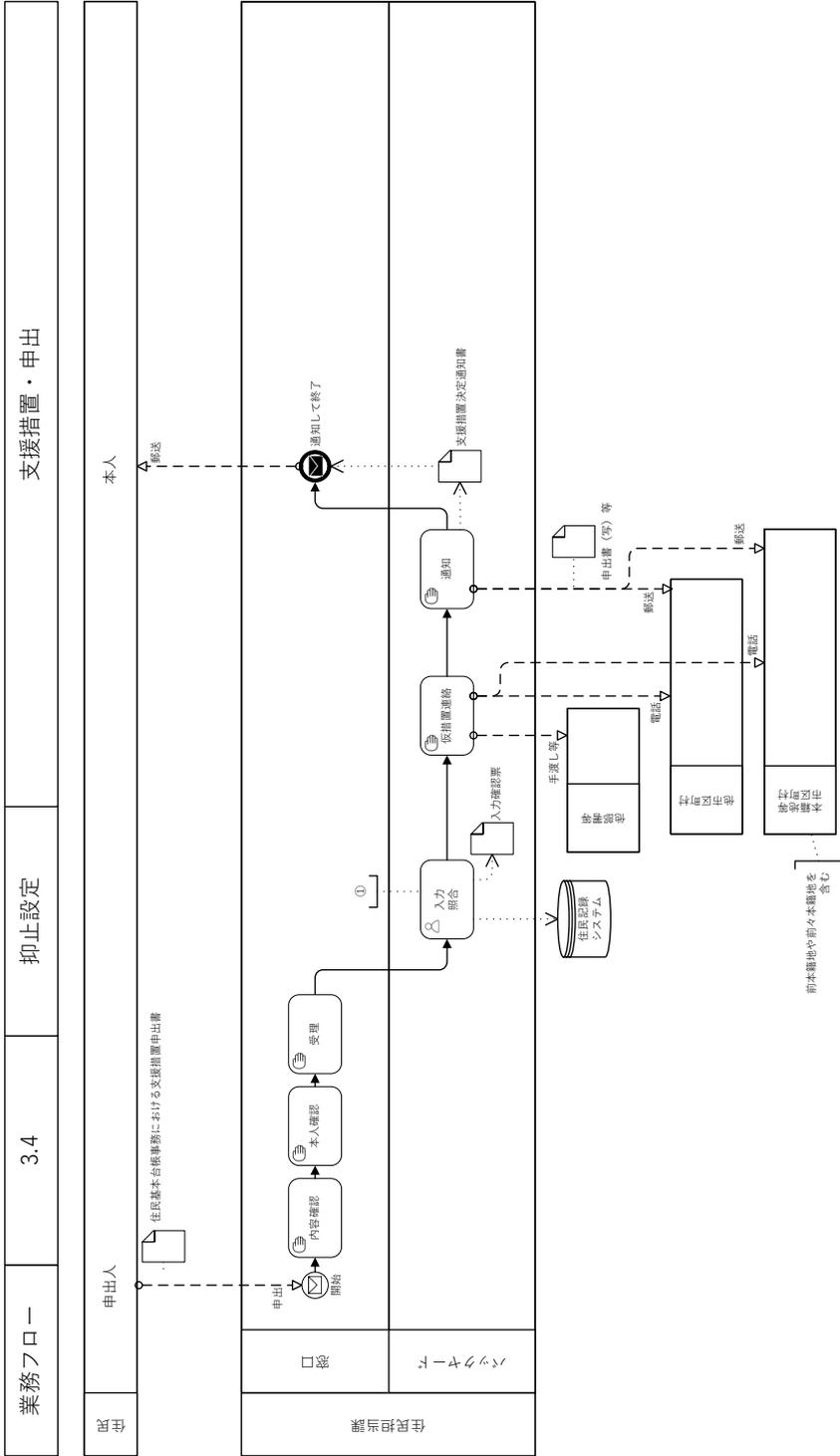
【コメント】ユーザースタック及びユーザーストアに該当する機能要件

- ① 1.1.7 旧氏・通称
- 1.1.1 日本人住民データの管理
- ② 7.1.1.1 CSへの自動送信



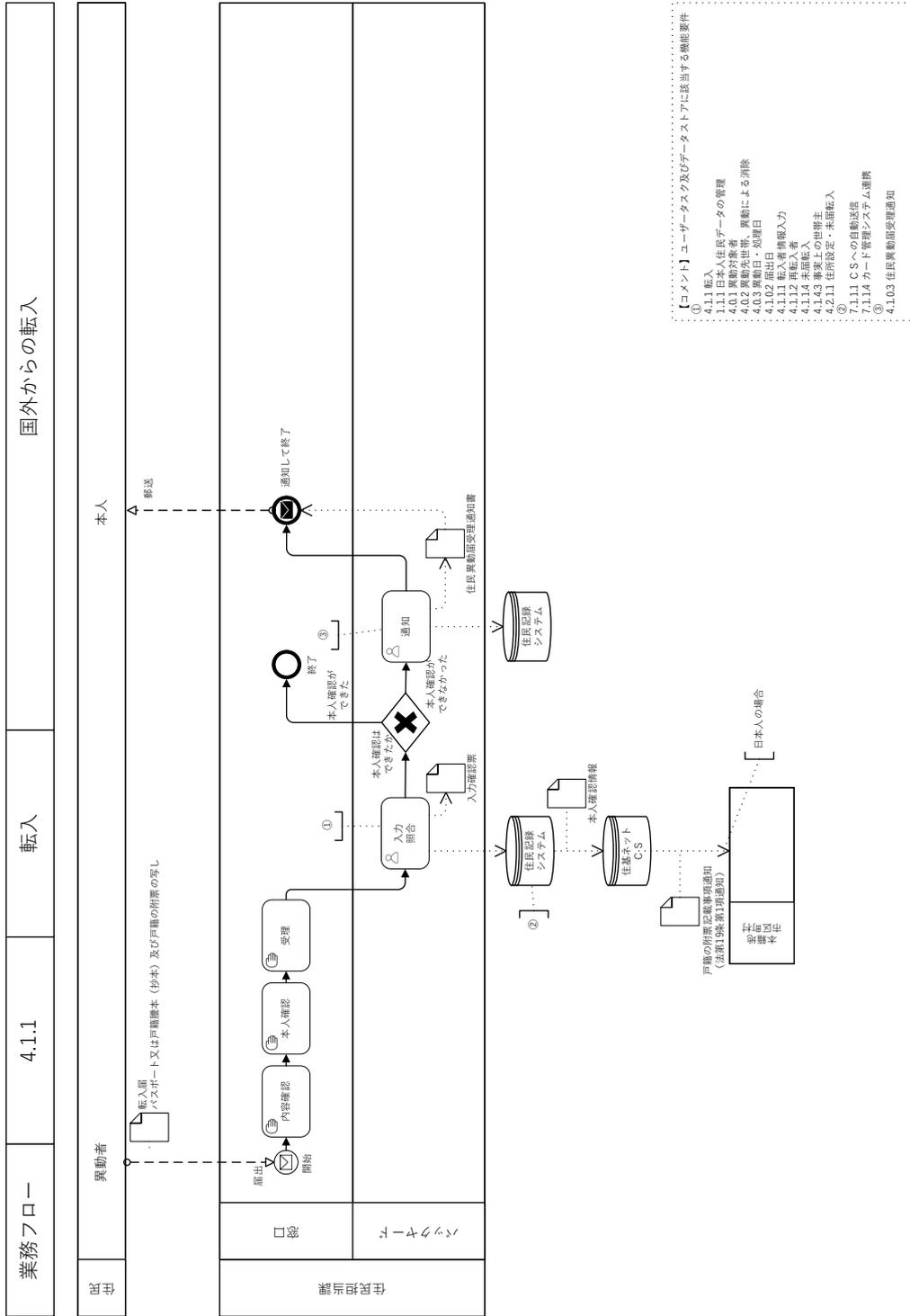
3 抑止設定

3.4 支援措置・申出



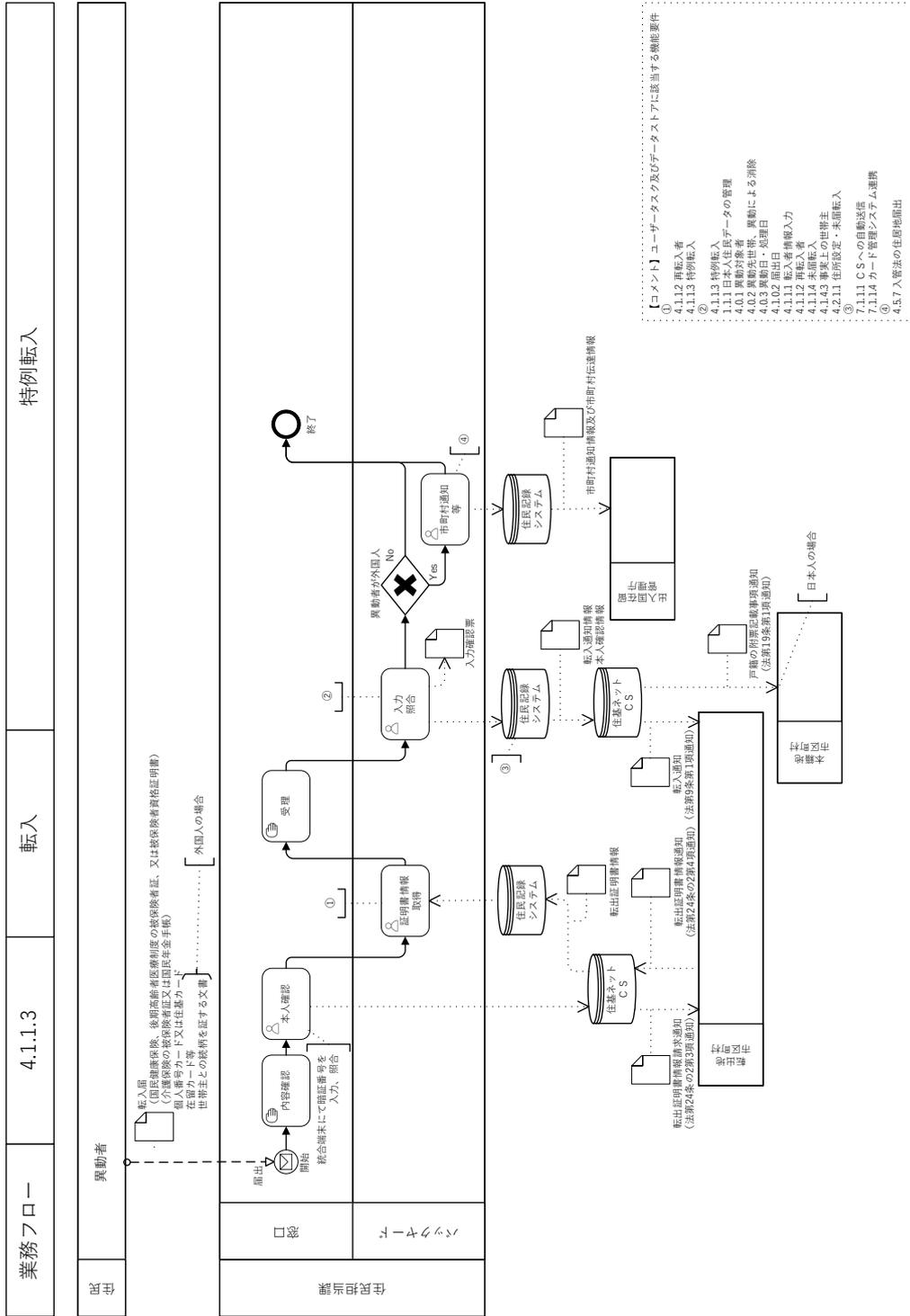
【コメント】ユーザータスク及びユーザーストアに該当する機能要件

- ① 支援措置
- 1.1.15 本人確認
- 1.1.16 支援対象者管理
- 2.2.4 支援対象者照会
- 3.1 異動・発行・照会抑止



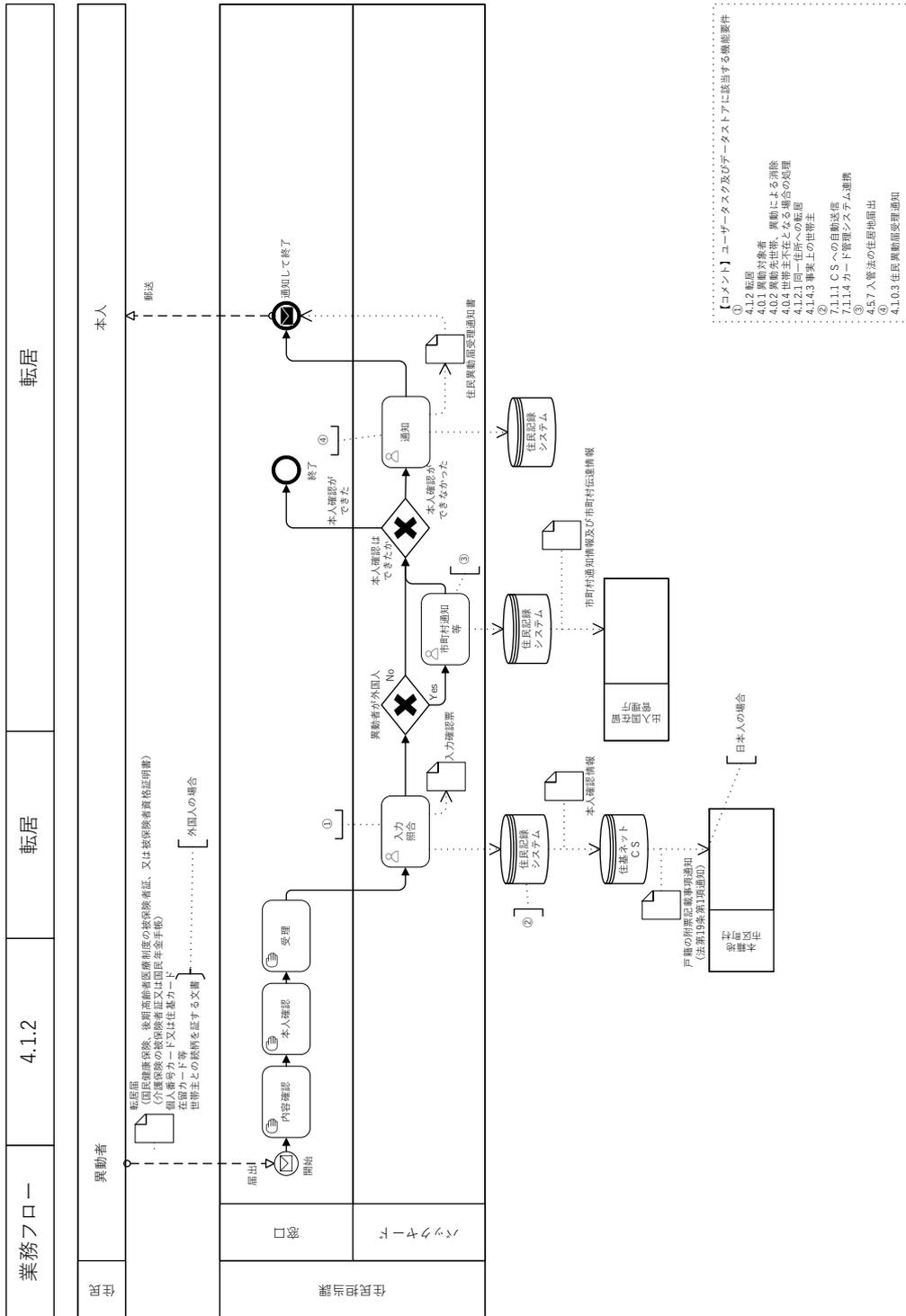
【コメント】ユーザータスク及びデータストアに該当する機能要件

- ① 4.1.1 転入
 - 1.1.1 日本人住民データの管理
 - 4.0.1 異動届受理
 - 4.0.2 異動届受理
 - 4.0.3 異動届受理
 - 4.1.0.2 届出
 - 4.1.1.1 転入者情報入力
 - 4.1.1.4 未届出者情報入力
 - 4.2.1.1 住所設定・転入
- ② 7.1.1.1 CSへの自動送付
- ③ 7.1.1.4 カード管理システム連携
- 4.1.10.3 住民異動届受理通知



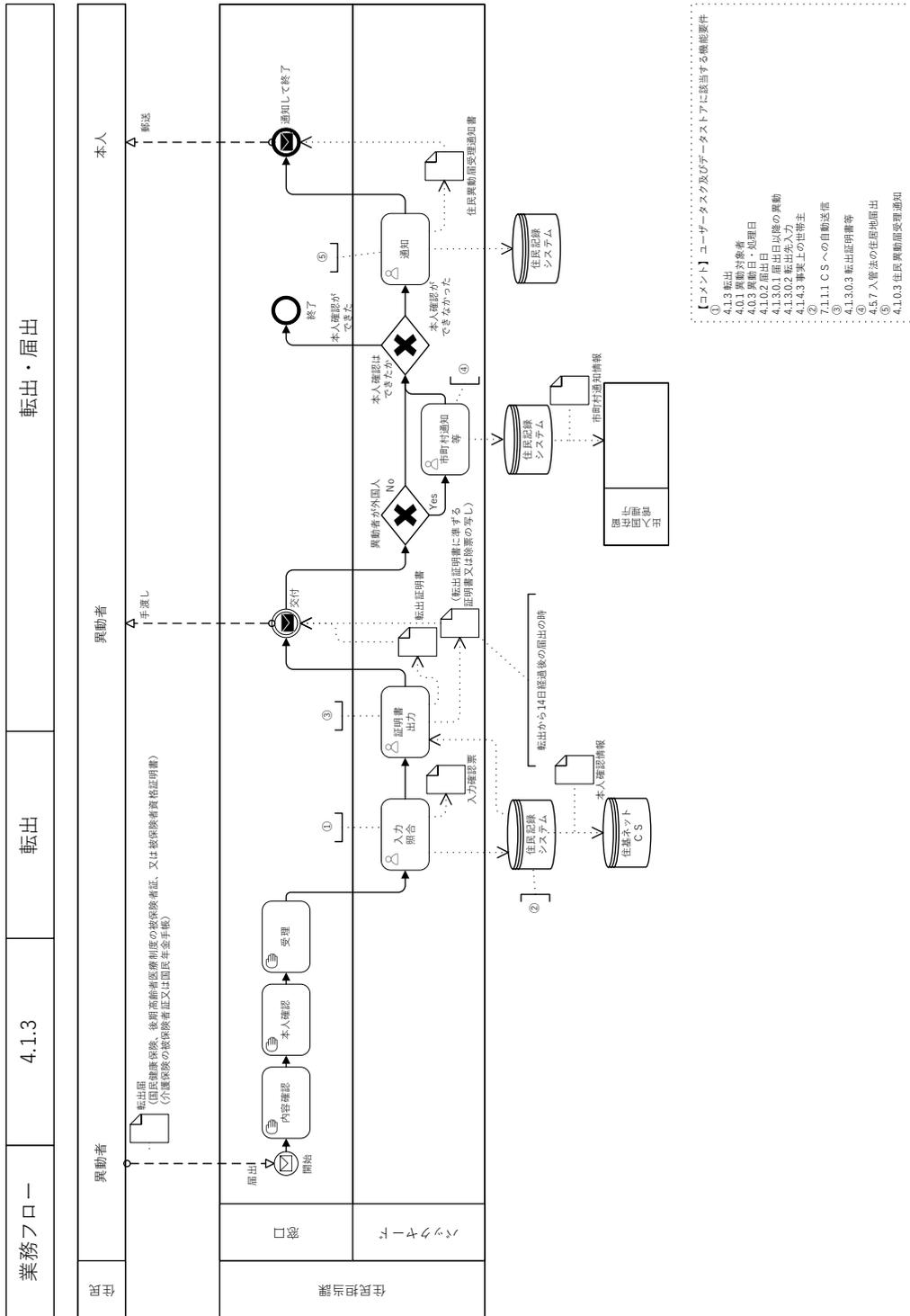
4.1.2 転居

4.1.2 転居



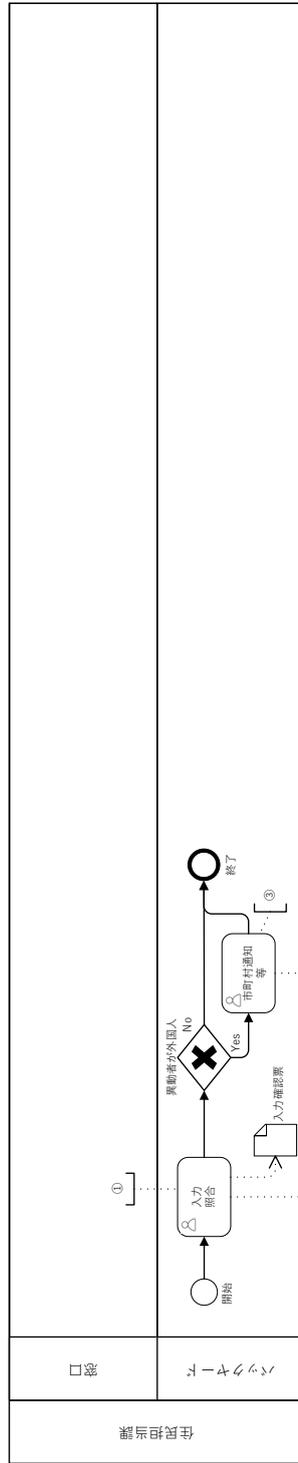
4.1.3 転出

4.1.3 転出・届出

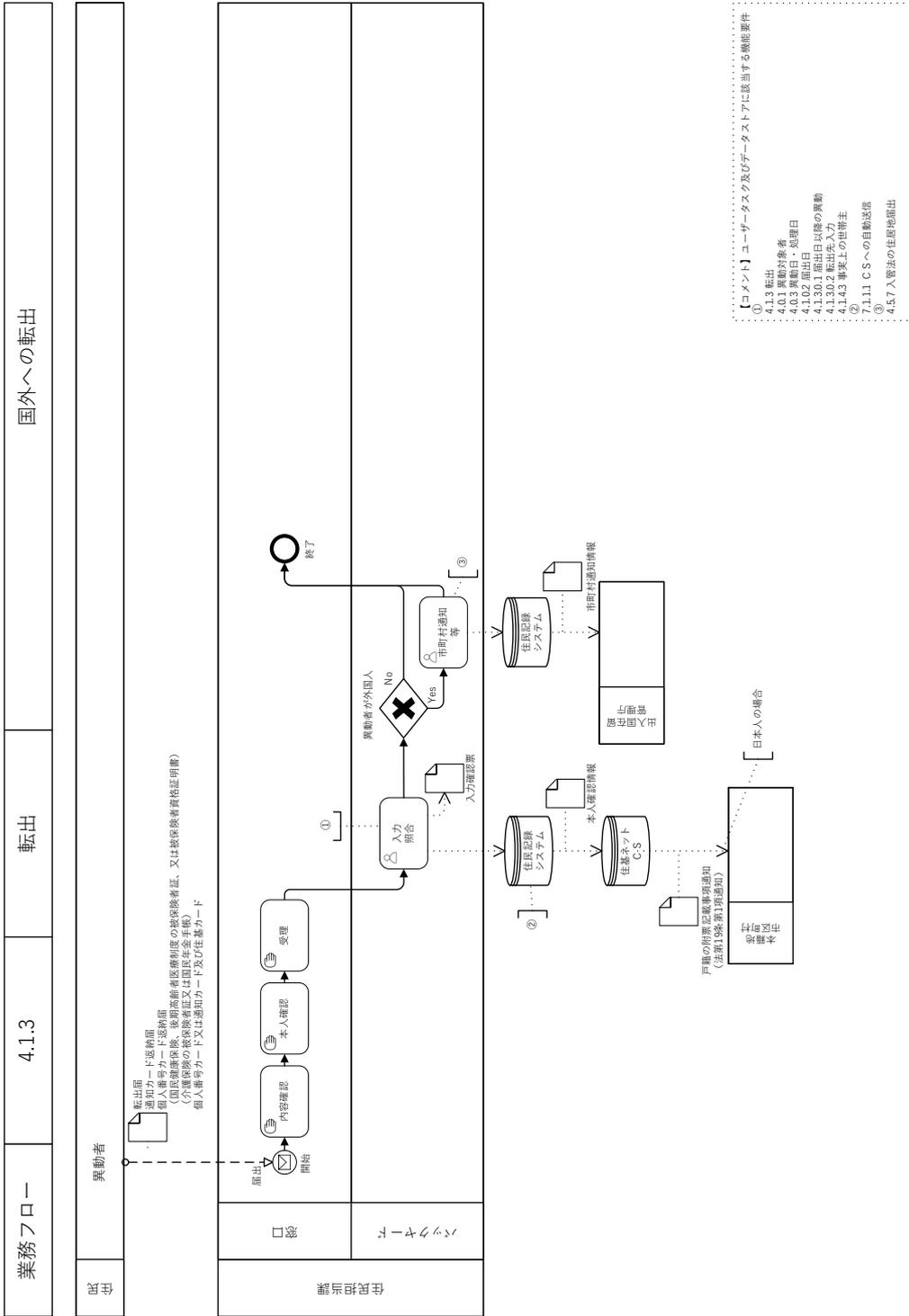


業務フロー	4.1.3	転出	転出・消除
-------	-------	----	-------

概要



- 【コメント】ユーザータスク及びデータストアに該当する機能要件
- ① 4.1.3 転出
 - 4.0.1 異動対象者
 - 4.1.02 届出日・処理日
 - 4.1.03 届出日・山陽の異動
 - 4.1.30.1 転出入力
 - 4.1.30.2 転出入力
 - 4.1.31.1 転入通知の受理
 - 4.1.31.2 CSから受信した転入通知の受理
 - 4.1.31.3 CSからの受信がない場合の転入通知の受理
 - 4.1.43 事実上の世帯主
 - ② 4.1.31.2 CSから受信した転入通知の受理
 - 7.1.11 CSへの自動送信
 - ③ 4.5.7 票法の住居地間出



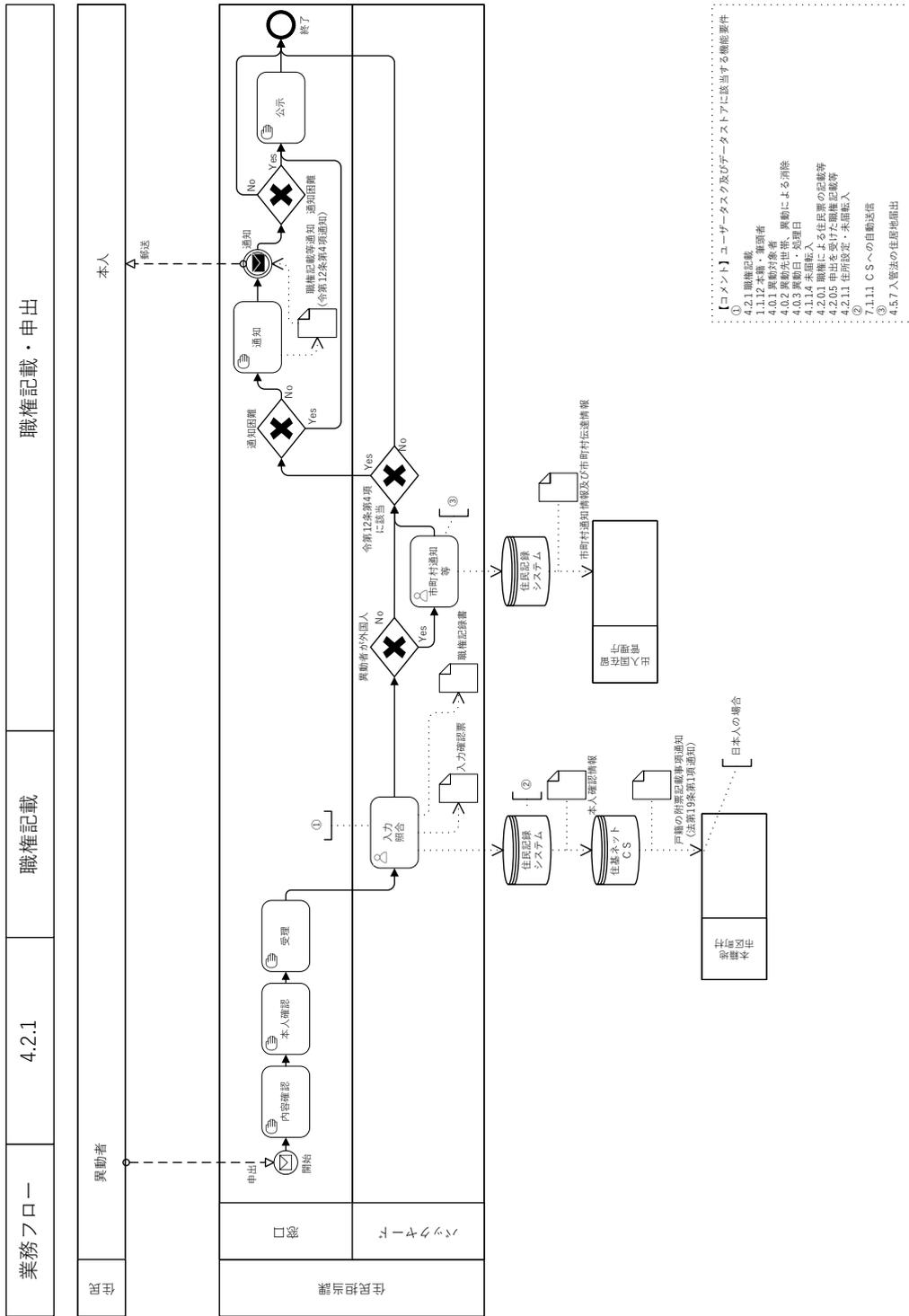
業務フロー	4.1.3.1	転出	転入通知の受理
-------	---------	----	---------

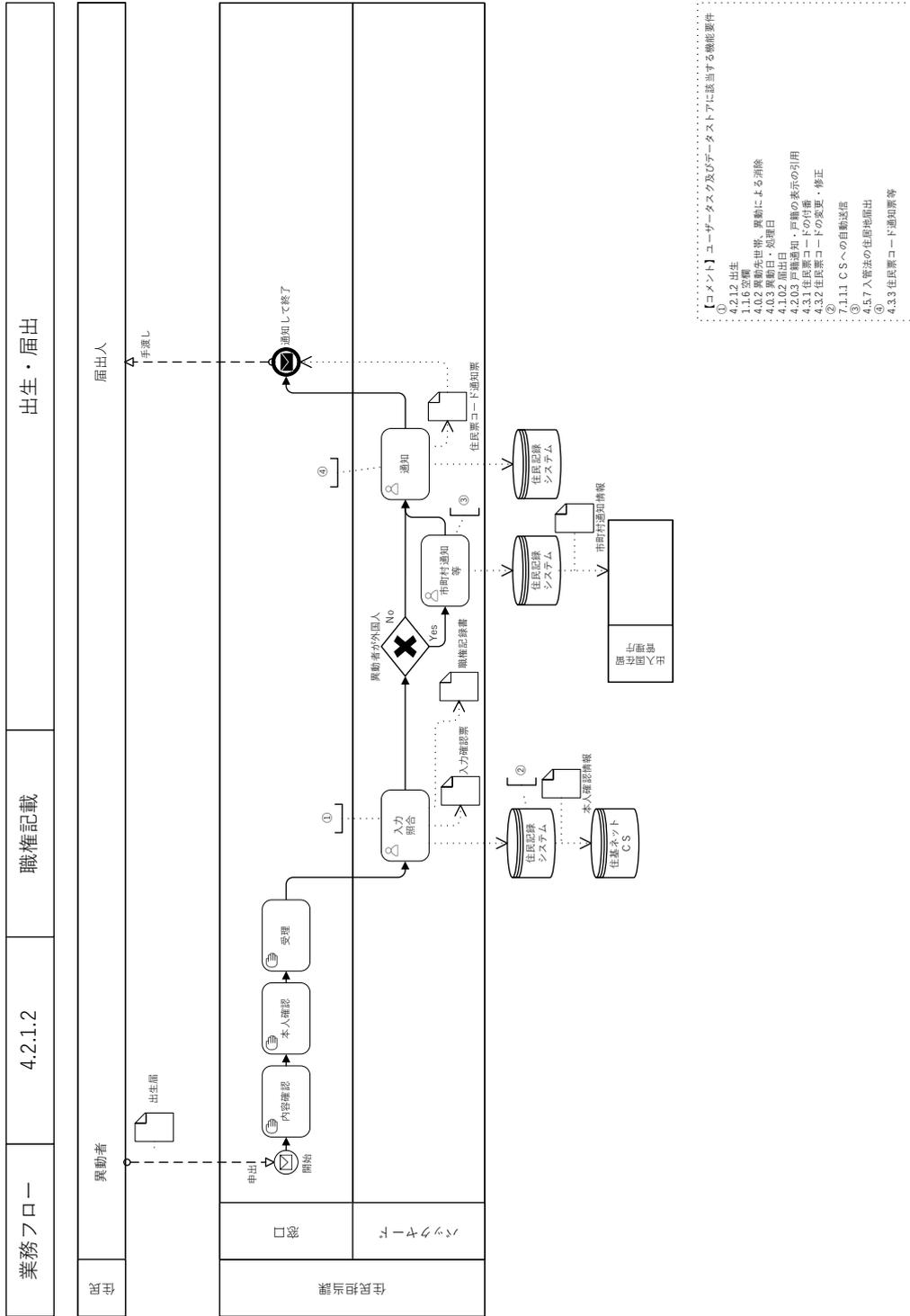
概要

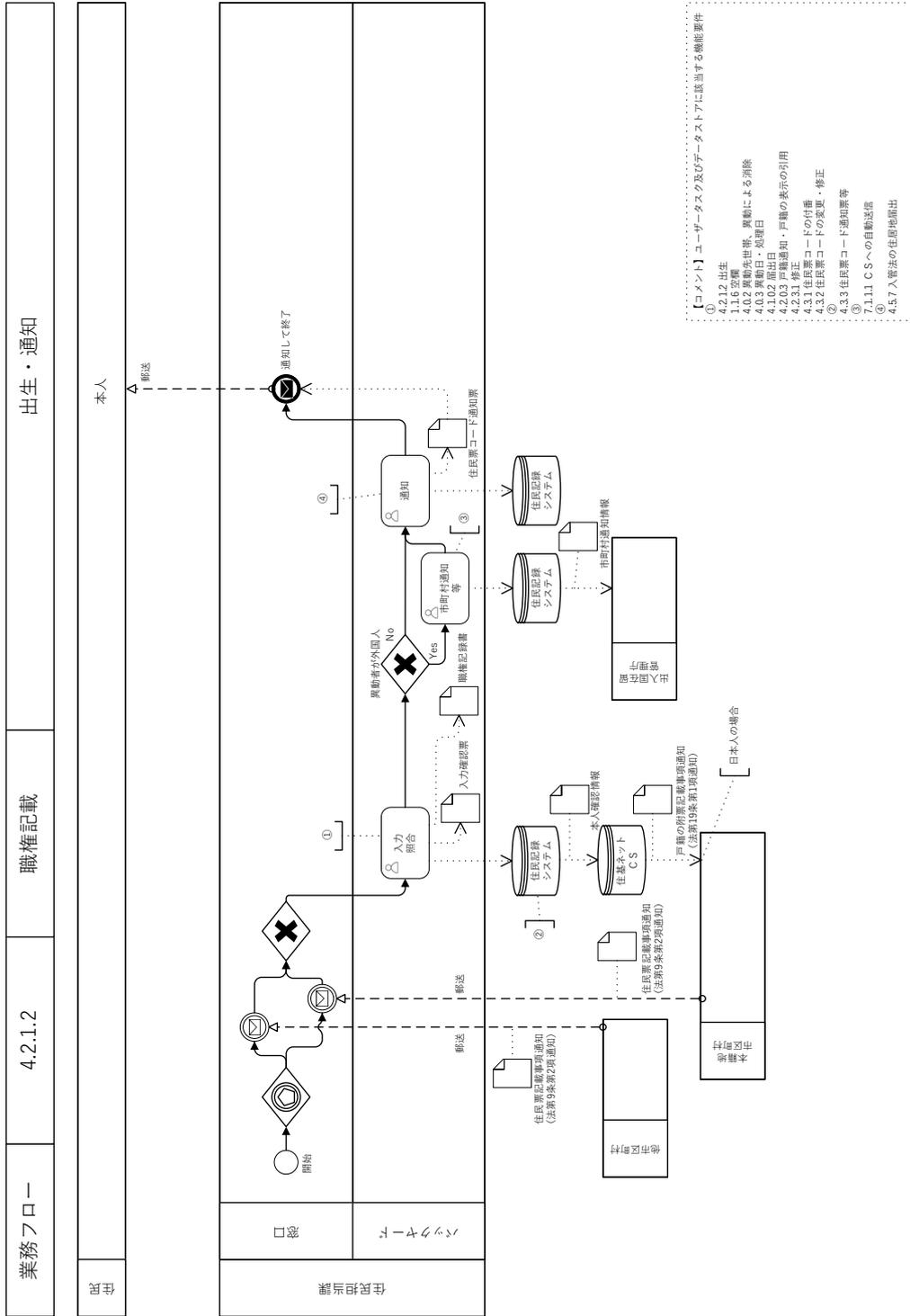
前提	<p>①</p>
プロセス	

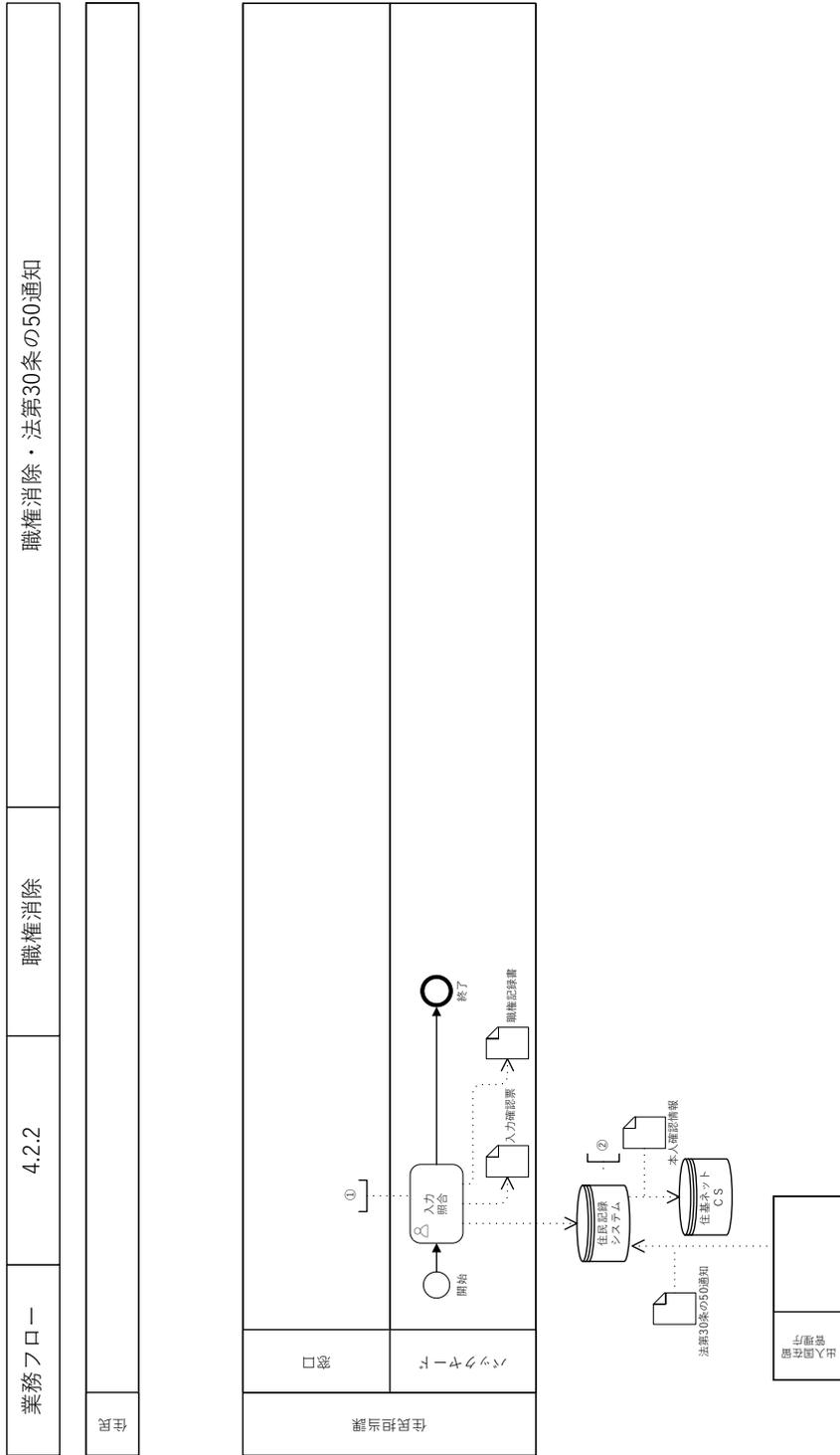
【コメント】ユーザータスク及びデータストアに該当する機能要件

- ① 4.1.3.1 転入通知の受理
- 4.1.3.1.1 転入通知の受理
- 4.1.3.1.2 CSから受信した転入通知の受理
- 4.1.3.1.3 CSからの受信がない場合の転入通知の受理
- ② 4.1.3.1.2 CSから受信した転入通知の受理
- 7.1.1.1 CSへの自動送信



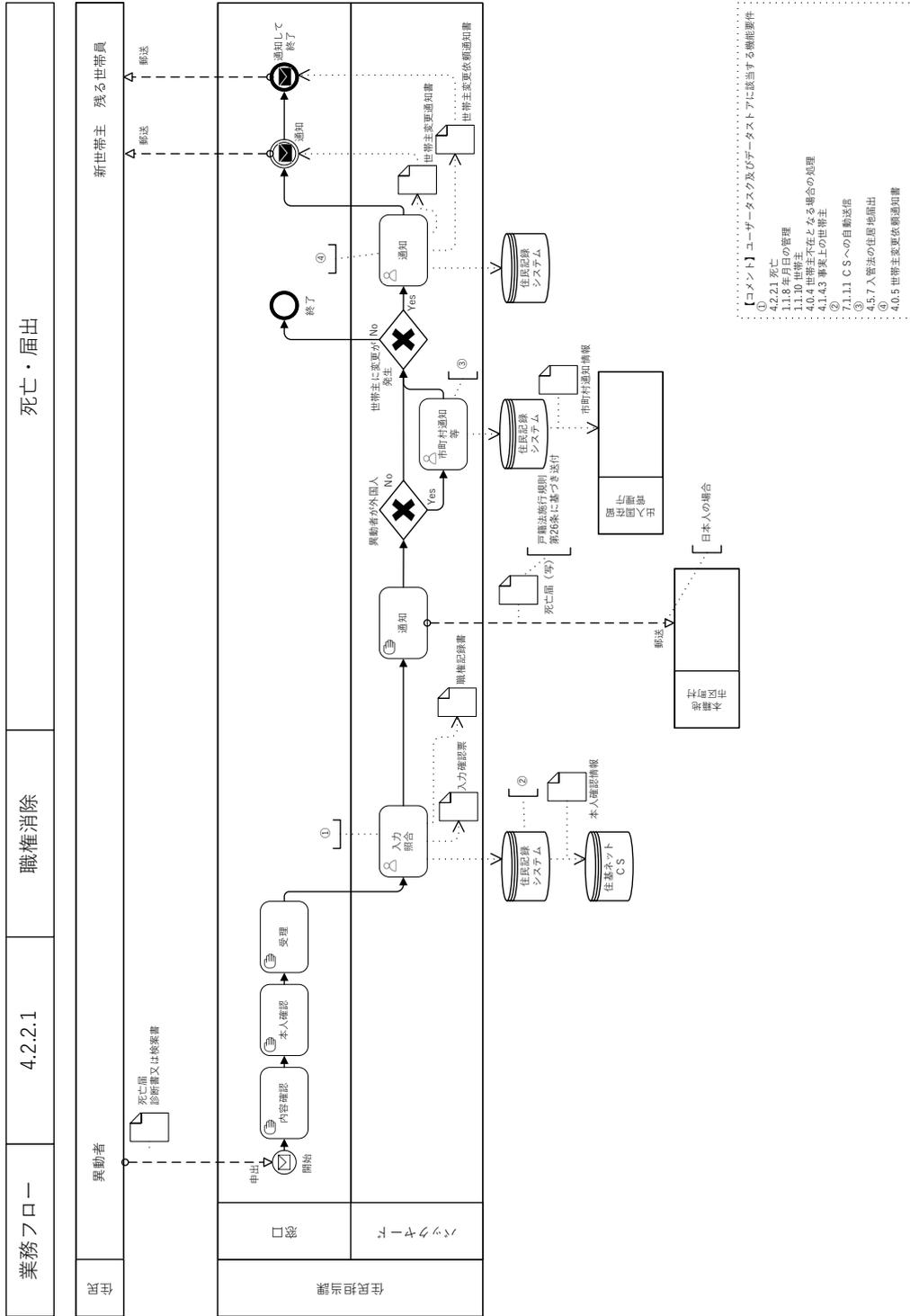


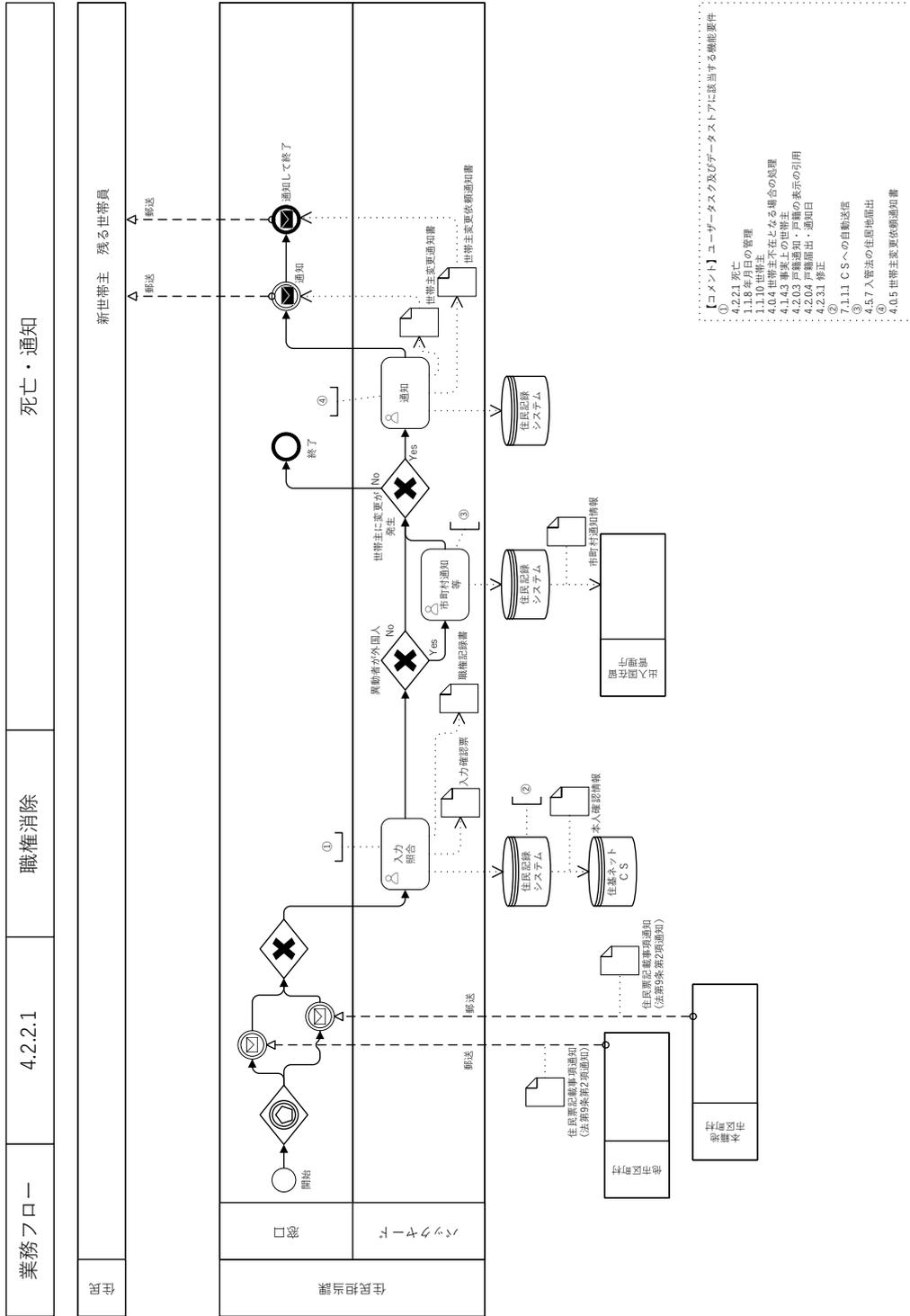


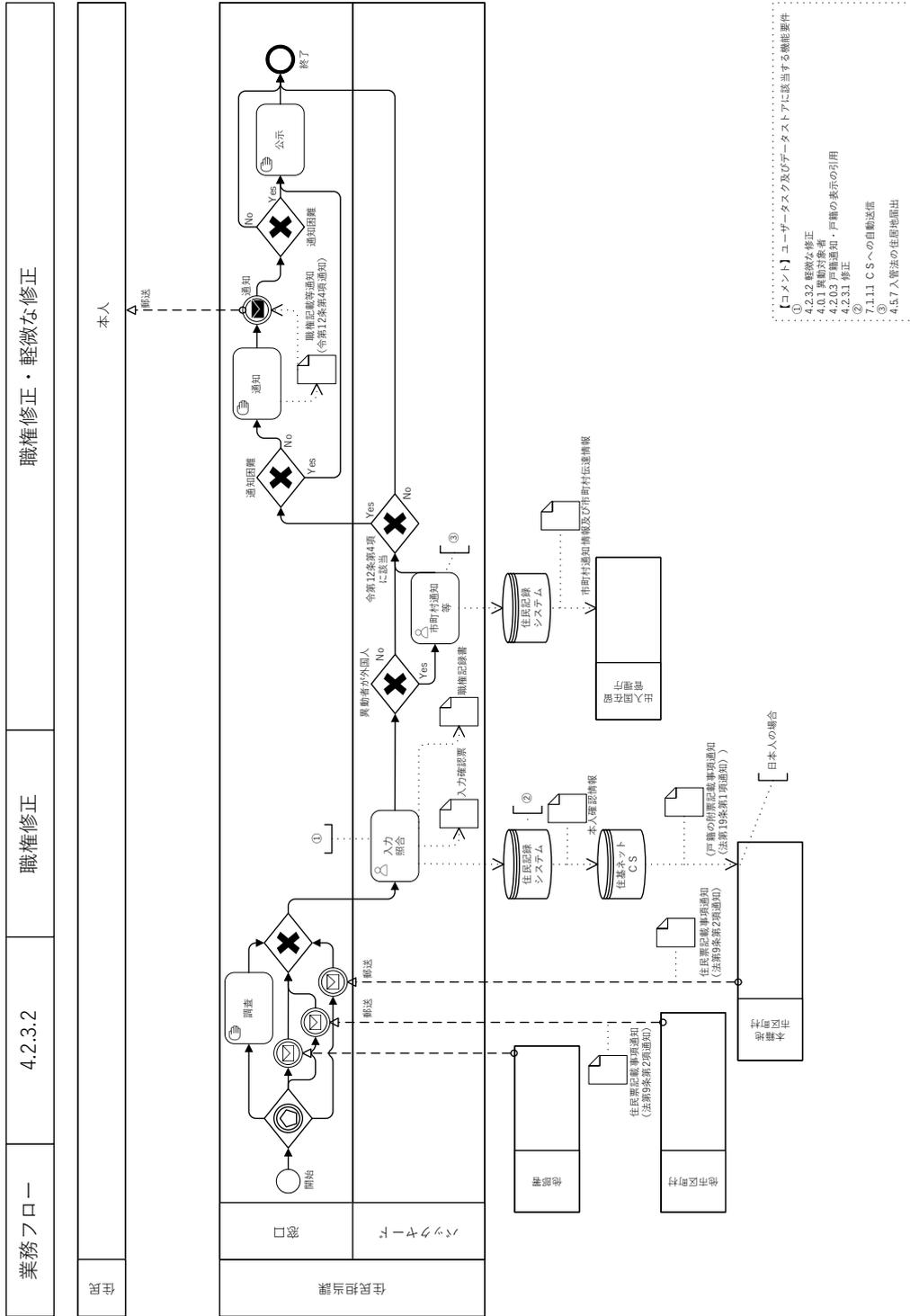


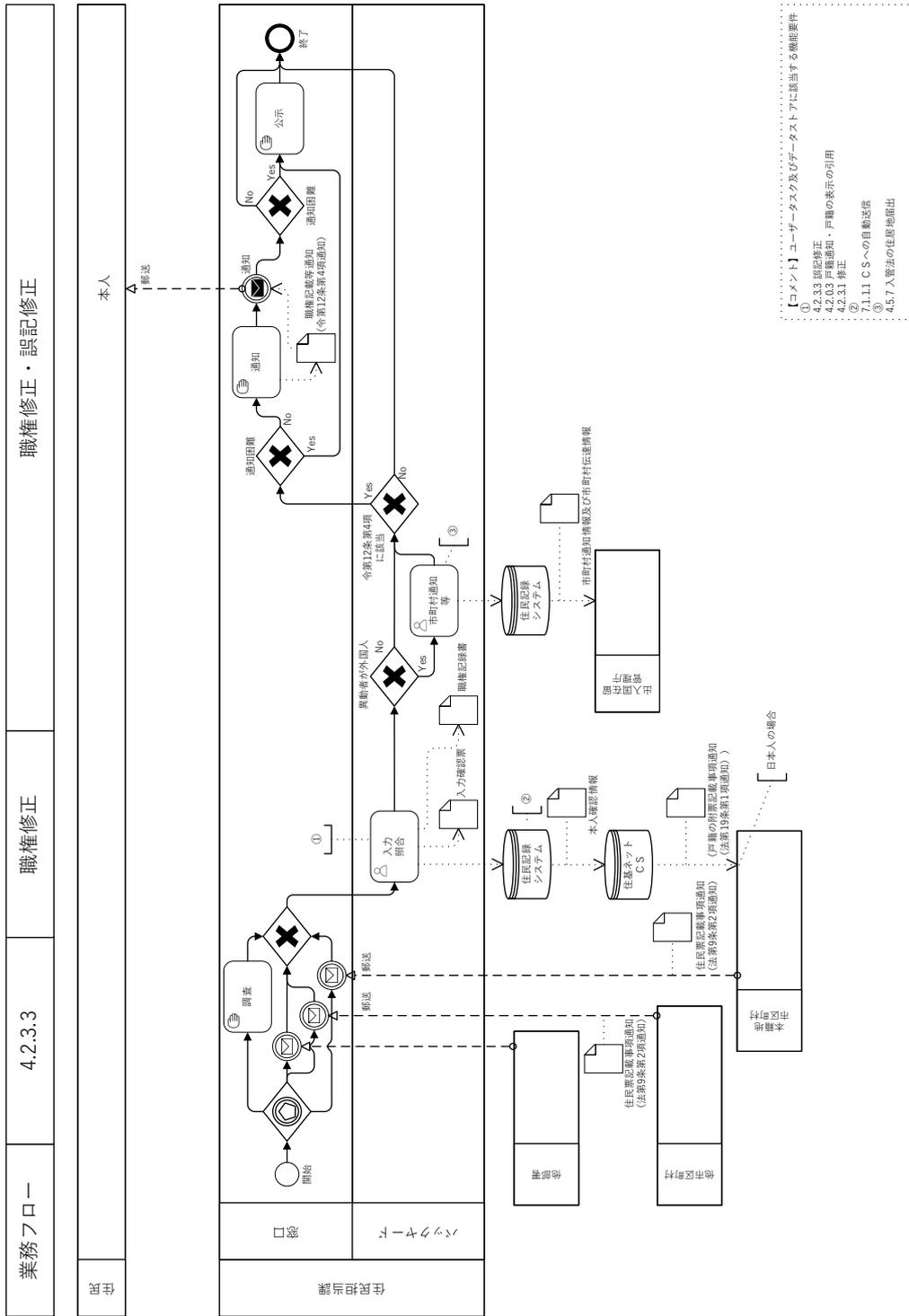
【コメント】ユーザータスク及びアーティストに該当する機能要件

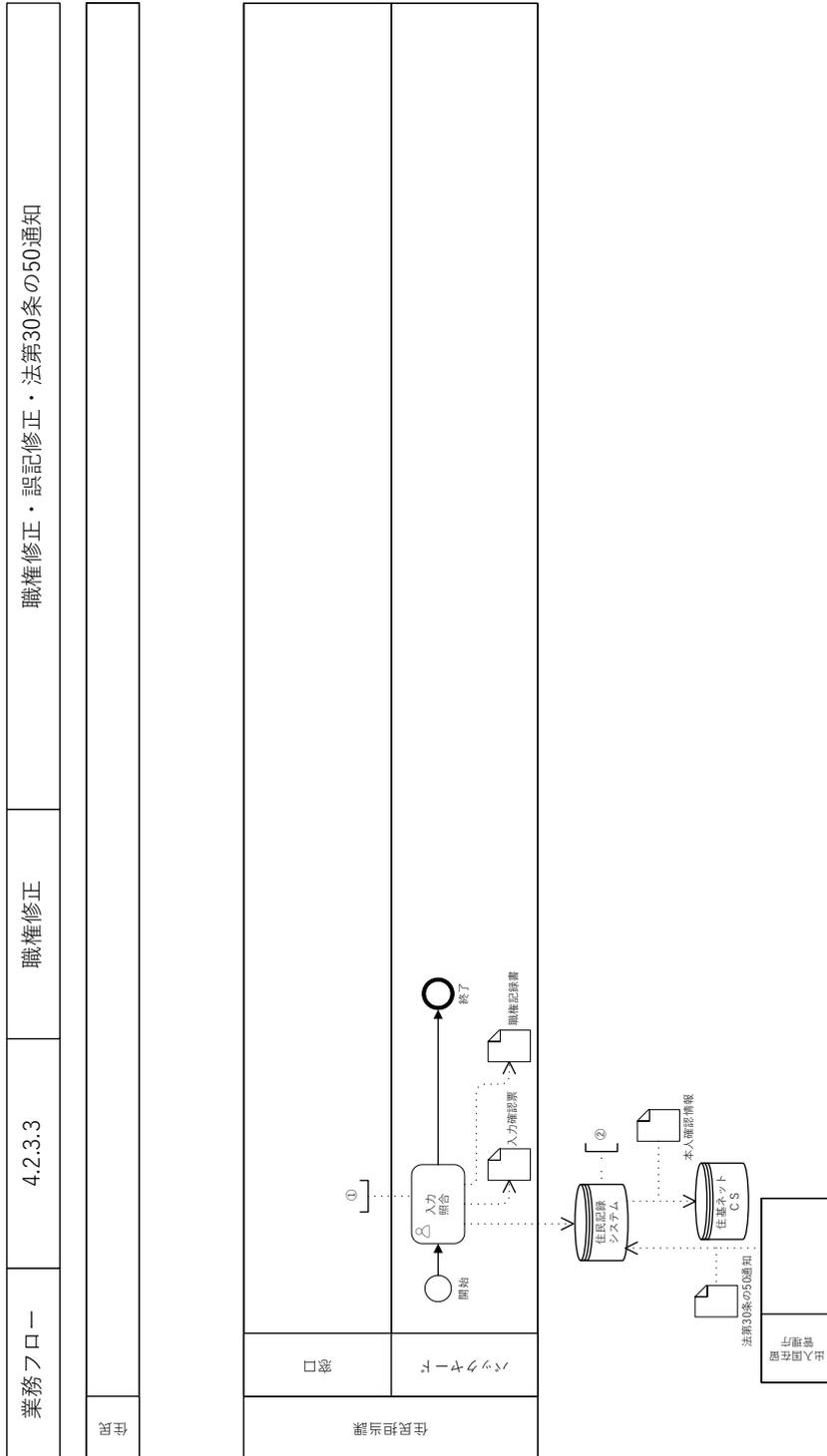
- ① 4.0.2 職権削除
- 4.0.2 職権消滅、異動による消滅
- 4.0.3 異動日・処理日
- 4.0.4 世帯主不在となる場合の処理
- ② 4.5.6 出入国在留管理庁通知に基づく修正及び削除
- 7.11.1 CS への自動送信







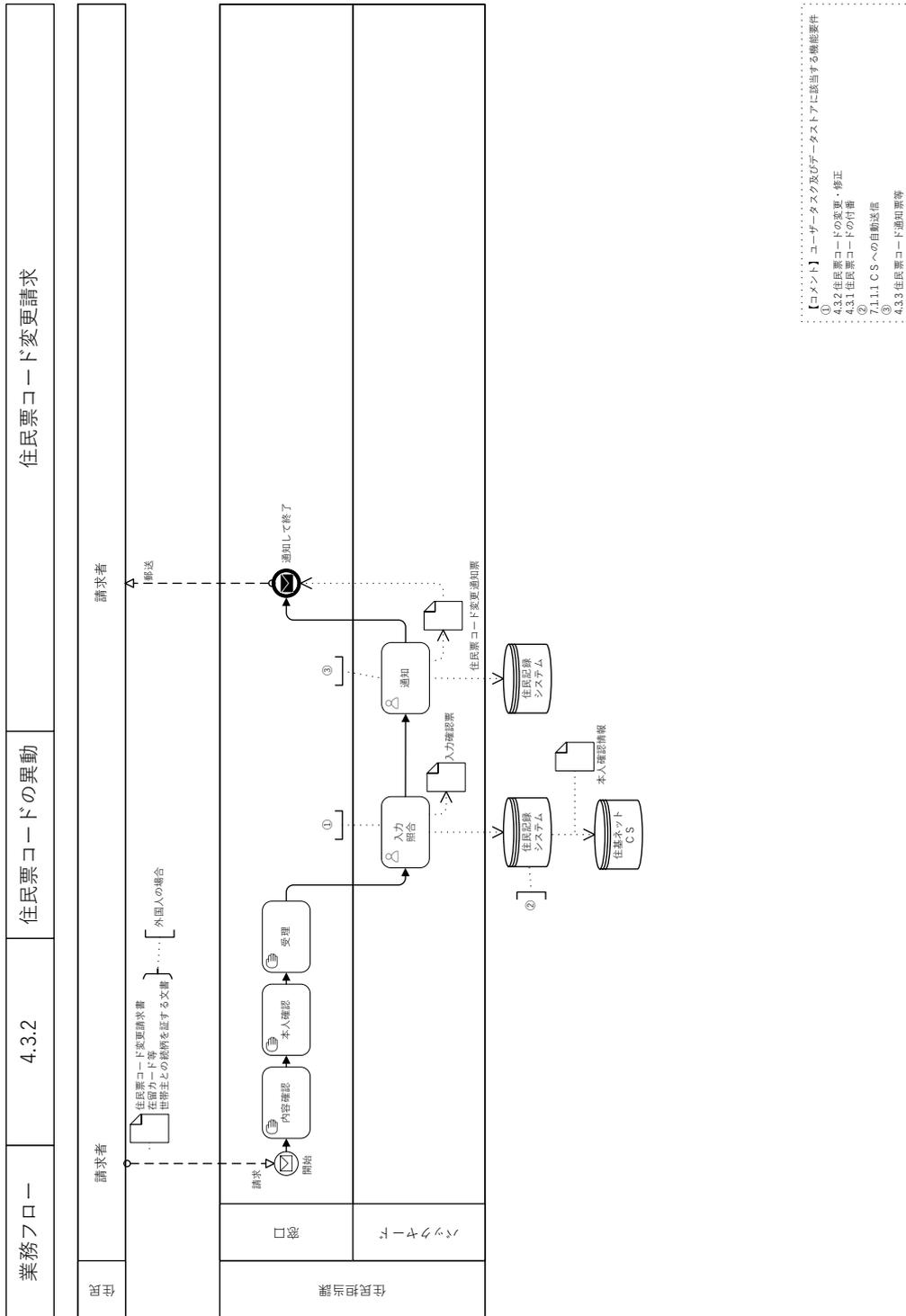


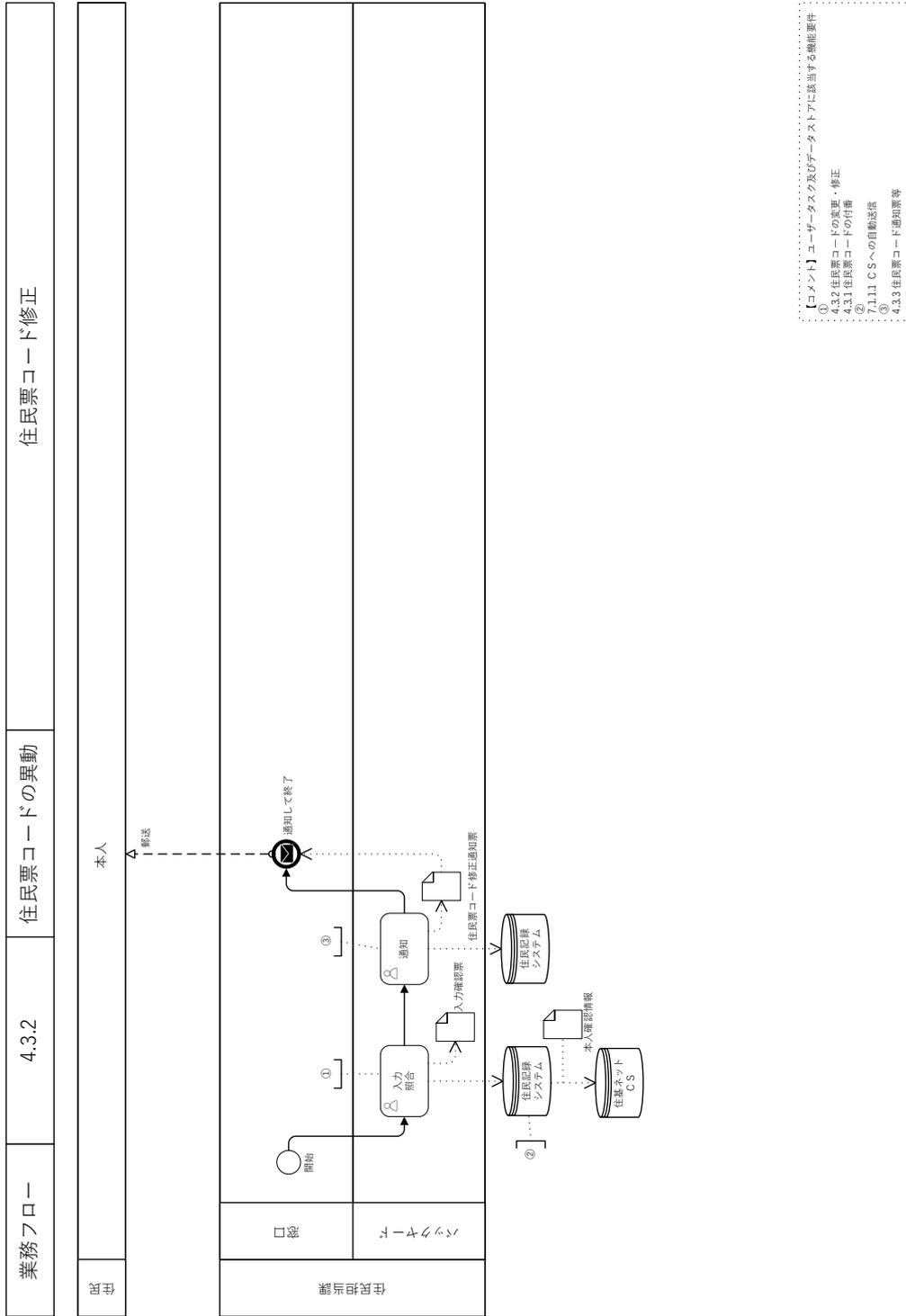


【コメント】ユーザータスク及びユーザストアに該当する機能件
 4.2.3.3 職権修正
 ② 4.5.6 出入国在留管理庁通知に基づく修正及び削除
 7.1.1.1 CSへの自動送信

4.3 住民票コードの異動

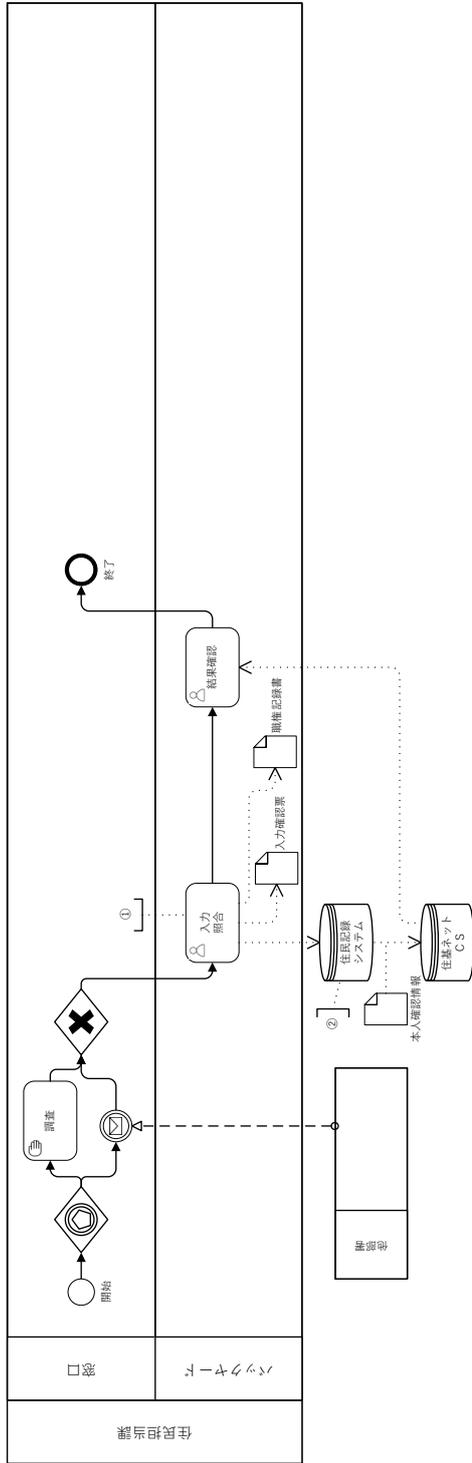
4.3.2 住民票コード変更請求





業務フロー	4.4	個人番号の異動	個人番号の修正
-------	-----	---------	---------

紙書

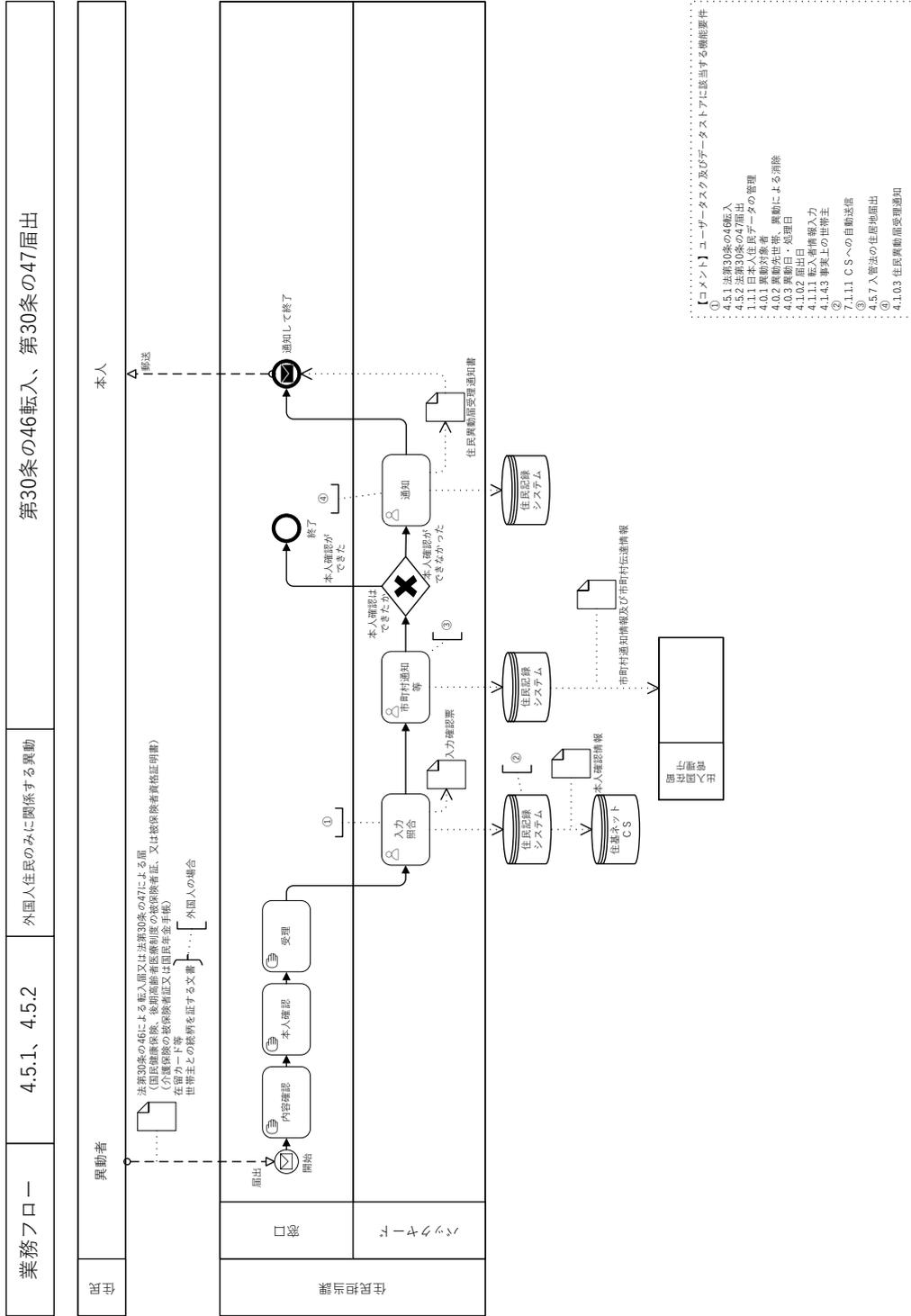


【コメント】ユーザータスク及びデータストアに該当する機能要件

- ① 4.4 個人番号の異動
- 7.1.21 個人番号の生成・変更・修正要求
- ② 7.1.11 CSへの自動送信

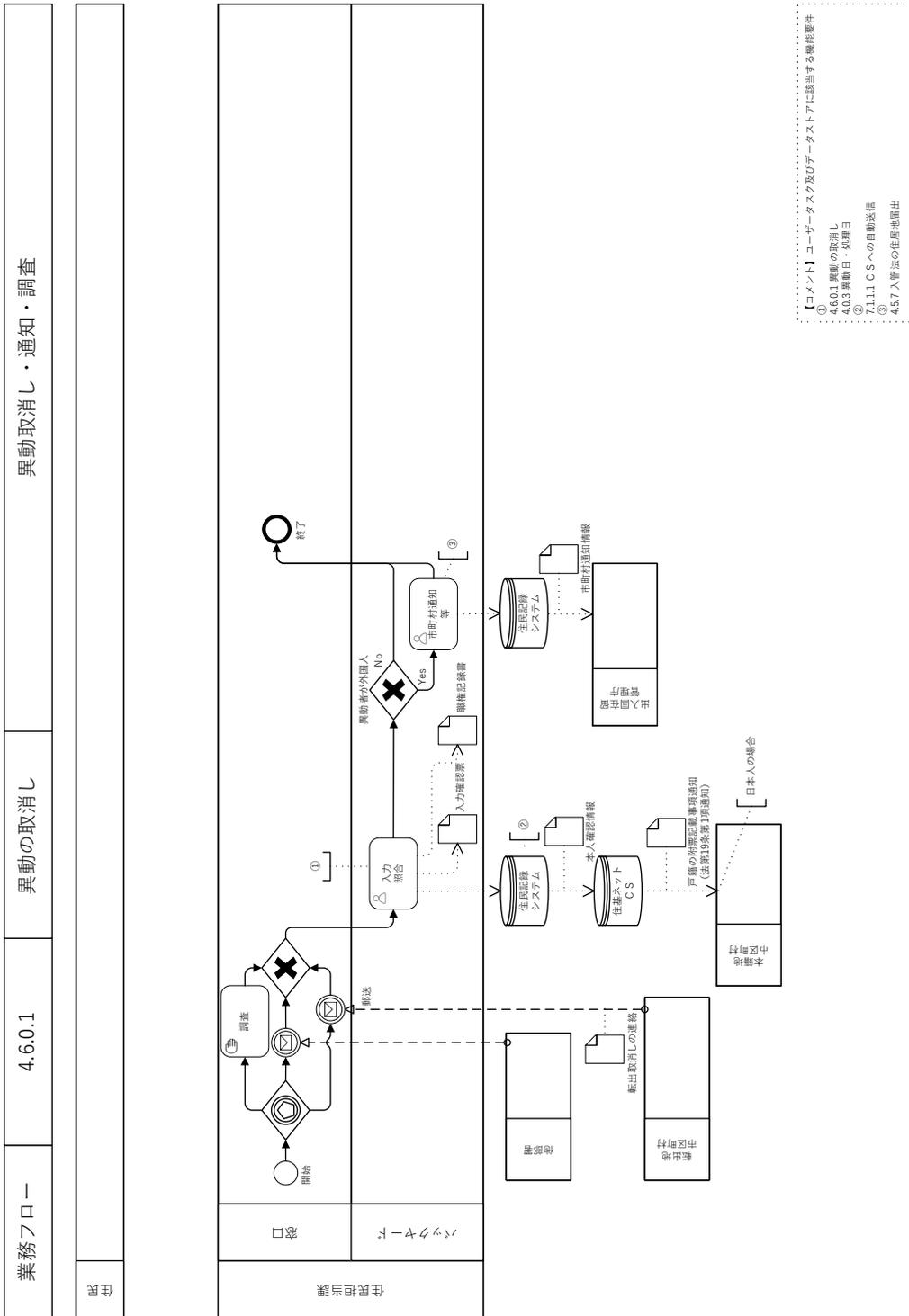
4.5 外国人住民のみに関係する異動

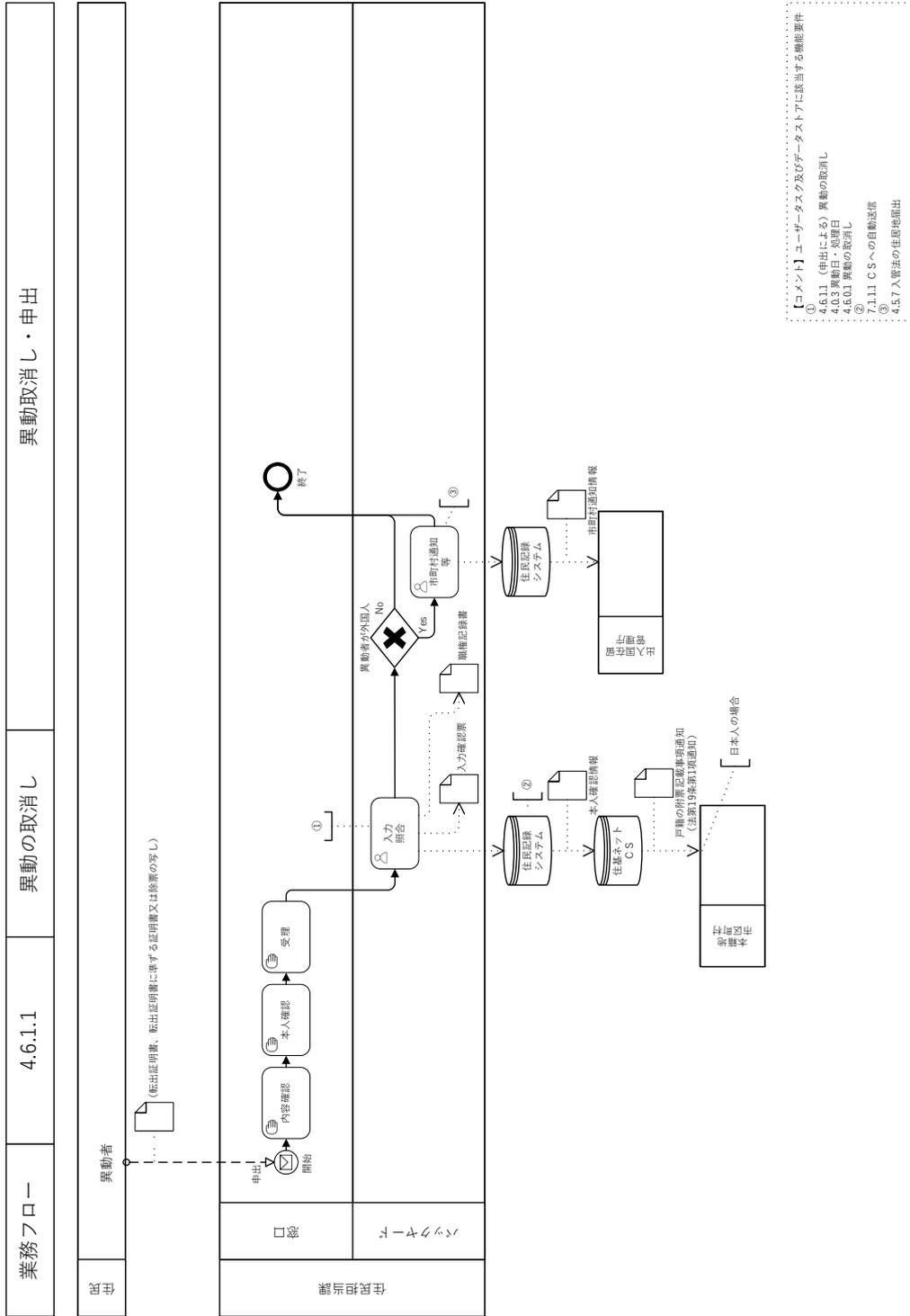
4.5.1、4.5.2 第30条の46転入、第30条の47届出



4.6 異動の取消し

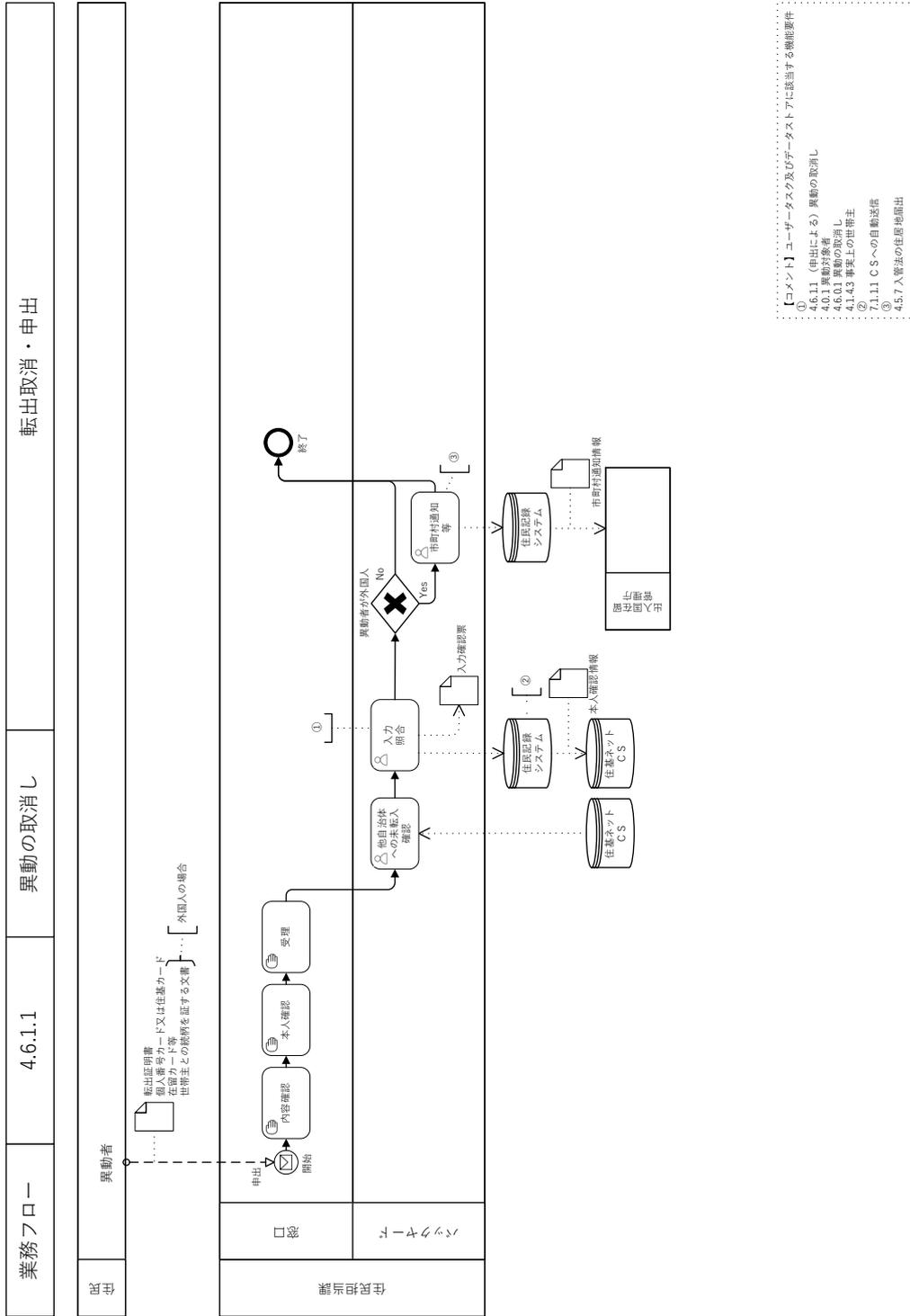
4.6.0.1 異動取消し・通知・調査





【コメント】ユーザータスク及びデータストアに該当する機能要件

- ① 4.6.1.1 (申出による) 異動の取消し
- 4.0.3 異動日・処理日
- 6.0.1 異動の取消し
- ② 7.1.11 CSへの自動送信
- ③ 4.5.7 入籍法の住居地届出

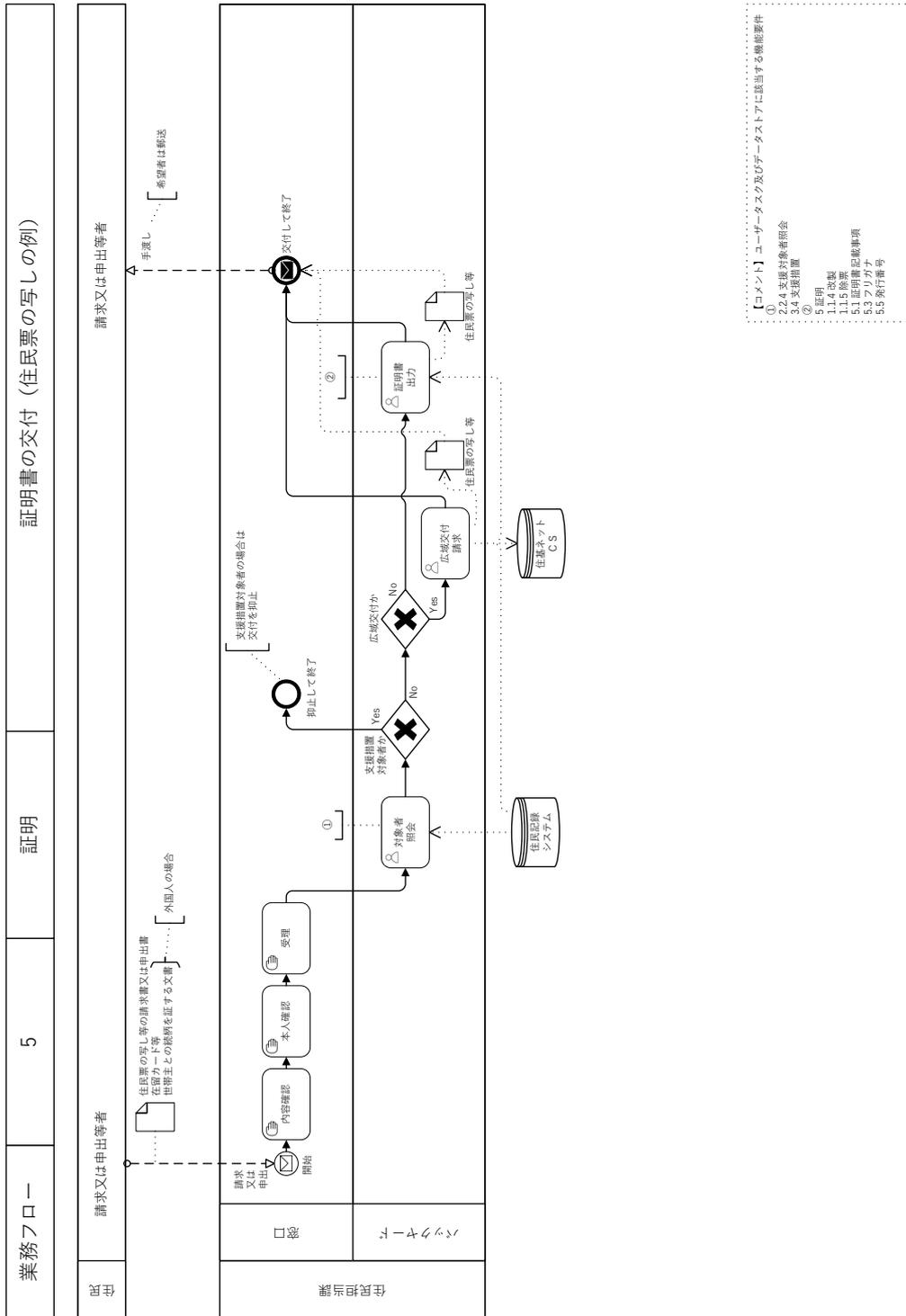


【コメント】ユーザータスク及びデータストアに該当する機能要件

- ① 4.6.1.1 (申出による) 異動の取消し
- 4.0.1 異動対象者
- 4.6.0.1 異動の取消し
- 4.1.4.3 事実上の世帯主
- ② 7.1.1.1 CSへの自動送信
- ③ 4.5.7 入帯法の住居地届出

5 証明

5 証明書の交付（住民票の写しの例）



900

2. DMM (Diamond Mandala Matrix)

901

902

0 住民基本台帳

903

機能構成図	No.1	階層1 住民基本台帳	階層2	階層3
1.1 住民データ	1.2 異動履歴データ	1.3 その他の管理項目	2.1 検索	3.1 異動・発行・照会抑 止
	1 管理項目	2 検索・照会・操作	2.2 照会	3.2 他システム連携
				3.3 削除対象者記載
				3.4 支援措置
				3.5 住民異動不受理
9.1 バッチ管理	9.2 抑制対象者	9.3 除算用データベース への移行	9.4 管理項目	4.0 異動共通
9.8 経過済在者	9 バッチ	9.4 成年校後見人	9.4 抑制設定	4.1 届出
9.7 住所一括変更	9.6 無作為抽出・条件指 定抽出	9.5 住民基本台帳の一部 の写し(回算用)	9.5 住民基本台帳	4.2 職権
	7.1 CS連携・番号連携	7.2 内内他業務連携	7.2 連携	4.3 住民票コードの異動
				4.4 個人番号の異動
				4.5 外国人住民のみに関 係する異動
				4.6 異動の取消し
				5.1 証明書記載事項
				5.2 世帯員の並び順
				5.3 フリガナ
				5.4 方書の記載
				5.5 発行番号
				5.6 公印・職名の印字
				5.7 公用表示
				5.8 文字溢れ対応
				5.9 証明
				6.1 統計
				6.2 統計
				6.3 統計
				6.4 統計
				6.5 統計
				6.6 統計
				6.7 統計
				6.8 統計
				6.9 統計

2 検索・照会・操作

機能構成図	No.3	階層1 住民基本台帳	階層2 検索・照会・操作	階層3
2.1.1 検索機能	2.1.2 検索文字入力	2.2.1 異動履歴照会	2.2.3 文字コード照会等	2.3.1 処理画面
	2.1 検索	2.2.2 交付履歴照会	2.2.4 支遷対象者照会	2.3.2 キーボードのみの画面操作
		2.2 照会		2.3 操作
		2.1 検索	2.2.2 照会	
			2.2.3 操作	
			2 検索・照会・操作	

909

910

911

912

4 異動

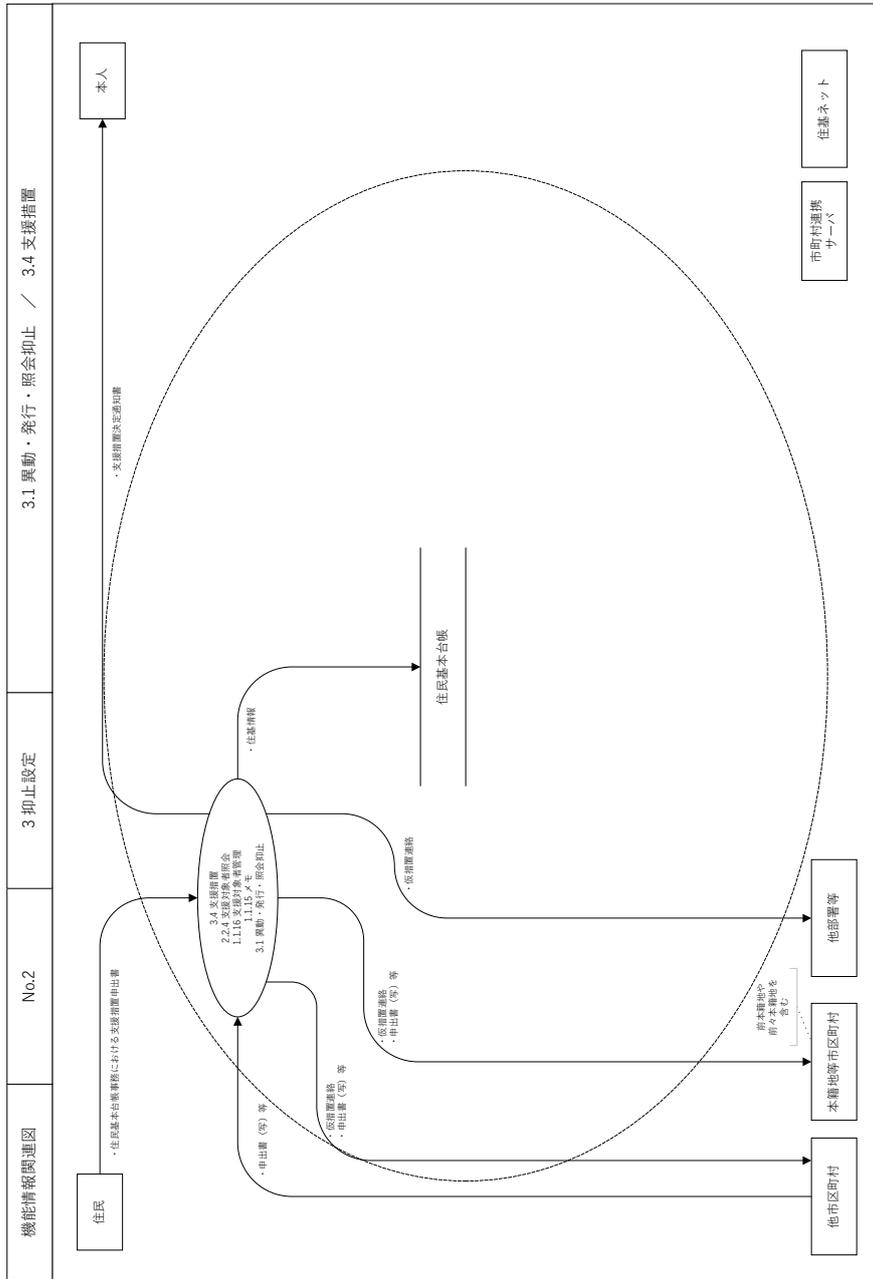
機能構成図	No.4	階層1 住民基本台帳	階層2 異動	階層3
4.0.1 異動対象者	4.0.2 異動対象者、異動による消除	4.0.3 異動日・処理日	4.1.1 転入	4.2.0 職権共通
4.0.8 審査・決裁	4.0 異動未通	4.0.4 世帯主不在となる場合の処理	4.1 届出	4.2 職権
4.0.7 方書入力補助	4.0.6 本籍入力補助	4.0.5 世帯主変更依頼通知書	4.1.4 世帯変更	
4.0.9 入力確認・修正	4.0.10 一括入力	4.0 異動共通	4.2 職権	4.3.1 住民票コードの付番
	4.0 異動未通	4.0.1 異動	4.3 住民票コードの異動	4.3.2 住民票コードの変更・修正
		4.5 外国人住民のみに関係する異動	4.4 個人番号の異動	4.3 住民票コードの異動
4.6.0 異動の取消し共通	4.6.1 (申出による)異動の取消し	4.6 異動の取消し	4.5.1 法第30条の46転入	
		4.6.1 異動の取消し	4.5.2 法第30条の47届出	
		4.6.1 異動の取消し	4.5.3 国籍取得	
		4.6.1 異動の取消し	4.5.4 国籍取得	
		4.6.1 異動の取消し	4.5.5 国籍喪失	
		4.6.1 異動の取消し	4.5.6 出入国在留管理庁通知に基づく修正及び消除	
		4.6.1 異動の取消し	4.5.7 入籍法の住居地届出消除	

937

3 抑止設定

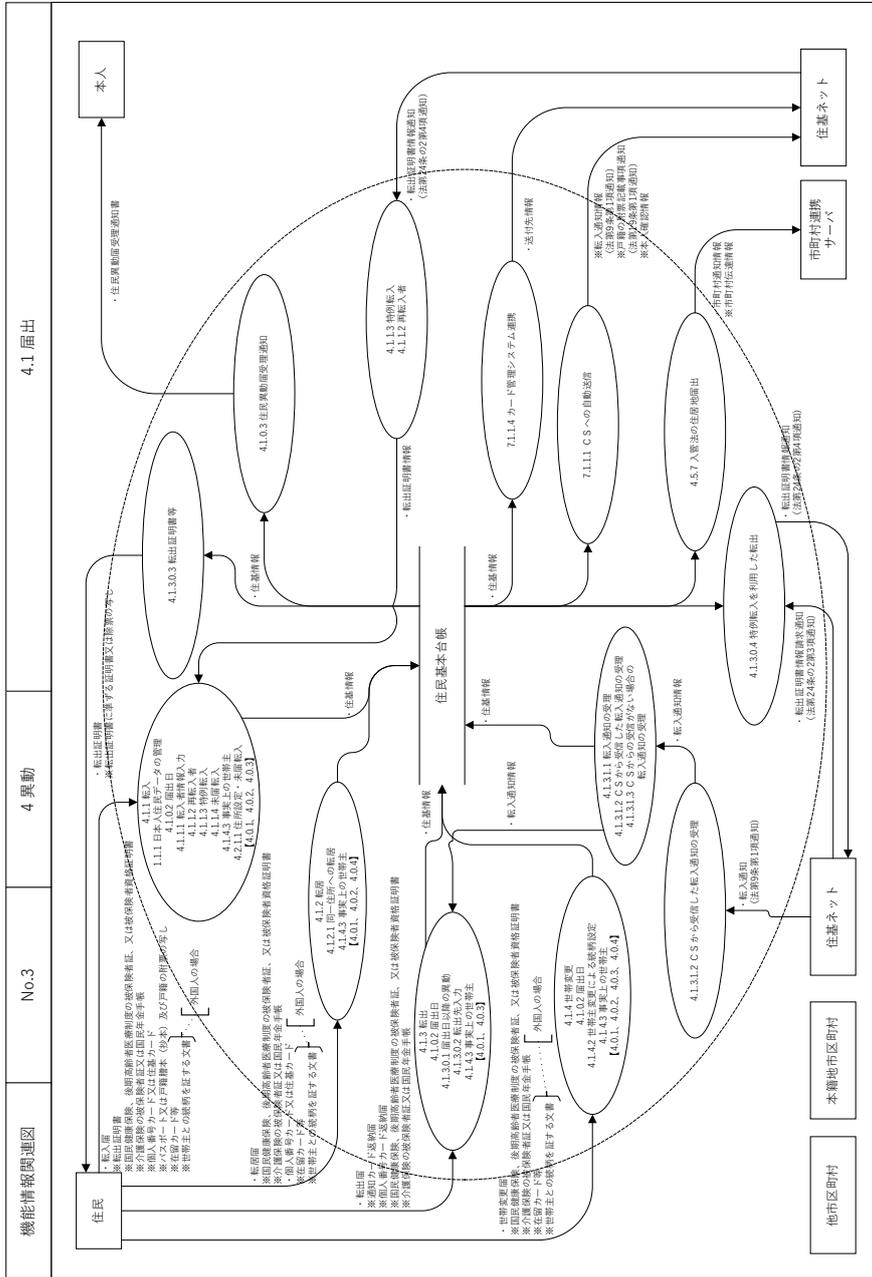
938 3.1 異動・発行・照会抑止

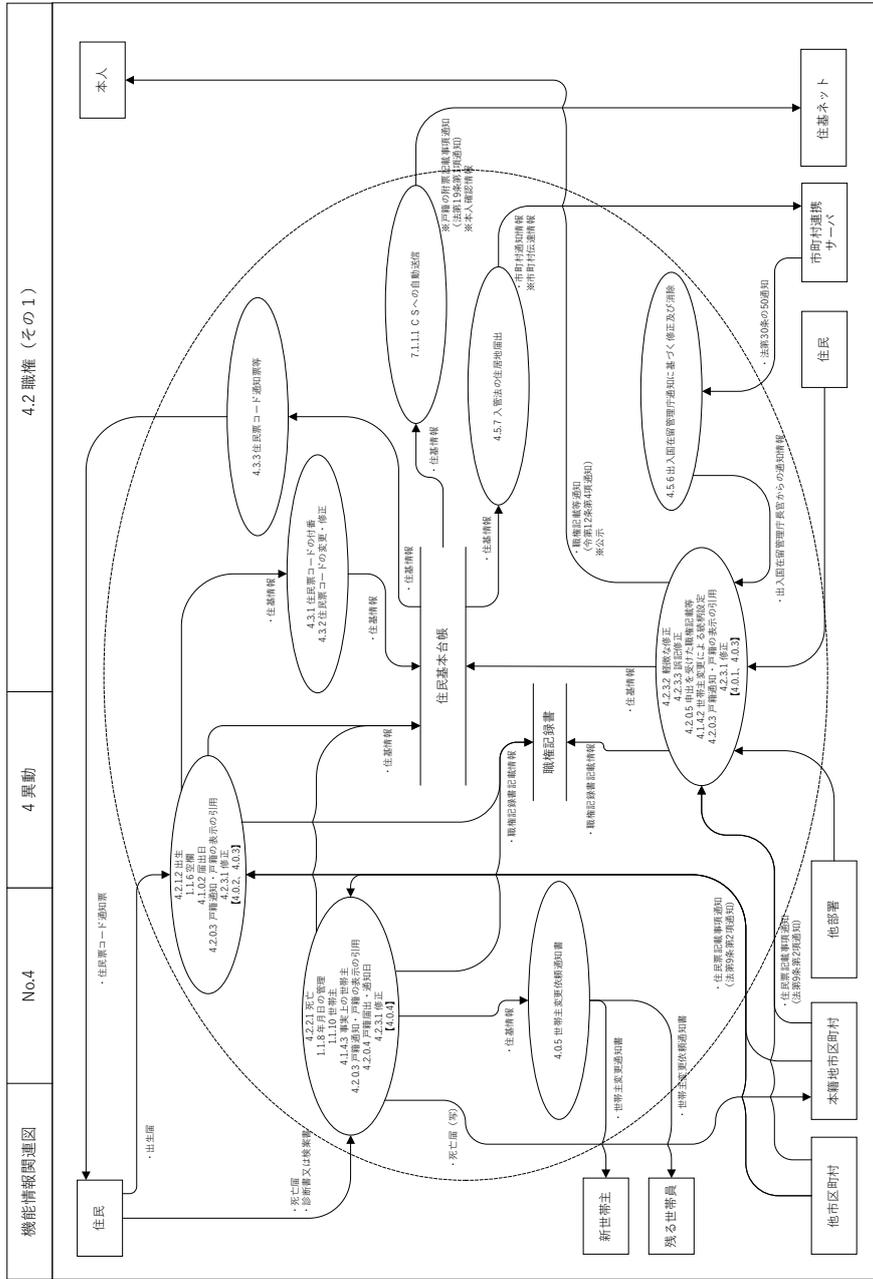
939 3.4 支援措置

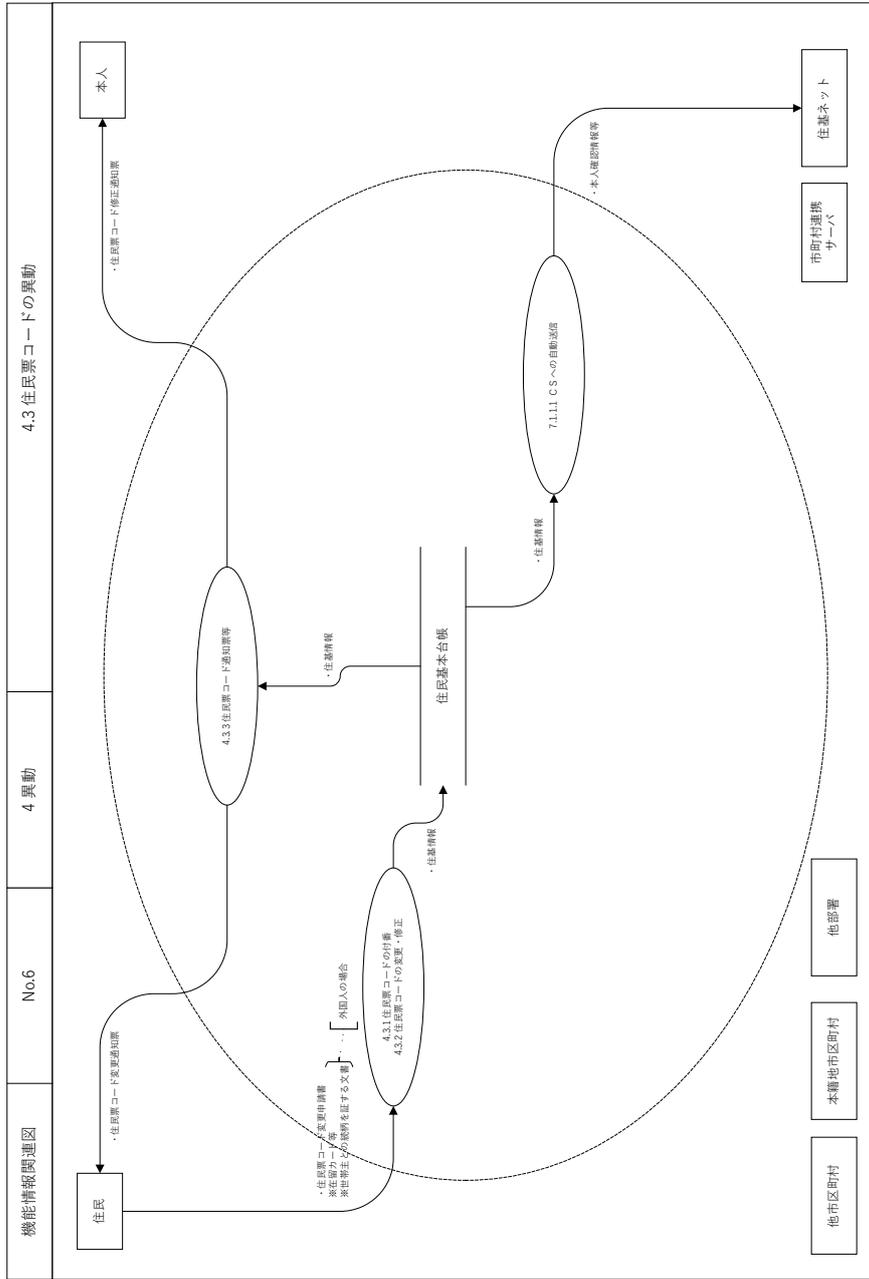


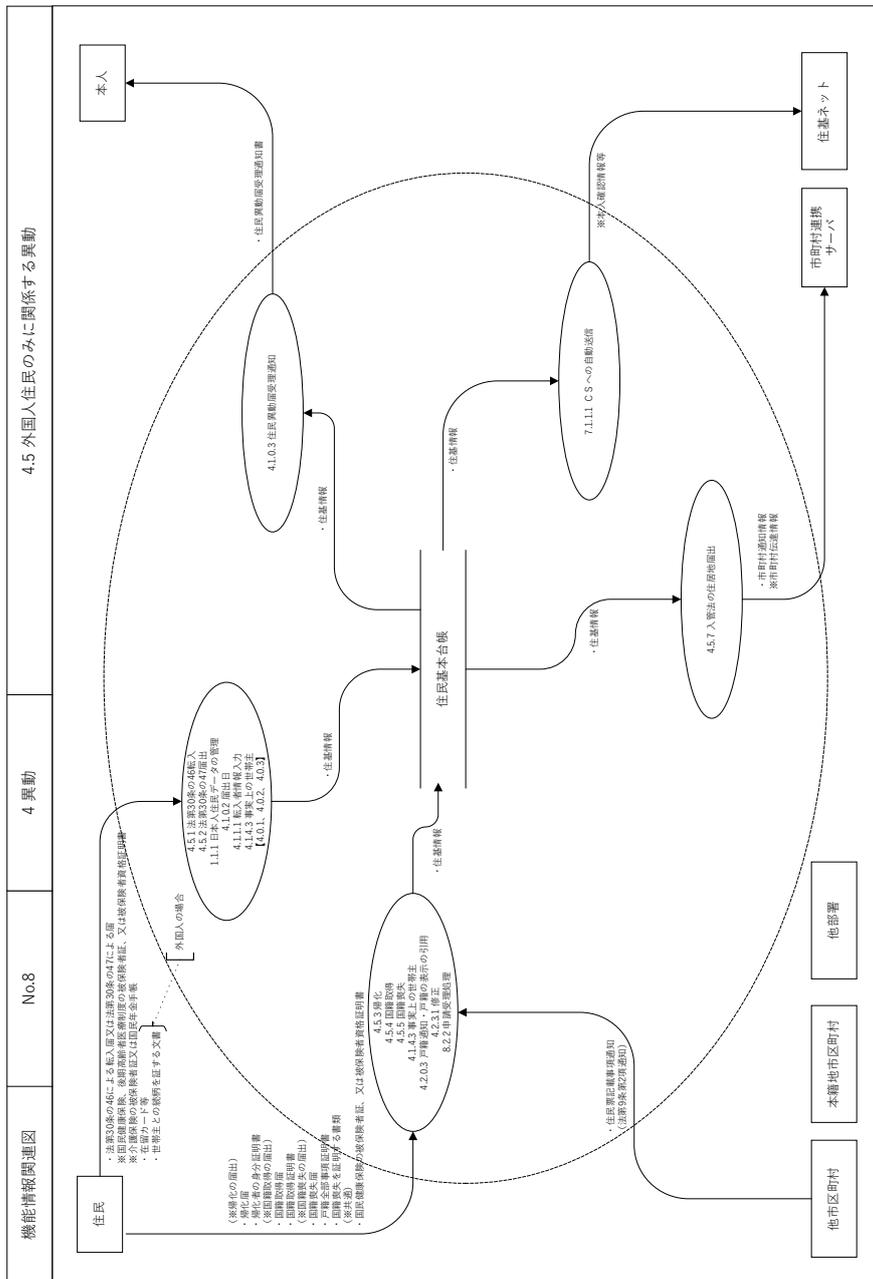
940

941







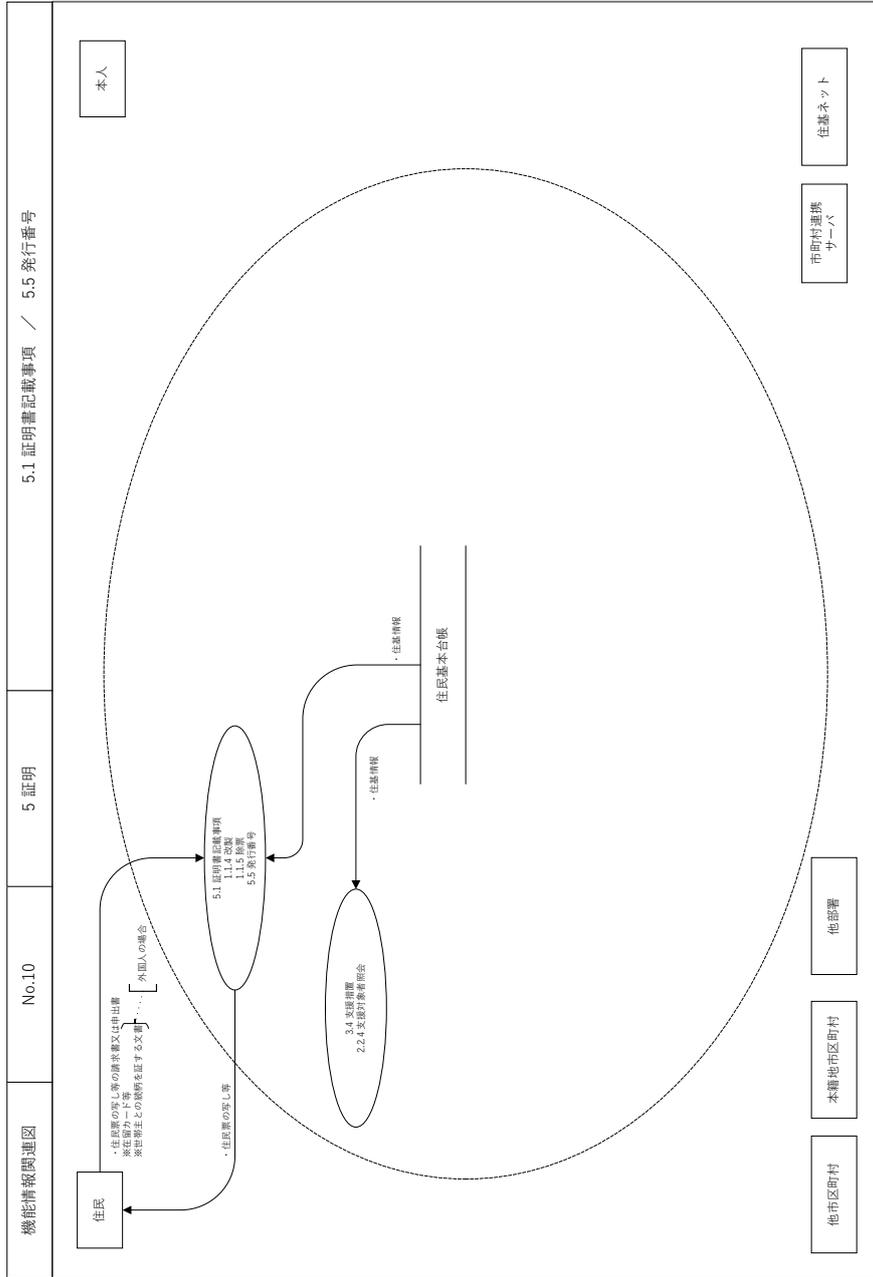


969

5 証明

970 5.1 証明書記載事項

971 5.5 発行番号



972

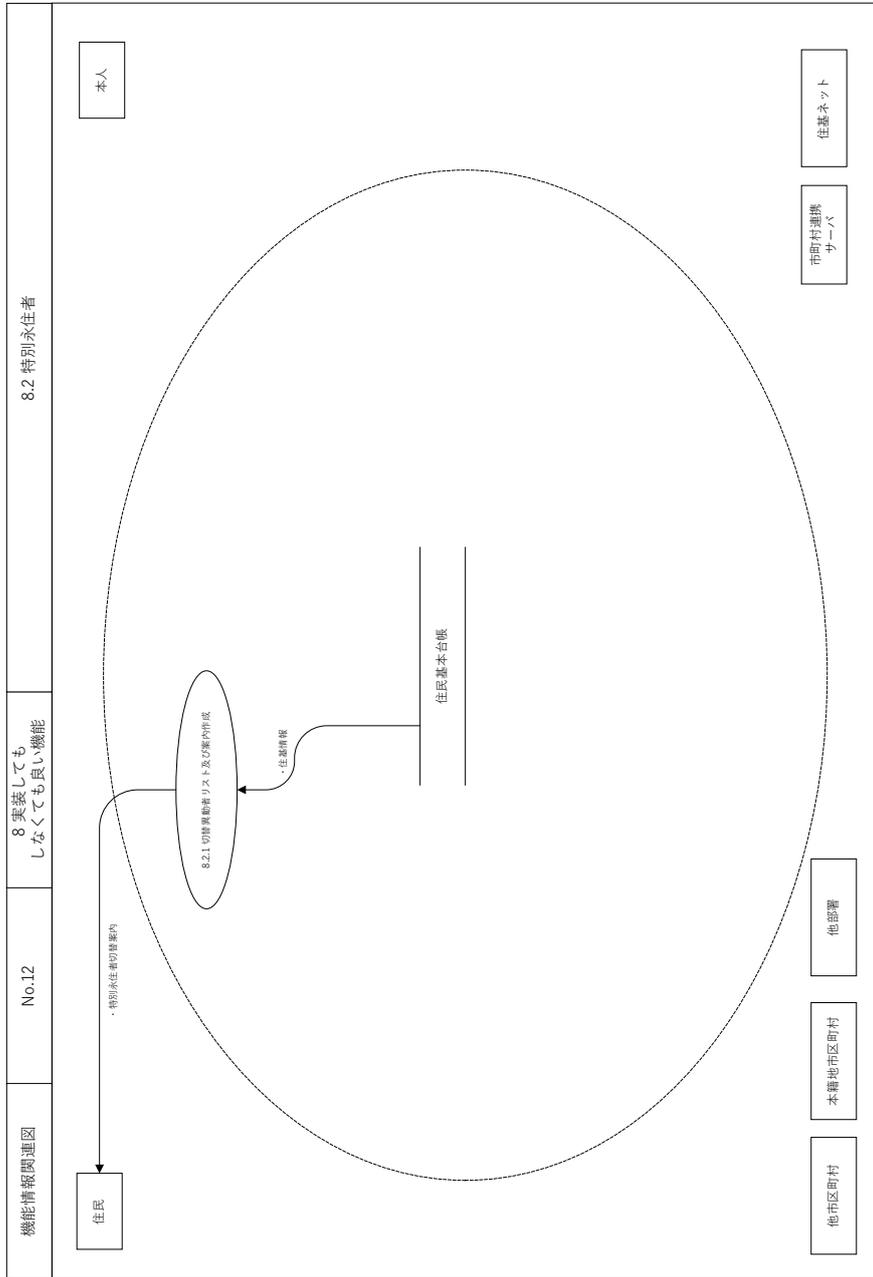
973

979

8 実装しなくても良い機能

980

8.2 特別永住者



981

982

983

9 バッチ

984

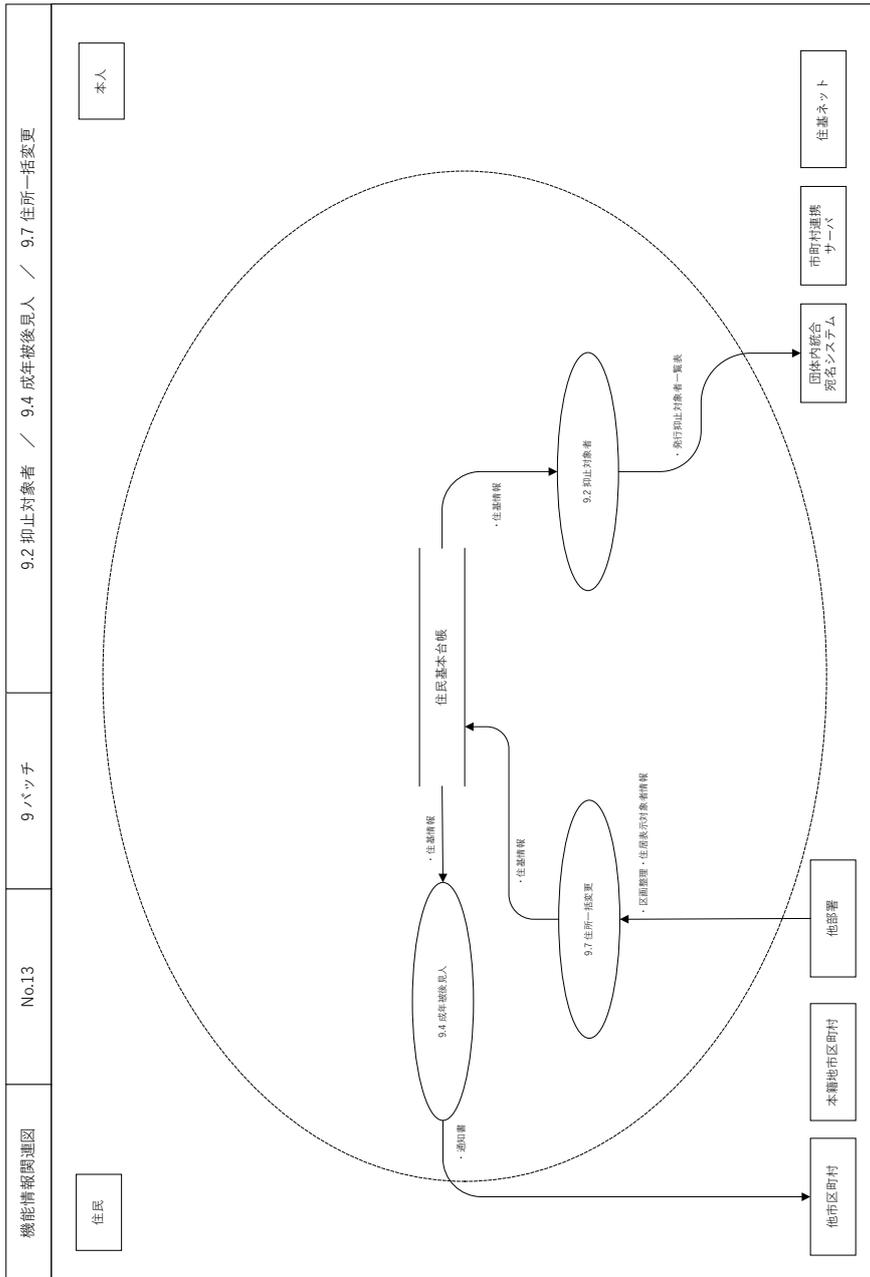
9.2 抑止対象者

985

9.4 成年被後見人

986

9.7 住所一括変更



987

988

989

990

991

992

993

994

第 3 章 機能要件

995

996

997

998

999

1000

1001

1 管理項目

1002

1003

1004

1.1 住民データ

1005

1.1.1 日本人住民データの管理

1007 (No. 73 (転入／転入者情報入力)、202 (旧氏対応／旧氏の管理))

【実装すべき機能】

1009 日本人住民について、以下の項目を管理（※）すること。

1010 ※「管理」とは、データの設定・保持・修正ができることをいう。

1011

1012

【住民票記載事項に当たる項目（法第7条各号関係）】

1014 ・氏名

1015 ・旧氏

1016 ・生年月日（和暦で管理すること。）

1017 ・性別

1018 ・世帯主の氏名及び世帯主との続柄

1019 ・戸籍の表示（本籍・筆頭者）

1020 ・住民となった年月日

1021 ・住所（方書を含む。）・住所を定めた年月日

1022 ・届出の年月日

1023 ・転入前住所（国外を含む。）

1024 ・個人番号

1025 ・選挙人名簿への登録の有無

1026 ・国民健康保険の被保険者該当の有無、資格取得・喪失年月日

1027 ・後期高齢者医療の被保険者該当の有無、資格取得・喪失年月日

1028 ・介護保険の被保険者該当の有無、資格取得・喪失年月日

1029 ・国民年金の被保険者該当の有無、基礎年金番号、種別、資格取得・喪失年月日

1031 ・児童手当の受給開始・終了年月

1032 ・住民票コード

1033

【住民票の除票固有の記載事項に当たる項目】

1035 ・消除事由（転出、改製、死亡等）

1036 ・転出先住所（予定）

1037 ・事由の生じた年月日（転出の場合にあっては、転出予定年月日）

1038

1039 **【住民票のその他の項目】**

1040 ・宛名番号

1041 ・世帯番号

1042 ・世帯員の並び順（5.2 参照）

1043 ・異動履歴として管理する各項目（1.2.1 参照）

1044 ・住民状態（住民）

1045 ・住民種別（日本人住民・外国人住民）

1046 ・証明書の交付履歴（1.3.8 参照）

1047 ・抑止フラグ

1048 ・備考（1.1.14 参照）

1049 ・メモ（1.1.15 参照）

1050 ・氏名のフリガナ（1.1.18 参照）

1051 ・氏名のフリガナ確認フラグ（1.1.18 参照）

1052 ・旧氏のフリガナ（1.1.18 参照）

1053 ・旧氏のフリガナ確認フラグ（1.1.18 参照）

1054 ・住所コード

1055 ・住所の郵便番号

1056 ・転入前住所の住所コード及びその郵便番号

1057 ・最終登録住所地（4.1.1.4 参照）

1058 ・個人番号カード及び住基カードの発行状況

1059 ・成年被後見人の該当有無

1060 ・処理日（4.0.3 参照）

1061 ・署名用電子証明書シリアル番号

1062 ・利用者証明用電子証明書シリアル番号

1063

1064 **【住民票の除票固有のその他の項目】**

1065 ・転出先住所（確定）

1066 ・届出の年月日

1067 ・転入通知年月日

1068 ・転出年月日（転出の場合）

1069 ・住民状態（転出・死亡・消除等）

1070 ・転出先住所（予定）の住所コード及びその郵便番号

1071 ・転出先住所（確定）の住所コード及びその郵便番号

1072

1073 **【考え方・理由】**

1074 中核市市長会ひな形に付記

1075 「住所を定めた年月日」は転入時には入力する必要はないため、入力項目
1076 には含めず、また、住民票の写し等の証明書上も表示しない。ただし、転居
1077 していない場合の「住所を定めた年月日」は「住民となった年月日」と同じ
1078 であるため、その場合、データ上は「住所を定めた年月日」は「住民となっ
1079 た年月日」と同じ日付を保持することとする。

1080 なお、指定都市においては、「住民となった年月日」は市の住民となった
1081 年月日を入力するため、区間異動時には「住民となった年月日」を引き継ぐ
1082 必要があり、住民票の写し等の証明書上にも表示する。

1083 生年月日については、住基ネット上は、日本人住民は和暦で、外国人住民
1084 については西暦で管理されていることから、住民記録システムにおいても和
1085 暦で管理することとする。ただし、データベースに保持する形式として西暦
1086 も許容するが、入出力において和暦に変換する機能を有すること。

1087 住所、本籍、転入前住所、転出先住所については、都道府県名についても
1088 省略せずに管理すること。(1.1.2 についても同様)

1089 住民種別及び住民状態については、中間標準レイアウト仕様（住民基本台
1090 帳）に基づき、それぞれ、住民種別については日本人住民・外国人住民を、
1091 住民状態については住民・転出・死亡・削除等の区分を管理することとする。

1092 (1.1.2 についても同様)

1093 抑止フラグはエラー（処理不可）、アラート（処理可）をはじめ複数に分
1094 けて管理することも可能である。(1.1.2 についても同様)

1095

1096 1.1.2 外国人住民データの管理

1097 (No. 140 (外国人／管理))

1098 **【実装すべき機能】**

1099 外国人住民（法第 30 条の 45 に規定する外国人住民をいう。以下同じ。）
1100 について、以下の項目を管理すること。

1101

1102 **【住民票記載事項に当たる項目】**

- 1103 ・ 氏名（漢字）
- 1104 ・ 氏名（アルファベット）
- 1105 ・ 通称
- 1106 ・ 通称を記載した年月日

- 1107 ・通称を記載した市区町村
- 1108 ・通称を削除した年月日
- 1109 ・通称を削除した市区町村・生年月日（西暦で管理すること。）
- 1110 ・性別
- 1111 ・世帯主の氏名及び世帯主との続柄
- 1112 ・住所を定めた年月日
- 1113 ・住所（方書を含む。）
- 1114 ・届出日
- 1115 ・転入前住所（国外を含む。）
- 1116 ・個人番号
- 1117 ・国民健康保険の被保険者該当の有無、資格取得・喪失年月日
- 1118 ・後期高齢者医療の被保険者該当の有無、資格取得・喪失年月日
- 1119 ・介護保険の被保険者該当の有無、資格取得・喪失年月日
- 1120 ・国民年金の被保険者該当の有無、基礎年金番号、種別、資格取得・喪失年月日
- 1121 ・児童手当の受給開始・終了年月
- 1122 ・住民票コード
- 1123 ・外国人住民となった年月日
- 1124 ・旧外登法による登録年月日
- 1125 ・国籍・地域
- 1126 ・法第 30 条の 45 の表に規定する区分ごとの事項
- 1127 中長期在留者
- 1128 中長期在留者である旨
- 1129 在留資格
- 1130 在留期間
- 1131 在留期間の満了の日
- 1132 在留カードの番号
- 1133 特別永住者
- 1134 特別永住者である旨
- 1135 特別永住者証明書の番号
- 1136 一時庇護許可者
- 1137 一時庇護許可者である旨
- 1138 上陸期間
- 1139
- 1140
- 1141
- 1142

1143	仮滞在者
1144	仮滞在者である旨
1145	仮滞在期間
1146	
1147	経過滞在者
1148	出生又は国籍喪失による経過滞在者である旨
1149	
1150	
1151	※外国人住民の生年月日及び法第 30 条の 45 の表の規定区分ごとの事項
1152	のうち、在留期間の満了の日は、西暦で記載すること。
1153	
1154	【住民票の除票固有の記載事項に当たる項目】
1155	・ 消除事由（転出、改製、死亡等）
1156	・ 転出先住所（予定）
1157	・ 事由の生じた年月日（転出の場合にあっては、転出予定年月日）
1158	
1159	【住民票のその他の項目】
1160	・ 宛名番号
1161	・ 世帯番号
1162	・ 世帯員の並び順（5.2 参照）
1163	・ 異動履歴として管理する各項目（1.2.1 参照）
1164	・ 住民状態（住民）
1165	・ 住民種別（日本人住民・外国人住民）
1166	・ 証明書の交付履歴（1.3.8 参照）
1167	・ 抑止フラグ
1168	・ 備考（1.1.14 参照）
1169	・ メモ（1.1.15 参照）
1170	・ 氏名のフリガナ（1.1.18 参照）
1171	・ 氏名のフリガナ確認フラグ（1.1.18 参照）
1172	・ 通称のフリガナ（1.1.18 参照）
1173	・ 通称のフリガナ確認フラグ（1.1.18 参照）
1174	・ 通称履歴
1175	・ 通称を記載した市区町村コード
1176	・ 通称を削除した市区町村コード
1177	・ 住所コード
1178	・ 住所の郵便番号

- 1179 ・ 転入前住所の住所コード及びその郵便番号
- 1180 ・ 最終登録住所地（4.1.1.4 参照）
- 1181 ・ 住居地の届出の有無
- 1182 ・ 上陸許可証による転入の旨
- 1183 ・ 個人番号カード及び住基カードの発行状況
- 1184 ・ 成年被後見人の該当有無
- 1185 ・ 処理日（4.0.3 参照）
- 1186 ・ 国民健康保険の被保険者該当の有無、資格取得・喪失年月日
- 1187 ・ 後期高齢者医療の被保険者該当の有無、資格取得・喪失年月日
- 1188 ・ 介護保険の被保険者該当の有無、資格取得・喪失年月日
- 1189 ・ 国民年金の被保険者該当の有無、基礎年金番号、種別、資格取得・喪失年月日
- 1190 ・ 児童手当の受給開始・終了年月
- 1191 ・ 署名用電子証明書シリアル番号
- 1192 ・ 利用者証明用電子証明書シリアル番号
- 1193
- 1194

1195 **【実装してもしなくても良い機能】**

- 1196 ・ 氏名優先区分（氏名・通称のいずれを使用するか。1.1.19 参照）
- 1197

1198 **【考え方・理由】**

1199 法改正により外国人住民も住民基本台帳に記録されることとなった。その
1200 際、記載事項、通称の管理方法及び通称の履歴管理方法について規定された。
1201
1202

1203 1.1.3 個人票／世帯票

1204 **【実装すべき機能】**

1205 住民票を個人を単位として調製できること。
1206 世帯全員分の住民票の写し等の交付の際には、20.1.2 で規定する様式レ
1207 イアウトのとおり、世帯連記式（データベース上は個人単位で管理し、帳票
1208 としての出力時に世帯単位でデータを作成する方式）によっても出力できる
1209 こと。
1210 なお、個人を単位として調製できるとは、データの保有方法を問わず、住
1211 民票の写し等の交付の際に個人を単位として出力できる状態を指し、現在、

1212 データの保有方法を、世帯を単位として調製している自治体においても、住
1213 民票の写し等の交付の際に個人を単位として出力できるようにする場合に
1214 ついては、当該機能を有しているものとみなす。
1215

1216 【考え方・理由】

1217 法第6条第1項で「市町村長は、個人を単位とする住民票を世帯ごとに編
1218 成して、住民基本台帳を編成しなければならない。」と規定されていること
1219 から、本仕様書の策定に当たって、住民票は個人を単位として調製すること
1220 とする。

1221 なお、現在、データの保有方法を、世帯を単位として調製している自治体
1222 が存在することから、そのような自治体においても、住民票の写し等の交付
1223 の際に個人を単位として出力できるようにする場合については、当該機能
1224 を有しているものとみなすこととした。
1225

1226 1.1.4 改製

1227 *(No. B9 (住民票改製/改製条件)、55 (証明発行/除かれた住民票の写し))*

1228 【実装すべき機能】

1229 住民票(原票)は、欄の大きさの上限(履歴を保持できる上限回数のこと)
1230 を設けず、満欄による自動改製は行わないこと。

1231 住民票(原票)は、任意のタイミングで手動改製ができること。

1232 改製を行った年月日を管理できること。

1233 特別な事由(特別養子縁組、特別養子縁組の解消、性別の変更)がある場
1234 合、異動履歴を住民票(原票)に記載し、改製しないこととすることができ
1235 うるが、住民票の写し等の証明書で履歴を記載する場合、デフォルトでは、
1236 特別な事由の履歴は記載しないようにすること。
1237
1238

1239 【考え方・理由】

1240 1. 考え方

1241 履歴が満欄になった場合、改製を行う自治体があるが、磁気ディスクに
1242 おいて住民票(原票)を管理する場合で、システム上の費用等の課題がな
1243 い場合は、欄の大きさの上限を設けず、満欄による自動改製は行わないよ

1244

うにする。

1245

住民票の写し等に記載する履歴が多すぎることを避けるというニーズや、住民票の写し等に記載しない方が住民ニーズにかなう履歴があるというニーズに対して自動改製を行う自治体もあるが、これらについては、20.0.3（異動履歴の記載）において、住民票（原票）の記載事項から、住民票の写しや住民票記載事項証明書等の証明書に記載する履歴と記載しない履歴を区分できる機能を設けることで対応する。ただし、住民票（原本）については、満欄による自動改製を行わないこととし、法においては、市区町村長の判断により改製が可能であることから、任意改製の機能も設けることとする。もっとも、住民票の写し等の証明書に記載する履歴については、20.0.3（異動履歴の記載）のとおり記載の有無を区分できることとしており、特別養子縁組、特別養子縁組の解消及び性別の変更についてはデフォルトで非表示となるため、ベンダ変更や市町村合併等の場合を除き、住民票（原票）に対する任意改製は実質的にあまり発生しないと想定している。

1259

なお、住民票（原票）に対する改製の有無を明らかにするため、改製を行った年月日を管理する。

1260

1261

2. 全市区町村・ベンダ意見照会の結果とその対応

1262

令和元年末に実施した全市区町村・ベンダ意見照会結果では、任意の改製について、約3分の2の市区町村、約半数のベンダが不要と回答したが、約3分の1の市区町村、約半数のベンダが必要と回答した。法第10条の2で「市町村長は、必要があると認めるときは、住民票を改製することができる。」とあり、また、多くの市区町村・ベンダが必要と回答していることを踏まえ、任意の改製もできることとする。ただし、改製が必要と考える理由は、性別変更や特別養子縁組、帰化、誤記等への対応や、町名地番変更等の住民が望まない履歴や市区町村の都合で発生した履歴を証明書等に出力しないためというものが多く、改製をしなくても、住民票の写しに非表示とする等により、対応できるものと思われる。

1272

1273

（参考）全市区町村・ベンダ意見照会に付した第2回検討会での方針案

1274

・住民票（原票）は、欄の大きさの上限（履歴を保持できる上限回数のこと。）を設けず、満欄による自動改製は行わないこと。

1275

1276

・住民票（原票）は、任意のタイミングで手動改製ができること。

1277

1278

（参考）市区町村から挙げられた任意の改製が必要な場面

1279 ・住民票上に住民が「表示されることを望まない過去の履歴事項」等が
1280 あるとき。

1281 例：性別変更、帰化、離婚による氏の変更、支援対象者、職員による
1282 誤記、戸籍再製（続柄変更、過誤、虚偽、不実等）、特別養子縁組（特
1283 くに養親と特別養子が同居している場合は、戸籍届出と転入と同時の
1284 場合も、実父母と特別養子が互いに追跡できないよう、前住所を空
1285 欄に設定する必要があるため）、特別養子縁組の解消（システムでは
1286 異動事由を持っていないため、職権修正で修正を行い、その旨を備
1287 考に記載することを想定している。その場合には任意の改製機能を
1288 使う必要が出てくる。）

1289 ・市の都合（住居表示、換地等）の事案。

1290 ・就籍の届出に至らない者等の住民票を作成した後、出生届が提出され
1291 た場合。

1292 ・市町村側の誤入力により、改製されるべきものが改製されなかった場
1293 合。例えば、出入国在留管理庁長官通知において、外国籍住民の氏名
1294 の漢字が通知と入力で相違があったことが入力直後に分かった場合、
1295 履歴の残らない修正をした後に手動で改製する必要がある。（改製し
1296 なかった場合、印鑑登録事務等の他業務の表示に関わる。）

1297

1298 その一方で、履歴のうち一部を記載して一部を記載しないという機能を
1299 実装していないパッケージもあり、その場合、事由ごとに履歴の記載の有
1300 無を変える機能よりも、（履歴を記載する場合）全ての履歴を記載するこ
1301 ととしつつ、性別変更、特別養子縁組等の事由があったときに自動改製を
1302 行う機能の方が、ベンダにとって実装が容易であることも考えられる。

1303 そこで、

1304 ・任意改製の機能は維持するとともに、

1305 ・住民票の写しにおける履歴の記載方法については、20.0.3（異動履歴の
1306 記載）にあるとおり、「異動の履歴を備考欄又は統合的に記載する欄に
1307 表示する方式（A方式）」を採用し、

1308 ・履歴のデータ構造については、1.2.1（異動履歴の管理）にあるとおり、
1309 「時点ごとに全項目の履歴データを持つ方式（方式②）」を採用する
1310 ことを前提に、上記第2回検討会での方針案を基本としたA案とともに、
1311 B案・C案を検討することとした。

1312

1313 【A案】（第2回検討会での方針案を基本とした案）

1314 特別な事由（※）がある場合、異動履歴を住民票（原票）に記載し、

1315 改製しないが、住民票の写し等の証明書で履歴を記載する場合、デフォ
1316 ルトでは、特別な事由の履歴は記載しないようにする。

1317 ※ 特別養子縁組、性別変更等を想定

1318 【B案】（新たに比較検討した案）

1319 特別な事由がある場合、異動履歴を住民票（原票）に記載し、自動で
1320 改製する。

1321 【C案】（新たに比較検討した案）

1322 特別な事由がある場合も、自動改製はせず、また、住民票の写し等の
1323 証明書で履歴を記載する場合にデフォルトで履歴を非表示とすること
1324 もしない。改製したいと考える市区町村は手動で改製し、改製したくな
1325 いと考える市区町村は改製しない。

1326

1327 これらについて、構成員・準構成員に意見照会を実施したところ、構成
1328 員においては、回答のあった構成員9者中4者が「中長期的に見てA案の
1329 方が良い。」と回答し、5者が「中長期的に見てB案の方が良い。」と回答
1330 したが、A案・B案・C案のいずれが良いという強い考えがあると回答し
1331 た1者は、「中長期的に見てA案の方が良い。」と回答した。

1332 また、準構成員7社中2社が「中長期的に見てA案の方が良い。」と回答
1333 し、3社が「中長期的に見てB案の方が良い。」と回答し、1社がA案かC
1334 案が良いと回答した。

1335 このように、A案とB案が拮抗したが、

- 1336 ・誤記修正については、4.2.3.3（誤記修正）及び20.0.3（異動履歴の記
1337 載）に記載のとおり、住民票（原票）に記載する誤記修正を、履歴とし
1338 てはデフォルトで非表示とすることとしており、A案の方が整合的であ
1339 ること
 - 1340 ・自動改製はすなわち強制改製であり、改製したくない市区町村も改製す
1341 ることとなるが、そもそも全市区町村・ベンダ意見照会においては、約
1342 3分の2の市区町村、約半数のベンダが任意改製を不要と回答しており、
1343 改製しなくて良いと考える市区町村が過半数であったこと
 - 1344 ・任意改製を法が認めていることを踏まえて任意の改製をできることとす
1345 るのであれば、改製しないことも任意であるべきであること
 - 1346 ・A案によるデフォルトでの非表示は、記載することも選択できるため、
1347 特別な事情がある場合、個別事案に対応しやすいこと
- 1348 から、A案（特別な事由がある場合、異動履歴を住民票（原票）に記載し、
1349 改製しないが、住民票の写し等の証明書で履歴を記載する場合、デフォ
1350 ルトでは、特別な事由の履歴は非表示とする。）を採用することとする。

1351 「特別な事由」については、20.0.3(異動履歴の記載)に記載のとおり、
1352 特別養子縁組、特別養子縁組の解消及び性別の変更とした。

1353

1354 1.1.5 除票

1355 (No. 52(証明発行/転出予定)、53(証明発行/除かれた住民票の写し)、1
1356 20(職権消除/消除))

1357 【実装すべき機能】

1358 住民票(原票)を消除し、又は改製したときは、除票とすること。転出に
1359 よる消除については、転出予定年月日又は転入通知に記載された転入日のい
1360 ずれか早い日で消除すること。

1361 特別養子縁組の成立に伴う転出の場合に、養子の除票に係る転出先の住所
1362 を空欄にできること。

1363 法第15条の3で規定する除票の記載事項及び統合記載欄に誤記があるこ
1364 とが判明した場合、留意事項(1.1.14のB類型)に誤記である旨及び正しい
1365 記載等を入力できること。

1366 除票となるまでは、現存者として、残存世帯員とともに続柄も管理しなが
1367 ら住民票の写し等の証明書を出力できること。

1368 除票の管理方法としては、除票となった後、9.3(除票用データベースへ
1369 の移行)により除票用データベースに移行されるまでは現行の住民記録シ
1370 ステムデータベースに保管すること。除票用データベースに移行された後は、
1371 消除後150年を経過するまで、除票用データベースにおいて管理すること。

1372 ユーザインタフェースの工夫(例:1つの除票検索ボタンを押せば、まず
1373 住民記録システムデータベースにある除票を検索し、該当者がなければ除票
1374 用データベースにある除票を検索する)により、簡易な操作で住民記録シ
1375 ステムデータベースと除票用データベースの2つのデータベースを検索する
1376 ことができること。

1377 1年に1回以上、市区町村ごとに繁忙期を避けて、5年を経過した除票に
1378 ついて、バッチ処理により、除票用データベースへの移行作業を行うこと。

1379 除票は、磁気ディスクにより処理年月日順に記録しておくこと。

1380 以下の除票固有の記載事項については、統合記載欄(1.1.14)に記載する
1381 こと。

1382

1383 【住民票の除票固有の記載事項】

- 1384 ・ 消除事由(転出、改製、死亡等)
- 1385 ・ 転出先住所(予定)

1386 ・事由の生じた年月日（転出の場合にあっては、転出予定年月日）

1387

1388

1389

1390 【住民票の除票のその他の項目】

1391 ・転出先住所（確定）

1392 ・届出の年月日

1393 ・転入通知年月日

1394 ・転出年月日（転出の場合）

1395 ・住民状態（転出・死亡・消除等）

1396 ・転出先住所（予定）の住所コード及びその郵便番号

1397 ・転出先住所（確定）の住所コード及びその郵便番号

1398

1399

1400 【考え方・理由】

1401 1. 考え方

1402 現行令上、住民票（原票）の除票は150年保存とされているが、除票の
1403 写しの交付請求において、除票となった当時のそのままの様式で出力する
1404 ために当時のシステム等を保有し続けることは、将来に渡り市区町村の大
1405 きな負担となり、そもそも、デジタル社会において効率的な運営とはいえ
1406 ない。

1407 また、住民基本台帳の電算化を実施した時点で、既に除票となった時点
1408 での様式を出力することは不可能となっており、法における住民票の写し
1409 等の交付制度上も、公証することとされているものは、記載事項のみであ
1410 るため、法制度上、除票の出力に当たって、過去の様式を維持することま
1411 では求められていないものと解される。さらに長期保存の除票の利用につ
1412 いては、頻度も少ないと思料されることから限定的な機能とシステムで運
1413 用することが適切と考えられる。

1414 一方で、システム整備上、旧データの移行や旧システムの保有・管理等
1415 に係る費用の観点から、市区町村の負担が低い方法が望ましい点もあるた
1416 め、除票管理の方法に関して準構成員に対して意見調査を実施した。その
1417 結果、除票の管理については、①別データベースで管理する方法、②住民
1418 記録システムデータベース内で管理する方法、③PDF、ビットマップ等の
1419 画像形式で管理する方法の3つの方法があると考えられる。

1420 それぞれの方法について、ベンダから寄せられた意見を分類し、データ
1421 移行や検索、修正、出力の際の課題、150年保存や除票記載事項証明等の
1422 法制度上の要請への対応、長期／短期のコストについて検討した結果、②
1423 住民記録システムデータベース内で管理する方法については、死亡、転出
1424 した者の除票データを150年分保存することを考えると、通常の住基事務
1425 の処理性能に影響する可能性がある、③については、全体のファイルサイ
1426 ズが大きくなる、将来的にPDFに代わる技術が普及した場合、PDFに代わ
1427 る形式への移行が必要となるため、長期的に費用が高くなる可能性がある、
1428 記載事項証明への対応が困難等の課題がある。

1429 そのため、長期的に見た場合に問題や膨大なコストが発生する可能性の
1430 低い、①の除票データを別データベースで管理する方法が適切と考えられ
1431 る。

1432 また、データの保存形式については、ベンダ移行の際に障害が発生しに
1433 くいよう、既に除票に必要な項目の多くをカバーしている中間標準レイア
1434 ウト仕様をベースとしたレイアウトを採用すべきと考えられる。

1435

1436 2. 全市区町村・ベンダ意見照会の結果とその対応

1437 除票の管理方法については、除票用の別データベースで管理する方法と、
1438 現在の住民と同じ住民記録システムデータベース内で管理する方法が考
1439 えられるが、全市区町村・ベンダに意見照会を実施した結果、検索や更新
1440 のレスポンス速度、中・長期のランニングコストやデータ移行等の観点か
1441 ら別データベースで管理する案の評価が高かった。そのため、除票につ
1442 いては現行の住民記録システムとは別のデータベースで管理することを標
1443 準とする。

1444

1445 (参考) 全市区町村・ベンダ意見照会に付した第2回検討会での方針案

1446 ・除票については、現在の住民の住民情報を管理する住民記録システム
1447 データベースとは別の除票用データベースで管理すること。

1448 なお、転出者等について税務事務等で必要となる宛名管理に関して
1449 は、「統合宛名」、「住民登録外管理」等のシステムで別管理とする前提
1450 で考慮すること。

1451 ・除票用データベースで管理する際の除票データのレイアウトは中間標
1452 準レイアウト仕様をベースとしたレイアウトとすること。

1453 ※除票の写しは、除票となった時点でのシステム画面や証明書様式にか
1454 かわらず、今後、本検討会において定める除票の写しのレイアウトで

1455 出力すること。

1456

1457 (参考) 市区町村・ベンダから挙げられた除票別データベース保存のメリ
1458 ット

1459 ・除票を別データベースで管理するようになれば、ベンダ変更時に除票
1460 用データ移行作業が発生しなくなるため、システム更新、ベンダ移行
1461 においては中長期的にはメリットがある。

1462 ・システム更改時に除票発行部分を検証し直すことが無くなる。除票発
1463 行機能が共通なため運用保守に係る経費が減る。

1464 ・150 年同じベンダと契約することは考えにくいいため、本案のように別
1465 システムで管理した方が除票 150 年保存のために良い。除票データベ
1466 ースのレイアウトが中間標準レイアウトであれば初期移行や他ベン
1467 ダへの移行も容易となる。

1468 ・現在、他ベンダのシステムからのデータ移行作業を実施しているが、
1469 かなり独特なデータレイアウトのため苦慮しており、除票分だけでも
1470 レイアウト等が統一されていれば、データ移行に係る期間や費用が抑
1471 えられる。

1472 ・データ移行について、共通のレイアウトになれば、データ移行コスト
1473 が下がる。

1474 ・当時除票と現行除票の相違部分を気にすることなく移行が可能。移行
1475 作業が最小化される。

1476 ・除票を 150 年保存する必要がある、データ量が多くなり使用頻度の低
1477 い除票用データベースと、使用頻度の高いオンライン用データベース
1478 を分けることで、検索や更新のレスポンスが落ちない。

1479 ・別データベースへの移行を 1 年 1 回等にすれば、バックアップ等の頻
1480 度を減らせる。

1481

1482 一方で、除票を現行の住民記録システムと別のデータベースで管理する
1483 ことに対しては、①現行の住民記録システムとの横断的な検索や、②届出
1484 や処理の誤りによって消除前の状態に戻す処理ができなくなるのではな
1485 いかということ懸念する意見も寄せられた。特に、除票となった後数年
1486 間は、③再転入時の同一人判定や、④選挙の資格の判断や国保の過年度更
1487 正等、他システム連携のために、現行データベースでの保管を望む意見が
1488 多かった。

1489

1490 (参考) 市区町村・ベンダから挙げられた除票別データベース保存のデメ

- 1491 リット
- 1492 ・移行期間中の現行システムとの併用による実務的負担が生じることへの懸念。(市区町村)
- 1493
- 1494 ・2システムの検索が必要とならないか、検索する職員のスキルによって検索結果が相違しないか懸念がある。特に再転入等においては、除票情報から宛名番号等を引き継いでいるので、除票用データベースでの検索の手間が生じる上、除票になっているか不明な場合、両データベースで検索する必要があるため、入力や検索が正確にできるか懸念される。(市区町村)
- 1495
- 1496
- 1497
- 1498
- 1499
- 1500 ・除票用の別データベースへ移行するのは、除票後何年経過したものからになるのか、あまり早いと再転入時、同一人判定をするのが困難とならないか懸念がある。また、選挙の資格の判断や国保の過年度更正等に影響が出る。(市区町村・ベンダ)
- 1501
- 1502
- 1503
- 1504 ・除票の回復処理の際に、住民票を復元する項目が必要。また、除票を共通レイアウトとした場合、取消しや回復などで、除票から原票へ戻す場合、不足情報があると戻せないため、除票用の別データベースデータベースに移行する際の項目についても整理が必要。(市区町村・ベンダ)
- 1505
- 1506
- 1507
- 1508
- 1509 ・回復時と除票修正データ連携の配慮が必要。住基以外の他業務では、先住所を始めとする除票の修正も取り込むため、デジタル手続法施行以前どおり、削除後5年程度は住民記録システムにもデータを入れておくといったガイドラインがあれば良い。従来の5年経過抹消の機能は活かしつつ、外付けの除票システムを配置することで、従来どおりの業務運用が可能。(ベンダ)
- 1510
- 1511
- 1512
- 1513
- 1514
- 1515 ・データベースを追加管理することでランニングコストの増加が見込まれる。また、両データベースを別々に操作する手間をなくすために、住民記録システム本体から除票用の別データベースを呼び出す機能をユーザから求められる可能性があり、移行コストの増加も見込まれる。(ベンダ)
- 1516
- 1517
- 1518
- 1519
- 1520 ・データ容量肥大によるレスポンスの低下は少なくできそうだが、当社ユーザはデータの除票年数による物理削除は現在も実施しておらず、費用対効果は低い。データ量も多くないため、既存のデータベースでの管理とした場合でもレスポンスの低下にはそこまで影響はない。(ベンダ)
- 1521
- 1522
- 1523
- 1524
- 1525
- 1526
- そこで、除票については、現行の住民記録システムとは別のデータベー

1527 スで管理することを前提に、以下のA案、B案、C案を検討することとし
1528 た。

1529

1530 【A案】

1531 除票になった瞬間に除票用データベースに移し、同時に住民記録シス
1532 テムデータベースから削除する。

1533

1534 【B案】

1535 除票になった後、一定の期間（5年程度を想定）は現行の住民記録シ
1536 ステムデータベースに保管する。一定の期間経過後に除票用データベ
1537 ースに移し、同時に住民記録システムデータベースからは削除する。

1538

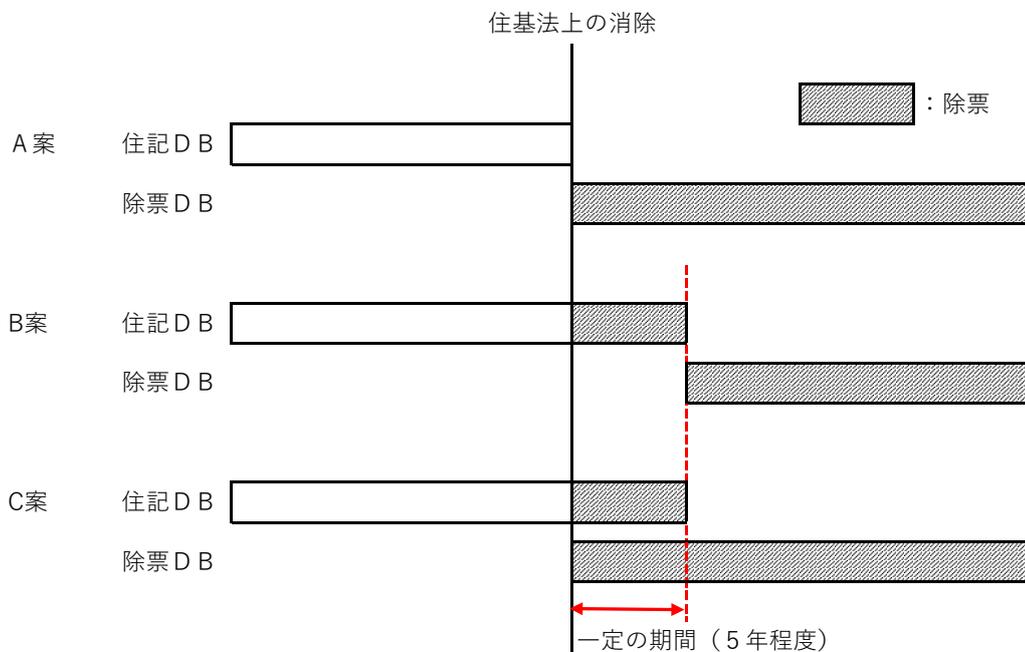
1539 【C案】

1540 除票になった瞬間に除票用データベースに移すが、除票になった後、
1541 一定の期間（5年程度を想定）は現行の住民記録システムデータベー
1542 スでも重複して保管する。一定の期間経過後は、住民記録システムデー
1543 タベースからは削除する。

1544

1545 <各案のイメージ>

1546



1547

1548

1549 なお、法制度上、住民票は転出・死亡等により消除された時点で除票と
1550 なるため、A案・B案・C案のいずれかによって、5年経過によって管理
1551 するデータベースは変わるが、法制度上、5年を経過しようがしまいが除
1552 票となることには変わりはない。また、法制度上、消除の取消し（いわゆ
1553 る回復）自体は、特に期限なくできるものである。A案・B案・C案のい
1554 ずれかによって、5年経過によって例えば「回復」ボタンを押すことで回
1555 復できるか手入力が必要になるか、また、住民記録システムデータベース
1556 から回復させるか除票用データベースから回復させるかは変わるが、5年
1557 経過後、消除の取消し自体ができるかどうかが変わるわけではない。

1558

1559 これらについては、システム設計やシステム上のパフォーマンスに関わ
1560 るものであるため、準構成員に意見照会を実施したところ、7社中3社が
1561 「中長期的に見てA案の方が良い。」と回答し、2社が「中長期的に見てB
1562 案の方が良い。」と回答し、1社が「B案かC案である。」と回答し、1社
1563 が「中長期的に見てC案の方が良い。」と回答した。

1564 このように、A案とB案が拮抗したが、

- 1565 • 4.1.1.2（再転入者）にあるように、転入のたびにシステムが再転入者か
1566 どうかの判定を行うこととしているが、A案であれば、常に除票用デー
1567 タベースを見に行くことになり、150年保存を考慮して除票用データベ
1568 ースを住民記録システムデータベースと分離した意義が損なわれること。
1569 再転入者として同一の宛名番号を振るメリットは消除後5年程度であ
1570 り、B案であれば、消除後5年程度以内の除票しか再転入者判定のため
1571 に見ないこととすれば、除票用データベースを見る必要はないこと。
- 1572 • 再転入者判定や異動の取消し（4.6）とは別に、除票を検索する必要があ
1573 る場合（例：除票の写しの請求があった場合）、B案であれば、住民記録
1574 システムデータベースと除票用データベースの2つのデータベースを
1575 検索しなければならないことがあるが、その場合、ユーザインタフェ
1576 ースの工夫（例：1つの除票検索ボタンを押せば、まず住民記録システム
1577 データベースにある除票を検索し、該当者がなければ除票用データベ
1578 ースにある除票を検索する）により、利用者の手間を掛けないようにでき
1579 ること。また、そもそも住民基本台帳事務において除票を検索する頻度
1580 は高くないこと
- 1581 • C案については、データの重複があり、転出入が多い地域では特に非効
1582 率となること。重複データについて一方のデータベースのデータを修正
1583 した場合に同時にもう一方のデータベースのデータを修正する機能が
1584 必要となり、運用が煩雑になること

1585 ・除票が150年保存となる前は5年保存であり、B案であれば、住民記録
1586 システムデータベースの運用はこれまでと同様とした上で、5年程度の
1587 経過後は、住民記録システムデータベースからの削除に併せて除票用デ
1588 ータベースに出力する機能を追加すれば良く、市区町村にとっての負担
1589 も少ないと考えられること
1590 から、B案（除票になった後、一定の期間（5年程度を想定）は現行の住
1591 民記録システムデータベースに保管する。一定の期間経過後に除票用デー
1592 タベースに移し、同時に住民記録システムデータベースからは削除する。）
1593 を採用することとする。
1594 また、「一定の期間」については、構成員・準構成員に意見照会を実施し
1595 たところ、回答のあった構成員9者中8者及び準構成員7社中6社が「5
1596 年」と回答したことから、5年とする。ただし、頻度としては、6者及び
1597 4社が「個人ごと」ではなく「1年に1回」と回答したことから、1年に
1598 1回、市区町村ごとに繁忙期を避けて、5年を経過した除票について、バ
1599 ッチ処理により、除票用データベースへの移行作業を行うものとする。
1600

1601 3. その他

1602 転出予定年月日で消除されるまでは住民であるため、転出予定年月日の
1603 前日まで除票ではなく通常の住民票として扱う必要があり、住民票の写し
1604 等の証明書を出力する際も、現存者として残存世帯員とともに出力できる
1605 仕組み又は操作手段を有する必要がある。

1606 また、中核市市長会ひな形では、「改製原住民票」という用語が用いられ
1607 ているが、改製された住民票（原票）は、制度上、除票に包含されるもの
1608 であることから、本仕様書においては、「改製原住民票」という用語は用い
1609 ず、「除票」に統一する。

1610 なお、法の一部改正（令和元年6月20日施行）により、住民票（除票を
1611 含む。）情報が情報システムで活用する行政事務の基盤（個人番号や住民
1612 票コードの原本情報）であること、所有者不明土地問題への対応など、現
1613 在の居住関係の公証につながる「過去の居住関係」が公証されることへの
1614 ニーズの高まり等を踏まえて、除票が公証基盤として法令上明確に位置づ
1615 けられた。

1616 これにより、除票となった時点の情報を正確かつ確実に記録しておくこ
1617 とが必要であることから、除票の記載事項は修正しないこととされた。よ
1618 って、万が一、誤記が判明した場合は、除票の記載事項を直接修正せず、
1619 除票の留意事項（C類型）に誤記である旨及び正しい記載等を入力してお

1620 くこととする。
1621 また、除票の記載事項ではない事項に誤記があることが判明した場合、
1622 留意事項 (1.1.14 の C 類型) に誤記である旨及び正しい記載等を入力でき
1623 ること。

1624

1625 ○技術的基準

1626 第3 住民票の異動処理等

1627 5 住民票及び除票の調製

1628 (2) 保管

1629 イ 除票

1630 除票 (法第 15 条の 2 第 1 項に規定する除票をいう。以下同じ。)

1631 は、磁気ディスクにより処理年月日順に記録しておくこと。

1632

1633 1.1.6 空欄

1634 (No. 32、136)

1635 **【実装すべき機能】**

1636 1.1.1 (日本人住民データの管理) 及び 1.1.2 (外国人住民データの管理)
1637 に規定する項目のうち、以下の項目は、空欄を許容しないこと。その他の項
1638 目は、空欄を許容すること。

1639

1640 **【空欄を許容しない項目】**

- 1641 ・ 生年月日
- 1642 ・ 戸籍の表示 (本籍・筆頭者)
- 1643 ・ 住民となった年月日
- 1644 ・ 住所
- 1645 ・ 住民票コード (除票の場合を除く。)
- 1646 ・ 外国人住民となった年月日
- 1647 ・ 法第 30 条の 45 の表の規定区分ごとの事項のうち、以下の項目
- 1648 中長期在留者である旨
- 1649 在留カードの番号 (除票の場合を除く。)
- 1650 特別永住者である旨
- 1651 特別永住者証明書の番号
- 1652 一時庇護許可者である旨
- 1653 上陸期間
- 1654 仮滞在許可者である旨

- 1655 仮滞在期間
1656 出生による経過滞在者である旨
1657 国籍喪失による経過滞在者である旨
1658 ・ 宛名番号
1659 ・ 世帯番号
1660

1661 **【考え方・理由】**

1662 氏名については、出生届において氏名が未定であり、空欄である場合があ
1663 ることから、空欄が許容される。

1664 また、出生届は 14 日以内に届け出る必要があり、性別が空欄の戸籍がで
1665 きることがある。戸籍の記載において性別が空欄となっている場合は、原則
1666 としては、戸籍の取扱いに準ずることとなるため、戸籍に関する届出上許容
1667 されている場合は住民票の記載時は空欄とし、確定し次第、職権で記載する。

1668 ※ 出生届に至らない子及び就籍の届出に至らない者については、1. 1. 12
1669 参照

1670 児童養護施設へ入所する者については、世帯主や続柄の欄は空欄となる場
1671 合があり（総務省通知（昭和 43 年 3 月 26 日自治振第 41 号）第 2 問 6）、空
1672 欄にできることとする。

1673 実例上、特別養子縁組の場合には、転入前住所が空欄としても差し支えな
1674 いこととされている。

1675 個人番号については、障害発生時や休日開庁等で個人番号が生成できない
1676 場合も、届出を受理したり証明書を交付したりする必要がある場合があるた
1677 め、記入漏れを防ぐためアラートによる注意喚起を行いつつ、空欄について
1678 許容することとしている。

1679 空欄を許容する項目について、構成員、準構成員に意見照会したところ、
1680 かなり前から住んでいて住民となった年月日がわからない人がいるため、住
1681 民となった年月日は空欄を許容すべきという意見があったが、基本的に空欄
1682 となるのは該当がないか、そもそも存在しない項目であり、住民となった年
1683 月日のように該当しない人、存在しない人がいない項目については、不詳日
1684 入力ができるれば空欄を許容しないことで問題なく、むしろ記載漏れでないこ
1685 とが確認できるため、住民となった年月日は空欄を許容しない項目として整
1686 理する。

1687 なお、除票については、除票となった時点で制度上存在しなかった記載項
1688 目は空欄となり得るため、そのような項目については空欄とすることを許容
1689 することとした。

1690

1691 1.1.7 旧氏・通称

1692 (No. 202 (旧氏対応/旧氏の管理))

1693 【実装すべき機能】

1694 請求に基づき、旧氏の記載、変更及び削除ができること。

1695 申出に基づき、通称の記載及び削除ができること。

1696 国外へ転出した者が、その後最初の国外からの転入時に、転出時と同一の
1697 市区町村へ転入する場合、国外への転出時に記載していた旧氏又は通称を引
1698 き継ぐことができること。

1699

1700 【考え方・理由】

1701 旧氏を併記したまま国外へ転出し、その後最初の国外からの転入時に、転
1702 出時と同一の市区町村へ転入する場合、当該旧氏を引き継ぐことができるた
1703 め、窓口でその旨住民に確認し、改めて請求手続を行う必要はない。

1704 法改正により外国人住民も住民基本台帳に記録されることとなった。その
1705 際、外国人住民の通称の記載及び削除に関する事項の住民票への記載等につ
1706 いて規定された。

1707

1708

1709 1.1.8 年月日の管理

1710 (No. 64後半 (異動共通/異動日設定)、138 (死亡/死亡日入力))

1711 【実装すべき機能】

1712 年月日は、暦上日に限り、許容すること。ただし、1.1.1 (日本人住民デー
1713 タの管理)、1.1.2 (外国人住民データの管理) に規定する項目のうち生年月
1714 日、住民となった年月日、住所を定めた年月日及び外国人住民となった年月
1715 日並びに1.2.2 (異動事由) に規定する項目のうち出生、死亡又は失踪に係
1716 る異動日については、戸籍との整合性を図るため、暦上日以外の年月日 (例：
1717 うるう年でない年における2月29日) も許容するとともに、以下に規定す
1718 る不詳日を許容すること。

1719 なお、住基ネットに送信する際は必要な変換を行うこと。

1720 また、「旧外登法による登録年月日」が保持されていない場合も不詳日を
1721 許容すること。

1722 他システムとは「不詳」のまま連携し、不詳日の値については、住基ネット
1723 へ送付するコード定義に基づき規定する。

1724 なお、この場合も、内部的には日付を保有しておくこと。

1725

1726 **【不詳日入力一覧】**

1727 ・「令和〇〇年頃」

1728 ・「令和〇〇年〇月頃」

1729 ・「令和〇〇年〇月〇日頃」

1730 ・「推定令和〇〇年〇月〇日」

1731 ・「推定令和〇〇年〇月」

1732 ・「令和〇〇年春」

1733 ・「令和〇〇年〇月上旬」

1734 ・「令和〇〇年〇月中旬頃」

1735 ・「年月日不詳」

1736 ・「令和〇〇年 月日不詳」

1737 ・「令和〇〇年〇〇月 日不詳」

1738 ・「令和〇〇年〇〇月〇日から〇〇月〇日頃までの間」

1739 ・「令和〇〇年〇〇月推定〇日から〇日までの間」

1740 ・「令和〇〇年〇〇月〇日頃から〇日頃までの間」

1741

1742 暦上日以外の年月日（例：うるう年でない年における2月29日）、明治45
1743 年7月30日及び大正15年12月25日の設定も許容する。

1744 年月日の入力や管理については、1.1.1の生年月日及び1.1.2の生年月日
1745 を除き、和暦・西暦どちらを用いても差し支えない。

1746

1747 **【実装しない機能】**

1748 みなし生年月日等を作成できること。

1749

1750 **【考え方・理由】**

1751 不詳日の場合、他業務システム側でそれぞれの都合に応じて前寄せ・後寄
1752 せを判断する必要があること（例：保険系業務において、加入者有利となる
1753 よう後寄せする等）、また、みなし生年月日等を入力することとした場合、
1754 連携先においてみなし生年月日等か否かを判断できないとの意見があった
1755 ことから、住民記録システムとしては、みなし生年月日等は作成しない（「不

1756 詳」のまま、他システムと連携する。なお、不詳日の値については、住基ネ
1757 ットへ送付するコード定義に基づき規定する。)

1758 また、法施行前から住民である等、住民となった年月日が不明であるケー
1759 スがあることから、住民となった年月日、住所を定めた年月日及び外国人住
1760 民となった年月日について、不詳日を許容する。

1761 暦上日以外の年月日（例：うるう年でない年における2月29日）につい
1762 ては、本来、存在しない日付を許容すべきではないが、戸籍側（本籍地）が
1763 修正せず、住民記録側で修正できないことがあることから、許容する。

1764 また、準構成員から、明治45年7月30日及び大正15年12月25日と記
1765 載した住民票が存在しているとの指摘があったことから、これらの日付も許
1766 容する。

1767 同様に、「頃」と「不詳」の使い分けについても、戸籍システムでの整理と
1768 連動するため、住民記録側では整理しない。

1769

1770 ※ 内部的に日付が無い場合、例えば、ある業務システムでは有効な個人
1771 番号が他の業務システムにおいては無効とされ、個人番号から特定の
1772 個人を検索した場合に該当しないなどの個人番号連携エラーが発生す
1773 るおそれがあり、住民記録システムと連携するシステム内部では年月
1774 日の全てを保有しておく必要がある。

1775

1776 1.1.9 年月日の表示

1777 【実装すべき機能】

1778 年月日は、住民票の写し等の証明書及び画面表示において、和暦で記載・
1779 表示すること。ただし、1.1.2（外国人住民データの管理）に規定する項目
1780 のうち、外国人住民の生年月日及び法第30条の45の表の規定区分ごとの事
1781 項のうち在留期間の満了の日は、西暦で記載・表示すること。

1782 上記の記載・表示のため1.3.6による適切な変換機能を有していること。

1783

1784 【実装しない機能】

1785 年月日（1.1.2（外国人住民データの管理）に規定する項目のうち、外国
1786 人住民の生年月日及び法第30条の45の表の規定区分ごとの事項のうち在
1787 留期間の満了の日を除く。）を、住民票の写し等の証明書又は画面表示にお
1788 いて、西暦で記載・表示（併記を含む。）すること。

1789 1.1.2（外国人住民データの管理）に規定する項目のうち、外国人住民の

1790 生年月日及び法第 30 条の 45 の表の規定区分ごとの事項のうち在留期間の
1791 満了の日を、和暦で記載・表示（併記を含む。）すること。

1792

1793 **【考え方・理由】**

1794 市区町村によって和暦と西暦が異なると、システムが複雑になる上、QR コ
1795 ード化や OCR 読込みに支障が出るため、本仕様書において、「西暦で表記す
1796 ること」と整理しているもの以外は、全て和暦で表示することとする。

1797 なお、これは証明書等で表示する際のルールであり、入力やデータの持ち
1798 方としては、和暦と西暦のどちらを用いても、記載・表示する際や他システ
1799 ム連携の際に適切に変換できれば差し支えない。

1800

1801 1.1.10 世帯主

1802 (No. 138 (死亡／死亡日入力))

1803 **【実装すべき機能】**

1804 世帯主未設定を許容すること。

1805 世帯主未設定の場合は、世帯主未設定の状態では他システムへ連携ができる
1806 こと。

1807

1808 **【考え方・理由】**

1809 世帯主が死亡した場合等、直ちに世帯主を設定できない場合がある。

1810 養護施設に居住する児童の場合、世帯主の欄は空欄となる場合がある。

1811

1812 1.1.11 続柄

1813 (No. 32 (検索・照会／続柄表記))

1814 **【実装すべき機能】**

1815 以下に示す続柄を管理できること。

1816

1817 ① 世帯主

1818 ② 夫、妻、夫（未届）、妻（未届）、子、子（子の夫）、子（子の妻）、父、
1819 母、兄、姉、弟及び妹

1820 ③ ②を4世代（※）まで「の」でつなげたもの（例：子の子の子の子）

1821 ※「世代」とは、「の」でつなげる個数を機械的に数えたものをいう。以
1822 下同じ。

1823 ④ 縁故者

1824 ⑤ 同居人

1825

1826 (留意点)

1827 ・世帯主との関係を示す上で複数の表記があり得る場合、5.2 で定める世
1828 帯員の記載順位において最も上位のものとする(例：世帯主の父の
1829 兄の子が同時に世帯主の妻でもある場合、続柄は「妻」とする。)

1830 ・③を5世代以上つなげる必要がある場合(例：子の子の子の子の子)は、
1831 「縁故者」とすること。

1832 ・外国人住民の続柄については、世帯主との続柄を証する文書(戸籍法に
1833 基づく届出に係る受理証明書若しくは記載事項証明書又は結婚証明書
1834 若しくは出生証明書その他外国政府機関等が発行した文書であって、本
1835 人と世帯主との続柄が明らかにされているもの)、住民票の写し、住民
1836 票記載事項証明書、住民票の除票の写し、住民票除票記載事項証明書に
1837 よって確認した世帯主との続柄とすること。また、世帯主との続柄を証
1838 する文書等が提出されず、事実上の親族関係が認められる場合には、世
1839 帯主との続柄は「縁故者」とすること。

1840

1841 【実装しない機能】

1842 「実装すべき機能」に示す以外の続柄(例：祖父、祖母、おじ、おば、甥、
1843 姪、孫、家事使用人、準世帯主、4世代以内で表記できない続柄)を管理で
1844 きること。

1845

1846 【考え方・理由】

1847 世代管理については、4世代以内で管理しているケースが多いことから、
1848 4世代までの管理とした。要領第2-1-(2)-エ-オに記載されている続
1849 柄を全て表示できる必要がある。

1850 市区町村によっては実装されている「準世帯主の登録が行えること。」の
1851 ような準世帯主は、国民健康保険上の概念であるため、住民記録システム標
1852 準仕様書では不要

1853 また、地方公共団体情報システム機構(J-LIS)提供の「既存住基システ
1854 ム改造仕様書」の続柄コードには、「祖父」、「祖母」、「おじ」、「おば」、「甥」、

1855 「姪」等、一部ベンダでは入力できない可能性のある続柄が存在するが、分
1856 科会における議論の結果、これらは4世代以内で表記するか、4世代で記載
1857 できない場合は、「縁故者」として記載することで足りるため、これらの続
1858 柄に対応することは不要と判断した。

1859

1860 1.1.12 本籍・筆頭者

1861 (No. 118-2 (職権記載／出生届に至らない子等))

1862 【実装すべき機能】

1863 本籍・筆頭者欄は、「なし」又は「不明」と記載できること。

1864

1865 【考え方・理由】

1866 総務省通知（平成30年10月2日総行住第163号）によれば、就籍の届出
1867 に至らない者については、本籍・筆頭者欄を「なし」と記載することとされ
1868 ている。

1869 また、総務省通知（平成20年7月8日総行市第145号）によれば、出生
1870 届の提出に至らない子については、本籍・筆頭者欄を「なし」と記載するこ
1871 ととされている。

1872

1873 また、実例上、記憶喪失等により本籍・筆頭者が明らかでない場合には「不
1874 明」と記載することとされている。

1875

1876 1.1.13 宛名番号・世帯番号

1877 (No. A1 (マスタ管理／宛名番号・世帯番号付番))

1878 【実装すべき機能】

1879 宛名番号、世帯番号は、自動付番できること。

1880 宛名番号、世帯番号はそれぞれ、最下位の1桁を除いて単純連番方式で付
1881 番し、最下位の1桁はチェックデジットとする。チェックデジットの算出方
1882 式はモジュラス11 (M11W2～7) とする。余りが0の場合、検査付番は0と
1883 する。また、本ルール適用は新規付番に限り、付番済み番号の再付番は不
1884 要とする。

1885 指定都市における区間異動の場合、世帯番号は新規付番し、宛名番号は異
1886 動前と同一の番号を使用すること。

1887

1888 **【考え方・理由】**

1889 外国人住民の宛名番号を日本人住民と異なる番号体系にしている市区町
1890 村等、宛名番号に意味付けを持たせている市区町村もあるが、今回、帰化、
1891 国籍取得及び国籍喪失の場合も、宛名番号を引き継ぐこととしたことから
1892 (4.5.3～4.5.5 参照)、日本人住民・外国人住民を問わず、共通したルール
1893 に基づいて宛名番号を設定することとする。

1894 構成員・準構成員意見照会の結果、指定都市における区間異動の場合、宛
1895 名番号と世帯番号の付番ルールが区ごとに異なるため、カスタマイズになり
1896 やすいという意見があったため、付番ルールを整理

1897 指定都市における区間異動の場合、転入元の世帯の住民票（原票）が除票
1898 となり、新たに転入地の区で住民票（原票）が調製されることになるため、
1899 除票となった住民票（原票）と新たに調製された住民票（原票）で同一の世
1900 帯番号を使用することとすると、管理上不都合が生じる可能性があるため、
1901 区間異動の場合の世帯番号は新規付番することとする。

1902

1903 1.1.14 統合記載欄

1904 (No. 21、44 (マスタ管理/備考入力事項管理)、117 (職権記載/備考欄
1905 入力))

1906 **【実装すべき機能】**

1907 統合記載欄に異動履歴（A類型）及びそれに関する留意事項（B類型）、
1908 並びに異動履歴に関係しない事項である備考（C類型）を入力できること。

1909 留意事項については、直接関係する異動項目と紐付けて管理するとともに、
1910 20.0.3（異動履歴の記載）により統合記載欄に記載すること。他方、備考に
1911 ついては異動履歴とは別に管理し、20.0.5（備考の記載）により統合記載欄
1912 に記載すること。

1913 除票にあっては、これに加え、統合記載欄に除票固有の記載事項を記載す
1914 ること。（20.1.3（住民票の除票の写し）参照）

1915

1916 異動履歴については自動で作成されること。

1917 異動事由ごとに、あらかじめ登録した留意事項が自動入力されること。

1918 なお、留意事項の自動入力機能は、一般市区町村においては実装してもし
1919 なくても良い。（実装しない場合は留意事項について自由入力できること。）

1920 備考については自由入力できること。ただし、特別養子縁組である旨及び

- 1921 その解消に関する留意事項については以下の文言を含めること。
- 1922 ・特別養子縁組となった場合：「特別養子縁組」
- 1923 ※ 特別養子縁組に当たり、養子が転出し、
- 1924 消除された住民票にあつては、転出先住
- 1925 所（予定）及び転出先（確定）の異動項目
- 1926 と、特別養子縁組に当たり、養子が転入し
- 1927 て作成された住民票にあつては転入前住
- 1928 所の異動項目と紐付けて記載
- 1929 ・特別養子縁組を解消した場合：「特別養子縁組解消」
- 1930 ※ 特別養子縁組の解消に当たり、養子が
- 1931 転出し、消除された住民票にあつては、転
- 1932 出先住（予定）及び転出先（確定）の異動
- 1933 項目と、特別養子縁組の解消に当たり、養
- 1934 子が転入して作成された住民票にあつて
- 1935 は転入前住所の異動項目と紐付けて記載
- 1936
- 1937

1938 **【考え方・理由】**

1939 従来、住民票（原票）の統合記載欄に記載されている事項は、以下のとお

1940 り、3つに大別することができる。

1941 A類型・・・「年月日」／「異動事由等」／「記載等の種別」（届出・職権・

1942 申出・請求の別）で構成されるもの（20.0.3（異動履歴の記載）参照）

1943 （例）

- 1944 ・異動履歴
- 1945 ・改製年月日

1946

1947 B類型・・・A類型に紐付く留意事項

1948

1949 C類型・・・それ以外の事項（備考）

1950

1951 ○B類型として記載する留意事項の例

記載内容	事象
特別養子である旨	特別養子縁組によって住民票が記載された場合

上陸期間を経過する年月日 (許可期限)	一時庇護許可者について住民票を記載した場合
仮滞在期間を経過する年月日 (許可期限)	仮滞在許可者について住民票を記載した場合
出生した日から60日を経過する年月日	出生による経過滞在者について住民票を記載した場合
国籍を失った日から60日を経過する年月日	国籍喪失による経過滞在者について住民票を記載した場合
通知の事由(氏名変更、在留資格変更許可等)及びその事由の生じた年月日	法第30条の50の規定による出入国在留管理庁長官からの通知に基づき、住民票の消除又は記載の修正をした場合
氏名について仮名により記載した旨	氏名等の記憶を喪失した者について、住民票を作成した場合で、当該者の氏名を仮名により記載した場合
死亡とみなされる年月日(失踪期間が満了した年月日)	失踪の届出があった場合
未届転入である旨	転入届をせずに転入前住所に転入をしていた場合
転入前住所(未届の場合)	特定の市町村に住所を置かず全国各地を転々と移動している場合等
氏名のフリガナを修正した事由	住民から氏名のフリガナを変更してほしい旨の申出があり、住民票を職権修正した場合
戸籍に記載された推定死亡日	死亡日が特定できない場合
転出届後に住民票を修正した旨	外国人住民から転出届の提出がなされ、転出証明書を交付したが、転出予定年月日が到来していない状況において、当該外国人住民に係る法第30条の50に規定する出入国在留管理庁からの通知があり、住民票を修正した場合
婚姻前の氏	<ul style="list-style-type: none"> ・転入届と婚姻届が同時にあった場合 ・既に婚姻届を出している者から転入届があった場合 ・婚姻届受理証明書又は戸籍謄本を添付した転入届があった場合
・転居届と同日に婚姻届があ	転居届と婚姻届が同時にあった場合

<p>った旨</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 婚姻前の氏 ・ 旧戸籍の表示 	
旧本籍	転入届と同時に転籍届があった場合
転出届により転出先住所（予定）及び届出年月日を記載した旨	職権消除済の者から転出届がなされ、消除した事由を記載した場合
転出取消により転出事項消除の上回復した旨	転出予定年月日経過後に転出を取り消した場合
<ul style="list-style-type: none"> ・ 出生届が提出に至っていない旨 ・ 認知調停等手続が申立中である旨 	民法（明治 29 年法律第 89 号）第 772 条の規定に基づく嫡出推定が働くことに関連して、出生届の提出に至らない者について、認知調停手続など外形的に子の身分関係を確定するための手続が進められている場合に、総務省通知（平成 24 年 7 月 25 日総行住第 74 号）に基づき、職権で住民票の記載を行った場合
<ul style="list-style-type: none"> ・ 就籍の届出に至っていない旨 ・ 就籍許可等手続中である旨 	就籍の届出に至らない者について、戸籍法（昭和 22 年法律第 224 号）第 110 条の規定における就籍許可審判又は第 111 条の規定における確定判決を受けるための裁判手続（以下「就籍許可等手続」という。）を行っており、日本国籍を有する者の子であること等が推認される場合で、総務省通知（平成 30 年 10 月 2 日総行住第 162 号）に基づき、職権で住民票の記載を行った場合

1952

1953

OC 類型として記載する備考の例

記載内容	事象
除票の記載事項及び統合記載欄に誤記等があることが判明した年月日・理由、誤記等の箇所及び正しい記載	除票の記載事項及び統合記載欄に誤記等があることが判明した年月日・理由、誤記等の箇所及び正しい記載
失踪宣告取消の届書の届出があった旨及び記載年月日	失踪宣告取消の届書の提出があり、除票に記載された者の生存が判明した場合
氏名のカタカナ表記	非漢字圏の外国人住民について、印鑑登録証明に係る事務処理上氏名のカタカナ表記を

	必要とする場合
事実上の世帯主の氏名	実際に世帯主に相当する者が住民基本台帳法の適用から除外されている外国人である場合で、その者の氏名が確認できている場合
法附則第4条第1項により作成	住民基本台帳法の一部を改正する法律（平成21年法律第77号。以下「改正法」という。）附則第3条第1項及び第2項の規定により作成された仮住民票が、改正法附則第4条第1項により、改正法附則第1条第1号に定める日において住民票となった場合
通称による住所の名称	選挙、納税等の各種行政面で、行政区画上の正式名称の住所ではなく、通称による住所が利用されており、住民票上にどうしても通称による住所が必要な場合

1954 A類型については、1.2.1（異動履歴の管理）に規定する異動履歴として
1955 管理し、B類型及びC類型については、上記に掲げる内容を留意事項及び備
1956 考としてそれぞれ記載することとする。住民票の写し等の証明書には、特別
1957 の請求があった場合、A類型については20.0.3（異動履歴の記載）に規定す
1958 るように項目ごとに欄を細分化せず、統合的に記載する欄（統合記載欄）に
1959 記載することとし、B類型については関係する異動履歴のうち直接対応する
1960 異動項目と併せて記載することとする。他方、C類型については異動履歴と
1961 紐付くものではないため、異動履歴とは別に記載することとする。

1962 いずれもプライバシー保護の観点等から市区町村の判断により記載する
1963 かないかを選択し、記載を選択した場合、統合記載欄に記載できることと
1964 する。

1965 なお、A類型の性別の変更があった旨、B類型の特別養子である旨の記載
1966 及びその解消については、デフォルトで非表示とする。

1967 中核市市長会ひな形においては、異動事由ごとに、あらかじめ登録した備
1968 考文をもとに備考が自動編集できることとしているが、本仕様書では、異動
1969 に関する事項はA類型の異動履歴として自動で記載されることとした。また、
1970 留意事項の自動入力については、市町村照会において政令市より事務運用の
1971 効率上必要との意見があったことを踏まえ、一般市区町村については実装し
1972 てもしなくても良い機能として整理した。他方、異動履歴に紐付かない備考
1973 の文例や自動入力の事由は設けないこととする。

1974 氏名のカタカナ表記については、印鑑登録証明に係る事務処理上の必要性
1975 によるものであることから他システムと連携できる形式でデータを保持す

1976 る必要がある。

1977

1978 1.1.15 メモ

1979 (No. 39 (抑止設定/メモ機能))

1980 **【実装すべき機能】**

1981 個人を単位とし、記載事項を限定しないメモ入力が可能であること。

1982 メモを入力した者のユーザ ID 及び日時が記録されること。

1983 メモの修正・削除について履歴管理されること。

1984 メモ入力されたものについては、住民票の写し等の証明書に出力されない
1985 こと。

1986

1987 **【考え方・理由】**

1988 中核市市長会ひな形では抑止設定に限定してメモ機能を記載しているが、
1989 準構成員からの意見を踏まえ、メモ機能については、1.1.14 (統合記載欄)
1990 に記載したもの以外の証明書に出力しない事項について、限定せずに記載で
1991 きる機能とした。

1992

1993

1994 1.1.16 支援対象者管理

1995 (No. 7 (共通/支援措置対象者管理))

1996 **【実装すべき機能】**

1997 支援措置の実施に当たっては、支援対象者の住民票(原票)及び除票(原票)
1998 に支援対象者である旨の表示ができるとともに、住民記録システム内に以下に
1999 掲げる項目のデータベースを構築し、住民票(原票)及び除票の上記表示から
2000 画面遷移し、端末画面上でデータベースを確認できること。

2001

2002 <データベース上の項目>

2003 ○申出者に関する項目

2004 ①現住所地市区町村の場合

2005 ・氏名及びフリガナ

2006 ・通称及びフリガナ

2007 ・宛名番号

- 2008 ・ 生年月日
- 2009 ・ 性別
- 2010 ・ 住所
- 2011 ・ 前住所等
- 2012 ・ 本籍
- 2013 ・ 前本籍等
- 2014 ・ 連絡先（電話番号、携帯電話番号、メールアドレス等）
- 2015
- 2016 ②本籍地市区町村又は前本籍地市区町村等の場合
- 2017 ・ 氏名及びフリガナ
- 2018 ・ 通称及びフリガナ
- 2019 ・ 生年月日
- 2020 ・ 性別
- 2021 ・ 本籍
- 2022 ・ 前本籍等
- 2023 ・ 住所
- 2024 ・ 前住所
- 2025 ・ 連絡先（電話番号、携帯電話番号、メールアドレス等）
- 2026
- 2027 ③前住所地市区町村等の場合
- 2028 ・ 氏名及びフリガナ
- 2029 ・ 通称及びフリガナ
- 2030 ・ 宛名番号
- 2031 ・ 生年月日
- 2032 ・ 前住所（前住所地市区町村等における最終住所）
- 2033 ・ 統合記載欄に記載された転出先住所
- 2034 ・ 転出届に基づいて記載した転出先住所（予定）
- 2035 ・ 転入通知に基づいて記載した転出先住所
- 2036 ・ 連絡先（電話番号、携帯電話番号、メールアドレス等）
- 2037
- 2038 ○併せて支援措置を求める者に関する項目
- 2039 ・ 氏名及びフリガナ
- 2040 ・ 通称及びフリガナ
- 2041 ・ 宛名番号
- 2042 ・ 生年月日
- 2043 ・ 性別

- 2044 ・前住所
- 2045 ・申出者との関係
- 2046
- 2047 ○加害者に関する項目
- 2048 ・氏名
- 2049 ・宛名番号（同一市区町村の場合に限る。）
- 2050 ・生年月日
- 2051 ・性別
- 2052 ・住所
- 2053 ・その他（任意の文言を登録できること。）
- 2054
- 2055 ○申出者より支援を求められている事務及び抑止対象の住所等
- 2056 ・住民基本台帳の閲覧（現住所）
- 2057 ・住民票の写し等の交付（現住所、前住所）
- 2058 ・戸籍の附票の写し等の交付（本籍、前本籍、前々本籍等）
- 2059
- 2060 ○転送情報
- 2061 ①当初受付市区町村が対応するもの
- 2062 ・転送先市区町村
- 2063 ・転送年月日
- 2064
- 2065 ②当初受付市区町村から転送を受けた他の市区町村（以下「転送受付市
- 2066 区町村」という。）が対応するもの
- 2067 ・転送された支援措置申出書の受付年月日
- 2068 ・支援の必要性がないことを確認したときの申出者への連絡年月日
- 2069
- 2070 ○支援措置の期間
- 2071 ・支援措置の開始年月日
- 2072 ・支援措置の終了年月日
- 2073
- 2074 ○仮支援措置
- 2075 ・仮支援措置の有無
- 2076 ・仮支援措置の開始年月日
- 2077 ・当初受付市区町村（転送受付市区町村の場合に限る。）
- 2078
- 2079 なお、支援対象者（申出者）の氏名及び宛名番号並びに併せて支援措置を

2080 求める者の氏名及び宛名番号、支援を求められている事務、抑止対象の住所
2081 等並びに支援措置の期間以外の項目については、住民記録システム以外の
2082 システムでのデータベースの構築も可能とするが、その場合でも住民票（原
2083 票）の支援対象者である旨の表示から画面遷移し、端末画面上でデータベー
2084 スを確認できる機能を有すること。

2085 **【考え方・理由】**

2086 総務省通知（平成 16 年 5 月 31 日総行市第 218 号）で「住民基本台帳事務
2087 における支援措置申出書」の様式例を示し（平成 18 年 10 月 4 日総行市第
2088 136 号及び平成 24 年 9 月 26 日総行市第 89 号様式変更）、申出書に記載する
2089 事項を例示しており、上記の項目を抜粋した。

2090 除票の場合は、住所の履歴、転出届に基づいて記載した転出先住所（予定）、
2091 転入通知に基づいて記載した転出先の住所にも現住所が表示される可能性
2092 があり、データベース上で確認できる必要がある。

2093 支援措置においては、申出がなされてから、支援措置の必要性を確認し、
2094 実際に支援措置を開始するまでの間も、被害者保護のために、仮支援措置が
2095 必要となる場合があり得、仮支援措置の有無についてもデータベース上確認
2096 できる必要がある。

2097 「10.3 操作権限管理」において、利用者ごとの表示・閲覧項目及び実施
2098 処理の制御ができることとしており、各市区町村の支援措置に係る事務の実
2099 情に合わせて、データベースの閲覧権限や閲覧項目、閲覧を実施する際の処
2100 理などについて、管理できるものである。

2101 本籍地について、住所の変更がない場合であっても本籍地が複数回変更す
2102 ることがあり得ることから、現住が記載されている戸籍の附票又は戸籍の附
2103 票の除票の写しを保存している全ての市区町村で支援措置を講ずる必要が
2104 ある。

2105 なお、申出者及び併せて支援措置を求める者の氏名及び宛名番号、住民記
2106 録システム上のデータベースのほか支援を求められている事務及び抑止対
2107 象の住所等並びに支援措置の期間以外の項目については、準構成員への意見
2108 照会の結果、宛名管理システム等で支援措置対象者に係る情報を管理してい
2109 るとの意見が多く見られたため、住民記録システム以外のシステムでのデー
2110 タベース構築を可能とした。

2111

2112 1.1.17 郵便番号

2113 **【実装すべき機能】**

2114 住所、転入前住所、転出先住所（予定）及び転出先住所（確定）の郵便番
2115 号を管理すること。

2116

2117 **【考え方・理由】**

2118 構成員・準構成員に意見照会を実施した結果、自市区町村内の住所、転入
2119 前住所及び転出先住所とも、郵送のニーズが一定以上あるとの回答が多かっ
2120 たために、便宜的に管理項目とする。

2121

2122 1.1.18 フリガナ

2123 **【実装すべき機能】**

2124 氏名、旧氏及び通称については、フリガナ及びフリガナ確認フラグ（本人
2125 への確認の有無を示すフラグ）を管理すること。

2126 なお、フリガナについては、カタカナで管理することとし、CS への送信の
2127 際は住民基本台帳ネットワークの仕様に合わせて送信できること。

2128 **【考え方・理由】**

2129 フリガナについては、法第7条各号における住民票の記載事項として規定
2130 されておらず、法令上、住民票の写し等において公証する事項とされていな
2131 い。

2132 もとより、フリガナは、市区町村が氏名の読み方を認定するという性格の
2133 ものではなく、市区町村が住民記録の整理のために管理上、必要であるとい
2134 うことで便宜的に記載されているものであることから、2.1.2（検索文字入
2135 力）や2.1.3（基本検索）における検索項目として活用できることとしてい
2136 る。

2137 また、要領において、「氏名には、できるだけふりがなを付すことが適当
2138 であるが、その場合には、住民の確認を得る等の方法により、誤りのないよ
2139 うに留意しなければならない。」とされているものであるが、実際には本人
2140 に確認できたものとできていないものがあることから、本人に対する確認の
2141 有無を区別するため、本人への確認の有無を示すフラグを住民記録システム
2142 において管理することとする。

2143

2144

2145 1.1.19 郵便物送付コード

2146 **【実装してもしなくても良い機能】**

2147 郵便物送付コード（例：外国人住民について、郵便物の送付先の記載とし
2148 て通称のみを希望するか、本名のみを希望するか。）を管理すること。

2149

2150 **【考え方・理由】**

2151 外国人住民に対して郵便物を送付する際、通称のみ記載してほしい、又は、
2152 本名のみ記載してほしいといった要望に配慮した対応をするために、どの類
2153 型かを示す郵便物送付コードを必要とする市区町村があったが、必ずしも全
2154 市区町村においてそのような運用をしているとは限らないことから、実装し
2155 てもしなくても良い機能とする。

2156

1.2 異動履歴データ

2157

2158 1.2.1 異動履歴の管理

2159 【実装すべき機能】

2160 1.1.1（日本人住民データの管理）及び1.1.2（外国人住民データの管理）
2161 に規定する異動履歴（留意事項の異動を含む。）は、以下の項目を管理する
2162 こと。

- 2163 ・異動者（4.0.1 参照）
- 2164 ・異動事由として管理する項目（1.2.2 参照）
- 2165 ・異動日（4.0.3 参照）
- 2166 ・処理日（4.0.3 参照）
- 2167 ・届出日（令第11条に規定する届出の場合に限る。4.1.0.2 参照）
- 2168 ・申出日（「申出による職権記載等」（4.2.0.5 参照）及び「通称の記載・
2169 削除」（1.1.7 参照）の場合に限る。）
- 2170 ・通知日
- 2171 ・請求日（「旧氏の記載・変更・削除」（1.1.7 参照）の場合に限る。）
- 2172 ・入力場所
- 2173 ・入力端末
- 2174 ・留意事項（1.1.14 参照）

2175

2176 また、異動したデータ自体については、以下のとおり、時点ごとに全項目
2177 の履歴データを持つ方式により管理すること。

- 2178 ・住民票に記載する各項目を1列とし、全項目を1行で保持する。
2179 なお、世帯ごとに共通のデータも個人ごとに保持する。
- 2180 ・データキーは、宛名番号と履歴番号でユニークとする。履歴番号は1から
2181 の単純連番とする。
- 2182 ・履歴は、データキーの履歴番号をカウントアップし、項目内容の変更有無
2183 に係わらず、全項目の内容を保持する。
- 2184 ・履歴番号が最大のデータを1件セレクトすることで、その個人の直近デー
2185 タの全項目を取得する。

2186

2187 例：青木太郎が松町1番地へ転入、その後、松町8番地へ転居

2188 同時に、青木花子が青木太郎の世帯へ転入した場合は以下のとおりとなる。

宛名番号	履歴番号	世帯番号	住所	氏名	生年月日	性別	異動事由
0000001	1	0000100	松町1番地	青木 太郎	平成 15. 01. 07	男	国内転入
0000001	2	0000100	松町8番地	青木 太郎	平成 15. 01. 07	男	転居
0000002	1	0000100	松町8番地	青木 花子	平成 17. 12. 30	女	国内転入

【考え方・理由】

異動履歴については、特別の請求があった場合、住民票の写し等に記載されるが、市区町村・ベンダごとにデータ構造が様々であり、大きく以下のような4方式がある。

方式①：項目ごとに履歴データを持つ方式

方式②：時点ごとに全項目の履歴データを持つ方式

方式③：時点ごとに変更のあった項目の履歴データを持つ方式

方式④：毎回改製することとし、改製の版として履歴を持つ方式

これらについて、準構成員に中長期的に見て最も良いと思うものから順に並び替える意見照会を実施したところ、以下のとおりの結果となった（中長期的に見て良い①～④以外のデータ構造は、全ての準構成員が「なし」と回答）。

- 方式②が、「最適」と回答した準構成員数が最も多い。
- 方式①と方式④については、「最低」と回答した準構成員数がそれぞれ「4」、「3」と多く、また、方式②よりも方式①又は方式④を上位に位置づけた準構成員は、それぞれ1社しかないことから、採用は難しい。
- 方式③については、方式②よりも上位に位置づけた準構成員は2社のみであるが、方式②よりも下位に位置づけた準構成員も、「異動の履歴を備考欄又は統合的に記載する欄に表示する方式（A方式）」の場合は方式③でも対応可能と回答していることから、A方式との親和性は高いと考えられる。

(参考) 準構成員への意見照会結果

(単位：人)

準構成員	順位			
	最適	2番目	3番目	最低
ア	①	③	②	④
イ	②	①	③	④
ウ	②	③	①	④
エ	②	③	④	①

オ		②	③	④	①
カ		③	②	④	①
キ		④	②	③	①
計	①	1	1	1	4
	②	4	2	1	0
	③	1	4	2	0
	④	1	0	3	3

2218

2219

2220

2221

2222

2223

2224

2225

2226

2227

2228

2229

2230

2231

1.2.2 異動事由

2232

(No. 62-2 (異動共通/異動事由等))

2233

【実装すべき機能】

2234

2235

システムが管理する異動事由コード及び付随する区分により、以下の区分が行えること。

2236

2237

また、以下の区分からシステムが管理する異動事由コードおよび付随する区分にマッピングができること。

2238

2239

異動事由は、以下のとおり区分すること。

2240

2241

○記載の事由

2242

- ・国内転入

2243

- ・国外転入等

2244

- 2245 ・ 出生
- 2246 ・ 職権記載（帰化等）（※日本人住民のみ）
- 2247 ・ 職権記載（国籍喪失）（※外国人住民のみ）
- 2248 ・ 職権記載
- 2249 ・ 改製
- 2250 ・ 再製
- 2251 ・ 異動の取消し（増）
- 2252
- 2253 ○ 消除の事由
- 2254 ・ 国内転出
- 2255 ・ 国外転出
- 2256 ・ 死亡
- 2257 ・ 職権消除（帰化等）（※外国人住民のみ）
- 2258 ・ 職権消除（国籍喪失）（※日本人住民のみ）
- 2259 ・ 職権消除
- 2260
- 2261 ・ 改製
- 2262 ・ 再製
- 2263 ・ 異動の取消し（減）
- 2264
- 2265 ○ 修正の事由
- 2266 ・ 転居
- 2267 ・ 軽微な修正
- 2268 ・ 職権修正
- 2269 ・ 誤記修正
- 2270 ・ 個人番号の変更請求
- 2271 ・ 個人番号の職権修正
- 2272 ・ 個人番号の職権記載
- 2273 ・ 住民票コードの変更請求
- 2274 ・ 住民票コードの職権記載
- 2275 ・ 世帯分離
- 2276 ・ 世帯合併
- 2277 ・ 世帯変更
- 2278 ・ 世帯主変更
- 2279 ・ 旧氏の記載
- 2280 ・ 旧氏の変更

- 2281 ・旧氏の削除
- 2282 ・通称の記載
- 2283 ・通称の削除
- 2284 ・異動の取消し（修正）
- 2285

2286 **【実装しない機能】**

2287 システムが管理する異動事由コード及び付随する区分により、「転居取消」
2288 の区分が行えること。
2289

2290 **【考え方・理由】**

2291 異動事由等についても、今後のデータ連携等の検討のため、標準化すべき
2292 であることから示すもの

2293 前提として、標準案において異動事由“コード”というデータベースの物理
2294 的な異動事由コードのラインナップは定義されていない。本仕様書の「区分
2295 すること。」は、各社のパッケージの異動事由コード及び付随する区分が、
2296 本仕様書の論理的な区分にマッピングできることと考える。

2297 現在の仕様書は、法第 30 条の 6 において市町村長が住基ネットを通じ
2298 て都道府県知事に本人確認情報を通知する際の異動事由について、規則第 11
2299 条で定める異動事由に基づいて分類を行っている。その他、世帯変更届に基
2300 づく異動事由や異動の取消し等の必要な異動事由を設けている。

2301 出生、死亡の日付以外にも移行データにおいては不詳日が存在したが、本
2302 仕様書としては通常ケースを想定した記載で足りるため、出生、死亡の日以
2303 外の異動日に不詳の記載は設けない。

2304

2305 また、一部の異動事由について、該当する例を挙げれば、以下のとおりで
2306 ある。

2307

- 2308 ・国外転入等（例：国外からの転入、法第 30 条の 46 転入及び法第 30 条
2309 の 47 届出）
- 2310 ・異動の取消し（増）（例：転出や死亡等の異動を取り消す場合）
- 2311 ・職権消除等（例：実態調査、失踪の届出に基づく職権消除等）
- 2312 ・異動の取消し（減）（例：転入や出生等の異動を取り消す場合）
- 2313 ・世帯変更（例：甲世帯の世帯員の一部が乙世帯の世帯員となった場合）
- 2314 ・異動の取消し（修正）（例：転居や世帯変更等の異動を取り消す場合）

2315

2316

なお、職権記録書はシステムに職権記録データとしてシステムで保持されているという理解であり、新たに記録書を作成する機能は設けていない。

2317

2318

2319

○技術的基準

2320

第3 住民票の異動処理等

2321

2 職権記録書の作成

2322

職権により住民票の記録、削除又は記録の修正（以下「記録等」という。）を行う場合は、職権により住民票の記録等を行う事項を記載した書類（以下「職権記録書」という。）を作成すること。

2323

2324

2325

3 届出書及び職権記録書の保存

2326

届出書及び職権記録書の保存に当たっては、その保存方法について定めること。

2327

2328

1.3 その他の管理項目

2329

1.3.1 入力場所・入力端末

2331 (No. 16 (マスタ管理/本庁・支所管理))

【実装すべき機能】

2333 システムログや証明書発行管理に使用するため、住民記録システムを使用
2334 する場所として、本庁、支所、出張所、住民記録システム利用課等の入力場
2335 所及び入力端末等の登録管理ができること。

2336 指定都市においては、行政区（総合区を設置している場合は総合区。以下
2337 同じ。）（区役所）を管理できること。

2338

【考え方・理由】

2340 中核市市長会ひな形に付記。

2341 システムログや証明書発行管理に使用するための住民記録システムを使
2342 用する場所（本庁・支所・出張所・住民記録システム利用課等の入力場所）
2343 及び入力端末等を管理する機能が必要。

2344

1.3.2 住居表示・地番管理、番地・枝番等コード管理

2346 (No. 17 (マスタ管理/住居表示・地番管理))

【実装すべき機能】

2348 住居表示・区画整理におけるデータ及び住所を設定することができる地番
2349 （特殊地番を含む。）をマスタ管理・表示できること。

2350 ソート機能のため、番地・枝番・部屋番号等を数値によりコード管理でき
2351 ること。

【考え方・理由】

2353 住所を入力する際、住所を設定できる住所であるかの判定を行うため、住
2354 居表示においては現存する住居番号、地番においては住所を設定することが
2355 できる地番（特殊地番を含む。）を管理する必要がある。

2356 なお、住居表示・区画整理における一括処理については9.7（住所一括変
2357 更）に記載

2358 また、市町村照会を踏まえ、レコードを住所順にする場合のソート機能の
2359 ために番地等を数字で構成する項目が必要との意見があったことを踏まえ
2360 番地・枝番等のコード管理について記載した。

2361

2362 1.3.3 住所辞書管理

2363 (No. 18 (マスタ管理/住所辞書管理))

2364 【実装すべき機能】

2365 毎月（一般市区町村においては、必要に応じ）、最新の住所情報を更新す
2366 ること。国名については、毎年、最新の情報を更新すること。ただし、本籍
2367 地等の（旧）町名等が入力できること。

2368 住所情報は、職員でも容易に修正できること。

2369 住所辞書については全国的に提供されるものを使用し、住所コードは全国
2370 地方公共団体コードを使用した 11 桁の値とすること。構成は、都道府県（2
2371 桁）＋市区町村（3 桁）＋大字（3 桁）＋小字（3 桁）とすること。

2372 なお、都道府県コードは JIS X 0401 に、市区町村コードについては JIS
2373 X 0402 に準拠すること。大字、小字は規定しない。

2374 あわせて、郵便番号についても管理できること。

2375 住所カナ入力（例えば、東京都日野市神明の場合であれば、「ト ヒ シ」
2376 のように、住所の頭の数文字を入力することをいう。）をすることで、郵便
2377 番号及び住所が自動で入力されること。また、郵便番号を入力することで、
2378 住所が自動で入力されること。

2379 住所及び本籍について都道府県名→市区町村名→大字→小字の順に一覧
2380 表より順番に選択していくことで住所辞書からの引用ができること。

2381 なお、指定都市においては必要に応じて自区の住民又は消除者のみ検索対
2382 象とする等、検索範囲の制限（絞込み）ができること。

2383

2384 【考え方・理由】

2385 中核市市長会ひな形に付記。

2386 全国住所辞書は複数の事業者が提供していることから、特定しないことと
2387 した。

2388 分科会での議論の結果、中核市等以上の自治体については、住所辞書の更
2389 新頻度は毎月としたが、一般市区町村については、毎月更新する必要はない
2390 と考えられるため、必要に応じ更新できればよいこととする。

2391 なお、郵便番号は中間標準レイアウト仕様の項目となっているため、管理
2392 できることを要件としている。

2393 分科会における議論の結果、住所かな入力も郵便番号による住所入力もと
2394 もにニーズがあると判断し、両機能を盛り込むこととした。

2395

2396 1.3.4 方書管理

2397 (No. 19 (マスタ管理／方書管理))

2398 **【実装すべき機能】**

2399 方書（アパートやマンション、寮等）を登録管理できること。

2400 また、住所に応じた方書が紐付けられていること。

2401 なお、これらのマスタ情報は職員管理を前提としており、容易にできるこ
2402 と。

2403

2404 **【考え方・理由】**

2405 中核市市長会ひな形に付記。また、方書が住所に紐付けられている旨、職
2406 員管理が前提である旨を追記。

2407 なお、住所選択における方書候補表示の機能については、4.0.7（方書入
2408 力補助）に記載

2409 構成員・準構成員に意見照会をしたところ、特に小規模市区町村の中には、
2410 住民記録システムを用いず、職員が管理をするケースもあるという意見があ
2411 ったことから、本機能を用いるか用いないかは当該市区町村の判断とする。

2412 都市部においては大型マンションの建設が進んでおり、方書管理は必要ま
2413 た、住所を表記する際、市区町村ごとの定める一定戸数以上の部屋番号は方
2414 書ではなく住所の枝番号として記載するため、住所記載の正確性の観点でも
2415 住所に応じた方書が紐付けられていることは必要

2416

2417 1.3.5 地区管理

2418 **【実装してもしなくても良い機能】**

2419 市区町村の区域を複数の区域に分割した地区について登録管理できるこ
2420 と。

2421

2422 **【考え方・理由】**

2423 市区町村へ照会したところ、町内会、自治会やいくつかの集落のあつまり
2424 である、いわゆる行政区等市区町村の区域を複数の区域に分割した任意の地
2425 区について住民記録システムにおいて管理することについて、一定のニーズ
2426 があったことから実装してもしなくても良い機能として記載。

2427

2428

2429 1.3.6 和暦・西暦管理

2430 (No. 22 (マスタ管理/和暦管理等))

2431 **【実装すべき機能】**

2432 和暦と西暦の対応及び変換のためのマスタ情報が管理できること。
2433 また、元号が改正された場合、パラメータ設定による元号変更対応が可能
2434 であること。

2435

2436 **【考え方・理由】**

2437 中核市市長会ひな形を踏襲。

2438

2439 1.3.7 公印管理

2440 (No. 13 (マスタ管理/公印選択))

2441 **【実装すべき機能】**

2442 市区町村長及び職務代理者の公印が管理できること。

2443

2444 **【考え方・理由】**

2445 中核市市長会ひな形を踏襲。

2446

2447 1.3.8 交付履歴の管理

2448 **【実装すべき機能】**

2449 1.1.1 (日本人住民データの管理) 及び 1.1.2 (外国人住民データの管理)
2450 に規定する証明書の交付履歴(20.1 (住民票の写し等)、20.1.2 (住民票の写

2451 し（世帯連記式）、20.1.3（住民票の除票の写し）、20.1.4（住民票記載事項
2452 証明書・住民票除票記載事項証明書）、20.2.1（転出証明書）、20.2.2（転出
2453 証明書に準ずる証明書）、20.3.1（住民基本台帳の一部の写し（閲覧用））、
2454 20.4.1（住民票コード通知票）、20.4.2（住民票コード変更通知表）及び20.4.3
2455 （住民票コード修正通知票）に関するものは、市区町村が定める期間、以
2456 下の項目を管理すること。

- 2457 ・ 交付年月日時
- 2458 ・ 交付場所
- 2459 ・ 交付対象者
- 2460 ・ 証明書の種別
- 2461 ・ 記載事項
- 2462 ・ 枚数
- 2463 ・ 発行番号
- 2464 ・ 端末名、ユーザ ID
- 2465 ・ 処分情報（誤って発行した証明書を処分した場合にはその旨の記録。）

2466

2467 **【実装しない機能】**

2468 市区町村が定める期間内に、交付履歴データを削除できること。

2469

2470 **【考え方・理由】**

2471 交付履歴を含む証明書の発行状況は、情報開示請求の際等に必要となる。

2472 また、交付履歴の保管期間は、情報開示請求対応期間を根拠とした（市区
2473 町村の多くは、保存期間を1年又は2年（まれに3年）と規定）が市区町村
2474 ごとに異なるため、市区町村が定められることとした。

2475

2476 1.3.9 認証者

2477 *(No. 15 (マスタ管理/認証))*

2478 **【実装すべき機能】**

2479 証明書等の認証者は、市区町村長と職務代理者の2件について、職名・氏
2480 名を管理できること。

2481 また、期間等事前に登録した条件によって、自動的に切り替わることがで
2482 きるよう職務代理者期間の管理ができること。

2483 指定都市においては、区長と区長の職務代理者を管理ができること。

2484

2485 **【実装しない機能】**

2486 証明書等の認証者を「〇〇長 公印」のように氏名空欄とできること。

2487

2488 **【考え方・理由】**

2489 中核市市長会ひな形を踏襲。

2490 認証者を管理する件数については、2件で足りるため、「2件以上」では
2491 なく「2件」と明記。

2492 なお、要領第2-4-(1)-⑥-ウに、「記名押印」と定められていること
2493 ことから、「〇〇長 公印」のように氏名を空欄とする記載は許容されない。

2494 指定都市においては、証明書の発行等の事務は区長の権限で行うこととさ
2495 れていることから、区長と区長の職務代理者を管理できることとする。

2496

2497

2498

2499

2500

2501

2502

2503

2504

2 検索・照会・操作

2505

2506

2507

2.1 検索

2508

2509

2.1.1 検索機能

2511 *No. 12 (共通/検索機能)*

【実装すべき機能】

2513 システム利用者（ID 単位）ごとに、一度検索ダイアログ等で設定した値
2514 （検索履歴）については、自動的にその設定値が、一定の件数保存されるこ
2515 と。

2516 また、それら検索履歴を選択することによって、同じ条件による再検索及
2517 び検索履歴を活用することによる新たな検索にも対応できること。

2518

【考え方・理由】

2520 業務効率化の観点から、検索パラメータの履歴保持は有効となる。

2521 宛名番号、個人番号、氏名等は、既に個人が特定されている情報なので設
2522 定値の保存は不要との考えもあり得るが、同一個人を別処理にて検索する際
2523 には、特定された検索キーであっても再検索できる方が業務効率化の観点に
2524 は適していると考えられることから、設定値が保存される対象は限定しない
2525 こととした。

2526 また、準構成員への意見照会において、保存数の上限を設定するべきとの
2527 意見があった。業務効率化の観点からはすべての履歴を保持する必要はなく
2528 直近の履歴で足りると考えられるが、適当な件数については各市区町村の処
2529 理数によって異なることから、一定の件数とした。

2530 なお、権限及び情報セキュリティ等の観点から、履歴保持は、システム利
2531 用者ごと（ID 単位）で実施できなければならない。

2532

2533

2.1.2 検索文字入力

2535 (*No. 25 (検索・照会/文字入力)*、*No. 27 (検索・照会/あいまい検索*
2536 *(清音化検索等を含む。)*)

2537

2538 **【実装すべき機能】**

2539 フリガナを登録している場合は、カタカナで入力及び検索できること。

2540

2541 以下のあいまい検索ができること。

2542 ・清音、濁音、半濁音による違いを無視できること。

2543 例 「ヂ」と「ジ」、「ズ」と「ヅ」、「ワ」と「ハ」、「ヴァ」と「バ」、

2544 「ヴィ」と「ビ」、「ヴ」と「ブ」、「オ」と「ヲ」、「ヒ」と「ピ」

2545 ・拗音、促音の小文字と大文字による違いを無視できること。

2546 例 「ッ」と「ツ」、「ャ」と「ヤ」、「ユ」と「ユ」、「ヨ」と「ヨ」

2547 ・氏名（カナ）等で文字列一致検索（完全一致・部分一致）ができる
2548 こと。

2549 ・名（氏名の名）のみの検索ができること。

2550 ・氏と名との間のスペースを無視した検索ができること。

2551 ・氏名フリガナ検索について、2文字目以降が「ウ」の場合で、その
2552 直前の文字が「オ段」の場合、「ウ」を「オ」に変換して検索でき
2553 ること。

2554 ・長音の有無を無視

2555 ・入力ゆらぎ対応として、「ー(全角長音)」と「ー(全角ダッシュ)」と
2556 「ー(全角マイナス)」と「- (全角ハイフン)」、「- (半角長音)」と「-
2557 (半角ハイフン、マイナス)」、「全角スペース」と「半角スペース」
2558 を区別せず検索条件として指定でき両方が該当として処理される
2559 こと。

2560 ・検索文字から、異体字や正字も包含した検索ができること。

2561 例：検索文字の例

2562 「辺」で検索時は「邊」、「辺」、「邊」、「邊」等、

2563 「浜」で検索時は「濱」、「頻」、「濱」、「濱」等、

2564 「藤」で検索時は「藤」、「籐」、「籐」等 が検索対象文字となる。

2565 ・外字を登録する際に、異体字を合わせて登録した場合は、それも包
2566 含して検索できること。

2567

2568 なお、一般市区町村においては、あいまい検索の機能として異体字検索は、
2569 実装してもしなくても良い機能とする。

2570

2571 **【実装しない機能】**

2572 (株) や (有) 等の記号を入力及び検索できること。

2573

2574 **【考え方・理由】**

2575 フリガナを登録している場合は、清音・濁音のあいまい検索は、ニーズも
2576 高く、検索結果もれを無くす観点からも重要と判断。

2577

2578 また、(株) や (有) 等の記号は、法人名 (税の宛名管理等) で用いられる
2579 ことはあるが、住民記録システムとしては不要であり、仮に必要であったと
2580 しても、外字としてではなく、「(株_)」や「(有_)」という形 (3文字) で
2581 対応できることから、不要

2582 あいまい検索機能を提供することによって、清音、濁音、半濁音、ハイフ
2583 ン、長音、異体字等を区別しない検索を可能とするニーズが高いと判断。た
2584 だし、異体字検索については中核市レベルのニーズは高いのに対し、小規模
2585 市町村でのニーズは高くないとの準構成員からの意見を踏まえ、一般市区町
2586 村においては実装してもしなくてもよい機能とした。

2587 在留カードを忘れた場合であっても、あいまい検索機能による情報取得が
2588 可能となる等、メリットが大きい。

2589

2590

2591 2.1.3 基本検索

2592 *(No. 26 (検索・照会／基本検索)、A3 (証明発行／履歴照会))*

2593 **【実装すべき機能】**

2594 氏名 (漢字・アルファベットを含む)・旧氏・通称・(氏名・旧氏・通称の)
2595 フリガナ・生年月日 (西暦・和暦)・性別・続柄・住所・住所コード・方書・
2596 宛名番号・世帯番号・当該住民票を削除した事由・個人番号・住民票コード・
2597 在留カード番号・特別永住者証明書番号から検索できること。

2598 指定都市においては、区からも検索できることとし、操作者の所属により
2599 管轄区を自動判定し、検索画面上の区を既定値として検索できること。

2600 なお、他区の実装も可能とすること。

2601 年月日を指定して複数条件検索、項目内部分検索ができること。

2602 異動履歴の検索については、氏名及び住所については過去履歴を含めて検

2603 索し、対象者を特定できること。
2604 上記項目に関し、データ未入力項目についても検索できること。
2605 外字検索、検索文字選択のためのサポート機能が提供されていること。具
2606 体的には外字を選択するための手書き入力、手書き入力による文字選択等が
2607 想定されるが、具体的な実装方法は規定しない。
2608 また、西暦と和暦はそれぞれ対応する年に置き換えられ検索がされること。
2609 氏名及び住所の検索は、過去のものも横断的に検索できること。

2610
2611 ※「検索」は、個人や世帯等を選択するため、画面から検索用項目を画面
2612 入力して、マッチするものを探す操作をいう。「照会」は、既に特定した
2613 個人や世帯等の詳細な情報について、データベースに問い合わせる操作
2614 をいう。

2615

2616 **【実装してもしなくても良い機能】**

2617 個人や世帯を検索、選択後、該当者の 1.1.1（日本人住民データの管理）及
2618 び 1.1.2（外国人住民のデータの管理）のデータを CSV 形式で出力する機能を
2619 有すること。

2620 **【実装しない機能】**

2621 異動者一覧を表示している状態で、検索条件を加えての再検索（絞込み）
2622 ができること。

2623

2624 **【考え方・理由】**

2625 中核市市長会ひな形に付記。

2626 旧氏、宛名番号、世帯番号、特別永住者証明書番号については、検索ニー
2627 ズがあると判断した。

2628 また、氏名（漢字・アルファベットを含む）・旧氏・通称・（氏名・旧氏・
2629 通称の）フリガナを過去のものを含め横断的に検索できる氏名索引機能は、
2630 検索の効率化に有効。

2631

2632 分科会における議論の結果、交付請求者については氏名はもちろん、郵便
2633 請求、第三者請求の区別も管理していない市区町村が多いため、検索キーと
2634 して不要。

2635 「異動者一覧を表示している状態で、検索条件を加えての再検索（絞込み）

2636 ができること。」のような絞込み検索については、複数条件検索ができるの
2637 であれば不要ただし、指定都市における行政区単位での絞込みは、区ごとに
2638 管轄が変わるため、作業の効率化のため実装すべき機能とする。

2639 また、「異動者一覧上で「氏名」「生年月日」「性別」「住所」「住民コード」
2640 「住民票コード」が確認できること。」「異動者一覧より選択した住民の世
2641 帯状況が同一画面にて表示でき、世帯構成員・現住所が確認できること。」
2642 のような異動者一覧で確認できる必要がある項目については、画面について
2643 の機能であり、標準案に記載しない。

2644 氏名のみならず住所についても過去のデータを横断的に検索するニーズ
2645 が高いとの準構成員からの意見を踏まえ、追記。

2646 データ未入力となっている項目についての検索機能は、1.1.6において空
2647 欄を許容している項目があることから機能として必要と整理した。

2648

2649 また、市区町村によっては住民異動届に関する書類について、市民からの
2650 口頭の申し出をもとに職員が作成を行う、いわゆる「書かない窓口」等を導
2651 入しているが、こうした、ペーパーレス化、書面主義の見直しを行う場合に
2652 住民データのCSV出力機能が有効との意見があったことから、実装してもし
2653 なくても良い機能として整理した。

2.2 照会

2654

2.2.1 異動履歴照会

2656 (No. 28 (検索・照会／異動履歴検索))

【実装すべき機能】

2658 個人や世帯を特定した後に、1.2.1（異動履歴の管理）に規定する住民の
2659 異動履歴及び旧氏・通称履歴を照会できること。

2660 1.2.1（異動履歴）に規定する項目を用いて住民の異動履歴を照会できる
2661 こと。

2662

【実装しない機能】

2664 同一住民（再転入者等）を単位として履歴が照会できること。

2665

【考え方・理由】

2667 市区町村によっては実装されている同一住民を単位とした履歴照会の機能
2668 については、住基事務においては使用頻度も低く（国保においては使用頻度が
2669 高いが、それは住民記録システム標準仕様書で整理すべきものではないため）、
2670 ボタンで次の住民に移動できる機能がなくても、一旦メインの世帯確認画面等
2671 に戻って個人の画面に移動することで差し支えないことから不要

2672 入力の際の経緯等の確認の際に、入力場所がすぐ把握できるようにするため、入
2673 力場所の履歴照会機能は必要。

2674

2675 届出日と処理日が異なる入力もあり、検索漏れを防ぐ必要があることから、
2676 どちらの日付でも照会を可能にする。

2677

2678

2.2.2 交付履歴照会

2680 (No. 29 (検索・照会／交付履歴検索))

【実装すべき機能】

2682 個人を特定した後に、1.3.8（交付履歴の管理）に規定する証明書の交付

2683 履歴(20.1(住民票の写し等)、20.1.2(住民票の写し(世帯連記式))、20.1.3
2684 (住民票の除票の写し)、20.1.4(住民票記載事項証明書・住民票除票記載
2685 事項証明書)、20.2.1(転出証明書)、20.2.2(転出証明書に準ずる証明書)、
2686 20.3.1(住民基本台帳の一部の写し(閲覧用))、20.4.1(住民票コード通知
2687 票)、20.4.2(住民票コード変更通知表)及び20.4.3(住民票コード修正通
2688 知票)に関するもの)並びに個人番号カード及び住基カードの交付状況につ
2689 いて、照会できること。

2690 なお、照会に当たっては、1.3.8(交付履歴の管理)に規定する項目から
2691 行えること。

2692

2693 **【考え方・理由】**

2694 1.3.8(交付履歴の管理)に規定する交付履歴を照会する。

2695

2696

2697 2.2.3 文字コード照会等

2698 (No. 33 (検索・照会/文字拡大機能))

2699 **【実装すべき機能】**

2700 漢字文字の入力・照会については、拡大して入力・照会ができるとともに、
2701 文字コードの照会ができること。

2702

2703 **【考え方・理由】**

2704 戸籍上の文字との整合確認も行う実務上の要請から、当該機能は必要であ
2705 る。

2706 OSの拡大鏡機能を使用することも考えられるが、OSが不確定で、拡大鏡
2707 機能を備えているとは限らないため、仕様として必要

2708 単に文字イメージの拡大のみでなく、統一文字コードなどの文字コードも
2709 確認できる方が良い。

2710

2711 2.2.4 支援対象者照会

2712 (No. 6 (共通/支援措置対象者照会))

2713 **【実装すべき機能】**

2714 照会した支援対象者（併せて支援を求める者を含む。）の住民票データを確
2715 認する場合において、支援措置期間中又は仮支援措置期間中である旨が明示的
2716 に確認でき、1. 1. 16(支援対象者管理)の支援措置のデータベースに連携して、
2717 当該データベースの支援対象者の詳細情報が確認できること。
2718

2719 **【考え方・理由】**

2720 支援対象者を保護するため、加害者等に対して誤って支援対象者に係る住民
2721 基本台帳の一部の写しを閲覧させる又は住民票の写し等の証明書を交付する
2722 ことを防止するため、照会時に住民票データを認する場合において、支援対
2723 象者であることを確認できる必要がある。

2724 10. 3（操作権限管理）において、利用者ごとの表示・閲覧項目及び実施処理
2725 の制御ができることとしており、各市区町村の支援措置に係る事務の実情に合
2726 わせて、データベースの閲覧権限や閲覧項目、閲覧を実施する際の処理など
2727 ついて、管理できるものである。
2728

2.3 操作

2729

2.3.1 処理画面

2730 (No. 23 (検索・照会／処理画面))

【実装すべき機能】

2731 異動処理中の画面では、該当する異動処理名称（「全部転入、一部転入、
2732 全部転出、一部転出、全全転居、全一転居、一全転居、一一転居」のよう
2733 に詳細に記載するか、「転入、転出、転居」のように簡易に記載するかは規定
2734 しない。）が表示されること。
2735
2736
2737

【考え方・理由】

2738 本項目は全体的には画面に関するものとして削除することも考えられる
2739 が、中核市市長会ひな形において位置づけられており、市区町村の関心も高
2740 い項目と考えられることから、標準として整理する。
2741

2742 「業務の流れに最適な画面遷移が行えること。」、「画面上で事務処理の流
2743 れが判別できること。」、「異動事由ごとに展開する業務画面を設定できる
2744 こと。（住民票転入→国保資格取得→年金資格取得→介護資格取得）」のよう
2745 な画面遷移や操作に関する項目は本仕様書では規定しない。
2746

2.3.2 キーボードのみの画面操作

2747 (No. 24 (検索・照会／操作性))

【実装すべき機能】

2748 端末のセキュリティを確保しながら、キーボードのみでも画面操作が可能
2749 であること。
2750
2751
2752

【考え方・理由】

2753 キーボードのみの画面操作は、操作に成熟した職員の処理速度向上や職員
2754 の疲労度軽減のため、分科会における議論の結果、記載することとした。近
2755 年ではRPAで自動化する際、キーボード操作のコマンドを直接アプリケーション
2756 ンに送信することで、バックグラウンド処理で自動化が可能となるメリッ
2757

2758 トもある。

2759 本項目は全体的には画面・操作性に関するものとして削除することも考え
2760 られるが、市区町村によって業務に大きな影響を及ぼしかねない部分につい
2761 ては標準として整理することで、これ以上のカスタマイズを抑制する。ただ
2762 し、キーボードのみでの画面操作が可能な機能を実装していれば、他の操作
2763 を否定するものではない。

2764 なお、文字拡大機能は、OS の拡大鏡機能を使用することも考えられるが、
2765 OS が不確定で、拡大鏡機能を備えているとは限らないため、仕様として必
2766 要。2.2.3（文字コード照会等）で別途整理

2767

2768

2769

2770

2771

2772

2773

2774

2775

2776

3 抑止設定

2777

2778

2779

2780 3.1 異動・発行・照会抑止

2781 (No. 40・41 (抑止設定／異動・発行抑止))

2782 **【実装すべき機能】**

2783 支援対象者に対する抑止、排他制御（10.3 参照）、その他の抑止を管理で
2784 きること。

2785 各抑止機能について、異動入力、証明書発行、照会などの処理ごとに、個
2786 人及び世帯単位で、抑止（エラー、アラートは表示されるが、処理可又は処
2787 理可（抑止なし））の開始日及び終了日設定が可能であること。抑止が終了
2788 していない者について、抑止の一時解除ができること。また、抑止の一時解
2789 除については、庁内各システムで誤って本解除として扱われないように、コ
2790 ンビニ交付システムを含む庁内各システムへのデータ連携は不要となるこ
2791 と。

2792 一時解除後、一定時間経過後に自動で抑止状態に戻ること。抑止状態に戻
2793 るまでの時間を設定できること。

2794 抑止・解除、又は一時解除できる権限は個別に設定できること。

2795 なお、抑止の終了日を経過しても、抑止は自動的に終了しないこと。

2796 検索結果の表示の際、抑止対象であることが明らかとなること。

2797 抑止については複数設定することができ、設定ごとに、抑止する処理・抑
2798 止レベル（エラー・アラート）を設定することができること。

2799 証明書発行の抑止設定及び解除情報については、コンビニ交付及び住基ネ
2800 ット CS に対しても自動連携されること。

2801

2802 **【考え方・理由】**

2803 中核市市長会ひな形に付記。

2804 3.4 支援措置の他、外字作成中、特別養子縁組、実態調査、氏名空欄等の
2805 事由の際、抑止機能が必要となることから、個別に書き込むのではなく、ま
2806 とめて整理した。

2807 分科会における議論の結果、抑止設定及び解除については、個人単位又は
2808 世帯単位いずれにも対応できることとし、市区町村が選べるようにすること
2809 とした。

2810 また、市区町村照会における、1名の者に対して、抑止事由を複数設定す
2811 る場合があるとの意見を踏まえ、複数設定できる機能を設けることとした。

2812

2813 3.2 他システム連携

2814 (No. 42 (抑止設定／他システム連携))

2815 **【実装すべき機能】**

2816 抑止設定及び解除について宛名システム等にデータ連携できること。

2817

2818 **【考え方・理由】**

2819 中核市市長会ひな形を踏襲。

2820

2821

2822 3.3 消除対象者記載

2823 (No. 45 (抑止設定／消除対象者記載))

2824 **【実装すべき機能】**

2825 世帯確認画面等において、(転出や死亡等で) 消除された世帯構成員も画
2826 面表示できること。

2827

2828 **【考え方・理由】**

2829 中核市市長会ひな形を踏襲。

2830

2831 消除された世帯構成員についても除票として出力される可能性があるため、抑止対象とする必要がある。

2832

2833

2834 3.4 支援措置

2835 (No. B5 (抑止設定／支援措置))

2836 **【実装すべき機能】**

2837 支援対象者(併せて支援を求める者を含む。以下同じ。)が含まれる住民
2838 基本台帳の一部の写しの閲覧又は住民票の写し等の交付を実施しようとする
2839 際に、エラーとすることができること。また、支援措置責任者は、1.1.16
2840 (支援対象者管理)の支援措置のデータベースに連携して、当該データベース
2841 の支援対象者の詳細情報が確認できること。審査の結果、住民基本台帳の
2842 一部写しの閲覧又は住民票の写し等の交付を行う場合には、エラーを解除

2843 できること。

2844 さらに、支援措置の期間設定は、1年とし、支援措置の開始年月日を入力
2845 すると、支援措置の終了年月日が自動的に設定され表示され、必要に応じて
2846 修正できること。

2847

2848 例) 開始年月日が令和2年4月1日の場合、終了年月日が令和3年3月31
2849 日に自動的に設定される。

2850

2851 支援措置の延長については、支援措置の期間終了日の1か月前から、支援
2852 措置期間の延長処理を行えることとするともに、延長後の支援措置の期間は、
2853 延長前の支援措置の期間の終了日の翌日から起算して1年間設定できるこ
2854 と。

2855 なお、それに先立ち20.5.1の支援措置期間終了通知を出力できること。
2856 また、支援措置の期間終了日の1か月前から、支援対象者の住民票を参照す
2857 る際には、1か月以内に支援措置の期間が終了する旨のアラートを表示でき
2858 ること。

2859 支援措置の期間が終了しても延長されないときは、支援対象者の住民票を
2860 表示する端末画面において、支援措置の期間が終了している旨のアラートを
2861 表示できること。

2862 支援対象者から支援の終了を求める旨の申出を受けたとき、支援措置の期
2863 間を経過し、又は延長がされなかったときその他市区町村長が支援の必要性
2864 がなくなったと認めるときは、支援措置を終了できること。

2865

2866 申出がなされてから、支援措置の必要性を確認し、実際に支援措置を開始
2867 するまでの間においても、被害者保護のために、仮支援措置として支援対象
2868 者が含まれる住民基本台帳の一部の写しの閲覧又は住民票の写し等の交付
2869 を実施しようとする際に、エラーとすることができること。

2870 また、当初受付市区町村は、支援対象者が転出した場合にも、転出・転入
2871 処理期間においても支援措置が必要になる場合に支援措置が終了すること
2872 のないよう仮支援措置として、前住所地市区町村として支援措置が継続され
2873 るよう自動で切替えができること。

2874

2875 【実装してもしなくても良い機能】

2876 支援の必要性について確認後、申出者に支援措置を開始する旨の通知を
2877 出力できること。

2878

2879 **【考え方・理由】**

2880 支援対象者に係る住民基本台帳の一部の写しの閲覧又は住民票の写し等
2881 の交付は、慎重に行われる必要があるため、エラーを基本とし、必要な審査
2882 を実施した上で、エラーを解除できることとする。

2883 要領第5-10-キで、支援措置の期間終了の1か月前から、支援措置の延長
2884 の申出を受ける旨規定されており、延長漏れを防止するため、延長受付期間
2885 にアラート表示する機能を設けることとする。

2886 また、3.1（異動・発行・照会抑止）にあるように、抑止の終了日を経過し
2887 ても、抑止は自動的に終了しないこととしている。

2888 なお、10.3（操作権限管理）において、利用者ごとの表示・閲覧項目及び
2889 実施処理の制御ができることとしており、各市区町村の支援措置に係る事務
2890 の実情に合わせて、利用者ごとに端末画面上での住所非表示とすることも妨
2891 げられていない。

2892 また、要領5-10ウの、申出者へ支援の必要性の確認の結果の連絡につい
2893 ては、市区町村における支援措置の方針や処理件数により取るべき手段が異
2894 なることから、実装してもしなくても良い機能とした。

2895

2896 3.5 住民異動不受理

2897 *(No. B6 (抑止設定/住民異動不受理))*

2898 **【実装しない機能】**

2899 住民異動不受理申請による抑止設定を行うこと。

2900

2901 **【考え方・理由】**

2902 戸籍法第27条の2第3項で、創設的届出における不受理申出について規定
2903 され、認知、縁組、離縁、婚姻又は離婚届出について、本人以外から届け出ら
2904 れても受理されないように事前の申出ができることとされているが、法では
2905 「住民異動届不受理申請」の規定はない。

2906 異動届が正当なものであれば、当該届を受理しないことはできない。（アラ
2907 ート21・22参照）

2908

2909

2910

2911

2912

2913

2914

2915

2916

2917

2918

4 異動

2919

2920

2921 4.0.1 異動者

2922 (No. 72、82、86、94、95、101、105、107、115、11
2923 9、122、124、130、139)

2924 【実装すべき機能】

2925 異動処理において、当該異動処理の対象者が異動前に住民である異動処理
2926 (例：転居、転出、死亡等) については、対象者を住民データから選択でき
2927 ること。その際、基本検索により個人又は世帯単位で検索できるものとし、
2928 世帯を検索し対象者を選択する場合は、世帯の全部（当該世帯の全員を異動
2929 者とするをいう。）又は一部（当該世帯の一部を異動者とするをいう。）
2930 を選択できること（対象者の選択から全部又は一部を自動判断すること
2931 を含む。）。一部を選択する場合には、一人又は複数人の対象者を選択でき
2932 ること。

2933 異動処理において、当該異動処理の対象者が異動前は住民ではない異動処
2934 理（例：転入、出生等）については、異動者の情報を入力できること。

2935 指定都市においては、異動者を操作者の属する行政区に住所を置く者に限
2936 定することができること。（区間異動（区間転入）を除く。）

2937

2938 【考え方・理由】

2939 住民基本台帳制度上、異動の対象は、全て個人であり、世帯が対象となる
2940 ことはない。世帯合併と言われるものは、A世帯（世帯主：X）とB世帯（世
2941 帯主：Y）を合併してC世帯（世帯主：X）とする手続であるが、住民基本
2942 台帳制度上は、B世帯の構成員（個人）全員がその属する世帯をB世帯から
2943 A世帯に変更するという個人単位の手続である。もっとも、実務上は、B世
2944 帯の構成員一人一人について個人単位で世帯変更を行うのは煩雑であると
2945 考えられ、「全部」を選択して一括して世帯変更を行うことにより、いわゆ
2946 る世帯合併を行うことも可能である。この場合、本項目により、被合併世帯
2947 が選択できることとなる。

2948

2949 4.0.2 異動先世帯、異動による消除

2950 (No. 72、80 (転入／世帯構成表示)、94、96、97、98 (転居／続柄
2951 設定)、101、103 (世帯合併／続柄設定)、106 (世帯分離／続柄設定)、1
2952 07、108 (世帯一部変更／続柄設定)、114、118 (職権記載／続柄設定)、
2953 119、134、135)

2954

【実装すべき機能】

2955

2956

2957

2958

2959

2960

2961

2962

2963

異動処理において、当該異動処理の対象者が異動後に住民となる又は引き続き住民である異動処理（例：転入、転居、出生等）については、全部（対象者のみで新たな世帯を構成することをいう。）又は一部（対象者が既存の世帯の一部となることをいう。）を選択できること。全部を選択する場合には、異動先世帯の情報を入力（異動先世帯における世帯主の設定及び世帯主以外の続柄の設定を含む。）ができること。一部を選択する場合には、基本検索から、対象者が一部となるべき世帯を選択でき、異動先世帯の内容を表示しながら必要な情報を入力（異動先世帯における続柄の設定を含む。）ができること。

2964

2965

2966

2967

2968

2969

異動処理において、当該異動処理の対象者が異動後に住民でなくなる異動処理（例：転出、死亡等）については、1.1.5（除票）の定めるところにより、当該住民データを削除し、除票とすること。指定都市においては、区間異動の異動元区でも除票とすること。

2970

【考え方・理由】

2971

2972

2973

2974

2975

2976

2977

4.0.1（異動対象者）と本項目により、転居については、転居の種類（全部⇒全部、一部⇒一部、全部⇒一部、一部⇒全部）を選択（対象者や転居先の世帯、住所の選択から自動判断することを含む。）できることとなる。全部⇒一部、一部⇒一部の転居の場合には、転居先の世帯を特定し、世帯構成員を追加する処理を行うこととなり、全部⇒全部、一部⇒全部では、転居先の世帯を特定せず新しい住所を指定して処理を行うこととなる。

2978

2979

2980

世帯合併の場合は、本項目により、合併世帯が選択できるとともに、被合併世帯の世帯員の、合併世帯における続柄を設定することができる。また、世帯分離では、分離後の新たな世帯に世帯主及び続柄を設定することができる。

2981

2982

2983

2984

また、本項目により、出生についても全部又は一部を選択できることとなるが、法対象外の外国人母から、子についての出生届出があった場合（父と母は別居かつ、実態上、子は母と同居）は全部出生というケースも想定される。

2985

一部出生の場合は、出生の記載をする世帯を特定することとなる。

2986

2987

なお、転出先入力については、ここではなく、4.1.3（転出）において記載する。

2988 また、制度上、除票となっている世帯への転入はできない。

2989

2990 4.0.3 異動日・処理日

2991 (No. 64前半 (異動共通/異動日設定)、72、82、99、101、104、

2992 107、114、119、122、127、134、139 (失踪/異動条件))

2993 【実装すべき機能】

2994 異動処理においては、異動日及び処理日を入力できること。

2995 異動日は、初期表示としては空欄とすること。

2996 異動日は、転出を除き、処理当日以前の日のみを入力できること。

2997 処理日は、処理当日が自動入力されること。

2998 【実装しない機能】

2999 処理当日以外を処理日として入力できること。

3000

3001 【考え方・理由】

3002 異動日は処理当日でないことが多いため、異動日は初期表示せず、空欄と
3003 することとした。

3004 職権記載、職権消除及び職権修正については、異動日は、当該記載等の効
3005 力が発生する日であり、通常は実態調査後、処分決定の決裁日が異動日とな
3006 る。

3007 異動日は、転出を除き、過去しか認められていないので、処理当日以前の
3008 日のみを入力できることとした。なお、転出において、異動日に未来日を入
3009 力できることについては、4.1.3 (転出) の項を参照

3010 また、異動日は、例えば、出生においては出生日、死亡においては死亡日
3011 であり、異動事由が「出生」の場合の異動日は出生日であることは明らかで
3012 あるため、敢えて出生日、死亡日等の、異動日と別名の項目を立てることは
3013 しない。

3014 また、当該異動事由が発生した異動日と、当該異動に係る記載等を行った
3015 処理日、当該異動に係る届出を行った届出日(4.1.0.2)は異なり得るため、
3016 それぞれ分けて記載している。

3017

3018 4.0.4 世帯主不在となる場合の処理

3019 (No. 98 (転居/続柄設定)、108 (世帯一部変更/続柄設定)、121 (職権

3020 消除／続柄設定)、138(死亡／死亡日入力))

3021 **【実装すべき機能】**

3022 世帯主が世帯からいなくなるが、残存世帯員が1人となる異動の処理を行
3023 う場合は、職権により当該残存世帯員を世帯主とする処理を行うこと。また、
3024 その場合、4.0.5(世帯主変更依頼通知書)の規定にしたがい、世帯主変更
3025 通知書を出力することができること。

3026 世帯主が世帯からいなくなるが、残存世帯員が2人以上となる異動の処理
3027 を行おうとする場合は、アラートを表示し、当該異動処理の前に、世帯主変
3028 更を行うよう促すこと。

3029 世帯主が不在となる世帯の他の世帯員について、4.1(届出)を含めた異
3030 動処理が行えること。

3031 世帯主が世帯からいなくなるが、残存世帯員が2人以上となる異動の処理
3032 を行う場合は、引き続き、4.0.5(世帯主変更依頼通知書)の処理が行え
3033 ること。

3034

3035 **【考え方・理由】**

3036 例えば、世帯主が転出する場合(世帯分離において、元々の世帯主が別の
3037 世帯に移る場合も同様)、通常は、転出処理の前に世帯主変更を行うことか
3038 ら、世帯主変更を行わずに世帯主の転出処理を行おうとする場合は、アラ
3039 トを表示し、転出処理の前に世帯主変更を行うよう促すこととする。ただし、
3040 世帯主変更を行わない状態で転出処理を行うこともあり得るため、そのよう
3041 な場合には、残存世帯員が2人以上の場合には、引き続き職権による世帯
3042 変更を行うことができるようにする。

3043 なお、世帯主が不在となる場合に、世帯主設定の処理以外は不可とする市
3044 区町村や、職権の異動処理のみを可とする市区町村が存在するが、制度上、
3045 世帯主不在の場合であっても、届出があった場合は異動処理を行わなけれ
3046 ばならない。

3047

3048 4.0.5 世帯主変更依頼通知書

3049 (No. 71(異動共通／世帯主変更))

3050 **【実装すべき機能】**

3051 世帯主不在の世帯について、職権で世帯主を定めるかどうかを選択でき、
3052 職権で世帯主を定めた場合、世帯主変更通知書を出力することができること。

3053 職権で世帯主を定めることとはしない場合、世帯主変更依頼通知書と対象者
3054 リストが出力できること。

3055 世帯主変更依頼通知書及び世帯主変更通知書については、残った世帯員か
3056 ら、5.2（世帯員の並び順）に基づき、世帯主が消除される前の状態で住民
3057 票上記載される最上位の世帯員に送付すること。

3058 本機能は、一般市区町村においては実装してもしなくても良い。
3059

3060 【考え方・理由】

3061 世帯主死亡等により世帯主不在となった場合における世帯主変更依頼の
3062 連絡又は世帯主変更の連絡の方法として、世帯主変更依頼通知書又は世帯主
3063 変更通知書を発行するという方法と、電話連絡にて行い、変更するという方
3064 法の2つの運用方法がある。

3065 分科会内の議論においては、複数の中核市等以上の人口規模の自治体から、
3066 通知書が必要であるとの意見があり、また、住民基本台帳業務において、電
3067 話番号は必須記載事項ではないため、電話による連絡がそもそも不可能であ
3068 るとの意見もあったため、本仕様書においては、通知書による方法を採用す
3069 る。

3070 その一方で、一般市程度の人口規模の自治体からは、電話等の連絡手段を
3071 用いているとの意見もあったため、本機能は一般市区町村においては実装し
3072 てもしなくても良いこととする。

3073 通知書の宛名は、残った世帯員の中から、配偶者、第1子、第2子の順に、
3074 世帯主候補者となる者に通知しているとの意見もあったことやベンダの負
3075 担を踏まえ、一意的な順序を定めることを機能要件とした。
3076

3077 4.0.6 本籍入力補助

3078 (No. 65 (異動共通/本籍入力補助))

3079 【実装すべき機能】

3080 本籍地については、直接入力のほかに、登録済の「現住所」、「前住所」、
3081 「世帯主の本籍」及び「世帯員の本籍」が候補として選択できること。

3082 また、本籍地等の（旧）町名等が入力できること。

3083 世帯内の同じ本籍・筆頭者を同時に修正する場合、最初に修正した本籍・
3084 筆頭者を引用し、一括して修正できること。
3085

3086 再転入者で、本籍地を本人の履歴から候補として選択できるようにした場

3087 合、市町村合併で現在存在しない本籍地は、表示されないようにすること。
3088

3089 **【実装しない機能】**

3090 サーバに市区町村コード便覧を持ち、各端末から本籍地の市区町村名と所
3091 在지가印字・出力できること。

3092 **【考え方・理由】**

3093 中核市市長会ひな形に付記

3094

3095 本籍・筆頭者は修正する場合、同じ本籍であれば必ず同じ修正をするため、
3096 その入力を省力化するもの

3097 戸籍の附票記載事項通知は、システム上で通知することとなっており、本
3098 籍地の市区町村の所在地を把握するニーズがなく、必要であれば、インター
3099 ネット等で確認できるため、サーバに市区町村コード便覧を持ち、本籍地の
3100 市区町村名と所在地を印字・出力する必要はない。

3101

3102 4.0.7 方書入力補助

3103 *(No. 66 (異動共通／方書入力補助))*

3104 **【実装すべき機能】**

3105 入力された住所地番に対応する方書を候補として選択できること。

3106

3107 **【実装しない機能】**

3108 方書から住所地番を候補として選択できること。

3109

3110 **【考え方・理由】**

3111 中核市市長会ひな形を踏襲。

3112 なお、市区町村によっては実装されている、方書から住所地番を候補とし
3113 て選択できる機能については、構成員内での議論の結果、実装していない市
3114 区町村が多く、実装しなくても業務上支障がないという意見が多かったため
3115 不要。

3116 また、方書を管理する機能については、1.3.4（方書管理）に記載。

3117

3118 4.0.8 審査・決裁

3119 (No. 68 (異動共通/審査、決裁機能))

3120 【実装すべき機能】

3121 異動処理の仮登録及び本登録を行えること。

3122 異動入力した内容は仮登録状態として、審査後の、決裁により本登録とす
3123 る。

3124 仮登録状態の情報では、取消・修正等ができ、異動処理・証明発行・他業
3125 務（住基ネット等）連携については、抑止されること。

3126 仮登録一覧は、画面に表示され、異動者が選択できること。

3127 また、仮登録一覧は、全部、一部（選択異動者及び入力支所等を単位とし
3128 た一部）ごとに表示・本登録できること。ただし、全部本登録については、
3129 件数に上限を掛けることができることとする。

3130

3131 【仮登録状態】

3132 ・異動情報がシステムに入力され、その内容がいったんシステム上に保存
3133 されているが、未審査又は審査中のため決裁に至っておらず、法上、住民
3134 票（原票）にまだ記載されていない状態

3135 ・異動処理が確定されておらず、異動履歴とならない状態

3136 ・他課から仮登録中のデータの参照ができないようにする。（仮登録前のデ
3137 ータが参照できるようにする。）

3138 ・団体内統合宛名、証明書、他業務連携等には反映されない。

3139 ・証明書発行時には、住民記録システムや他業務システム、また、証明書の
3140 コンビニ交付や広域交付において、仮登録中のデータに基づく証明書
3141 は発行できないようにする。（仮登録前のデータに基づく証明書を発行す
3142 るようにする。）

3143

3144 【本登録状態】

3145 ・異動情報がシステムに入力され、決裁を経てその内容がシステム上に保
3146 存されており、法上、住民票（原票）に記載されている状態

3147 ・異動処理が確定され、異動履歴となる状態

3148 ・確定情報となるため、団体内統合宛名、証明書、他業務連携等に反映さ
3149 れる。

3150

3151 【実装しない機能】

3152 決裁では、決裁者の氏名や決裁日が登録管理できること。
3153 仮登録の状態の間、住民基本台帳の一部の写し（閲覧用）の作成ができな
3154 いようにすること。
3155

3156 【考え方・理由】

3157 中核市市長会ひな形に付記。
3158

3159 住民基本台帳の正確な記録の観点から、実際に住民基本台帳を更新する前
3160 に仮登録ができる機能を実装する。これにより、住民基本台帳に職員の記載
3161 ミス等による不適切な履歴の記載を防止する。また、住民記録システムは住
3162 基ネット、情報提供ネットワークシステム、宛名システム等と情報連携を行
3163 っているため、誤った記載情報がいったん流れてしまうと、場合により大き
3164 な影響があるため、仮登録状態のデータは他の課から参照できないこととし
3165 た。

3166 また、仮登録状態の証明書発行時に、従前の情報で証明書を発行している
3167 との意見が分科会構成員内でもあったため、仮登録状態においては、仮登録
3168 前のデータに基づく証明書を発行するようにする。また、準構成員からは、
3169 仮登録中の状態をコンビニ交付システム等に通知すると、多大なコストが発
3170 生するとの意見があった。

3171 審査では、仮登録者の入力前のデータと入力後のデータが画面で比較表示
3172 でき、異動届もイメージデータが画面に表示できる、決裁では、決裁者の氏
3173 名や決裁日が登録管理できる等の機能をスピーディな審査・決裁のために実
3174 装すべきという意見もあったが、これらの機能は画面の問題であるため、本
3175 仕様書には含めないこととする。

3176 一般市区町村においては、仮登録機能は不要という意見もあったが、分科
3177 会での議論において、小規模市区町村においても誤入力を防ぐためには、仮
3178 登録の後、審査・決裁を経て本登録されるという流れは必要という意見が多
3179 かったため、全ての人口規模の団体において仮登録機能の実装は必須とする。

3180 仮登録の状態の間、住民基本台帳の一部の写し（閲覧用）の作成処理がで
3181 きないようにしたり、広域交付を発行停止にしたりするという考え方もあり
3182 得るが、そういった機能はコンビニ交付と同様に系統的に負担が大きい
3183 ため、本仕様書には含めない。

3184

3185

3186 4.0.9 入力確認・修正

3187 (No. 67 (異動共通／入力確認・修正))

3188 **【実装すべき機能】**

3189 更新前（仮登録状態）には、20.0.1（様式・帳票全般）に定める確認用帳
3190 票を画面確認又は印刷でき、入力内容を修正できること。

3191

3192 **【考え方・理由】**

3193 中核市市長会ひな形を踏襲。

3194 「デジタル化に向けた基盤整備を行う」という本仕様書の目的（第1章2
3195 (2)参照）を踏まえ、入力内容の確認はペーパーレスで行うことを原則と
3196 する。ただし、繁忙期や非常時等、紙での照合が必要となる場面もあるとい
3197 う意見が構成員から寄せられたため、基本はペーパーレス対応を推奨するが、
3198 紙での出力機能も実装することとした。

3199

3200 4.0.10 一括入力

3201 (No. 69 (異動共通／一括入力機能))

3202 **【実装すべき機能】**

3203 同一のシステム利用者が、複数人に同一の内容を入力する場合、一度入力
3204 した内容を他の異動者にも適用することができること。

3205 異動日と届出日、異動履歴（A類型）は自動的に適用されること。

3206 氏名の氏は、直前に入力した同一世帯の世帯員の氏名の氏、筆頭者の氏か
3207 ら適用できること。世帯主が存在する場合は、世帯主の氏から適用できるこ
3208 と。

3209 なお、日本人と外国人の区別がされていること。

3210 氏名、筆頭者、転入前の世帯主名、転出先の世帯主名及び世帯主が存在す
3211 る場合の世帯主名は、直前に入力したデータから相互に適用できること。

3212 現住所、本籍、転入前住所及び転出先住所（予定）は、直前に入力したデ
3213 ータから相互に適用できること。

3214 旧氏併記の旧氏については、適用しない。

3215 本機能は、一般市区町村においては、実装してもしなくても良い。

3216

3217 **【実装しない機能】**

3218 現住所を直前に入力した別世帯の現住所から適用し、部屋番号のみを変更
3219 して入力できること。

3220

3221 **【考え方・理由】**

3222 中核市市長会ひな形に付記

3223 複数人に同一の内容を入力する場合、一度入力した内容を他の異動者にも
3224 適用することができることにより、入力作業を省力化する。

3225 なお、権限及び情報セキュリティ等の観点から、履歴保持は、システム利
3226 用者（ID単位）ごとに実施することとする。（2.1（検索機能）参照）

3227 なお、技能実習生として多数の外国人を受け入れ、委任された企業の社員
3228 が一括して届出をする場合や、多数の外国人留学生を受け入れる国際大学等
3229 からは、現住所を直前に入力した別世帯の現住所から適用し、部屋番号のみ
3230 を変更して入力できる機能のニーズがあるとの意見があったが、誤記への懸
3231 念等から不要とする意見が多かったため、標準としては不要

3232 なお、構成員・準構成員への意見照会の結果、一般市区町村の規模では本
3233 機能のニーズは低いとの意見があったため、本機能は一般市区町村において
3234 は実装してもしなくても良いこととする。

4.1 届出

3235

3236 令第 11 条に規定する届出に基づく住民票の記載等に関する機能について
3237 記載する。

3238

3239 4.1.0.1 届出に基づく住民票の記載等

3240 【実装すべき機能】

3241 届出に基づく住民票の記載等として、転入（4.1.1）、転居（4.1.2）、転出
3242 （4.1.3）及び世帯変更等（4.1.4）の処理が行えること。

3243 また、転入に関する異動事由は 1.2.2 で規定する「国内転入」「国外転入
3244 等」から、転出に関する異動事由は 1.2.2 で規定する「国内転出」「国外転
3245 出」から、世帯変更等に関する異動事由は、1.2.2 で規定する「世帯分離」、
3246 「世帯合併」、「世帯変更」及び「世帯主変更」から選択すること。

3247 なお、転入届と出生届が同時に出された場合は、異動事由を転入届に基づ
3248 き国内転入又は国外転入等とすること。

3249 指定都市においては、区間異動（区間転入）の処理が行えること。

3250

3251 【考え方・理由】

3252 市区町村長は、法第 4 章又は第 4 章の 3 の規定による届出があったときは、
3253 当該届出の内容が事実であるかどうかを審査して、令第 7 条から第 10 条ま
3254 での規定による住民票の記載、削除又は記載の修正（以下「記載等」という。）
3255 を行わなければならない（令第 11 条）。

3256 なお、転入届と出生届が同時に出された場合は、実例上、異動事由を転入
3257 届に基づき「転入」と記載することとなっている。（4.2.1.2 参照）

3258

3259 4.1.0.2 届出日

3260 (No. 63 (異動共通/届出日設定)、72、82、99、101、104、10
3261 7、134)

3262 【実装すべき機能】

3263 届出に基づく住民票の記載等においては、届出日を入力できること。

3264 届出日は、処理当日を初期表示すること。

3265 届出日は、処理当日以前の日のみを入力できること。
3266 なお、届出日は、戸籍届出・通知日（4.2.0.4）及び申出日（4.2.0.5）と
3267 1つのデータ項目として管理することも差し支えない。
3268

3269 **【考え方・理由】**

3270 中核市市長会ひな形に付記
3271 届出日は処理当日と同じであることが多いため、届出日は処理当日で初期
3272 表示することとした。
3273 なお、届出日（4.1.0.2）、戸籍届出日・通知日（4.2.0.4）及び申出日（4.2.0.5）
3274 の三者が同一の異動履歴について入力されることはないため、1つのデータ
3275 項目として管理することも差し支えないものとする。ただし、本仕様書上は、
3276 区別して記載する。
3277

3278 4.1.0.3 住民異動届受理通知

3279 *(No. 70 (異動共通/住民異動届受理通知))*

3280 **【実装すべき機能】**

3281 転入届、転居届、転出届及び世帯変更届並びに転出証明書に準ずる証明を
3282 交付する場合の手續において、届出人と異動者が異なる場合など、住民異動
3283 届受理通知を任意で出力することができること。

3284 出力内容は届出日、異動事由、届出人氏名、異動者氏名及び受理した旨で、
3285 宛先は異動前住所・届出人本人とすること。

3286 なお、出生による住民票の記載や国外からの転入など、異動前の住所がな
3287 いか、送付することが適当でない場合は、異動後住所・異動者本人とする。
3288 処理日に限らず、後日でも発行できること。
3289

3290 **【実装しない機能】**

3291 直近の異動について異動者に届出内容を通知するための通知書を発行で
3292 きること。
3293

3294 **【考え方・理由】**

3295 中核市市長会ひな形に付記
3296 要領第4-2-(2)において、届出人本人あてに、異動前住所に送付するこ

3297 ととされている。

3298 総務省事務連絡（平成 17 年 2 月 23 日）では、住所設定、未届転入の場合

3299 には、現住所に送付することが適当と回答しているが、これは転出届時の本

3300 人確認が十分にできず、実質的に現住所に送付することしか送付先が適当で

3301 ない場合を想定しているため、異動前住所に送付することが可能かつ適当な

3302 場合は、転入直前の未届住所への送付も可能と思われる。

3303 出力し忘れがあったときのために、処理日に限らず、後日でも発行できる

3304 こととする。

3305 なお、市区町村によっては実装されている「直近の異動について異動者に

3306 届出内容を通知するための通知書を発行できること」については、要領上は、

3307 疑義があった場合に通知を出すことが求められているものの、件数が少なく

3308 市区町村のニーズが低いと思われるため不要

3309

4.1.1 転入

4.1.1.1 転入者情報入力

(No. 73 (転入／転入者情報入力))

【実装すべき機能】

3314 日本人又は外国人が転入したときは、「住所を定めた年月日」を除き、1.1.1

3315 (日本人住民データの管理) 又は 1.1.2 (外国人住民データの管理) に規定

3316 する項目が入力できること。

3317 転居していない場合の「住所を定めた年月日」は「住民となった年月日」

3318 と同じであるため、データ上は「住所を定めた年月日」は「住民となった年

3319 月日」と同じ日付を保持すること。

【考え方・理由】

3321 中核市市長会ひな形に付記

3322 「住所を定めた年月日」は転入時には入力する必要はないため、入力項目

3323 には含めず、また、住民票の写し等の証明書上も表示しない。ただし、転居

3324 していない場合の「住所を定めた年月日」は「住民となった年月日」と同じ

3325 であるため、その場合、データ上は「住所を定めた年月日」は「住民となっ

3326 た年月日」と同じ日付を保持することとする。

3328 4.1.1.2 再転入者

3329 (No. 74、81 (転入／再転入者))

3330 **【実装すべき機能】**

3331 住民記録システムデータベースにある除票データにおいて、個人番号、住
3332 民票コード又は在留カード番号が一致する者がいた場合は、再転入者として
3333 の処理を行うこととし、新規入力を抑止すること。また、3情報（氏名・性
3334 別・生年月日）が一致する者がいた場合は、アラートを表示し、再転入者と
3335 して選択できること。

3336 再転入者については、当該市区町村が除票として持つその者の転出時の情
3337 報を取り込むことができ、適宜修正できること。また、従前使用していた宛
3338 名番号をそのまま引き継ぐこと。ただし、特例転入の場合は、氏名を除き、
3339 住基ネット回線を介して受信した転出証明書情報に含まれる情報を優先し
3340 て取り込めること。

3341

3342 **【実装しない機能】**

3343 再転入者の一覧表作成・出力ができること。

3344

3345 **【考え方・理由】**

3346 中核市市長会ひな形に付記

3347 再転入時に引き継ぐべき情報は、以前当該市区町村において付番されてい
3348 た本人に係る宛名番号並びに個人番号及び住民票コードであり、再転入者
3349 については宛名番号を検索し再利用している。

3350 個人番号、住民票コード、又は在留カード番号のいずれかが一致する者が
3351 いた場合は、同一人であると言えるため、エラー表示によって新規の入力を
3352 抑止する。また、3情報（氏名・性別・生年月日）が一致する者については、
3353 アラート表示し、再転入者に該当するかの確認を行う。

3354 再転入者の宛名番号について、新規付番する運用と同一番号を使用する運
3355 用があり得るが、新規付番する場合も、結局のところ、各市区町村の団体内
3356 統合宛名システムから名寄せを行っていると考えられ、そうであれば再転入
3357 時に名寄せを行って同一番号を使用する方が単純であることから、分科会に
3358 おける議論の結果、同一番号を使用する運用を前提に機能要件を定めること
3359 とした。

3360 再転入者は、従前使用していた宛名番号をそのまま引き継ぐことで、宛名

3361 システムと連携する場合、従前と同一人物であることが確認できる。また、
3362 団体内統合宛名システムにおいては、宛名番号と団体内統合宛名番号、個人
3363 番号が紐づくため、宛名番号をそのまま引き継ぐ機能は標準仕様書としては
3364 必須とする。

3365 なお、新規転入扱いをして新たな宛名番号にて登録してしまった後、再転
3366 入が発覚した場合については、4.6 異動の取消し（消除）により対応する。

3367

3368 当該市区町村転出時の情報を再転入時にそのまま用いるとミスが起こる
3369 可能性があるとの考えもあるが、氏名に難読漢字等が使用されている場合、
3370 画面上に表示できていれば文字の入力が容易なため、実務上は初期表示の機
3371 能がある方が望ましいことから、分科会における議論の結果、転出時の情報
3372 を初期表示させることとした。

3373 なお、特例転入の場合、住基ネット回線を介して受信した転出証明書的情
3374 報がより正確であることから、その場合は、住基ネット回線を介して受信し
3375 た転出証明書の情報を優先して初期表示させることとした。ただし、氏名に
3376 ついては、住基ネット回線を介して受信した転出証明書情報が戸籍上の本来
3377 の文字とは限らないことから、当該市区町村が除票として持つその者の氏名
3378 を優先することとした。

3379 ※ なお、再転入者の一覧表作成・出力は、EUCにより対応し、そのための
3380 機能としては不要

3381

3382 4.1.1.3 特例転入

3383 (No. 76 (転入／特例転入))

3384 【実装すべき機能】

3385 特例転入に対応し、住基ネット回線を介して受信した転出証明書情報を基
3386 に転入の入力処理ができること。

3387 その際、受信し、反映されたデータの修正が必要な場合には、適宜修正を
3388 行えること。

3389

3390 【考え方・理由】

3391 中核市市長会ひな形に付記

3392 既存住基システム改造仕様書においては、「転出証明書情報の取込みは、
3393 市町村の任意である」という記載があり、住基ネット回線を経由した情報の
3394 取込みは任意となっているため、確実に実装されるよう記載を維持。

3395

3396 4.1.1.4 未届転入

3397 (No. 79、78 (職権記載/住所設定・未届転入))

3398 【実装すべき機能】

3399 未届転入の場合、転入前住所欄には未届の住所のうち直近のものを記載し、
3400 その末尾に（未届）と記載するとともに、留意事項として未届転入である旨
3401 と転入前住所（未届）を記載すること。（1.1.14（統合記載欄）参照）

3402 最終登録住所地は（住民票記載事項ではない）データ項目として入力でき
3403 ること。

3404 【考え方・理由】

3405 転出届提出後、転出予定先に転入届を提出しないまま実質的に住所を転々
3406 として転入した者であっても、最終登録住所地の市区町村長が交付した転出
3407 証明書等を添えて転入届をすることができることとされている。

3408 なお、未届転入について、転出証明書等を添えて行わない場合は、転入届
3409 として受理することは適当ではなく、転入届の書類に記載された事項等を資
3410 料として、住民票（原票）に記載すべき事実を確認の上、職権で住民票（原
3411 票）を作成することになる。この場合の処理については、「4.2.1.1 住所設
3412 定・未届転入」の項で後述する。

3413

3414 4.1.2 転居

3415 4.1.2.1 同一住所への転居

3416 (No. 97 (転居/転居先入力))

3417 【実装すべき機能】

3418 同一住所（地番）の別領域の家屋へ異動した場合について、転居として処
3419 理できること。

3420

3421 【実装しない機能】

3422 同一住所（地番）の別領域の家屋へ異動した場合について、自動で備考欄
3423 に「同一住所への転居」と記載できること。

3424

3425 **【考え方・理由】**

3426 市区町村によっては実装されている「同一住所（地番）の別領域の家屋へ
3427 異動した場合について、処理できること。また、備考に「同一住所への転居」
3428 が記載できること。」の機能は、処理できることは必要であるが、履歴で同
3429 一住所に転居したことが自明であることから備考に自動で「同一住所への転
3430 居」が記載できるとの機能は不要
3431

3432 **4.1.3 転出**

3433 4.1.3.0.1 届出日以降の異動

3434 *(No. 82 (転出/異動条件)、83-2 (転出/世帯構成変更))*

3435 **【実装すべき機能】**

3436 転出については、異動日は届出日以降の日も入力できること。
3437 転出届出日が異動日から14日を経過している場合には、当該転出は届出
3438 ではなく、職権で記載すること。
3439

3440 **【実装してもしなくても良い機能】**

3441 4.0.3 (異動日・処理日)の規定に関わらず、異動日が届出日以降の場合、
3442 届出日以降の世帯主又は続柄の管理ができること。
3443

3444 **【考え方・理由】**

3445 転出届は、あらかじめ届け出ることとされているため、届出日以降の日を
3446 入力できる必要がある。

3447 一方、世帯変更届は変更があった日から14日以内に届け出ることとされ、
3448 届出日以降の世帯主転出の場合で、転出届と併せて世帯変更届を行う場合、
3449 届出日以前の実際に世帯主が変更した日をもって世帯主を変更する。

3450 また、届出日以降の世帯主転出の場合に、転出届を提出する際に届出日以
3451 降の世帯主又は続柄を併せて届け出の場合、転出予定年月日又は転入通知に
3452 記載された転入日のいずれか早い日において、残る世帯の世帯主又は続柄を、
3453 住民が異動届に記載した世帯主又は続柄に職権で修正することも許容され
3454 る。

3455 また、転出による消除について、転出予定年月日又は転入通知に記載され
3456 た転入日のいずれか早い日で除票とすることについては、1.1.5（除票）を
3457 参照のこと。

3458

3459 4.1.3.0.2 転出先入力

3460 (No. 83 (転出／転出先入力))

3461 **【実装すべき機能】**

3462 転出先住所（予定）の情報が入力でき、市区町村だけでの入力にも対応で
3463 きること。

3464 転出先住所（予定）については、転出届の記載を踏まえた上、1.3.3（住所
3465 辞書管理）に規定する住所辞書に基づく入力ができること。また、直接入力
3466 も可能なこと。

3467 また、国外転出の際には、国内転出に準じた情報を登録でき、転出先住所
3468 （予定）については国外住所を登録できること。

3469

3470 **【考え方・理由】**

3471 中核市市長会ひな形に付記

3472 転出先住所（予定）については、市区町村だけの届出が可能

3473

3474 中核市市長会ひな形では、「転出先住所については異動届通りに入力する
3475 ことができること」とされているが、全国住所辞書に基づく入力ができる方
3476 が誤りがなく、かつ便利であるため、そのようにする。

3477 なお、国外住所については、国名までの表記とすることも差し支えない。

3478

3479 4.1.3.0.3 転出証明書等

3480 (No. 85 (転出／転出証明書)、57 (証明発行／転出証明書))

3481 **【実装すべき機能】**

3482 処理の一連の流れで自動で転出証明書が出力されること。

3483 転出をした日から14日を経過して転出届がなされた場合は、4.1.3.0.1
3484 （届出日以降の異動）に記載のとおり、職権で記載することとし、転出証明
3485 書の代わりに、転入届に添付すべき書類として発行した旨を記載した転出証
3486 明書に準ずる証明書又は除票の写しを出力できること。

3487 転出証明書又は転出証明書に準ずる証明書の紛失等により、再交付の申出
3488 があった場合は、再発行ができ、発行された証明書には再交付と明記される
3489 とともに、当初に発行した当時の状態が印字されること。
3490

3491 **【実装しない機能】**

3492 再発行の場合、個別記載事項については最新の状態が印字されること。
3493

3494 **【考え方・理由】**

3495 転出届はあらかじめ行うこととされているが、事情により住所を移すまで
3496 の間に届出を行うことができない場合等には、転出をした日から 14 日以内
3497 に限り転出届を受理し、転出証明書を交付することができるが、この期間を
3498 経過した日以後は、職権による住民票の消除等により、転出証明書の代わり
3499 に、転入届に添付すべき書類として発行した旨を記載した転出証明書に準ず
3500 る証明書又は除票の写しを交付する。

3501 転出証明書は、転出（予定）日を迎え住民票が消除されるまでは、紛失等
3502 により再交付することができ、その際、当初交付された転出証明書と区別す
3503 るため、「再交付」と明記して交付する。また、転出（予定）日以後は、転出
3504 証明書の再交付は行わず、転出証明書に準ずる証明書又は除票の写しを交付
3505 するが、これらを紛失等し、再交付する場合にも、「再交付」と明記して交
3506 付する。

3507 なお、再発行はシステムから出力すること、再交付は届出人に渡すことと
3508 して区別して用いている。

3509 再発行の場合、個別記載事項は最新の状態が印字されることとすべきとの
3510 意見もあったが、国保資格等、最新の場合は既に資格なしとなるシステムも
3511 あり、転出届出時点の状態でないと、転入地市町村で正しく事務ができなく
3512 なることから、再発行の場合、転出した当時の状態が印字されることとした。
3513

3514 ※ 中核市市長会ひな形の「同時に除印も行い確認表を出力すること。」に
3515 ついては、印鑑登録システムについての機能であり、住民記録システ
3516 ム標準仕様書に記載する機能としては不要

3517 ※ また、中核市市長会ひな形の「(外国人の場合は加えて「通称の記載及
3518 び削除に関する事項)」については、制度上当然であることから、敢
3519 えて記載しない。
3520

3521 ○技術的基準
3522 第3 住民票の異動処理等
3523 7 転出証明書に準ずる証明書の発行
3524 住民票が既に職権により消除されている場合又は転出年月日から相当
3525 期間経過している場合の転出証明書に準ずる証明書の発行の方法につ
3526 いて定めること。

3527

3528 4.1.3.0.4 特例転入を利用した転出

3529 (No. 84 (転出／特例転入を利用した転出)、60 (証明発行／特例転入を利用
3530 した転出))

3531 【実装すべき機能】

3532 特例転入を利用した転出に対応していること。
3533 この場合、転出証明書の自動発行を行わず、転出証明書情報について、CS
3534 へ自動送信できること。ただし、必要に応じて転出証明書を任意出力できる
3535 こと。任意出力する転出証明書には、「特例による転出処理済」と印字でき
3536 ること。

3537

3538 【実装しない機能】

3539 既に送信した転出証明書情報について、CS に手動で再送信できること。

3540

3541 通常の転出処理を行っている際に、対象者のうち個人番号カード又は住基
3542 カード保有者が存在する場合、「特例転入を利用した転出」への切替えが可
3543 能であること。

3544

3545 【考え方・理由】

3546 中核市市長会ひな形に付記

3547

3548 特例転入を利用した転出に対応とは、通常の転出処理に加え、CS に転出証
3549 明書情報を格納する処理までを自動的に行う機能を有するということであ
3550 る。

3551 既に送信した転出証明書情報について、CS に手動で再送信できる機能に
3552 ついては、実務上、転出証明書情報を CS から取得できないケースもあり、
3553 住基入力業務等を民間委託している市区町村にとっては、CS 側ではなく住

3554 民記録システム側で再送信できる機能が重要という意見もあるが、本件が起
3555 こり得るケースはネットワークに異常が発生した場合など外部要因になる
3556 ため、まずはその外部要因を直すことが必要で、かつ頻度は非常に低いと思
3557 われる。

3558 なお、CS側では再送されてもチェックをかけていないので、住民記録シ
3559 ステムでの再送信は現状可能だが、再送信の機能は実装しないこととす
3560 る。

3561 また、中核市市長会ひな形、その際、対象者のうち個人番号カード又は
3562 住基カード保有者が存在する場合、「特例転入を利用した転出」への切替
3563 えが可能であることとの機能については、特例転入は住民の届出手順が通
3564 常と異なり、住民記録システムの入口（メニューやポータル）から分かれ
3565 ているのが一般的であり、通常の業務フローであれば、最初に個人番号カ
3566 ード保有の有無を確認することから、分科会における議論の結果、手続途
3567 中で「特例転入を使用した転出」に切り替えられる必要はないと判断し
3568 た。

3569

3570 本来、特例転入の手続をとっている者に対して転出証明書を交付する事務
3571 を実行することは合理的な事務処理といえないが、転入地市区町村のシステ
3572 ム障害が発生し個人番号カードが使用できない場合等への対応を踏まえ、予
3573 備的に、特例転入の場合においても転出証明書が発行できるよう、当該機能
3574 を実装することも妥当であると判断した。

3575

3576 4.1.3.1 転入通知の受理

3577 4.1.3.1.1 転入通知の受理

3578 (No. 89 (転出確定/異動条件))

3579 【実装すべき機能】

3580 既に行った転出処理について、転入通知を受理した場合、転出予定年月日
3581 が到来しているかどうかにかかわらず、除票固有の記載事項として転入通知
3582 日、転出先住所（確定）及び転出年月日（確定）を入力できること。その際、
3583 転出処理において入力した転出先住所（予定）及び異動日（すなわち転出予
3584 定年月日）は上書きせず、新たに入力した情報とともに保持すること。

3585 また、実態調査等により住民票を職権で消除した者について、転入通知を
3586 受理した場合の入力ができること。

3587

3588 **【考え方・理由】**

3589 「転出確定」という用語も用いられるが、「転出確定」は、転入通知の受
3590 理の処理と転出予定者の住民票の消除の処理をまとめた概念だが、転入通知
3591 の受理が想定されない国外への転出についても「転出確定」という用語が用
3592 いられるなど、意味に紛れがある。そのため、本仕様書では、「転出確定」の
3593 用語は用いず、転入通知の受理の処理（4.1.3.1）と転出予定者の住民票の
3594 消除の処理（1.1.5 及び 4.0.2）と分けて記載した。

3595 転出により消除した住民票においては、転出先住所（予定）、消除年月日
3596 （すなわち転出予定年月日）、転出先住所（確定）、転入通知年月日、転出年
3597 月日（確定）を全て保持する必要があることから、転入通知の受理によっ
3598 ても、前二者を全て上書きすることはせず、後三者とともに保持することとし
3599 た。

3600 なお、中核市市長会ひな形では、「海外転出予定者の予定日が経過したら
3601 転出確定が自動入力されること」としているが、上記のように、「転出確定」
3602 を転入通知の受理の処理（4.1.3.1）と転出予定者の住民票の消除の処理
3603 （1.1.5 及び 4.0.2）と分けて考えると、国外への転出の場合、前者は想定
3604 されず、後者は国内への転出の場合と同様であることから（転出予定年月日
3605 又は転入通知に記載された転入日のいずれか早い日で除票とする。）、国外へ
3606 の転出について特別に項目を設けることはしない。

3607 なお、国外への転出の場合の転出市区町村からの戸籍附票記載事項通知の
3608 自動送信については、7.1.1.1（CS への自動送信）において規定している。

3609

3610 4.1.3.1.2 CS から受信した転入通知の受理

3611 (No. 92 (転出確定/CSからのデータ自動取り込み)、90 (転出確定/転入
3612 情報入力))

3613 **【実装すべき機能】**

3614 CS から転入通知を受信した場合、転入通知情報を取り込んだ後、職員の手
3615 を介することなく自動で4.1.3.1.1(転入通知の受理)の処理が行えること。
3616 その際、自動で処理されない文字化け、オーバーフロー等の対応を職員が確
3617 認し、修正できること。

3618 同一取込データ内に複数の通知（再送分等）がある場合は、最新のもので
3619 取込を行うこと。また、既に取り込んだ通知について再送信された場合、修
3620 正ができること。

3621 また、転入通知情報については、転入通知情報取込エラー一覧表を作成・

3622 出力できること。
3623 なお、受信し、反映したデータの修正が必要な場合には、適宜修正を行え
3624 ること。
3625 CS から受信した転入通知情報を基に、住所辞書を用いて、転出先住所の郵
3626 便番号を登録できること。
3627 本機能は一般市区町村においては実装してもしなくても良い。(4.1.3.1.1
3628 (転入通知の受理) の処理が適用される)
3629

3630 【考え方・理由】

3631 中核市市長会ひな形に付記
3632 自動処理については、必ずしも 100% 可能ではないことから不要とする考
3633 えもあり得るが、分科会において、複数の中核市等の人口規模の自治体から、
3634 繁忙期等の対応のため本機能について強い要望があったことから、記載する
3635 こととした。ただし、自動処理とした場合も、文字化け、オーバーフロー等
3636 が生じることがあり得るため、職員が確認し、修正できることとした。
3637 職員の手を介することなく自動で処理が行えるとは、転入通知情報の取込
3638 処理を行った後、転入通知処理ボタン等を押すことにより、転入通知情報を
3639 1 件ずつ処理するのではなく、取り込んだ転入情報を一括して処理する機能
3640 を想定している。また、処理結果について文字化け、オーバーフロー等がな
3641 いか確認できるようにするとともに、必要に応じて修正できることも必要で
3642 ある。
3643

3644 4.1.3.1.3 CS からの受信がない場合の転入通知の受理

3645 *(No. 91 (転出確定/CSからの転入通知情報が無い場合の対応))*

3646 【実装すべき機能】

3647 本機能は一般市区町村においては実装してもしなくても良い。
3648 (4.1.3.1.1 (転入通知の受理) の処理が適用される)
3649
3650 CS からの転入通知情報が無い場合も、4.1.3.1.1 (転入通知の受理) の処
3651 理が行えること。
3652

3653 【考え方・理由】

3654 災害等の事由により CS からの転入通知情報が無い場合も、転入通知の受

3655 理の処理を行う必要がある。

3656

3657 4.1.3.1.4 転入通知未着照会書及び転入通知未着者一覧の作成

3658 (No. 77、149 (転出確定／転入通知未着者一覧作成))

3659 **【実装すべき機能】**

3660 国内転出で削除したが、転入地市区町村からの転入通知がない場合、転入
3661 通知未着照会書及び転入通知未着者一覧を作成できること。(職権削除した
3662 場合についても、転入通知未着者一覧を作成できること。)

3663

3664 **【考え方・理由】**

3665 国内転出で消除後、転入地市区町村からの転入通知がないとき、住所地の
3666 市区町村長は住民票を消除した旨を本籍地の市区町村長に通知し、本籍地の
3667 市区町村長はこの通知に基づき、消除された者の戸籍の附票の「住所」及び
3668 「住所を定めた年月日」の記載を消除することとなる。

3669 消除後、戸籍の附票の記載を修正すべき事項を通知するに当たり、転入通
3670 知未着照会書及び転入通知未着者一覧を作成しておく必要がある。

3671

3672

3673 4.1.4 世帯変更

3674 4.1.4.1 世帯変更等

3675 (No. 102 (世帯合併／方書同一性確認)、109 (世帯一部変更／方書同一性
3676 確認))

3677 **【実装すべき機能】**

3678 世帯・世帯主に関する変更（世帯変更等）として、1.2.2に規定する異動
3679 事由のうち「世帯分離」、「世帯合併」、「世帯変更」及び「世帯主変更」の処
3680 理が行えること。

3681

3682 **【実装しない機能】**

3683 世帯変更等と同時に住所の変更を行えること。

3684 異動者と異動先の方書が同じであること。

3685 方書が相違している場合は、世帯員となる者の方書を世帯主の方書と同一
3686 表記とする修正と併せて、変更処理ができること。

3687 世帯変更等時に方書を職権で修正する異動と組み合わせた場合、住民基本
3688 台帳ネットワーク他各システムへは世帯合併の前に、住所の修正にかかわる
3689 異動を連携すること。

3690

3691 **【考え方・理由】**

3692 世帯変更等は、新たに世帯を設けた場合、他の世帯に属することとなった
3693 場合及び世帯主を変更した場合で、住所の異動を伴わない場合に行う。

3694 なお、属する世帯の変更も、世帯主の変更も伴わない続柄の変更（例：「同
3695 居人」⇒「夫（未届）」）は、世帯変更等ではなく、（申出による）職権修正と
3696 なる。

3697 ※ 「方書の異なる世帯の合併の際には、世帯員となる者の方書を世帯主
3698 の方書と同一表記にする修正と併せて、世帯合併処理ができる機能」
3699 のような、世帯変更等と同時に住所の変更を行う機能については、職
3700 員の事務負担軽減の観点から職権修正と世帯合併の2つの異動が自動
3701 処理できることが望ましいとの考えもあるが、準構成員からこの機能
3702 の実現には相応の規模の改修が必要となるとの意見があり、また、件
3703 数も多くなく、かつ、方書修正を行った上で世帯変更処理を行えば良
3704 いため、分科会における議論も踏まえ、不要と判断した。

3705

3706 4.1.4.2 世帯主変更による続柄設定

3707 *(No. 100 (世帯主変更/続柄設定)、125 (職権修正/続柄設定))*

3708 **【実装すべき機能】**

3709 世帯主変更を行った場合、当該世帯の世帯員の続柄を変更できること。

3710

3711 **【考え方・理由】**

3712 世帯主変更では世帯員の続柄が変更となることがある。

3713

3714 中核市市長会ひな形に付記。

3715

3716 4.1.4.3 事実上の世帯主

3717 (No. 145 (事実上の世帯主/事実上の世帯主管理))

3718 **【実装すべき機能】**

3719 法適用外の外国人（在外米軍や外交官等）や児童養護施設へ入所している
3720 場合の施設長等、事実上の世帯主を管理し、統合記載欄の備考（C 類型）へ
3721 その者の氏名が記載できること。

3722

3723 **【考え方・理由】**

3724 要領第 2 - 1 - (2) - エ - (イ) で求められているため必要

3725

3726

4.2 職権

3727

3728 令第 12 条に規定する職権による住民票の記載等に関する機能について記
3729 載する。

3730

3731 4.2.0.1 職権による住民票の記載等

3732 (No. 115 (職権記載／異動者入力))

3733 【実装すべき機能】

3734 職権による住民票の記載等として、職権記載 (4.2.1)、職権削除 (4.2.2)
3735 及び職権修正 (4.2.3) の処理が行えること。

3736 なお、職権により住民票の記録、削除又は記録の修正を行う場合は、職権
3737 記録書に職権により住民票の記録等を行う事項を記載すること。4.1.0.1 (届
3738 出に基づく住民票の記載等) の届出に基づき住民票の記載等をすべき場合
3739 において、当該届出がなく、職権記載、職権削除又は職権修正 (「職権記載等」
3740 という。以下同じ。) を行ったときは、その旨を当該記載等に係る者に通知
3741 するための職権記載等通知書を出力できること。

3742

3743 【考え方・理由】

3744 市区町村長は、法第 4 章又は第 4 章の 3 の規定による届出があつたときは、
3745 当該届出の内容が事実であるかどうかを審査して、令第 7 条から第 10 条ま
3746 での規定による住民票の記載、削除又は記載の修正 (以下「記載等」という。)
3747 を行わなければならない (令第 11 条)。

3748 例えば、職権記載では、令第 12 条第 1 項及び第 2 項に基づき、住民票に
3749 関する届出がない場合の事実確認、戸籍・選挙等の通知、国民年金等の資格
3750 の喪失等の事実確認、住民基本台帳の脱漏・誤載の事実確認等に基づき、職
3751 権で記載ができることが必要である。

3752 また、子のみでひとつの世帯を構成した場合等の登録もできることとなる。

3753 職権削除では、住民票に関する届出がない場合の事実確認、戸籍・選挙等
3754 の通知、国民年金等の資格の喪失等の事実確認、住民基本台帳の脱漏・誤載
3755 の事実確認等に基づき、職権で削除ができることが必要である。

3756 職権修正では、住民票に関する届出がない場合の事実確認、戸籍・選挙等
3757 の通知、国民年金等の資格の喪失等の事実確認、住民基本台帳の脱漏・誤載

3758 の事実確認等に基づき、職権で修正ができることが必要である。
3759 令第12条第4項において、4.1.0.1（届出に基づく住民票の記載等）の届
3760 出がなく、職権記載等を行ったときは、当該職権記載等に係る者にその旨通
3761 知することとされている。
3762 なお、職権で世帯主を定めた場合、世帯主変更通知書を出力することがで
3763 きることとしており（4.0.4（世帯主不在となる場合の処理）参照）、概念上
3764 は世帯主変更通知書も職権記載等通知書に含まれるが、これまでも市区町村
3765 において世帯主変更通知書が取り扱われてきたこと等を踏まえ、世帯主変更
3766 通知書を別の様式として定める。

3767

3768 4.2.0.2 届出の準用

3769 **【実装すべき機能】**

3770 4.1（届出）に規定する異動処理については、届出がない場合、職権によ
3771 っても行えること。その場合、4.1（届出）の規定（4.1.0.2（届出日）を除
3772 く。）を準用する。

3773

3774 **【考え方・理由】**

3775 市区町村長は、届出に基づき住民票の記載等をすべき場合において、当該
3776 届出がないことを知ったときは、当該記載等をすべき事実を確認して、職権
3777 で住民票の記載等をしなければならない（令第12条第1項）。

3778

3779 4.2.0.3 戸籍通知・戸籍の表示の引用

3780 *(No. 136 (出生/出生情報入力))*

3781 **【実装すべき機能】**

3782 本籍地市区町村から住民票記載事項通知（法第9条第2項）が送付された
3783 場合、それに基づいて住民基本台帳の戸籍の表示（本籍・筆頭者）の記載等
3784 を行えること。

3785 戸籍法に基づく異動（例：出生、死亡、失踪）については、世帯構成員の
3786 戸籍の表示（本籍・筆頭者）を引用して入力できること。

3787

3788

3789 **【考え方・理由】**

3790 市町村長は、戸籍に関する届書、申請書その他の書類を受理し、若しくは
3791 職権で戸籍の記載若しくは記録をしたとき、又は第九条第二項の規定による
3792 通知を受けたときにおいて、職権で、これらの規定による住民票の記載等を
3793 しなければならない（令 12 条第 2 項第 1 号）。

3794 例えば、戸籍の届出・通知に基づき、住民基本台帳から住民票を削除でき
3795 ることが必要である。

3796 また、例えば出生の場合、住民票に記載すべき情報には氏名、生年月日、
3797 性別のほか、戸籍の表示（本籍・筆頭者）があるが、通常は同一戸籍の父母
3798 等が同じ世帯に存在しているため、父母等の戸籍の表示（本籍・筆頭者）を
3799 引用することで入力を省力化する。

3800

3801 4.2.0.4 戸籍届出・通知日

3802 【実装すべき機能】

3803 戸籍届出又は戸籍通知に基づく職権による住民票の記載等においては、戸
3804 籍届出・通知日を入力できること。

3805 戸籍届出・通知日は、処理当日を初期表示すること。

3806 なお、戸籍届出・通知日は、届出日（4.1.0.2）及び申出日（4.2.0.5）と
3807 1 つのデータ項目として管理することも差し支えない。

3808

3809 【考え方・理由】

3810 出生、死亡等の戸籍法上の届出又は戸籍通知を受けて行う住民票の記載等
3811 は、住民基本台帳制度上、職権に位置付けられるため、届出日を入力できな
3812 いこととしている。また、異動履歴を記載する場合も、20.0.3（異動履歴の
3813 記載）に記載のとおり、戸籍届出日又は戸籍通知日ではなく、4.0.3（異動
3814 日・処理日）に規定する異動日及び処理日を記載することとしている。

3815 しかし、統計上の必要性から、戸籍法上の届出日及び戸籍通知の通知日に
3816 ついても、住民記録システムにおいて管理する必要があるため、入力できる
3817 こととする。戸籍法上の届出日と戸籍通知の通知日は異なるものであるが、
3818 両者が同一の異動履歴について入力されることはないため、戸籍届出・通知
3819 日という 1 つの項目として管理することとする。

3820 なお、届出日（4.1.0.2）、戸籍届出日・通知日（4.2.0.4）及び申出日（4.2.0.5）
3821 の三者が同一の異動履歴について入力されることはないため、1 つのデータ
3822 項目として管理することも差し支えないものとする。ただし、本仕様書上は、
3823 区別して記載する。

3824

3825 4.2.0.5 申出を受けた職権記載等

3826 **【実装すべき機能】**

3827 申出を受けて職権記載等を行う場合、システム上、申出を受けて行ったこと
3828 ができるようにすること。

3829 申出を受けて職権記載等を行う場合、申出日を入力できること。

3830 申出日は処理日当日を初期表示すること。

3831 なお、申出日は届出日（4.1.0.2）及び戸籍届出・通知日（4.2.0.4）と1
3832 つのデータ項目として管理することも差し支えない。

3833

3834 **【考え方・理由】**

3835 中核市市長会ひな形においては、申出を受けて行う記載について、「届出
3836 記載」として規定されているが、法令上は届出記載という用語はなく、申出
3837 を受けて行う修正は、職権記載の一種である。

3838 なお、窓口業務の性質上、何がきっかけで記載を行ったかという根拠を明
3839 確にするため、申出を受けて行う職権記載と、申出なしで行う職権記載とを
3840 区別するニーズはあるが、異動事由として区別する必要はなく、申出に基づ
3841 く記載であることが目視確認できればよいため、システム上、それが分かる
3842 ようにすればよい。

3843

3844 また、職権の場合にも届出日を入力できることとすべきとの意見があった
3845 が、職権記載等と届出は、法上、全く別の手続であり、職権記載等において
3846 届出の概念はない。職権記載等の手続における住民からの申出は、あくまで
3847 職権記載等を判断するための材料としての整理であるため、届出日を入力で
3848 きることとするのではなく、申出を受けた職権記載等については、申出日を入
3849 力できることとした。

3850

3851

3852 4.2.1 職権記載

3853 4.2.1.1 住所設定・未届転入

3854 (No. 79、78 (職権記載／住所設定・未届転入))

3855 **【実装すべき機能】**

3856 住所設定処理が行えること。前住所地が不明で確定できない場合は、転入
3857 前住所欄に「不明」と入力できること。また、出生等により前住所地が存在
3858 しない場合は空欄とすること。

3859 未届転入の場合、転入前住所欄には未届の住所のうち直近のものを記載し、
3860 その末尾に（未届）と記載するとともに、留意事項として未届転入である旨
3861 と転入前住所（未届）を記載すること。（1.1.14（統合記載欄）参照）

3862 最終登録住所地は（住民票記載事項ではない）データ項目として入力でき
3863 ること。

3864

3865

3866 **【考え方・理由】**

3867 中核市市長会ひな形に付記。なお、送付先は、制度を踏まえて転入通知・
3868 戸籍附票通知ごとに整理。CSを介して、未届地（前住所地）及び最終住民
3869 登録地（前々住所地）に転入通知が送付され、また、本籍地に戸籍附票通知
3870 が送付されることになるが、当該内容については、7.1.1.1（CSへの自動
3871 送信）において記載する。

3872 「転入前住所」欄には、転出証明書の転出前の住所を記載する。前住所地
3873 が不明な場合に、転入前住所欄に「住所設定」と記載している市区町村もある
3874 が、住所設定という法令上の整理はなく、転入前住所欄に「住所設定」と
3875 記載することは、制度としては不適切である。転入前住所が不明の場合は「不
3876 明」であり、出生等によりそもそも存在しない場合は「空欄」とすべきである。
3877

3878 未届転入は用語上、「転入」と用いているが、転入届に必要な転出証明書
3879 等の提出がない場合、申出に基づく職権記載扱いとなる。仮に未届の市区町
3880 村が転出証明書等の交付対応を行う場合、一旦、当該市区町村で住民票（原
3881 票）を職権で作成し、直ちに転出処理を行い、住民は交付された転出証明書
3882 等を提出すれば、転入届に基づく住民票（原票）の作成となるが、実務的に
3883 は現実的でない。

3884 以上のような趣旨から、記憶喪失などで前住所地が不明な者の場合は、転
3885 入届がなされたとしても、事務処理上は、当該届出を資料として、職権記載
3886 により住民票（原票）を作成することとなる。

3887 また、未届転入の場合には、転出地の市区町村に住所があったことが明確
3888 な場合等、居住実態に応じて記載すべきであり、住基ネット上で確認できる

3889 直前の住所を形式的に記載するわけではない。

3890 なお、未届転入であっても最終登録住所地の市区町村長が交付した転出証
3891 明書を添えて届け出る場合は、職権記載扱いとせず、転入届として受け付け
3892 ることができる。この場合の処理については、前述の「4.1.1.4 未届転入」
3893 の項を参照のこと。

3894

3895 ※ 総務省通知（昭和 43 年 3 月 26 日自治振第 41 号）（抜粋）

3896 問 9 甲市で転出届をし、乙市に住所を移したが、転入届を行わない
3897 まま、丙市に転入してきた者についての取扱いはどうか。

3898 答 次のように取り扱ってさしつかえない。

3899 (1) 転入者は、甲市長の発行した転出証明書を添付して、丙市長に
3900 対する転入届をすればよい。

3901 (2) 転入届の従前の住所については、乙市における住所を記載する。

3902 (3) 丙市長は、乙市長に対し、法第 9 条第 1 項の通知をするほか、
3903 甲市長に対してもその旨の通知をする。

3904 (4) 丙市長は、本籍地市町村長に対し、法第 19 条第 1 項の通知をす
3905 る場合においては、乙市の住所については、未届である旨を附記
3906 するのが適当である。

3907

3908 4.2.1.2 出生

3909 (No. 134 (出生/異動条件))

3910 【実装すべき機能】

3911 出生の処理においては、異動事由として、1.2.2（異動事由）のうち、出生
3912 を入力できること。

3913

3914 【考え方・理由】

3915 転入届と出生届が同時に出された場合は、実例上、異動事由を転入届に基
3916 づき「転入」と記載することとなっているため、出生の処理において転入と
3917 入力できる機能は不要

3918

3919

4.2.2 職権消除

4.2.2.1 死亡

(No. 137 (死亡／異動条件))

【実装すべき機能】

死亡の処理においては、異動事由として、1.2.2 (異動事由) のうち、死亡を入力できること。

【実装しない機能】

死亡、推定死亡を選択できること。

死亡事由として、戸籍システムの主な死亡事由を選択する方法と、自由入力する方法の両方が使えること。

【考え方・理由】

中核市市長会ひな形に付記

中核市市長会ひな形の「死亡、推定死亡を選択できること。」との機能については、法務省に確認したところ、制度として「推定死亡」を定義しているわけではなく、また、中核市市長会としても、戸籍情報システムと住民記録システムにおいて「推定死亡」という事由を設けることを想定しているのではなく、死亡日を推定の不詳日まで入力できることに意味があるとのことであり、1.1.8 (年月日の管理) に不詳日入力について記載しているため、死亡と推定死亡を選択できる機能は不要

また、死亡事由については、戸籍システムへの入力に合わせるが、市区町村ごとに戸籍システムへ入力している死亡事由にもばらつきがあるため、戸籍システムでの主な死亡事由を選択できることとし、自由入力で状況に応じた記載ができるようにすべきとの意見もあったが、そもそも住民記録システムにおいて詳細な死亡事由を管理する必要がないことから、このような機能は不要。

3950 4.2.2.2 失踪

3951 (No. 139 (失踪/異動条件))

3952 **【実装すべき機能】**

3953 失踪届に基づく本籍地市区町村からの法第9条第2項の通知により、職権
3954 削除できることとし、異動事由として、職権削除等を入力できること。

3955

3956 **【考え方・理由】**

3957 失踪の処理について、本仕様書では、1.2.2 (異動事由) に記載のとおり、
3958 職権削除等として扱うこととしている。

3959

3960

3961

3962 4.2.3 職権修正

3963 4.2.3.1 修正

3964 (No. 123、113、146 (職権修正/修正))

3965 **【実装すべき機能】**

3966 住民票の記載情報を修正できること。

3967 戸籍届出等に伴い世帯主の氏名が修正された場合は、併せて同一世帯員の
3968 世帯主名及びフリガナが職権で修正できること。

3969 修正のときは「軽微な修正」で行うか選択できること。

3970

3971 **【実装しない機能】**

3972 住所修正、方書修正、住居表示など必要に応じ、戸籍附票記載事項通知の
3973 詳細事項欄に設定できること。

3974

3975 **【考え方・理由】**

3976 住所修正、方書修正、住居表示など必要に応じ、戸籍附票記載事項通知の
3977 詳細事項欄に設定できる機能については、法令上求められているものではな
3978 く、市区町村のニーズも低いため不要。

3979

3980

中核市市長会ひな形に付記。

3981

※ 中核市市長会ひな形の「氏名を修正した場合、除印処理画面に遷移すること。」は、印鑑登録システムについての機能であり、住民記録システム標準仕様書に記載する機能としては不要。

3982

3983

3984

4.2.3.2 軽微な修正

3985

(No. 124 (職権修正/軽微な修正))

3986

【実装すべき機能】

3987

以下のとおり、軽微な修正（規則第 11 条第 3 項第 2 号）ができること。

3988

3989

3990

【軽微な修正】

3991

・ 常用平易な文字（戸籍法第 50 条第 1 項に規定する常用平易な文字）

3992

以外の文字の常用平易な文字への変更に伴う氏名又は住所に係る記載の修正

3993

3994

・ 文字の同定に伴う氏名又は住所に係る記載の修正

3995

・ 行政区画、郡、区、市町村内の町若しくは字又はこれらの名称の変更に伴う住所に係る記載の修正

3996

3997

・ 地番の変更に伴う住所に係る記載の修正

3998

・ 住居表示に関する法律第三条第一項及び第二項又は第四条の規定による住居表示の実施又は変更に伴う住所に係る記載の修正

3999

4000

・ 共同住宅、寄宿舎、下宿、病院、診療所、児童福祉施設、ホテル、旅館その他これらに類する用途に供する建築物の名称又は建物の賃貸人の変更に伴う住所に係る記載の修正

4001

4002

4003

・ そのほか、総務大臣が適当と認めるものに伴う氏名又は住所に係る記載の修正

4004

4005

4006

【考え方・理由】

4007

軽微な修正とは、職権修正の一部であり住民基本台帳制度上は通常職権修正と変わらないが、公的個人認証は基本 4 情報に変更となると自動的に失効となる不具合を補填するため、新たに住基ネット専用の異動事由として「軽微な修正」を設け、職権修正のうち軽微な修正では公的個人認証を失効させない対応を行っているもの

4008

4009

4010

4011

4012

4013 中核市市長会ひな形に追記。
4014 なお、中核市市長会ひな形では「続柄を除く軽微な修正」とあったが、続
4015 柄だけを除く明確な理由は確認できなかったため、削除した。

4016

4017 4.2.3.3 誤記修正

4018 (No. 126 (職権修正／上書き修正・誤処理修正))

4019 【実装すべき機能】

4020 誤記があった場合、職権修正として、修正ができること。異動事由は、「誤
4021 記修正」とすること。

4022 誤記があった異動の異動履歴は上書き修正せず、誤記修正の異動履歴とと
4023 もに、異動履歴データとして保持すること。

4024

4025 【実装しない機能】

4026 異動履歴を残さない上書き修正ができること。

4027

4028 【考え方・理由】

4029 1. 考え方

4030 住民記録システムにおいて、誤記に伴う修正を行い、それに伴う操作履
4031 歴を抹消等してしまうことは、住民記録情報の正確性・整合性確保等の観
4032 点において、適切ではない（法上、住民票の記載事項に係る修正は、職権
4033 修正のみ）。また、現在の住民記録システムにおける異動情報には、庁内の
4034 宛名システムや住基ネット、情報提供ネットワークシステムとの連携によ
4035 り、庁内及び庁外に発信・連携される情報があり、仮に誤記に伴う職権修
4036 正を行った場合に、後日、他部局及び他機関から照会等があった場合には、
4037 当該事実について、適切に対応しなければならない。

4038 他方、住民に対して証明する履歴（住民票の写し等で記載する証明事項
4039 の履歴）は別に考えるべきである。住民票（原票）に記載されている履歴
4040 ＝住民票の写し等に記載されている履歴という考え方は、電算化以前から
4041 の運用（紙による住民基本台帳の運用）を踏襲したものであることから、
4042 住民記録システムの原票上の履歴と、住民票の写し等で記載する証明事項
4043 の履歴とは分けて考え、住民票（原票）の履歴が全て記録される仕様であ
4044 っても、どの履歴情報を住民票の写し等に記載するかを選択できる機能を

4045 有することとすべきである。

4046

4047 2. 全市区町村・ベンダ意見照会の結果とその対応

4048 令和元年末に実施した全市区町村・ベンダ意見照会結果では、以下の第
4049 2回検討会での方針案について、実務上の不具合・懸念等の有無があると
4050 回答した市区町村は 19%、ないと回答した市区町村は 65%であり、実務上
4051 の不具合・懸念等がないとする意見が多かった。

4052

4053 (参考) 全市区町村・ベンダ意見照会に付した第2回検討会での方針案

4054 ・磁気ディスクによって住民票の原票を調製している場合、一旦、磁気
4055 ディスクに記録された記載事項に係る修正等については、原票上は全
4056 て、異動事由とともに履歴として保存されること。

4057 ・住民票の写しの交付請求等の際には、住民票の原票の記載事項の異動
4058 履歴については、異動事由に応じて自動的に出力の有無が仕分けられ
4059 ること。

4060

4061 実務上の不都合・懸念等があるとする意見の中には、原票と写しを混同
4062 するなどの誤解や、不都合・懸念等というより、質問をしているものも少
4063 なくないが、これまでのやり方と変わることの負担増や履歴の出力がどの
4064 ようになるか不明なことの不安等があり、市区町村からは、とりわけ、実
4065 務上の不都合・懸念等として、窓口職員の心理的負担が挙げられた。

4066

4067 (参考) 市区町村から挙げられた実務上の不都合・懸念等の例

4068 ・入力違いによる訂正履歴がすべて残るのであれば、戸籍とは違いすぐ
4069 に入力し確定しなければならない住民票の異動入力職員への負担
4070 が大きくなる。

4071 ・軽易な入力ミスまで履歴で残ってしまうと、窓口職員の心理的負担に
4072 なる。

4073 ・住民票の写しの異動事由の出力有無が、異動事由によって自動的に判
4074 断されるとあるが、どのような事由なのか。

4075 ・異動事由に応じて自動化されることは望ましいが基準はどのように定
4076 めるのか。個別対応はできるのか懸念される。

4077

4078 また、ベンダからは、実務上の不都合・懸念等として、システムの改修
4079 規模や他業務システム連携への影響等が挙げられた。

4080

4081

(参考) ベンダから挙げられた実務上の不都合・懸念等の例

4082

・当社システムでは「履歴は異動事由に応じて自動的に出力の有無を仕分ける」仕様は過大となり、ユーザも画面内容と住民票の写しの印字結果を確認する手間が増える。

4083

4084

4085

・当社システムはデータの持ち方が大きく異なり、改修規模が大きくなる。他業務システム連携への影響が懸念される。

4086

4087

・原票として記載されるべき情報が記載されていれば、住民票の履歴に残らなくても、異動データ（操作履歴）が残ればよい。

4088

4089

4090

住民記録情報の正確性・整合性確保や、誤記に伴う職権修正を行った場合の他部局及び他機関からの照会対応のためには、誤記修正も含め、容易に検証可能な形で全ての履歴を残すべきである。しかし、その方法としては、原票に残す方法もシステムログに残す方法もあり得る一方で、原票に残るのか、システムログに残るのかによって、職員の心理的負担は変わりうる。また、システムへの負荷も変わりうる。

4091

4092

4093

4094

4095

そこで、

4096

- ・誤記修正も含め、容易に検証可能な形で全ての履歴を残しつつ、
- ・住民票の写し等の証明書の交付時には誤記修正の履歴は記載しない方法として、上記第2回検討会での方針案を基本としたA案とともに、B案を検討することとした。

4097

4098

4099

4100

4101

【A案】（第2回検討会での方針案を基本とした案）

4102

住民票（原票）の記載事項に係る変更・修正については、誤記修正の履歴も含め、全て住民票（原票）に記載するが、住民票の写し等の証明書の交付時には、誤記修正の履歴は自動判断で非表示とする。

4103

4104

4105

【B案】（新たに比較検討した案）

4106

誤記修正の履歴は住民票（原票）に記載しないが、システムログに、いつ、誰が、何を（before）、どう（after）修正したかをわかりやすく、容易に検索可能な形で残す。

4107

4108

4109

4110

4111

これらについて、構成員・準構成員に意見照会を実施したところ、構成員においては、回答のあった構成員全員が「中長期的に見てA案の方が良い。」と回答し、準構成員においては、7社中4社が「中長期的に見てA案の方が良い。」と回答し、とりわけ、A案とB案のいずれかについて、どちらが良いという強い考えがあると回答した4社中3社が「中長期的に見て

4112

4113

4114

4115

4116 A案の方が良い。」と回答した。

4117 A案の方が良い理由としては、以下のような意見が挙げられた。

4118

4119 (参考) 構成員・準構成員から挙げられたA案の方が良いとする意見

4120 ・他システムとの連携を考慮した場合は、全てのデータ更新内容を履歴
4121 として残し連携した方が、スムーズな事務運営に繋がると考える。(住
4122 基担当者とは他業務担当者の調整がほぼ不要となる)(構成員)

4123 ・他業務連携を考慮し誤り情報連携の実態把握が容易である事、ミス
4124 を隠さず共有すべきといったデジタル社会文化醸成にはA案(構成員)

4125 ・原票とログの2重管理は煩雑すぎて(一連の履歴確認のオペが難しく
4126 なる)現実的ではない。(構成員)

4127 ・方式②(※1.2.1(異動履歴の管理)の【考え方・理由】参照)で管理
4128 することを前提にする場合、A案の方が管理、住民票の写しへの出力
4129 制御が容易である。異動事由を「誤記修正」的なもので方式②テー
4130 ブルに記録し、住民票の写しへの出力時には異動事由で「誤記修正」以
4131 外のものを抽出するだけでよいため。(準構成員)

4132 ・原票は磁気ディスクであるため、B案の修正履歴のない修正は改ざん
4133 に当たるとも考えられる。(準構成員)

4134

4135 以上の結果、A案(住民票(原票))の記載事項に係る変更・修正につい
4136 ては、誤記修正の履歴も含め、全て住民票(原票)に記載するが、住民票
4137 の写し等の証明書の交付時には、誤記修正の履歴は自動判断で非表示とす
4138 る。)を採用することとする。

4139 なお、誤記修正は職権修正の一種であり、4.2.3(職権修正)に適用され
4140 る規定が当然に適用される。

4141

4.3 住民票コードの異動

4142

4.3.1 住民票コードの付番

4143

4144 (No. 131 (住民票コード/住民票コード付番))

4145

【実装すべき機能】

4146

新規付番用の住民票コードをCSから取得でき、蓄積できること。

4147

また、住民票コードの未付番者及び変更異動の場合、新規付番用の住民票コードが自動付番されること。

4148

4149

なお、付番される住民票コードは蓄積されたものから無作為で選択されること。

4150

4151

自動付番時に蓄積された住民票コードの空き番レコードの件数が、市区町村が任意に設定した数を下回った場合、アラートを表示すること。

4152

4153

4154

【実装しない機能】

4155

住民票コードの住民票への付番結果を一覧表として作成できること。

4156

4157

【考え方・理由】

4158

中核市市長会ひな形に付記

4159

新規付番用の住民票コードは、J-LISへ付番要求を行い一定数の番号をCSに蓄積する。それをCSから住民記録システムに取得、蓄積しその番号を付番する。住民票コードはランダムな数字が前提となっているため、蓄積する段階で並び替えを行ったりせず、ランダムな状態のまま選択される仕組みが必要となる。また、蓄積された空き番レコードが常に一定数確保されるよう、残件数をチェックできる機能についても必要となる。蓄積しておくべき空き番レコードの件数については、市区町村の規模により異なることから任意の設定とした。

4160

4161

4162

4163

4164

4165

4166

4167

4168

また、付番結果一覧を作成する機能を盛り込むべきとの意見もあったが、ニーズが特定できず、また、中核市等の人口規模の自治体であっても当該一覧がなくても事務処理が行えているところもあり、EUCにより対応可能であることから不要

4169

4170

4171

4172

4173 4.3.2 住民票コードの変更・修正

4174 (No. 133 (住民票コード/変更等管理))

4175 **【実装すべき機能】**

4176 住民票コードの変更・修正ができること。

4177

4178 **【実装しない機能】**

4179 住民票コードに変更があった場合、変更情報(日時等)を保持できること。

4180 保有者の住民票コードが変更された場合は、返納案内の発行ができること。

4181

4182 **【考え方・理由】**

4183 住民票コードは、請求又は職権により変更(又は修正)することが可能で
4184 ある。

4185

4186 中核市市長会ひな形の「住民票コードに変更があった場合、変更情報(日
4187 時等)を保持できること。」は、履歴は全て残すこととしていることから不
4188 要

4189 市区町村によっては実装されている「保有者の住民票コードが変更された
4190 場合は、返納案内の発行ができること」という機能は、稀な事例なのでシス
4191 テム外で対応することとし、住民記録システム標準仕様書の機能としては不
4192 要

4193

4194 4.3.3 住民票コード通知票等

4195 (No. 132、58 (住民票コード/住民票コード通知書))

4196 **【実装すべき機能】**

4197 住民票コードを新規付番し、変更し、又は修正した際に、一連の流れにお
4198 いて自動で住民票コード通知票、住民票コード変更通知票又は住民票コード
4199 修正通知票を出力できること。

4200 また、再出力もできること。

4201

4202 **【実装しない機能】**

4203 住民票コード確認票を発行できること。

4204

4205 **【考え方・理由】**

4206 中核市市長会ひな形に付記。

4207 住民票コードを新規付番し、変更し、又は修正した際に、住民票コード通
4208 知票、住民票コード変更通知票又は住民票コード修正通知票を出力し、異動
4209 者に通知する。また、これらを紛失した場合には再発行を行う。

4210 通知票は法律上求められているものであり、繁忙期に出力漏れを防ぐため
4211 に自動出力機能が必要

4212 なお、住民票コード通知票については、通常住民票コードを付番した市区
4213 町村から送付されるため、自市区町村以外で採番した者（転入してきた住民
4214 等）から住民票コードを確認したい旨の特別な請求があった場合に住民票コ
4215 ード確認票を発行する機能をカスタマイズ実装している市区町村もあるが、
4216 このようなケースにおいては、住民票コード入りの住民票の写しや住民票記
4217 載事項証明書を請求すれば良く、確認票の発行は法制度上求められているも
4218 のではないため、不要である。

4219 なお、手数料については、どのような場合に徴収するかを含め、各市区町
4220 村の条例によって定められることから、手数料の有無については、確認票が
4221 必要である理由にはならない。

4222

4223

4224

4.4 個人番号の異動

4225

4226

4227

4228

4229

4230

4231

4232

4233

4234

個人番号の指定（番号法施行後初めて個人番号を指定する者及び出生者に係るもの（番号法第7条第1項、同法附則第3条第2項、同条3項）、請求に基づく個人番号の変更（番号法第7条第2項、番号法施行令第3条第4項）、職権に基づく個人番号の変更（番号法第7条第2項、番号法施行令第4条第1項）及び個人番号の修正（誤記又は記載漏れに係る職権修正（令第12条第3項））があるが、これらの機能については7.1.2（番号連携）を参照のこと。

4.5 外国人住民のみに関係する異動

4235

4.5.1 法第 30 条の 46 転入

4236

4237 (No. 81-2 (転入/法第30条の46転入))

【実装すべき機能】

4238

4239 中長期在留者、特別永住者、一時庇護許可者又は仮滞在許可者が住所を定
4240 めた場合においては、国外転入に準じた情報が登録できること。

4241 なお、転入前住所については空欄として登録できること。

4242

4243

4.5.2 法第 30 条の 47 届出

4244

4245 (No. 81-3 (転入/法第30条の47届出))

【実装すべき機能】

4246

4247 住所を有する者が中長期在留者、特別永住者、一時庇護許可者又は仮滞在
4248 許可者となった場合においては、国外転入に準じた情報が登録できること。

4249 なお、転入前住所については空欄として登録できること。

4250

4251

4.5.3 帰化

4252

4253 (No. 141 (外国人/帰化))

【実装すべき機能】

4254

4255 帰化の入力ができ、日本人住民票に記載できること。

4256 住民基本台帳に記録されている外国人住民の場合は、帰化する前の住民基
4257 本台帳の記載情報（住所（方書を含む。）、生年月日、性別、続柄、外国人住
4258 民となった年月日、住所を定めた年月日、住民票コード、宛名番号、個人番
4259 号、転入前住所）を引き継げること。このうち、外国人住民となった年月日
4260 は、住民となった日として引き継げること。

4261 また、その場合には、住民基本台帳に記録されている外国人住民票を削除
4262 できること。

4263

4264 **【考え方・理由】**

4265 従来、帰化は外国人登録から住民基本台帳への記載に変更する取扱いとな
4266 っていたが、住民基本台帳内で帰化の処理を行うよう変更となった。そのた
4267 め、帰化する前の住民基本台帳の記載情報を引き継ぐとともに、外国人住民
4268 票を削除する処理を行うもの。

4269
4270 中核市市長会ひな形に付記。

4271 帰化者の宛名番号について、新規付番する運用と帰化する前の同一番号を
4272 使用する運用があり得るが、新規付番する場合も、結局のところ、各市区町
4273 村の団体内統合宛名システムから名寄せを行っていると考えられ、帰化時に
4274 名寄せを行って同一番号を使用する方が単純であることから、分科会におけ
4275 る議論の結果、同一番号を使用する運用を前提に機能要件を定めることとし
4276 た。

4277 外国人住民の宛名番号を日本人住民と違う番号体系にしている市区町村
4278 もあるが、今回、宛名番号の運用について標準化することとする。

4279

4280 4.5.4 国籍取得

4281 (No. 142 (外国人／国籍取得))

4282 **【実装すべき機能】**

4283 国籍取得の入力ができ、日本人住民票に記載できること。

4284 住民基本台帳に記録されている外国人の場合は、国籍取得する前の住民基
4285 本台帳の記載情報（住所（方書を含む。）、生年月日、性別、続柄、外国人住
4286 民となった年月日、住所を定めた年月日、住民票コード、宛名番号、個人番
4287 号、転入前住所）を引き継げること。このうち、外国人住民となった年月日
4288 は、住民となった日として引き継げること。

4289 その場合、住民基本台帳に記録されている外国人住民票を削除できること。

4290

4291 **【考え方・理由】**

4292 従来、国籍取得は外国人登録から住民基本台帳への記載に変更する取扱い
4293 となっていたが、住民基本台帳内で国籍取得の処理を行うよう変更となった。
4294 そのため、国籍取得する前の住民基本台帳の記載情報を引き継ぐとともに、
4295 外国人住民票を削除する処理を行うもの。

4296

4297 中核市市長会ひな形に付記。

4298 国籍取得者の宛名番号について、新規付番する運用と国籍取得する前の同
4299 一番号を使用する運用があり得るが、新規付番する場合も、結局のところ各
4300 市区町村の団体内統合宛名システムから名寄せを行っていると考えられ、そ
4301 うであれば国籍取得時に名寄せを行って同一番号を使用する方が単純であ
4302 ることから、分科会における議論の結果、同一番号を使用する運用を前提に
4303 機能要件を定めることとした。

4304 外国人住民の宛名番号を日本人住民と違う番号体系にしている市区町村
4305 もあるが、今回、宛名番号の運用について標準化することとする。

4306

4307 4.5.5 国籍喪失

4308 (No. 143 (外国人／国籍喪失))

4309 【実装すべき機能】

4310 国籍喪失の入力ができ、外国人住民票に記載できること。

4311 住民基本台帳に記録されていた日本人住民が、外国人住民として新たに住
4312 民基本台帳に記録される場合には、国籍喪失する前の住民基本台帳の記載情
4313 報（住所（方書を含む。）、生年月日、性別、続柄、住所を定めた年月日、住
4314 民票コード、宛名番号、個人番号、転入前住所）を引き継げること。また、
4315 国籍を失った年月日又は住民となった年月日のうち、いずれか遅い年月日が
4316 外国人住民となった年月日として記載できること。

4317 その場合、住民基本台帳に記録されている日本人住民票を削除できること。

4318

4319 【実装しない機能】

4320 国籍喪失者について、住民票の写し等の証明書に「旧外登法による登録年
4321 月日」（いわゆる実質住民となった日）として、日本人住民であった際の住
4322 民となった年月日を記載できること。

4323

4324 【考え方・理由】

4325 従来、国籍喪失は住民基本台帳への記載から外国人登録に変更する取扱い
4326 となっていたが、住民基本台帳内で国籍喪失の処理を行うよう変更となった。
4327 そのため、国籍喪失する前の住民基本台帳の記載情報を引き継ぐとともに、
4328 日本人住民票を削除する処理を行うもの。

4329

4330 中核市市長会ひな形に付記。

4331 なお、外国人住民となった年月日については日本人の住民となった年月日
4332 を引き継ぐわけではなく、国籍を失った年月日又は住民となった年月日のう
4333 ち、いずれか遅い年月日となるため、4.5.3（帰化）及び4.5.4（国籍取得）
4334 の場合と異なり、住民となった日は引き継がないこととしている。

4335 国籍喪失者の宛名番号について、新規付番する運用と国籍喪失する前の同
4336 一番号を使用する運用があり得るが、新規付番する場合も、結局のところ各
4337 市区町村の団体内統合宛名システムから名寄せを行っていると考えられ、そ
4338 うであれば国籍喪失時に名寄せを行って同一番号を使用する方が単純であ
4339 ることから、分科会における議論の結果、同一番号を使用する運用を前提に
4340 機能要件を定めることとした。

4341 外国人住民の宛名番号を日本人住民と違う番号体系にしている市区町村
4342 もあるが、今回、宛名番号の運用について標準化することとする。

4343 なお、国籍喪失者について、日本人住民であった際の住民となった年月日
4344 を「実質住民日」として住民票の写しの統合記載欄に記載する機能をカスタ
4345 マイズ実装している市区町村もあるが、そのような内容は住民票の写しの記
4346 載事項ではなく、日本人住民であった際の住民となった年月日は除票の写し
4347 を請求することで確認できるため、このような機能は不要である。

4348

4349 4.5.6 出入国在留管理庁長官通知に基づく修正及び消除

4350 (No. 144-2 (外国人／在留資格取消し・変更))

4351 【実装すべき機能】

4352 在留資格の取消し、在留資格の変更許可（中長期在留資格者→住基対象外）
4353 等出入国在留管理庁長官通知に基づき、以下のとおり修正及び消除できるこ
4354 と。

4355 ・出入国在留管理庁長官通知の情報については、特別永住者を除き自動で
4356 取り込みできること。変更前と変更後の内容を記載した確認票（処理結
4357 果確認票）が作成・出力でき、確認後に更新できること。

4358 なお、一般市区町村においては、当該自動取込機能を実装しなくても
4359 良い。

4360 ・通知日にかかわらず取り込みが済んでいない対象者が一覧でき、手動で
4361 取り込みができること。指定都市において、異動の権限を自区住民に限
4362 定している場合は、自区住民に限定できること。

4363

4364 **【考え方・理由】**

4365 外国人住民も住民基本台帳に記録されているため、在留資格取消しの入力
4366 が必要

4367 また、留学→就労のように中長期在留者のまま在留資格が変わった場合の
4368 在留資格の変更も含んでいるため、修正できる機能も必要。

4369 一般市区町村においては、それぞれの実情等を踏まえ、実装の可否につい
4370 て判断できることとする。

4371 また、指定都市においては、行政区単位で異動の権限を制限している場合
4372 は、取り込み未対象者の一覧及び取り込み未対象者の手動取り込みについて、
4373 当該行政区の自区住民に限ることとする。

4374

4375 中核市市長会ひな形に付記。

4376 自動更新や処理結果確認票の作成、通知日にかかわらず一覧を確認し取り
4377 込みができる機能については、手動でも良いという意見もあるが、人口規模
4378 によって大幅な省力化につながるため市区町村からのニーズは高く、当該機
4379 能を記載することとした。

4380

4381 4.5.7 入管法の住居地届出

4382 *(No. B8 (外国人／入管法の住居地届出))*

4383 **【実装すべき機能】**

4384 「市町村連携仕様 連携インタフェース仕様(法務省仕様)」の仕様に基づ
4385 き、外国人の異動情報を、「住基法・入管法」と「入管法」、「住基法」に区別
4386 し、市町村通知及び市町村伝達を送信できるとともに、対象者を一覧で確認
4387 できること。オンライン送信又は媒体送信ができ、送信のタイミングは定め
4388 ないが異動の時系列は担保されること。

4389 そのほか、以下について実行できること。

4390

- 4391 ・ 転出予定者は予定日になったら市町村通知を送信
- 4392 ・ 特別永住者証明書に関する市町村通知及び市町村伝達の送信
- 4393 ・ 送信した市町村通知及び市町村伝達の照会
- 4394 ・ 送信した市町村通知及び市町村伝達の出入国在留管理庁連携端末におけ
4395 る処理結果を取込み、エラー情報を含む処理結果の照会
- 4396 ・ 送信した市町村通知の再送信

4397

4398 **【実装しない機能】**

4399 在留カードの裏書が終了していないものに通知を出力できること。

4400 整合性確認機能を有すること。

4401

4402 **【考え方・理由】**

4403 外国人住民も住民基本台帳に記録され、入管法の住居地届出の市町村通知

4404 及び市町村伝達を送信する必要がある。

4405

4406 中核市市長会ひな形に付記。

4407 在留カードの裏書が終了していないものに通知を出力する機能は、法令上

4408 求められているものではなく、分科会において当該機能を用いている市区町

4409 村がなかったことから、ニーズも少ないと判断し、不要とした。

4410

4411

4.6 異動の取消し

4412

4.6.0.1 異動の取消し

4414 (No. 86 (転出取消/異動条件)、87 (転出取消/世帯復帰)、127 (職権回
4415 復/異動条件)、128 (職権回復/回復)、129 (職権回復/続柄設定))

4416 【実装すべき機能】

4417 4.1~4.5に規定する異動処理は、取り消すことができること。そのため、
4418 取消しの対象となる異動処理を異動履歴データから選択できること。その際、
4419 4.0.1の例により、全部又は一部の区分により、対象者を選択できること。

4420 住民記録システムデータベースにある異動処理については、異動前の住民
4421 データを保持し、取消しによって元の状態に復元されること。除票用データ
4422 ベースに移行した異動処理については、除票用データベースから取り込める
4423 必要はないが、異動前の住民データを入力することにより、元の状態に復元
4424 できるようにすること。

4425 異動の取消し機能は、最新履歴を削除する機能ではなく、履歴を上積みし
4426 て、元の状態に復元できる機能とすること。

4427 具体的には、①転出や死亡等の異動を取り消す機能(異動取消(増))、②
4428 転入や出生等の異動を取り消す機能(異動取消(減))、③人口の増減を伴わ
4429 ない記載事項の訂正を実施する機能(異動取消(修正))、を有すること。

4430 住所の異動を伴う異動処理を取り消す場合は、従前の世帯に(従前の世帯
4431 が一部転出(転居)していた場合は転出前の住所にある従前の世帯に、従前
4432 の世帯が全部転出等していた場合は転出前の住所に新たな世帯として)復帰
4433 すること。

4434 取消処理については、それ自体を1つの異動処理として取り扱うこととし、
4435 異動の規定(4)を適用するほか、取り消された異動処理及び取消処理を、
4436 とともに異動履歴データとして保持すること。

4437

4438 【実装しない機能】

4439 虚偽の異動について、異動を取り消すことにより、自動で改製し、統合記
4440 載欄に「虚偽」と入力する等、他の異動取消しと異なる特別な処理を行える
4441 こと。

4442 転入通知の受理又は転出予定年月日の到来後の転出については、取り消そ

4443 うとする場合にアラートを表示すること。

4444

4445 【考え方・理由】

4446 転入、転居、転出、職権記載、職権消除、職権修正等、全ての異動処理は、
4447 処理が誤っていることが分かった場合や、虚偽の届出であると分かった場合
4448 等のため、取り消すことができるようにしておく必要がある。

4449 法令上は職権回復という用語はないが、中核市市長会ひな形においては、
4450 消除されて除票となった住民票を、消除を取り消すことによって原票に戻す
4451 行為について、「職権回復」として規定されている。こうした運用について
4452 も、本項目により「住民記録システムデータベースにある異動処理について
4453 は、異動前の住民データを保持し、取消しによって元の状態に復元されるこ
4454 と」としていることから、対応可能である。

4455 中核市市長会ひな形における「世帯員の続柄を設定できること。」という
4456 機能については、本項目により、取消しによって元の状態に復元されること
4457 としていることから、不要である。

4458 従前の世帯が全部転居していた場合は、一旦新たな世帯として転出前の住
4459 所に復帰させた上で、異動処理を時系列に従い処理し直す。

4460 虚偽の場合等、転出予定年月日以降も転出を取り消すことはあり得るため、
4461 「転出予定年月日の前日までに」といった要件を付すことはしない。

4462 なお、虚偽転居の場合、自動改製や統合記載欄、転入前住所欄の修正を一
4463 括で行える機能をカスタマイズ実装している市区町村もあるが、虚偽転居自
4464 体が指定都市規模で年に数件程度と頻度が低く、当該機能のニーズは低いと
4465 考えられること、通常の取消機能で対応可能なことから、このような機能は
4466 実装しない。

4467 なお、取消しを行った場合は、虚偽の異動の取消しであれ、それ以外の異
4468 動の取消しであれ、取り消された異動処理及び取消処理を、ともに異動履歴
4469 データとして保持することとなる。

4470 また、本項目は、あくまで虚偽・錯誤等による異動の取消しを想定してお
4471 り、誤記修正については本項目により修正することを想定していない。誤記
4472 修正については、4.2.3.3（誤記修正）による。

4473 なお、本項目に記載のとおり、消除の取消し（すなわち、いわゆる転出取
4474 消と職権回復）のみならず、その他の異動処理（例：転居）の取消しもここ
4475 に含める記載とすることについては、構成員・準構成員意見照会の結果、問
4476 題ないとの回答が多かったため、本項に消除の取消しとその他の異動処理の
4477 取消しを両方含むこととした。

4478

4479

4.6.1 (申出による) 異動の取消し

4480

4.6.1.1 (申出による) 異動の取消し

4481

(No. 86 (転出取消/異動条件))

4482

【実装すべき機能】

4483

申出を受けて行う異動の取消しについては、4.2.0.5 の規定を準用する。

4484

4485

【考え方・理由】

4486

申出を受けて行う異動の取消しについても、申出による旨を記載するニーズがある。

4487

4488

4489

4490

4491

4492

4493

4494

4495

5 証明

4496

4497

4498

4499 5.1 証明書記載事項

4500 (No. 49 (証明発行/証明書記載事項)、A2 (証明共通/証明書様式設定)、5
4501 0 (証明発行/項目選択)、59 (証明発行/様式選択))

4502 **【実装すべき機能】**

4503 住民票の写し、住民票の除票の写し、住民票記載事項証明書、除票記載事
4504 項証明書を発行する際は、世帯全員分又は一部の世帯員について選択できる
4505 こと。また、形式の指定（世帯連記式か否か、履歴の有無）、省略の指定（世
4506 帯主・続柄、本籍・筆頭者、住民票コード、個人番号）ができ、デフォルト
4507 は特別の請求がある場合を除き省略又は記載の選択ができること。外国人の
4508 場合は、国籍・地域、法第30条の45に規定する区分、在留資格、在留期間
4509 等、満了日、在留カード等番号、通称の記載及び削除に関する事項の省略も
4510 指定できること。

4511 証明書には、認証文（第4章に記載のもの）、電子公印及び発行番号を出力
4512 すること。

4513 証明書の様式については、第4章に定める様式とすること。

4514 証明書が複葉にわたる場合は、最終ページのみに認証文が印字されること。

4515 なお別紙により通称の記載及び削除に関する事項を出力する場合は、別
4516 紙を含めた最終ページに認証文を出力すること。

4517 転出届に基づく転出予定年月日前に証明書を交付する場合は、転出届に基
4518 づき記録を行った事項を省略して印字すること。

4519

4520 **【実装しない機能】**

4521 以前住民であったが、既に住民票が削除されて除票に記載されている者と
4522 当該者とかつて同世帯であり、現在、住民票に記載されている者とを世帯連
4523 記式により同じ住民票の写しに記載できること。

4524 異動時に、証明書の交付日と異動日をチェックし、交付日を遡る異動が発
4525 生した場合は、アラート等で注意喚起すること。

4526 備考（C類型）以外の欄に通称住所を記載できること。

4527 転出予定者が存在する世帯について、証明書を発行する際にアラートを表
4528 示すること。

4529

4530 **【考え方・理由】**

4531 中核市市長会ひな形に付記。

4532 一人世帯の方が単身であることを他人に知られたくない申出があった場
4533 合にも、こういったケースへの配慮は記載事項証明書で対応可能であり、住
4534 民票の写しは戸籍のように謄本と抄本の区別がなく、世帯全員である旨を認
4535 証文により示すニーズがあると考えられるため、「……世帯全員の住民票の
4536 原票と相違ない……」という認証文は維持する。

4537 認証文の位置については、令第 15 条に「当該住民票の写しの末尾に原本
4538 と相違ない旨を記載しなければならない」と明記されているため、最終ペー
4539 ジのみに印字されることとした。

4540 なお、除票の写しと住民票の写しを一の票の中区分して表記することは困
4541 難であるため、当該機能については、実装しない機能とした。

4542 また、住民票の写し等証明書を交付した後、その交付日を遡る異動（転居・
4543 死亡等）が発生した際、交付済の証明書の回収をするために、異動届時に異
4544 動日と交付日の確認等をカスタマイズしている市区町村もあるが、交付済の
4545 証明書の回収は制度上求められておらず、構成員・準構成員意見照会の結果、
4546 アラートとしてもニーズは低いと考えられるため、証明書回収の事務は不要
4547 であり、そのための機能もアラートを含め、実装しないこととする。

4548 郵便・宅配で通用する「通称住所」と、庁舎内で通用する「公証住所」を
4549 記載できるという機能をカスタマイズ実装している市区町村もあるが、ニー
4550 ズのある市区町村は少ないため、統合記載欄（1.1.14）に備考（C 類型）と
4551 して記載することができることとしており、それ以外に特別の欄を設けるこ
4552 とは標準機能としては不要である。

4553 そのほか、証明書の発行時、転出予定者が存在する場合に、転出予定者が
4554 存在する旨のアラートをカスタマイズ実装する市区町村もあるが、転出予定
4555 者がいても証明書発行時点では他の世帯員と変わらず住民であり、証明書に
4556 において他の世帯員と扱いが変わることはないので、そのような機能は不要で
4557 ある。

4558
4559 ※ 住民票の証明事項のうち、法でいう基礎証明事項以外については、省
4560 略指定を可能（省略がデフォルト）とする。

4561

4562 ○技術的基準

4563 第 5 住民票の写し等の発行

4564 1 住民票及び除票の写しの発行

4565 請求書及び申出書により、住民票の写し（法第 12 条第 1 項に規定
4566 する住民票の写しをいう。以下同じ。）及び除票の写し（法第 15 条の
4567 4 第 1 項に規定する除票の写しをいう。以下同じ。）の交付の請求及
4568 び申出があった場合には、その発行に際しては、審査した請求書及び

4569 申出書に基づき、端末機画面で該当者を検索し、プリンタから打ち出
4570 した書類を認証して交付すること。

4571

4572 ○技術的基準

4573 第5 住民票の写し等の発行

4574 1 住民票及び除票の写しの発行

4575 (略)

4576 転出届に基づき記録を行った住民票について、転出予定年月日前に
4577 その写しを交付する場合は、当該転出届に基づき記録を行った事項を
4578 省略して交付すること。

4579

4580 5.2 世帯員の並び順

4581 *No. 51 (証明発行/世帯員並び順変更)*

4582 **【実装すべき機能】**

4583 世帯連記式の住民票の写しにおいて、世帯員の記載順序は、以下により設
4584 定でき、設定情報については、保持されること。ただし、世帯員の並び順を
4585 任意に設定することもできることとする。

4586 なお、転入等により既設の世帯に入る者については、末尾に順次記載する
4587 こととするが、市区町村長が並び替えることが適当と認めるときは、並び替
4588 えることも差し支えない。

4589

4590 ○ 第1順位

4591 第1順位には、世帯主、世帯主の配偶者及び世帯主の子が属し、以下
4592 の並び順によることとする。

4593

4594 <第1順位内の並び順>

4595 1-1 : 世帯主

4596 1-2 : 配偶者

4597 1-3 : 世帯主の子 (第2順位に属する者を除き、生年月日の順、生年
4598 月日が同じである場合には、宛名番号の順)

4599

4600 ○ 第2順位

4601 世帯主の子の家族 (準婚を含む。) が世帯内にいる場合には、第2順位
4602 に属することとし、以下の並び順によることとする。

4603 また、当該世帯主の子を含めて第2順位に属する家族が複数ある場合

4604 には、世帯主の子の生年月日の順（生年月日と同じである場合には、宛
4605 名番号の順）に家族を並べることとする。例えば、長男の家族と次男の
4606 家族が同一世帯である場合には、長男の家族の方が次男の家族よりも並
4607 び順が先になる。

4608

4609 <第2順位内の並び順>

4610 2-1：世帯主の子

4611 2-2：世帯主の子の配偶者

4612 2-3：世帯主の子の子（生年月日の順。生年月日と同じである場合に
4613 は、宛名番号の順）

4614

4615 ○ 第3順位

4616 第3順位には、世帯主の家族で、夫婦とその子の一団に属しない者が
4617 属し、以下の並び順によることとする。

4618

4619 <第3順位内の並び順>

4620 3-1：父母（筆頭者の方を先に記載。筆頭者がいない場合は、生年月
4621 日の順とし、生年月日と同じである場合には、宛名番号の順）

4622 3-2：兄弟姉妹（生年月日の順。生年月日と同じである場合には、宛
4623 名番号の順）

4624 3-3：祖父母（筆頭者の方を先に記載。筆頭者がいない場合は、生年
4625 月日の順とし、生年月日と同じである場合には、宛名番号の順）

4626

4627 ○ 第4順位

4628 第4順位には、世帯主の家族以外の者が属し、以下の並び順によるこ
4629 ととする。

4630 第3順位に含まれない世帯主の親族については、第4順位に属する。

4631 例えば、配偶者側の父母、兄弟姉妹、祖父母は、第4順位に属するこ
4632 ととなり、その並び順は第3順位に倣うこととする。

4633

4634 <第4順位内の並び順>

4635 4-1：親族（生年月日の順。生年月日と同じである場合には、宛名番
4636 号の順）

4637 4-2：縁故者（生年月日の順。生年月日と同じである場合には、宛名
4638 番号の順）

4639 4-3：同居人（生年月日の順。生年月日と同じである場合には、宛名

4640 番号の順)

4641

4642 例1) 妻の兄と妻の弟では、前者を先に記載

4643 例2) 妻の兄(宛名番号:123・・・45)と妻の姉(宛名番号:124・・・67)

4644 が双子で生年月日と同じ場合、宛名番号の順に記載

4645

4646 また、親族・縁故者の家族(準婚を含む。)が世帯内にいる場合、第4
4647 順位に属することとし、家族内の並び順については第2順位に倣うこと
4648 とする。

4649 なお、世帯内に属する親族・縁故者の家族が複数ある場合には、当該
4650 親族・縁故者の世代の順、生年月日の順、宛名番号の順に家族を並べる
4651 こととする。

4652

4653

4654 **【実装しない機能】**

4655 「実装すべき機能」で示す以外の並び順ルールを定められること。

4656

4657 **【考え方・理由】**

4658 世帯連記式の住民票の写しにおける世帯員の並び順については、要領等で
4659 定められたものがなく、市区町村やベンダごとにまちまちであることから、
4660 要領第2-1-(2)-アで規定する世帯票の場合における世帯員の記載順序
4661 に倣い、上記のとおり標準化することとした。

4662

4663

4664 5.3 フリガナ

4665 **【実装してもしなくても良い機能】**

4666 住民票の写し(世帯連記式を含む。)、住民票の除票の写し、住民票記載事
4667 項証明書、住民票除票記載事項証明書、転出証明書、転出証明書に準ずる証
4668 明書及び住民基本台帳の一部の写し(閲覧用)の氏名(外国人住民の氏名を
4669 含む。)、旧氏及び通称の項目は、それぞれの項目の内容の後に括弧書きでカ
4670 タカナによるフリガナを記載するかどうかを選択でき、記載することを選択
4671 した場合、以下のように記載すること。

4672

4673 (記載例)

氏名	住民 太郎 (ジュウミン タロウ)
旧氏	住基 (ジュウキ)

4674

氏名	ZHANG YULIN 張 玉蓮 (チャン ユウリン)
通称	住民 花子 (ジュウミン ハナコ)

4675

4676

4677 【実装しない機能】

4678 住民票の写し（世帯連記式を含む。）、住民票の除票の写し、住民票記載事
4679 項証明書、住民票除票記載事項証明書、転出証明書、転出証明書に準ずる証
4680 明書及び住民基本台帳の一部の写し（閲覧用）の氏名（外国人住民の氏名を
4681 含む。）、旧氏及び通称以外の項目に、フリガナを記載できること。

4682 括弧書き以外の方法でフリガナを記載できること。

4683 ひらがなによるふりがなを記載できること。

4684

4685 【考え方・理由】

4686 フリガナについては、法第7条各号における住民票の記載事項として規定
4687 されておらず、法令上、住民票の写し等において公証する事項とされていな
4688 い。

4689 もとより、フリガナは、市区町村が氏名の読み方を認定するという性格の
4690 ものではなく、市区町村が住民記録の整理のために管理上、必要であるとい
4691 うことで便宜的に記載されているものであることから、要領において、「氏
4692 名には、できるだけふりがなを付すことが適当であるが、その場合には、住
4693 民の確認を得る等の方法により、誤りのないように留意しなければならない
4694 い。」とされているものである。

4695 実際に、市区町村によっては、住民サービスの観点等により、住民の求め
4696 に対して住民票の写し等にフリガナを付記することとしている例があるこ
4697 とを踏まえ、標準仕様書上、【実装すべき機能】に加えるべきではないもの
4698 の、当該市区町村の責任において引き続きサービスを提供することを妨げる
4699 ことはしないこととし、【実装してもしなくても良い機能】として整理した
4700 ものである。

4701 また、要領第2-1-(2)-アにおいて、「外国人住民のローマ字表記の氏
4702 名には、ふりがなを付さなくても差し支えない」としているが、外国人住民
4703 には漢字表記も含まれ得るため、上記と同様の考え方により、外国人住民の
4704 住民票の写し等においても、氏名にフリガナを付すことを可能とする。

4705 フリガナの配置については、フリガナの記載の有無によってレイアウトの
4706 ずれが生じることを防ぐため、個別に欄を設けるのではなく、各項目の記載
4707 内容の後ろに、括弧書きで表記することとする。

4708

4709 5.4 方書の記載

4710 **【実装すべき機能】**

4711 方書については、省略せず、全ての証明書に必ず記載すること。

4712

4713 **【考え方・理由】**

4714 方書については、要領第2-1-(2)-キにおいて、アパート名、居室の
4715 番号や「何某（間貸人氏名）方」まで含め、記載すべきことが明示されてい
4716 るため、必ず記載することとする。

4717

4718

4719

4720 5.5 発行番号

4721 (No. B7 (証明発行/発行番号記載))

4722 **【実装すべき機能】**

4723 発行番号を証明書に記載できること。

4724 また、発行番号の一部を発行場所単位を示す番号とすることができること。

4725 発行番号は以下の表示方法とすること。

4726 発行年月日・市区町村名・発行端末名番号・発行プリンタ番号・発行され
4727 た順に付された番号・ページ数/総ページ数

4728 例：20200502 ●●市 本庁1 プリンタ 001 011 1/2

4729 なお、必ずしも出力機器を特定できない場合については、空欄とすること
4730 も可能であること。

4731 複数部数を発行する場合は、一部ずつ異なる発行番号とすること。

4732

4733 **【実装しない機能】**

4734 発行場所を証明書に記載できること。

4735

4736 **【考え方・理由】**

4737 中核市市長会ひな形に付記。

4738 なお、発行場所を証明書に記載する機能については、発行番号により発行
4739 場所が分かるため不要。

4740 市区町村の小規模拠点等では端末を置かずにプリンタのみを置いてリモ
4741 ート出力しているケースがあるため、追跡のためにプリンタ番号も発行番号
4742 として表示する。

4743 なお、コンビニ交付による証明書の発行番号については、証明発行サーバ
4744 が住民記録システムと別システムであることから、証明発行サーバにおいて、
4745 別に管理されるものである。

4746

4747 5.6 公印・職名の印字

4748 *(No. 13 (マスタ管理/公印選択))*

4749 **【実装すべき機能】**

4750 システムから出力される公印印字に対応する証明書等には、証明書ごとに、
4751 市区町村長又は職務代理者の職名・氏名、公印印字の有無及び公印の種類（市
4752 区町村長又は職務代理者の印）が選択できること。また、市区町村長又は職
4753 務代理者の職名を印字する場合は、指定都市・特別区の場合も含め、都道府
4754 県名を印字すること。

4755 なお、公印は電子公印に対応し、種類（市区町村長又は職務代理者の印、
4756 証明書専用の印、カード券面用の印）が選択できること。また、「公印省略」
4757 「この印は黒色です」等の任意の固定文言が印字できること。

4758 なお、電子公印は最大 25mm 角の黒色とし、本庁・支所ごとの登録管理は
4759 不要とする。ただし、個人番号カード等のカード券面に印字する公印につい
4760 てのみ、赤色又は黒色の選択ができること。

4761

4762 **【実装しない機能】**

4763 支所・出張所の専用公印を持つこと。

4764 指定都市や特別区等においては、市区町村長又は職務代理者の職名を印字

4765 する場合に、都道府県名の印字を省略できること。

4766

4767 **【考え方・理由】**

4768 中核市市長会ひな形の記載を採用＋電子公印対応を記載。

4769 各市区町村では文書管理規程等により、公文書には公印を押印することが
4770 定められており、居所の公証たる住民票の写しは公文書に当たるため、公印
4771 が必要。磁気ディスクをもって調製された住民基本台帳の一部の写しには電
4772 子印の使用が認められているので、住民票の写しに押印する電子印の管理機
4773 能が必要となる。

4774 現在の住民記録システムでは、電子印が一般的であり、そのイメージを管
4775 理する機能が必要

4776 法的には公印の押印は必ずしも必要ないが、各市区町村の文書管理規程等
4777 により義務付けられているもの(公印及び契印の押印)。

4778 認証者や公印等は、証明書ごとに選択できる方が良いこと、電子公印の縦
4779 横の最大サイズを規定した方が良いこと、また、黒色であることの規定が必
4780 要であることを踏まえて追記。

4781 また、公印の種類は2種類以上管理できることとした方が良い(証明書専
4782 用印など有り)。

4783 支所・出張所の専用公印を持っている市区町村もあるが、電子公印でなく、
4784 実物の公印を使っていた時代の名残であり、発行番号で出力場所の管理が可
4785 能であることから、支所・出張所の専用公印を持つ機能は不要

4786 指定都市や特別区等においては、市区町村長又は職務代理者の職名を印字
4787 する場合に、都道府県名の印字を省略する運用としている市区町村もあるが、
4788 分科会における議論の結果、いずれの場合も都道府県名は省略しないことと
4789 して取扱いを統一することとした。

4790 なお、No. B7において、「発行番号の一部を発行場所単位を示す番号
4791 とすることができること」としており、発行場所は発行番号により判断する
4792 ことができる。

4793

4794 5.7 公用表示

4795 (No. 14 (マスタ管理/公用表示選択))

4796 **【実装すべき機能】**

4797 証明書(住民票の写し、住民票の除票の写し、住民票記載事項証明書、除

4798 票記載事項証明書)に「公用」の表示(印字)ができること。

4799

4800 **【実装しない機能】**

4801 証明書に「附票通知」や「規定により免除」と表示できること。

4802

4803 **【考え方・理由】**

4804 「住民票の写しの交付制度等のあり方に関する検討会 報告書(平成19
4805 年2月)」では、国・地方公共団体の機関が、法令で定める事務を遂行する
4806 ために必要であることを明らかにした場合を、「公用請求」として定義して
4807 いる。

4808 これらを受け、住民票の写し、住民票の除票の写し、及び住民票記載事項
4809 証明書、除票記載事項証明書に「公用」と表示(印字)することは、本人等
4810 の請求や第三者からの申出による住民票の写し等の交付と区別する上で必
4811 要といえる。

4812 中核市市長会ひな形のような、証明書に「附票通知」を表示する機能につ
4813 いては、法第19条4項で電子的に行うこととされているため不要

4814 「規定により免除」を印字する市区町村もあるが、分科会における議論の
4815 結果、「規定により免除」の印字はシステム上で行うニーズがないため、不
4816 要。

4817

4818 5.8 文字溢れ対応

4819 *(No. 20 (マスタ管理/文字溢れ対応))*

4820 **【実装すべき機能】**

4821 システムから出力される証明書等の出力項目に文字溢れが発生した場合
4822 は、文字の大きさを調整するなどして、文字超過とならないようすること。

4823 なお、文字数が多くやむをえず文字溢れが生じる場合や、未登録外字が含
4824 まれる場合は、アラートを表示して注意喚起するとともに、文字超過リスト
4825 を出力して、文字溢れした情報を確認できるようにすること。ただし、住民
4826 票の写しや住民票記載事項証明書等の証明書については、出力時に文字溢れ
4827 している旨のアラートを表示し、パラメータ設定によって、該当項目を限界
4828 まで出力させるか空白で出力するか選択できること。

4829

4830 **【考え方・理由】**

4831 中核市市長会ひな形に付記。また、証明書のみ標準レイアウトに準拠した
4832 文字超過表記とする旨とした。

4833 証明書に正しく印字されない文字溢れや未登録外字については、職員に注
4834 意喚起し、手動で修正や確認等、個別に対応する必要があるため。

4835

4836

4837

4838

4839

4840

4841

4842

4843

6 統計

4844

4845

4846 6.1 統計

4847 (No. A4-A18 (統計))

4848 **【実装すべき機能】**

4849 毎年、総務省通知（平成 26 年 12 月 25 日付け総行住第 136 号）に基づき
4850 総務省が実施している「住民基本台帳関係年報」の調査項目である、人口、
4851 世帯、転入、転出の件数等の算出やその検証のための統計機能を有している
4852 こと。

4853 毎年、出入国在留管理庁が実施している「中長期在留者住居地届出等事務
4854 に関する定期報告」の調査項目を算出するための統計機能を有していること。

4855

4856 システム移行においては、新システム稼働月以降の集計ができること（新
4857 システム稼働月以前の集計は、旧システムで行うこと。）。

4858 なお、統計処理上、統計基準日時点で転出予定年月日を経過していない転
4859 出予定者については、現存者として扱うこと。

4860

4861 **【考え方・理由】**

4862 現在、各市区町村の住民記録システムには、総務省の実施する「住民基本
4863 台帳関係年報」の調査に対応するための統計機能が実装されているが、分科
4864 会においては、このほか国の行政機関や都道府県が独自に行う調査があり、
4865 それらに対応するための独自のカスタマイズが行われているとの指摘があ
4866 った。

4867 これを受け、住民記録システムから抽出する統計データを報告する調査に
4868 ついて、実態調査を行ったところ、国の行政機関が全国的に行っている調査
4869 は「中長期在留者住居地届出等事務に関する定期報告」のみであった。他方、
4870 都道府県が行う調査については、各都道府県内の全市区町村に調査している
4871 と考えられる調査は 31 件あり、かつ報告を求めている調査項目は都道府県
4872 により異なっていたが、以下のような抽出条件が設定できれば、EUC 機能に
4873 よって、様々な統計の要請に応えることができると考えられた。

4874

4875 **【調査結果から推察される抽出条件】**

4876 ①調査時点に係る抽出条件・・・日時設定、期間設定

4877 ②世帯単位の抽出条件・・・世帯番号及び続柄コード

4878 ③項目ごとの抽出条件・・・出生年月、男女の別、日本人・外国人の別、国籍、

4879 在留資格、住所地の町字コード、転入地・転出地
4880 の市区町村コード（都道府県単位、国外転出・住
4881 所不明の抽出も含む。）、異動事由（複数選択可）
4882 等

4883 そこで、全市区町村に共通して必要となる「住民基本台帳関係年報」及び
4884 「中長期在留者住居地届出等事務に関する定期報告」については、統計機能
4885 として実装することとした。併せて、それ以外の都道府県独自の調査等への
4886 対応については EUC 機能により、各市区町村職員がデータの抽出を行うこと
4887 を可能とし、統計機能としては記載しないこととしている。

4888
4889 統計処理に関するシステム設計は、ベンダごとに異なり、新システムで、
4890 旧システム時代の各種集計表を印字するに当たり、データ移行が非常に困難
4891 になることなどが想定されるため、運用にて対処できる記載とする。

4892 また、統計処理上、統計基準日時点で転出予定年月日を経過していない転
4893 出予定者については、現存者と扱うか削除者と扱うかの解釈が市区町村ごと
4894 に異なり、2 パターンの集計表のカスタマイズにつながっているとの実態が
4895 あるが、このような転出予定者については、転出予定年月日の前日までは、
4896 転出地市区町村の現存者として扱う旨、事務連絡「住民基本台帳年報の報告
4897 数値の正確性の確保のための措置等について」（平成 18 年 2 月 6 日）に定め
4898 られているため、集計表は事務連絡の記載に合わせた 1 パターンのみとする。

4899

4900

4901

4902

4903

4904

4905

4906

4907

4908

7 連携

7.1 CS 連携・番号連携

7.1.1 CS 連携

7.1.1.1 CS への自動送信

(No. 196 (CS 連携/CS への自動送信))

【実装すべき機能】

転入・転出等の異動時等に、「既存住基システム改造仕様書」の電文仕様に基づき、各電文が CS に自動送信されること（4.1.3.0.4 特例転入を利用した転出、4.1.3.1.1 転入通知の受理、4.2.1.1 住所設定・未届転入、7.1.1.4 カード管理システム連携、9.7 住所一括変更を参照）。送付先情報については、印刷区分と特別な事情がある者の変更指定後に送信ができること。

なお、送信方法（回線や媒体）や送信のタイミングは定めないが、異動の時系列は担保されること。

広域交付地市区町村より広域交付住民票の交付要求を受信した場合、広域交付住民票情報を CS 経由で交付市区町村 CS へ送信できること。

住基ネット共同利用に対応し、住基ネット CS サーバで受信した電文を、構成自治体に振り分ける機能を有すること。

その他、以下について実行できること。

- CS に対する個人番号の生成又は変更要求の自動送受信
- 送信した本人確認情報、転入通知情報、戸籍附票記載事項通知情報、転出証明書情報、送付先情報、広域交付住民票情報の照会及び一覧表への印字（指定都市においては、一覧表は行政区単位で分割できること。）
- 送信した本人確認情報、転入通知情報、戸籍附票記載事項通知情報、転出証明書情報、送付先情報の再送信、再送信の際は異動事由を変更して送信できること。
- 送信データを手入力でも補完でき、送信できること。
- 一時的に手動連携に切り替えることができること。
- 管内本籍者と管外本籍者について、戸籍附票記載事項通知の自動送信
- 国外への転出の場合の転出市区町村からの、戸籍附票記載事項通知の自動送信
- 異動処理に基づいた前住所地（未届地・最終住民登録地を含む。）への転

- 4940 入通知（9条1項通知）の自動送付
4941 ・住基ネットから受信した住民票コード空きコード、転入通知情報と転出
4942 証明書情報の取込み。一覧表への印字（指定都市においては、一覧表は
4943 行政区単位で分割できること。）
4944 ・住基ネット統一文字との変換が管理できること
4945 ・CS へ連携できなかった場合のエラー表示
4946

4947 **【考え方・理由】**

- 4948 CS への連携方式として、自動連携方式と手動連携方式があるが、標準仕様
4949 書では自動連携方式を想定する。
4950 指定都市においては、作業の効率化の観点から、一覧表について行政区単
4951 位で分割できることとする。中核市市長会ひな形に付記。機能の網羅性を確
4952 保。
4953

4954 7.1.1.2 整合性確認

4955 *(No. 197 (CS 連携／整合性確認))*

4956 **【実装すべき機能】**

- 4957 CS 側の本人確認情報との整合性を、定期的に確認できること。
4958

4959 **【考え方・理由】**

- 4960 中核市市長会ひな形を踏襲。
4961 エラーリスト（紙のみ）は CS でのみ印刷され、データでの出力機能はな
4962 いため、住民記録システム側での出力機能は実現できない。
4963

4964 7.1.1.3 カード管理状況

4965 *(No. 198 (CS 連携／カード管理状況))*

4966 **【実装すべき機能】**

- 4967 住基カード及び個人番号カードの発行状況について CS 連携できること。
4968 また、住基カード及び個人番号カードを所有しているかどうかを確認でき
4969 ること。
4970 個人番号カード交付申請書及び個人番号カード再交付申請書を J-LIS 指

4971 定のフォーマットにて出力できること。申請書にはシステムで保持している
4972 対象者情報が出力できること。

4973 住民記録システムの異動情報から、必要な異動(券面)事項をカード券面プ
4974 リンタに出力できること。

4975 券面記載の対象とするカード類は、個人番号カード、住基カード、在留カ
4976 ード、特別永住者証明書とする。

4977 出力する異動内容等の情報は、異動事由、異動後の項目内容、届出日、職
4978 印の4項目が出力できること。

4979 印字可能な残行数を指定するなどにより、印字文字サイズや印字行数が調
4980 整できること。

4981

4982 一般市区町村においては、個人番号カード交付申請書及び個人番号カード
4983 再交付申請書の出力や、異動内容等の情報のカード券面プリンタへの出力に
4984 関する機能を実装しなくても良い。

4985

4986 **【実装しない機能】**

4987 記載事項変更案内や返納案内が発行できること。

4988 署名用電子証明書及び利用者証明用電子証明書の個人番号カードへの格
4989 納の有無が確認できること。

4990 個人番号カードの再交付の事務ができること。

4991

4992 **【考え方・理由】**

4993 中核市市長会ひな形に付記

4994

4995 CS から連携されるのは発行・管理状況ではなく運用状況であり、カードの
4996 種類も住基カードと個人番号カードのみであるため、「通知カードの発行・
4997 管理」という文言は削除。

4998 個人番号カード交付申請書及び個人番号カード再交付申請書は、統合端末
4999 から発行される申請書 ID 付きと、J-LIS ホームページで公開される手書き
5000 用(通知カード及び個人番号カードの交付等に関する事務処理要領記載)の
5001 2種類である。住民記録システムで出力できるのは後者であるため、手書き
5002 用のフォーマットにて出力する必要がある。

5003 個人番号カード交付申請書及び個人番号カード再交付申請書を J-LIS 指
5004 定のフォーマットにて出力する機能については、分科会の議論において、手

5005 書き申請書は申請書 ID が付されず、事務が繁雑になることや混乱が生じる
5006 こと等の懸念もあるが、窓口業務をアウトソーシングしている市区町村にと
5007 っては、統合端末を委託事業者が扱えないため、当該機能が必要であるとの
5008 意見があったため、記載することとした。

5009 また、異動内容等の情報をカード券面プリンタに出力する機能については、
5010 分科会の議論において、手書きの場合、券面記載事項の信憑性や見た目に問
5011 題があり、住民サービスの低下を招くため、カード券面プリンタに出力して
5012 印字する方が良いとの意見があったため、記載することとした。

5013 記載事項変更案内や返納案内の発行、署名用電子証明書及び利用者証明用
5014 電子証明書の個人番号カードへの格納有無の確認機能、再交付の事務のため
5015 の機能は、カード管理システムにおいて確認することができるため不要。

5016 なお、一般市区町村について、特に小規模市区町村では個人番号カード交
5017 付申請書及び個人番号カード再交付申請書はカード管理端末で出力してい
5018 ることや、カード券面プリンタへの印刷も住民記録システムから直接印字す
5019 る必要性が低いこと、カード券面プリンタ側の設定や操作で実施されている
5020 場合もあることから、それぞれの実情等を踏まえ、実装の要否について判断
5021 できることとする。

5022

5023 7.1.1.4 カード管理システム連携

5024 (No. 199 (CS 連携／カード管理システム連携))

5025 【実装すべき機能】

5026 個人番号カードの送付先情報の CS への連携については、異動と連動した
5027 送付先情報を作成し、CS に自動送信されること。

5028 CS から送信される更新対象者のデータを住民記録システムと突合し、送
5029 付先情報を作成し、CS に送信されること。番号通知書類の送付先情報の作成
5030 において、現住所とは異なる居所を送付先として設定できること。

5031 送付先情報の CS 送信履歴を検索・確認できること。

5032

5033 【考え方・理由】

5034 中核市市長会ひな形に付記。

5035 全国照会の意見を踏まえ、マイナンバーカードの有効期限切れ通知が今後
5036 ますます増大することを見据え、これに対応するため、CS から送信される更
5037 新対象者のデータを住民記録システムと突合し、送付先情報を自動送信する
5038 機能を設ける。

5039 また、送付先情報が作成されていれば自動で送信されるシステムであるため、内容、送付できているかの検索、確認は必要である。

5041

5042

7.1.2 番号連携

5043

7.1.2.1 個人番号の生成・変更・修正要求

5044

(No. 200 (番号連携/個人番号の付番)、35 (他業務連携/番号連携) 前

5045

半)

5046

【実装すべき機能】

5047

個人番号を新規付番する場合、自動的に住基ネット回線経由で個人番号の生成要求ができること。

5048

5049

また、生成された個人番号の取込ができること。

5050

個人番号の変更請求、職権修正に基づく個人番号の変更要求ができること。

5051

5052

【実装しない機能】

5053

個人番号請求者、変更者について一覧表が作成できること。

5054

5055

【考え方・理由】

5056

出生や職権等で個人番号を新規付番する場合、自動的に住基ネットを通じ、個人番号とすべき番号の生成要求を行い、生成された個人番号を取り込み住民票に記載できることが必要である。

5057

5058

5059

個人番号の漏えい等で悪用の恐れがある等の場合において、変更請求や職権修正による個人番号の変更も行うことができるようにする。

5060

5061

5062

中核市市長会ひな形に付記

5063

一覧表機能については EUC で対応可能であり、機能としては市区町村のニーズが低いため不要

5064

5065

5066

7.1.2.2 符号の取得

5067

(No. 201 (番号連携/符号の取得))

5068

【実装すべき機能】

5069 住基ネット回線経由で符号の取得要求ができること。
5070 住民記録システムから CS に、符号の要求を正常に送信できているかを確認
5071 できること。
5072

5073 **【考え方・理由】**

5074 情報提供ネットワークシステムで使用する機関別符号は、住基ネット回線
5075 を通じ取得要求し、最終的に中間サーバに符号が格納される。

5076 なお、住民基本台帳事務では情報照会を行わない。

5077

5078 中核市市長会ひな形に付記。

5079

5080 7.1.2.3 団体内統合宛名システムとの連携

5081 *(No. 35 (他業務連携/番号連携))*

5082 **【実装すべき機能】**

5083 番号法における情報提供ネットワークシステムと接続する中間サーバの
5084 副本情報を更新するための「団体内統合宛名システム」（市区町村固有の宛
5085 名システムのことではない。）に対して、団体内統合宛名システムで使用す
5086 る情報が送信できること。

5087 データ標準レイアウトの法第7条第4号に規定される特定個人情報が送
5088 信できること。
5089

5090 **【実装しない機能】**

5091 番号法の「団体内統合宛名システム」で付番された「団体内統合宛名番号」
5092 を取り込むことができること。
5093

5094 **【考え方・理由】**

5095 番号法では、個人番号の生成要求と住民票への記載、データ標準レイアウト
5096 による特定個人情報の提供が義務付けられている。また、団体内統合宛名
5097 システムで使用する宛名情報の送信も必要

5098 なお、番号法の「団体内統合宛名システム」で付番された「団体内統合宛
5099 名番号」を取り込める機能については、多くの市区町村において、住民記録
5100 を含む業務システムの宛名番号⇒団体内統合宛名番号の変換は、「団体内統

5101 合宛名システム」が行っており、住民記録システムへの取り込みのニーズは
5102 高くないため不要。

5103

5104 中核市市長会ひな形に付記。

5105

5106 7.1.2.4 電子証明書のシリアル番号取得

5107 (No. 204 (シリアル番号連携))

5108 【実装すべき機能】

5109 住基ネット回線経由で個人番号カードの IC チップに格納されている利用
5110 者証明用電子証明書のシリアル番号の取得ができること。

5111 住基ネットの稼働状況を確認できること。また、住基ネットへ送信した電
5112 文がエラーとなった場合、そのことが確認できること。

5113

5114 【考え方・理由】

5115

5116 本機能により、住民の電子証明書情報を住民記録システムにおいて管理す
5117 ることが可能となる。これは、マイナンバーカードによる証明書等の交付や
5118 電子申請を受け付ける際の申請者の特定の基礎となるものである。

5119

5120

5121

5122

7.2 庁内他業務連携

5123

5124 7.2.1 地域情報プラットフォーム標準仕様にに基づく連携

5125 (No. B4 (他業務連携/地域情報プラットフォーム標準仕様連携))

5126 【実装すべき機能】

5127 地域情報プラットフォーム標準仕様に定義されている他業務ユニットか
5128 らのデータ受信（国保、年金、児童手当、後期高齢者医療、介護保険、戸籍）
5129 及び住民記録システムより他業務ユニットへのデータ送信については、準拠
5130 レイアウトで SOAP 通信又は数分間隔での FTP 等によるファイル連携ができ
5131 るようにすること。

5132 なお、送受信には文字コード変換機能を有した地域情報プラットフォーム
5133 標準仕様準拠製品（PF 通信機能等、サービス基盤製品を含む。）を用いるこ
5134 と。

5135

5136 【考え方・理由】

5137 統合データベースの使用の有無にかかわらず対応可能になるよう中核市
5138 市長会ひな形に付記。

5139

5140 7.2.2 他業務照会

5141 (No. 34 (他業務連携/他業務照会))

5142 【実装すべき機能】

5143 以下の項目について、住民記録システムから他システムの最新の登録情報
5144 が照会でき、管理できること。

- 5145 ・選挙人名簿への登録の有無
- 5146 ・国民健康保険の被保険者該当の有無、資格取得・喪失年月日
- 5147 ・後期高齢者医療の被保険者該当の有無、資格取得・喪失年月日
- 5148 ・介護保険の被保険者該当の有無、資格取得・喪失年月日
- 5149 ・国民年金の被保険者該当の有無、基礎年金番号、種別、資格取得・喪失
5150 年月日
- 5151 ・児童手当の受給開始・終了年月
- 5152 ・住基カード又は個人番号カードの保有の有無

5153

5154 **【実装しない機能】**

5155 以下の項目について、住民記録システムから他システムの最新情報が照会
5156 できること。

- 5157 ・選挙人名簿における、投票権の有無、登録年月日、抹消年月日、投票区、
- 5158 事由等のその他の事項
- 5159 ・国民健康保険の被保険者証の記号及び番号
- 5160 ・後期高齢者医療の被保険者証の番号
- 5161 ・介護保険の被保険者証の番号
- 5162 ・米穀の配給の受給に関する情報

5163

5164 **【考え方・理由】**

5165 法第7条にある住民票の記載事項の全てが磁気ディスクをもって調製さ
5166 れていることは必須である。

5167 選挙人名簿への登録の有無は、住民票原票の記載事項であり、住民記録シ
5168 ステムにおいて、最新情報を持つておく必要がある。ただし、記載事項とな
5169 っているのは登録の有無のみであり、投票権の有無や登録年月日・抹消年月
5170 日、投票区、事由等のその他の事項を反映できることは不要

5171 国民健康保険の被保険者証の記号及び番号、後期高齢者医療の被保険者証
5172 の番号、介護保険の被保険者証の番号等は、要領第2-2-(1)一クにお
5173 いて、任意事項の例として挙げられているが、市区町村のニーズが低いため
5174 不要

5175 個人番号カードについては、転出証明に必要な内容であり、今後更に関係
5176 事務が増えていくことが想定されるため、業務効率化のためにデータとして
5177 住民記録システム内に保有状況のデータを保持する機能が必要

5178 米穀の配給については、運用上管理されていないため標準仕様書には不要

5179

5180 ※法第7条にある住民票の記載事項の一部

- 5181 ・ 九 選挙人名簿に登録された者については、その旨
- 5182 ・ 十 国民健康保険の被保険者である者については、その資格に関する
5183 事項で政令で定めるもの（資格取得・喪失年月日）
- 5184 ・ 十の二 後期高齢者医療の被保険者である者については、その資格に
5185 関する事項で政令で定めるもの（資格取得・喪失年月日）
- 5186 ・ 十の三 介護保険の被保険者である者については、その資格に関する

- 5187 事項で政令で定めるもの（取得・喪失年月日）
- 5188 ・ 十一 国民年金の被保険者である者については、その資格に関する事
- 5189 項で政令で定めるもの（基礎年金番号、種別及び変更年月日、資格取
- 5190 得・喪失年月日）
- 5191 ・ 十一の二 児童手当の支給を受けている者については、その受給資格
- 5192 に関する事項で政令で定めるもの（開始年月・終了年月）
- 5193

5194 7.2.3 宛名連携

5195 (No. 37 (他業務連携/宛名連携))

5196 【実装すべき機能】

5197 他システムに対し、住民記録データ（支援対象者管理データを含む）が連

5198 携（提供）できること。文字については、30.2（文字）で定義する文字情報

5199 基盤文字で提供できること。

5200 また、当該データは、全件と異動差分のどちらにも対応できること。異動

5201 差分の提供タイミングは、リアルタイム（同期連携又は即時に反映する非同

5202 期連携をいう。）又は準リアルタイム（即時ではないが10分以内おきに行う

5203 非同期連携をいう。）の2つの機能を備え、市区町村がタイミングを選択で

5204 きること。

5205

5206 【考え方・理由】

5207 中核市市長会ひな形に付記。

5208 団体内統合宛名システムだけでなく、他業務連携も想定した機能

5209 全件データを連携する目的としては、

- 5210 ・ 業務システム更改時のテスト及びセットアップ用データ
- 5211 ・ 業務システムの運用開始後に住民記録システムとの整合性確認を行う
- 5212 ためのデータ（中核市市長会構成自治体の一部では1年に一度程度、
- 5213 業務システム側で行うことが一般的）

5214 などを想定

5215 リアルタイム、準リアルタイムの実装方法は、SOAP通信によるもの、共通

5216 基盤システムの住民基本台帳テーブル更新によるものが考えられる。

5217

5218 異動差分データについては、日々の業務連携に用いることを想定

5219 住民記録データの全件をリアルタイムで実施する必要はない。また、全て

5220 のタイミングで実施する機能を組み込むためには相当な改修が必要となる

5221 ため、いずれかに対応とする。ただし、日次のみの機能ではサービスとして
5222 不十分なため、リアルタイムか準リアルタイムのいずれかの機能は必ず搭載
5223 することとする。

5224 なお、全件データを連携する他システムに関しては、原則的に本仕様書で
5225 規定するセキュリティ上の措置・機能等が踏襲されることが必要と考える。

5226 連携データのデータレイアウトについては、地方自治体システムデータ連
5227 携標準検討会等とも連携して別途検討することとしており、連携先とその都
5228 度協議する必要があるようにしていく。

5229

5230 7.2.4 戸籍附票システム連携

5231 (No. 38 (他業務連携/戸籍システム (附票)))

5232

5233 【実装しない機能】

5234 管内本籍人の住所異動（転居等）時には、住所情報を戸籍附票システムに
5235 連携できること。

5236

5237 【考え方・理由】

5238 戸籍附票システムが住民記録システムと直接連携している市区町村と、CS
5239 を介して住民記録システムと連携している市区町村があるが、データを戸籍
5240 附票システムにどう取り込むかまでは住民記録システムで決める必要はな
5241 く、住民記録システムはデータを送信することができる機能（7.1.1.1）が
5242 あれば十分なので、管内本籍人の住所異動（転居等）時において、住所情報
5243 を戸籍附票システムに連携できる機能は実装しないこととする。

5244

5245 7.2.5 マイナンバーカードによる証明書等の交付

5246 (No. 203 (コンビニ交付/コンビニ交付連携サーバ))

5247

5248 【実装すべき機能】

5249 広域交付システムインタフェース仕様書に基づく端末における証明書交
5250 付に対応していること。

5251 公的個人認証サービスを用いた証明書等の電子申請に対応していること。

5252

5253 **【考え方・理由】**

5254 コンビニ交付をはじめとするマイナンバーカードによる証明書等の交付
5255 に対応するため、住民記録システムから電子申請受付システムにデータ連携
5256 を行う機能又は住民記録システム側で広域交付システムインタフェース仕
5257 様書に基づいた電文、証明書 PDF を出力する機能を有することとする。

5258 また、コンビニ交付以外のオンラインによる証明書等の申請に対応するた
5259 め、公的個人認証サービスを用いた電子申請に対応できる機能を有すること
5260 とする。なお、当該機能を有するシステムを別途、構築している場合には、
5261 当該システムと必要な情報を連携できる機能を有することとする。

5262

5263

5264

5265

5266

5267

5268

5269

5270

5271

5272

5273

8 実装してもしなくても良い機能

5274

5275

5276

8.1 本人通知

5277

8.1.1 登録管理

5279 (No. 46 (本人通知/登録管理))

【実装してもしなくても良い機能】

5281 「本人通知」の申出内容について、登録・管理できること。

5282 また、登録期間が満了する者について、本人通知期間満了のお知らせが出力できること。

5284 対象の証明書は、窓口で交付した「住民票の写し」「住民票の除票の写し」
5285 「住民票記載事項証明書」「住民票除票記載事項証明書」とし、証明書を発行する際に、交付記録として発行日・交付請求者区分（本人、代理人、第三者）・証明書種別・枚数の記録（登録）ができること。また、証明書発行後に修正（交付請求者の選択誤りを修正）ができること。

【考え方・理由】

5290 「本人通知」は市区町村間で実施形態が異なることから、実装するかしないかは、当該市区町村の判断とする。

5292 ※ 記載は、中核市市長会ひな形に付記。（一覧表は EUC 対応）

5293

8.1.2 画面表示

5295 (No. 47 (本人通知/画面表示))

【実装してもしなくても良い機能】

5297 「本人通知」の事前登録者の住民票の写し等が交付される際、画面確認できること。

5299

【考え方・理由】

5301 「本人通知」は住民基本台帳制度になく、市区町村での任意の取組であることから、市区町村間で実施形態が異なり、実装するかしないかは、市区町村の判断である。

5304 ※ 記載は、中核市市長会ひな形を踏襲。（一覧表は EUC 対応）

5305

5306 8.1.3 通知書出力

5307 (No. 48 (本人通知／通知書出力))

5308 **【実装してもしなくても良い機能】**

5309 証明書発行履歴を基に本人あて又は申請者あての住民票の写し等交付通
5310 知書（発行日・請求者区分・証明書種別・枚数）が出力できること。

5311 なお、出力条件として、「本人通知の事前登録者への交付」、「本人通知の
5312 事前登録者への交付（申請者が本人の交付記録は除く）」、「事前登録に関わ
5313 らず申請者情報（第三者への交付や委任状による交付）による判定」が選択
5314 可能であること。

5315

5316 **【考え方・理由】**

5317 「本人通知制度」は市区町村間で実施形態が異なることから、実装するか
5318 しないかは、当該市区町村の判断とする。

5319 ※ 記載は、中核市市長会ひな形に付記。

5320

5321

5322

8.2 特別永住者

5323

5324

8.2.1 切替異動者リスト及び案内作成

5325 (No. 147 (特別永住者／切替異動者リスト及び案内作成))

【実装してもしなくても良い機能】

5327 指定した切替対象年月日及び年齢に該当する特別永住者について、切替異
5328 動者リスト（有効期限を含む。）と案内を作成すること。

5329 切替年月日を経過した特別永住者について（自動的に）定期的に切替案内
5330 が作成されること。

5331 有効期限の入力漏れがあれば、対象者を把握できること。

5332 指定都市においては、切替異動者リストを行政区単位で分割できること。

5333

【考え方・理由】

5334 中核市市長会ひな形に付記。

5335 この機能については出入国在留管理庁から通知が出ていることもあり、不
5336 要という意見もあったが、特別永住者に係る事務は住民基本台帳事務と密接
5337 した事務であること、出入国在留管理庁からの通知が今後も継続される保証
5338 はないこと等から、構成員から強い要望があったため、実装してもしなくて
5339 も良い機能とする。

5340 指定都市においては、作業の効率化の観点から、切替異動者リストを行政
5341 区単位で分割できることとする。

5342

8.2.2 申請受理処理

5343 (No. 147-2 (特別永住者／申請受理処理))

【実装してもしなくても良い機能】

5344 申請を行った者について、申請受理状態にし、特別永住者証明書交付予定
5345 通知書・受領書を出力できること。受領書については、再出力できること。
5346 また、誤って受理処理を行った者について、取消しができること。項目ごと
5347 に取消前と取消後が印字された確認票が出力できること。

5348 出入国在留管理庁から特別永住者証明書を接受した者について、交付待ち

5353 状態にすること。項目ごとに変更前と変更後が印字された確認票が出力でき
5354 ること。

5355 出入国在留管理庁長官通知を取り込むことができ、項目ごとに変更前と変
5356 更後が印字された確認票が出力できること。

5357 出入国在留管理庁あてに市町村通知を発出後、項目ごとに変更前と変更後
5358 が印字された確認票が出力できること。同時に交付済の状態にすること。

5359 返納された特別永住者証明書について、返納入力ができること。

5360 交付予定期間に特別永住者証明書を受領にこない場合に、不交付返戻情報
5361 を入力できること。

5362 誤処理によって作成された在留カード（又は特別永住者証明書）情報履歴
5363 の削除ができること。ただし、最新の履歴は削除できない仕様であること。

5364

5365 8.2.3 切替予定数調査

5366 *(No. A19・A20 (特別永住者／切替予定数調査 (年度・月)))*

5367 **【実装してもしなくても良い機能】**

5368 有効期限の支所別（区役所別）、年度別集計表を作成できること。

5369 現年度と次年度について、有効期限の支所別、月別集計表を作成できるこ
5370 と。

5371

5372 **【考え方・理由】**

5373 切替予定数調査は法定の要件ではない。特別永住者証明書の切り替え事務
5374 は入管特例法の法定受託事務であるが、支所別というのは各市区町村固有要
5375 件である。

5376 各支所で特別永住者の証明書切替事務を行っている市区町村の場合、事務
5377 作業量、工数等を推察するため作成している集計表であり、ほとんどの市区
5378 町村には不要な帳票であるため、実装してもしなくても良い機能とする。

5379

5380

5381

5382

5383

5384

5385

5386

5387

5388

5389

9 バッチ

5390

5391

5392

5393

5394 9.1 バッチ処理

5395 (No. 8 (共通/バッチスケジュール管理))

5396 【実装すべき機能】

5397 バッチ処理（あらかじめ登録した一連の処理を自動的に実行する処理方式）
5398 の実行（起動）方法として、直接起動方法だけでなく、年月日及び時分、毎
5399 日、毎週○曜日、毎月XX日、毎月末を指定した方法（スケジュール管理に
5400 よる起動方法）が提供されること。スケジュール管理にソフトウェア製品を
5401 利用する場合は名称、メーカー、バージョンなどを、発注者からの要求があ
5402 った場合、提示すること。

5403 また、バッチ処理の実行時は、前回処理時に設定したパラメータが参照さ
5404 れること。

5405 なお、前回設定のパラメータは、一部修正ができること。修正パラメータ
5406 個所については、修正した旨が判別し易くなっていること。

5407 大量処理を行う場合でもオンライン処理に影響が出ないこと。

5408 全てのバッチ処理の実行結果（処理内容や処理結果、処理時間、処理端末
5409 名称、正常又は異常の旨、異常終了した際は OS やミドルウェア等から出力
5410 されるエラーコード等）が出力されること。また、異常終了した場合の警告
5411 を他の通報システムに連携できること。

5412 また、例えば 6.1 で記載した統計についてバッチの実行結果から一連の作
5413 業で最終的な提出物を XLSX 形式等で作成する場合等には、自動実行する仕
5414 組みを用意すること。

5415 このほか、9.2（抑止対象者）以降に特に留意すべき処理について記載し
5416 ており、これらの処理についてはバッチ処理を可能とすること。

5417

5418 【考え方・理由】

5419 バッチ処理の実行方法には、直接起動方法のほか、ジョブスケジューラーか
5420 ら実行される「同期実行」、イベント駆動型である「非同期実行」がある。

5421 住民記録システムにおいては、他システム間連携等のイベント発生による
5422 実行（非同期実行）は一般的に用いられないことから、全てのバッチ処理が「同
5423 期実行」できることが必要となる。

5424 また、バッチ処理で異常が発生した場合はリカバリが必要となることから、
5425 リカバ리를効率化するための実行結果の出力は必須である。

5426 製品によっては、最終的な Excel 形式のものをシステムで作成可能なもの
5427 や、CSV だけ作成し、あとはオペレーションで行うものもあるため、機能要件

5428 を合わせるために記載
5429 なお、ベンダは、構築環境等によらず提供製品についての情報を顧客である
5430 市区町村に開示、説明する義務があり、市区町村側もミドルウェアの情報に限
5431 らず把握しておく必要がある。
5432 修正パラメータ個所は判別しやすい必要があるが、アクセシビリティの観
5433 点から、色での識別等の方法は規定しない。

5434

5435 9.2 抑止対象者

5436 (No. 148 (バッチ/異動・発行抑止対象者))

5437 【実装すべき機能】

5438 抑止対象者一覧を作成できること。

5439

5440 指定都市においては、一覧表は行政区単位で分割できること。

5441

5442 【考え方・理由】

5443 抑止対象者は、設定した後、抑止状態のままになることを防止するため、
5444 一定期間後にメンテナンスを行うための一覧を作成し確認する。

5445 指定都市においては、作業の効率化の観点から、一覧について行政区単位
5446 で分割できることとする。

5447

5448 中核市市長会ひな形に付記。

5449

5450

5451 9.3 除票用データベースへの移行

5452 (No. 150 (バッチ/除票廃棄))

5453 【実装すべき機能】

5454 5年を経過した除票について、住民記録システムデータベースから除票用
5455 データベースへ移行し、同時に住民記録システムデータベースから削除でき
5456 ること。

5457 1年に1回以上、市区町村ごとに繁忙期を避けて、5年を経過した除票に
5458 ついて、バッチ処理により、除票用データベースへの移行作業を行うこと。

5459

5460 **【考え方・理由】**

5461 デジタル手続法による法の一部改正に基づき、令の一部が改正され、住民
5462 票の除票の保存期間が5年から150年に延長された。

5463 1.1.5（除票）に記載のとおり、5年を経過した除票について、1年に1
5464 回、市区町村ごとに繁忙期を避けて、バッチ処理により、住民記録システム
5465 データベースから除票用データベースへの移行作業を行うものとする。

5466

5467 9.4 成年被後見人

5468 (No. 151 (バッチ/成年被後見人))

5469 **【実装すべき機能】**

5470 対象者については、成年被後見人の設定ができること。

5471 成年被後見人の転出があった場合、転入地市区町村へ発送する通知書を作
5472 成できること。

5473

5474

5475 **【実装しない機能】**

5476 成年被後見人について、一覧表が作成できること。

5477

5478 **【考え方・理由】**

5479 中核市市長会ひな形に追記。（一覧表はEUC対応）

5480 成年被後見人の設定に関する機能は、主には印鑑事務と関係すると考えら
5481 れるが、住基事務においても、例えば、成年被後見人が単独で住民異動届を
5482 提出しようとした場合に、成年被後見人であるかどうかを確認できる必要が
5483 あることから関係がある。成年被後見人となった通知は住所地のみに送付さ
5484 れるため、市区町村間で連携されていないと転入地市区町村が了知できず、
5485 当該成年被後見人の当初の住所地の市区町村が他の市区町村に通知する必
5486 要がある。中核市市長会ひな形に記載されており、一定の数があると考えら
5487 れるため、本仕様書にも盛り込む。

5488 なお、異動処理と連動した対象者の一覧表作成・出力については、EUC機
5489 能により対応する。

5490

5491 9.5 住民基本台帳の一部の写し（閲覧用）

5492 (No. 152 (バッチ/住民基本台帳の一部の写し (閲覧用)))

5493 **【実装すべき機能】**

5494 抽出条件を指定（例：支援措置対象者を除く、ランダム順位）した住民基
5495 本台帳の一部の写し（閲覧用）の作成・出力ができること。

5496 全件リストについては、PDF 又は CSV 形式のテキストファイルで出力がで
5497 きること。

5498

5499

5500 **【考え方・理由】**

5501 住民基本台帳の一部の写し（閲覧用）は、PDF による閲覧や特別な閲覧シ
5502 ステムに移すための CSV データで作成することが想定される。

5503

5504 中核市市長会ひな形に追記。

5505

5506 9.6 無作為抽出・条件指定抽出

5507 (No. 153 (バッチ/無作為抽出・条件指定抽出))

5508 **【実装すべき機能】**

5509 性別、生年月日、地区、抽出人数、日本人・外国人の別を指定して住民を
5510 無作為抽出することができること。

5511 対象者の宛名シールを出力することができること。

5512

5513 **【考え方・理由】**

5514 構成員・準構成員に意見照会を実施した結果、他課からのニーズが高い等
5515 の理由から、本機能が必要との意見が多数であったため、住民記録システム
5516 以外で担うべきシステムがない場合があることも踏まえ、実装すべき機能と
5517 する。

5518

5519 9.7 住所一括変更

5520 (No. 154 (バッチ/住所一括変更))

5521 **【実装すべき機能】**

5522 区画整理・住居表示対象者を抽出し、データ更新の一括処理ができ、その
5523 後、当該情報を住基ネットや他業務システムに連携できること。対象者に事
5524 前又は事後の通知を出力できること。

5525 以下について対応できること。

5526 ・現住所については、世帯番号と変更前後が入力された CSV データより、住
5527 民記録データの一括更新ができる。

5528 ・本籍については、宛名番号と変更前後が入力された CSV データより、住民
5529 記録データの一括更新ができる。

5530 ・仮処理と本処理ができる。処理結果を確認するための一覧が作成できる。

5531 ・抽出時点の対象者と、本処理時点での対象者および変更前のデータが相違
5532 する者（転出予定者を含む。）については、一括更新から除外して構わな
5533 い。

5534 ・一括更新した者について、住基ネットへ、本人確認情報、戸籍附票記載事
5535 項通知情報、送付先情報の自動送信ができる。電子証明書の所有有無の考
5536 慮は不要。CS の更新事由は「軽微な修正」とすること。

5537

5538 **【実装しない機能】**

5539 住居表示、土地の名称、地番変更等が行われる区域の住民登録者について、
5540 「氏名、住所、生年月日、本籍、筆頭者、世帯主か否か」を抽出し、一覧表
5541 が作成・出力できること。

5542 （住居表示・土地の名称・地番変更発生時の S E 作業による対応可）

5543

5544 該当区域内における基準日から実施日までの異動処理について、「異動前
5545 / 異動後の氏名、住所、方書、異動事由」を抽出し、確認用の一覧表が作成・
5546 出力できること。

5547 戸籍附票記載事項通知（法第 19 条第 1 項）情報を作成し、通知が一括送
5548 信できること。

5549 郵便局や金融機関等の他機関へのデータを提供できること。

5550

5551

5552 **【考え方・理由】**

5553 中核市市長会ひな形に付記。

5554 区画整理・住居表示対象者を抽出し、データ更新の一括処理ができ、その
5555 後、当該情報を住基ネットや他業務システムに連携できるとの機能について
5556 は、構成員・準構成員に意見照会を実施した結果、住民票（原票）上の住所
5557 が変更になるため住民記録システムにおいて対応すべきである等の理由か
5558 ら、本機能が必要との意見が多数であったため、実装すべき機能とする。

5559 また、対象者に事前又は事後の通知を出力する機能については、専用のパ
5560 ッケージはなく、既に多くのベンダが対応している等の理由から、事前又は
5561 又は事後の通知のいずれかが必要であるとの意見が多数であったため、事前
5562 又は事後で通知文はほぼ変わらないことも踏まえ、ともに実装すべき機能と
5563 する。

5564 地図会社とのデータの授受については、市区町村から、当該者の現住所が
5565 わかる世帯情報を地図会社（測量会社）へデータ提供し、地図会社が新住所
5566 （住居表示後の住所）を追記し、市区町村へ納品することで、この変更前後
5567 のデータを使って、住所一括変更を処理する運用を行う市区町村もあるが、
5568 標準仕様書としてはこの機能は不要である。

5569

5570

5571 9.8 経過滞在者

5572 (No. B10 (バッチ/出生経過滞在者))

5573 【実装しない機能】

5574 出生・国籍喪失による経過滞在者情報の一覧表を作成できること。

5575

5576 【考え方・理由】

5577 EUC で対応可能であり、本機能を利用せずに対応している市区町村もある
5578 ことから、住民記録システム標準仕様書に記載する機能としては不要。

5579

5580

5581

5582

5583

5584

5585

5586

10 共通

5587

5588

5589

5590 10.1 EUC 機能ほか

5591 (No. 1 (共通/EUC機能他))

5592 **【実装すべき機能】**

5593 EUC 専用のデータソースが整備されていること。データソースは、住民の
5594 異動履歴や除票データを含む住民記録システムの全てのデータを対象とす
5595 ること。

5596 これらの機能等によって、データの抽出・分析・加工及びそれらの出力等
5597 について、以下のとおり提供されること。

5598

5599 **【データソース】**

5600 「中間標準レイアウト仕様 (住民基本台帳)」の「データ項目一覧表」に
5601 記載のあるデータ項目について、データソースとして参照できること。

5602 各データ項目については、「データ項目一覧表」における「データ項目名
5603 称」として参照できること。

5604 また、各データ項目の「データ型」、「桁数」、「外字使用 (外字使用の有
5605 無)」、「コード」の仕様については、「データ項目一覧表」の記載内容 (各
5606 データ項目の仕様) に従うこと。

5607 「中間標準レイアウト仕様 (住民基本台帳)」の「データ項目一覧表」に
5608 記載のないデータ項目であっても、1 (管理項目) において管理し、又は
5609 2 (検索・照会・操作) において検索・照会・操作できることとしている
5610 項目 (例: 個人番号カードの発行状況、証明書の交付履歴) については、
5611 データソースとして参照できること。

5612 これらのデータソースは、物理的な EUC 専用のデータソースまたは仮想
5613 的なデータソース等として提供すること。

5614

5615 **【データ抽出・分析・加工】**

5616 データソースに対しては、検索条件が指定できるとともに、当該条件に
5617 よるデータの抽出ができること。また、一般的な演算子 (+, =, >, !=, &, ++, -
5618 -他、各種演算を表わす記号・シンボル) 及び一般的に流通している表計算
5619 ソフトウェアやデータベースソフトウェアで用いられる一般的な関数を用
5620 いたデータの抽出・分析・加工等ができること。また、大量抽出等した
5621 場合であっても、オンライン処理に影響が出ないこと。

5622 なお、一般的な演算子や関数を用いる方式については、演算子等を直接
5623 記述・指定するもののほか、特別の知識のない職員であってもデータの抽
5624 出・分析・加工等ができるよう (設定項目を提示して選択や入力を促し)、

5625 対話的に処理を進める操作方式（ウィザード）も提供すること。
5626 抽出については、指定した条件に該当する者の住民情報（氏名、住所等）、
5627 該当者数いずれも対応可能であること。

5628

5629 【データ出力】

5630 抽出・分析・加工したデータに対して、XML 形式や CSV 形式として、デ
5631 ータの出力ができること。

5632 また、リスト形式及び宛名形式でのディスプレイや紙等への出力（ディ
5633 スプレイ表示、プリンターでの印刷等）及び PDF 形式でのファイル保存も
5634 できること。

5635 これらのデータ並びにリスト形式及び宛名形式での出力については、大
5636 量処理の場合であっても、オンライン処理に影響が出ないこと。

5637 そして、特別の知識のない職員であってもデータ並びにリスト形式及び
5638 宛名形式での出力に関わる操作ができるよう（設定項目を提示して選択や
5639 入力を促し）、対話的に処理を進める操作方式（ウィザード）も提供す
5640 ること。

5641 なお、データ項目を出力する際は、30.2（文字）に規定する要件に従う
5642 こと。

5643

5644 【考え方・理由】

5645 住民記録システムをノンカスタマイズ前提に標準化するためには、全
5646 の市区町村で求められる機能を実装することが理想である。一方で、自治
5647 事務である住民基本台帳業務においては（団体ごとの多様性があることか
5648 ら）、全国の市区町村から求められる機能の全てを網羅することは、コス
5649 ト等の観点から現実的ではない。

5650 そこで、EUC 機能によって、非定型業務（住民記録システム標準仕様で
5651 当該機能が提供されていない業務）、市区町村ごとの独自業務及び各都道
5652 府県で実施される独自の統計調査等に対して、ノンカスタマイズで対応で
5653 けるようになることは、以下標準仕様の目的（自治体システム等の標準化
5654 を推進する目的）にも資する。

5655 （目的1）カスタマイズを原則不要にする。

5656 ⇒ 非定型業務及び独自業務等のカスタマイズが抑制できる。

5657 （目的2）ベンダ間での円滑なシステム更改を可能にする。

5658 ⇒ システム移行に関わる元データの確認・検査等のコストが縮減できる。

5659 （目的3）自治体行政のデジタル化に向けた基盤整備を行う。

5660 ⇒ オープンデータ等に対応するコストが縮減できる。

5661

5662 住民記録システム自体に実装を求めるものはないが、操作方式について
5663 は、操作説明書（オペレーションマニュアルの類）によって別途提供され
5664 ることが必要である。その際、以下の帳票を作成することを操作例として
5665 含めるよう留意されたい。

5666 ・ ある地区の 65 歳以上の一人世帯の一覧

5667 ・ 小学校区別・年齢階層別人口の統計

5668 ・ ある期間の地区ごとの転出者数の統計

5669 ・ 支援対象者の一覧

5670 ・ 選択した個人の証明書発行履歴の一覧

5671

5672 ○技術的基準

5673 第 9 住民記録システムの安全な管理等

5674 3 住民記録システムの管理

5675 (2) ファイルの不当な使用の防止等

5676 ファイルの使用者の資格を明確に定めることとし、資格を持たない
5677 者による使用を制限すること等、ファイルの使用の管理及び不当な使
5678 用の検知について必要な措置を講ずること。

5679 (3) データ等の取扱い及び管理に際してのエラー及び不正行為の防止
5680 データ、プログラム及びドキュメントについては、特定の者が管理
5681 すること、定められた場所に保管すること、受渡し及び保管に関し必
5682 要な事項を記録すること、使用、複写、消去及び廃棄は責任者の承認
5683 を得て行うとともにその記録を作成すること等その取扱い及び管理
5684 の方法を明確にすること。

5685

5686 ○技術的基準

5687 第 9 住民記録システムの安全な管理等

5688 4 端末機操作の管理

5689 (2) 端末機の操作者の確認

5690 ア 住民記録システムの運用に際しては、パスワード、識別カード又
5691 はこれらと同等以上のものと認められる方法により資格の確認を行
5692 うこと。

5693 イ (略)

5694 (3) ファイルに対する利用制限

5695 端末機の操作者ごとに利用可能なファイルを設定する等、ファイル
5696 の利用を制限する方法を定めること。

5697 (4) (略)

5698 (5) 強制的に終了する機能

5699 端末機には、複数回のアクセスの失敗に対して、強制的に終了する
5700 機能を設けること。

5701

5702 10.2 アクセスログ管理

5703 (No. 2 (共通/アクセスログ管理))

5704 【実装すべき機能】

5705 <ログの取得>

5706 個人情報や機密情報の漏えいを防ぐために、システムの利用者及び管理者
5707 に対して、以下のログを取得すること (IaaS 事業者がログについての責任を
5708 負っている場合等、パッケージベンダ自体がログを提供できない場合は、
5709 IaaS 事業者と協議する等により、何らかの形で本機能が市区町村に提供さ
5710 れるようにすること)。

5711 ・ 操作ログ

5712 取得対象：①照会、②帳票発行、③異動入力 (履歴追加)、④異動
5713 入力 (履歴修正)、⑤異動入力 (履歴削除)、⑥バッチ処理
5714 (帳票作成)、⑦バッチ処理 (データ更新)、⑧画面ハード
5715 コピー、⑨データ抽出 (EUC)

5716 ※③から⑤までについては、仮登録及び本登録両方の操
5717 作ログを取得できること。

5718 記録対象：操作者 ID、日時、ファイル名、端末名、オンラインの
5719 場合は対象となったレコード (処理対象者等)・機能名・
5720 画面名、バッチについては処理名、処理・交付場所、個人
5721 番号へのアクセス有無

5722

5723 ・ 認証ログ

5724 ログイン及びログインのエラー回数等

5725 ・ イベントログ

5726 住民記録システム内で起こった特定の現象・動作の記録。異常イベント
5727 やデータベースへのアクセス等のセキュリティに関わる情報

5728 ・ 通信ログ

5729 Web サーバや Web アプリケーションサーバ、データベースサーバ等との
5730 通信エラー等

5731 ・ 印刷ログ

5732 印刷者 ID、印刷日時、対象ファイル名、印刷プリンタ (又は印刷端末

5733 名)、タイトル、枚数、公印出力の有無、個人番号の出力の有無、出力形
5734 式(プレビュー、印刷、ファイル出力等)、証明書の場合には発行番号等
5735 の情報
5736 ・設定変更ログ
5737 管理者による設定変更時の情報
5738 ・エラーログ
5739 住民記録システム上でエラーが発生した際の記録。管理者による設定
5740 変更時の情報
5741

5742 取得したログは、市区町村が定める期間保管するとともに、オンラインで
5743 の検索・抽出・照会、EUC 機能を用いた後日分析が簡単にできること。
5744 なお、システム利用者や第三者によるログの改ざんがされないよう、書き
5745 込み禁止等の改ざん防止措置がされること。
5746

5747 <ログの分析>

5748 システムの利用者及び管理者のログについては、以下の分析例の観点等か
5749 ら分析・ファイル出力が作成できること(IaaS 事業者がログについての責任
5750 を負っている場合等、パッケージベンダ自体がログを提供できない場合は、
5751 IaaS 事業者と協議する等により、何らかの形で本機能が市区町村に提供さ
5752 れるようにすること)。

5753 [分析例]

- 5754 ・深夜・休業日におけるアクセス一覧
- 5755 ・ログイン失敗一覧
- 5756 ・ID 別ログイン数一覧
- 5757 ・大量検索実行一覧
- 5758 ・宛名番号等から該当者の検索実行一覧

5759

5760 【考え方・理由】

5761 ログの保管期間は、各市区町村の開示請求の対応期間と同じであることが
5762 望ましい。ログの容量は大きくなるため、期間が長いほどディスク容量を占
5763 めることになる。

5764

5765 保管期間を指定する理由を明示することによって、クラウド環境下等にお
5766 いて長期的にログを残したい団体に対する追加課金等の理由も明確になる。
5767 特に、特定個人情報に関わるログに関しては、内部監査及び外部監査(個

5768 個人情報保護委員会による監査等を含む。)にも対応できるよう、監査証跡と
5769 しての役割も満たせることが必要である。(特定個人情報へのアクセスログ
5770 については、安全管理措置でログの取得と定期的な分析・確認が義務づけら
5771 れており、ログ取得機能を提供できないシステムは番号法違反となり、導入
5772 できない。)

5773

5774 なお、印刷ログについては、プリンタ名では印刷場所の特定が困難な場合
5775 があることから、その場合には省略することができ、印刷端末名をもって代
5776 えることも可とすることとした。

5777

5778 10.3 操作権限管理

5779 (No. 3 (共通/操作権限管理))

5780 【実装すべき機能】

5781 発注者のシステム操作権限ポリシーに基づき、システムの利用者及び管理
5782 者に対して、個人単位で ID 及びパスワード、利用者名称、所属部署名称、
5783 操作権限 (異動処理や表示・閲覧等の権限)、利用範囲及び期間が管理でき
5784 ること。

5785 職員のシステム利用権限管理ができ、利用者とパスワードを登録し利用権
5786 限レベルが設定できること。

5787 ユーザ ID とパスワードにより認証ができ、パスワードは利用者による変
5788 更、システム管理者による初期化ができること。認証にあたっては、シング
5789 ル・サイン・オンが使用できること。

5790 アクセス権限の付与は、組織単位、利用者単位で設定できること。

5791 アクセス権限の設定はシステム管理者により設定できること。

5792 アクセス権限の付与も含めたユーザ情報の登録・変更・削除はスケジュー
5793 ラーに設定し、事前に準備ができること。

5794 また、事務分掌による利用者ごとの表示・閲覧項目及び実施処理の制御が
5795 できること。

5796 他の職員が住民情報の入力・異動作業をしている間は、同一住民の情報に
5797 ついて、閲覧以外の作業ができないよう、排他制御ができること。

5798 なお、操作権限管理については、操作権限一覧表での管理及びそれらに基
5799 づく利用者別の各種制御ができること。

5800 例：10.1 (EUC 機能他)、10.2 (アクセスログ管理) 10.3 (操作権限管理)、

5801 10.4 (操作権限設定)、2.2.4 (支援措置対象者照会)、

5802 1.1.16 (支援措置対象者管理)、9.1 (バッチ処理)、

5803 4.3.1 (住民票コード付番) の操作権限は、それぞれ独立して制御ができ
5804 ること。

5805 操作権限はバッチ処理で一括メンテナンスできること。

5806

5807 ID パスワードによる認証に加え、IC カードや静脈認証等の生体認証を用
5808 いた二要素認証に対応すること。

5809

5810 複数回のアクセスの失敗に対して、強制的に終了させることができること。

5811

5812 **【実装しない機能】**

5813 職位・職権単位でアクセス権限を設定できること。

5814

5815 **【考え方・理由】**

5816 特定個人情報を含む個人情報や機微情報を取り扱う住民記録システムで
5817 は、システムの利用者及び管理者の個人単位での操作権限の管理が必要であ
5818 るとともに、なりすまし利用を防止するため二要素認証を利用可能とする。
5819 (グループ利用や非常勤職員等が同一 ID を共用することは禁止)

5820 操作権限は、個々のシステムの利用者及び管理者を特定することが必要と
5821 なるため、必ず、利用者個人を単位とした ID 及びパスワードを付与する。
5822 なお、全ての操作権限は、個々の ID に紐づくことになる。

5823 アクセス権限を利用者単位で設定できれば、職位・職権単位でも設定でき
5824 るため、独自の機能として職位・職権単位で設定できる機能は不要。

5825 なお、人事異動の際のメンテナンスの負荷軽減を考慮し、操作権限はバツ
5826 チ処理で一括メンテナンスできることとする(テキストデータを元にシステ
5827 ムで一括更新可能など)。

5828

5829 10.4 操作権限設定

5830 (No. 4 (共通/操作権限設定))

5831 **【実装すべき機能】**

5832 システムの利用者及び管理者に対する個人単位での操作権限においては、
5833 他課参照や異動・証明を含む全ての画面にて、「戸籍の表示」、「個人番号」、
5834 「住民票コード」及び「在留資格等」の項目を表示又は非表示に設定できる
5835 こと。

5836

5837 **【実装しない機能】**

5838 「続柄（世帯主についてはその旨、世帯主でない者については世帯主の氏
5839 名及び世帯主との続柄）」について、操作権限に応じて表示・非表示を切り
5840 替えることができること。

5841

5842 **【考え方・理由】**

5843 住民基本台帳は、法第1条において、「住民の居住関係の公証、選挙人名
5844 簿の登録その他の住民に関する事務の処理の基礎とするとともに住民の住
5845 所に関する届出等の簡素化を図り、あわせて住民に関する記録の適正な管理
5846 を図るため、住民に関する記録を正確かつ統一的に行う住民基本台帳の制度
5847 を定め、もつて住民の利便を増進するとともに、国及び地方公共団体の行政
5848 の合理化に資することを目的とする。」とされており、住民票の記載事項を
5849 当該市区町村内の関係部署において適切に利用することについては、制度の
5850 趣旨に合致したものとされている。

5851 一方で、住民票の記載事項には個人番号や住民票コード、戸籍に関する情
5852 報、在留資格等機微情報も含まれている。これらの項目については、住民票
5853 の記載事項であるが、処理担当者によっては必ずしも必要な情報ではないた
5854 め、他課参照用の住民記録照会画面において、これらを利用することができる
5855 システムの利用者及び管理者といった権限者に応じて、個人単位で一定の
5856 操作権限設定を行えることとする。

5857 なお、「続柄（世帯主についてはその旨、世帯主でない者については世帯
5858 主の氏名及び世帯主との続柄）」については、分科会における議論の結果、
5859 表示・非表示を切り替えるニーズが確認できなかったので、表示・非表示を
5860 切り替える機能は不要と判断した。

5861

5862 10.5 ヘルプ機能

5863 (No. 9 (共通/ヘルプ機能))

5864 **【実装すべき機能】**

5865 システムの操作方法や運用方法等について、マニュアルを有していること。
5866 また、ヘルプ機能として、操作画面上から、当該画面の機能説明・操作方
5867 法等が確認できるオンラインマニュアル（画面上に表示されるマニュアル類）
5868 が提供されること。

5869

5870 **【実装しない機能】**

5871 システムの操作方法や運用方法等について、冊子のマニュアルを有してい
5872 ること。

5873

5874 **【考え方・理由】**

5875 市区町村によっては冊子のマニュアルが使用されているが、オンラインマ
5876 ニュアルで代替できるため、不要とする。

5877 オンラインマニュアルは、システムの操作中に、キーワード検索などによ
5878 って、知りたい情報に容易にアクセスできる。

5879 オンラインマニュアルの一部として、Q&A（よくある質問&回答）集が
5880 提供されることが望ましい。

5881

5882 10.6 中間標準レイアウト仕様での出力

5883 *(No. 11 (共通/中間標準レイアウト仕様での出力))*

5884 **【実装すべき機能】**

5885 「中間標準レイアウト仕様（住民基本台帳）」で定義された表形式（移行
5886 ファイル構成表、移行ファイル関連図、データ項目一覧表、コード構成表、
5887 コード一覧）、XML 形式又は CSV 形式（レイアウト仕様）に準拠したデータ抽
5888 出機能が提供されること。また、中間標準レイアウト仕様以外で保有するデ
5889 ータがある場合は、同様に提供されること。

5890 なお、システム契約期間の終了時には、その時点での「中間標準レイアウト
5891 仕様（住民基本台帳の最新バージョン）」で定義された表形式、XML 形式又
5892 は CSV 形式でデータ提供ができること。

5893

5894 **【考え方・理由】**

5895 総務省は、地方公共団体の業務システムにおける円滑なデータ移行の実現
5896 を目指し、全国の地方公共団体がデータ移行時に共通的に利用できる「中間
5897 標準レイアウト仕様」を作成した（「自治体クラウドにおける円滑なデータ
5898 移行を可能とする中間標準レイアウト仕様の作成に係る調査業務」）。

5899 ※ 業務システムの契約満了時に中間標準レイアウト仕様を利用したデー
5900 タ提供を定着させれば、データ移行時の経費低減が図れる。

5901 また、「電子自治体の取組みを加速するための10の指針（総務省）」では、
5902 指針6において、「システム間のデータ移行における多額の費用発生等、自
5903 治体クラウド導入の阻害・ベンダロックインの原因」を解消する方策として、
5904 中間標準レイアウト仕様の利活用を示している。

5905

5906 これらのことから、標準システムには「中間標準レイアウト仕様」対応が
5907 必須といえる。

5908 また、「中間標準レイアウト仕様利活用ガイド 2019年度版（J-LIS）」に
5909 おける「4章 中間標準レイアウト仕様の活用案」において「EUCツールの
5910 共用」や「オープンデータ対応の促進」とあるように、EUC等の参照元デー
5911 タとしての活用の効果は高いため、データ移行時以外での利活用も望まれる。
5912 ただし、中間標準レイアウト仕様はそのままではシステム移行に対応するた
5913 めには履歴管理等、項目が不足しているため、今後は中間標準レイアウト仕
5914 様をベンダ変更にも対応できる精度のものにしていく必要がある。

5915

5916 なお、システム移行時には、システム移行時点での最新の中間標準レイア
5917 ウト仕様に対応できることが必須となる。

5918

5919 10.7 印刷

5920 (No. 12 (共通/検索機能))

5921 【実装すべき機能】

5922 証明書を発行する際にプリンタやトレイ（ホッパ）の指定ができること。
5923 出力部数を設定できること。

5924 帳票発行時にプレビュー機能を保有すること。

5925 帳票発行時にPDFか紙出力が指定でき、プリンタが指定できること。なお、
5926 デフォルトでPDFか紙出力かを設定できることとしても可能とする。

5927 住民記録システム内部でアクセスログの取得が可能な形で、表示画面のハ
5928 ードコピー機能及びハードコピーの印刷機能を有すること。

5929 氏名や住所等の印刷域桁数を超過したものについては、帳票発行時に超過
5930 内容を記載したリストを出力できること。

5931

5932

5933 【実装しない機能】

5934 アクセスログが取得できないOS独自の印刷ができること。

5935 大量印刷ができること。
5936 住民基本台帳の写し（閲覧用）の全住民分印刷を行うため、高速に印刷が
5937 行えるよう連帳プリンタで印刷できること。
5938

5939 **【考え方・理由】**

5940 住民記録システム以外のシステムへのコピーや貼付けのために使用して
5941 いる画面ハードコピー機能については、情報セキュリティ確保の観点から問
5942 題があるが、外字等を入力するために当該機能を多用している市区町村もあ
5943 るため、アクセスログが取得可能な形で実装すべき機能に盛り込むこととし
5944 た。

5945 大量印刷のための機能は、住民記録システムで大量印刷が必要な事務は想
5946 定されないため不要。なお、住民基本台帳の一部の写し（閲覧用）につい
5947 ても、9.5（住民基本台帳の一部の写し（閲覧用））に記載のとおり紙印刷で
5948 なく PDF 又は CSV で出力することを想定しているため、大量印刷することには
5949 ならない。

5950

5951 10.8 CSV形式のデータの取込み

5952 **【実装すべき機能】**

5953 異動処理又は証明書の発行処理を行う際、CSV形式で提供された以下のデ
5954 ータを取り込めること。その際、任意の方法でCSV形式になったデータを取
5955 り込むことができればよい。（なお、転出証明書へのQRコードの印字につい
5956 ては、20.2.1（転出証明書）を参照。）

- 5957 ・ 転出証明書に記載のデータ
- 5958 ・ 住民異動届に記載のデータ
- 5959 ・ 住民票の写し等の証明書の交付申請書に記載のデータ
- 5960 ・ 個人番号カード券面事項（4情報等（住所・氏名・旧氏・通称・生年月
5961 日・性別）及び個人番号）

5962

5963 **【考え方・理由】**

5964 ICTを活用して住民異動届や証明書の交付申請書の入力を簡略化する方法
5965 として、スマートフォン等によるオンラインでの事前登録情報のQRコード
5966 化、来庁時のタブレット入力、転出証明書のQRコード読取り、OCR読取り、
5967 個人番号カード券面事項の読み取り等、活用する技術によって、どのような

5968 形で電子データ化するかは異なるものの、いずれも、電子データ化されたもの
5969 のを住民記録システムに取り込んで、異動処理又は証明書の発行処理に活用
5970 するという点で共通している。

5971 そこで、住民記録システムの機能としては、何らかの方法で CSV 形式にな
5972 ったデータを取り込めることを標準機能とすることとし、どのような方法で
5973 CSV 形式とするか（例：QR コード、タブレット、OCR、個人番号カード券面
5974 AP）は、住民記録システムの機能としては盛り込まないこととする。これに
5975 より、各市区町村・ベンダは、様々な技術を選択できることとなる一方で、
5976 どのような技術を用いても、一旦 CSV 化できれば住民記録システムに取り込
5977 めることを保証するものである。

5978 なお、転出証明書への QR コードの印字については、20.2.1（転出証明書）
5979 を参照のこと。

5980 本機能要件を検討するに当たっては、デジタル社会に必要な機能として構
5981 成員・準構成員に意見照会を実施した。その結果、幅広い意見が出されたも
5982 のの、現在は、様々な技術の可能性について、各市区町村や各社が検討し、
5983 実証事業を行っている段階であり、現段階で、どの技術を用いるかを決めて
5984 標準として市区町村・ベンダにあまねく実装させることは望ましくないこと
5985 から、「デジタル化に向けた基盤整備を行う」という本仕様書の目的（第1
5986 章2（2）参照）を踏まえ、標準としては、現段階では、様々な技術の活用
5987 を可能にする基盤となるような、汎用性の高い機能として本機能を定めた。

5988 なお、個人番号カード券面事項に加えて在留カード券面事項及び特別永住
5989 者証明書券面事項を追加すべきとの意見もあったが、在留カード券面事項及
5990 び特別永住者証明書券面事項については、テキストデータとして取り込む仕
5991 様となっていないため、個人番号カード券面事項のみとした。

5992

5993

5994

5995

5996

5997

5998

5999

6000

6001 11 エラー・アラート項目

6002

6003

6005 **【実装すべき機能】**

6006 論理的に成立し得ない入力その他の抑止すべき入力等（少なくとも「エラー
6007 一項目一覧」に記載のもの）は、エラー（※）として抑止すること。エラー
6008 は、当該内容で本登録することを抑止することが目的であり、その実装方法
6009 としては、エラーメッセージを表示し、次の画面に進めないようにすること
6010 も、エラーメッセージの表示によらず、そもそも入力不可とすることで対応
6011 することも差し支えない。また、仮登録段階でエラーメッセージを表示して
6012 抑止することも、本登録段階でエラーメッセージを表示して抑止することも、
6013 いずれもエラーの実装方法として許容される。

6014 論理的には成立するが特に注意を要する入力等（少なくとも「アラート項
6015 目一覧」に記載のもの）は、アラート（※）として注意喚起すること。

6016

6017 ※エラー：論理的に成立し得ない入力その他の抑止すべき入力等について、
6018 抑止すべき原因が解消されるまで、当該入力等を確定（本登録）できな
6019 いもの

6020 ※アラート：論理的には成立するが特に注意を要する入力等について、注
6021 意喚起の表示を経た上で、当該入力等を確定できるもの

6022

6023 エラー・アラートとする場合は、原因となったエラー・アラート項目と理
6024 由・対応方法を入力者に適切に伝えること。

6025

6026 **【考え方・理由】**

6027 標準化に当たっては、論理的に成立し得ない入力その他の抑止すべき入力
6028 等を抑止するためのものをエラー、論理的には成立するが特に注意を要する
6029 入力等に注意喚起するものをアラートとし、その両方について、抑止・注意
6030 喚起すべき場面を整理して、標準仕様書に盛り込む。ただし、具体的なエラ
6031 ーメッセージの文言やそれを表示する場面等、エラー・アラートをシステム
6032 入力者等に伝える方法については、画面遷移の体系や入力確認の方法等によ
6033 っても異なるため、標準仕様として規定しない。

6034

6035 ○ エラー項目一覧

6036

エラー番号	エラー項目	(参考) 表示メッセージ例 ※本仕様書では規定しないが参考までに一例を示す	関係する機能要件番号
1	日本人住民の氏名の入力について、氏と名の間に空白がない場合	日本人住民の氏名には、氏と名の間に空白が必要です。	1.1.1, 1.1.2
2	個人番号のチェックデジットが不正の場合	個人番号のチェックデジットが違います。	1.1.1, 1.1.2
3	市区町村内で個人番号の入力が重複している場合(二重付番を防ぐため)	付番済の個人番号が入力されています。	1.1.1, 1.1.2
4	入力した住民票コードが空き住民票コードとして登録されている場合	入力した住民票コードは新規付番用です。	1.1.1, 1.1.2
5	住民票コードのチェックデジットが不正の場合	住民票コードのチェックデジットが違います。	1.1.1, 1.1.2
6	個人番号の入力と住民票コードの新規自動付番が同時に行われている場合	住民票コードを確認し、既に登録されているものを入力するか、新規付番した住民票コードに適合する個人番号を自動で生成してください。	1.1.1, 1.1.2
7	外国人住民で、在留資格が永住者、高度専門職2号又は特別永住者の場合に、在留期間又は在留期間満了日を入力した場合	在留資格が永住者、高度専門職2号又は特別永住者のとき、在留期間・在留期間満了日は入力できません。	1.1.2

エラー番号	エラー項目	(参考) 表示メッセージ例 ※本仕様書では規定しないが参考までに一例を示す	関係する機能要件番号
8	入力した在留カード番号の入力形式が異なる場合	在留カード番号の入力形式が正しくありません。	1.1.2
9	住民票コードが入力されていない又は新規付番されていない場合	住民票コードが空欄です。	1.1.6
10	異動入力において、必須項目を入力せずに確定する場合	〇〇が入力されていません。	1.1.6
11	世帯主が複数人存在する場合	世帯主が重複しています。	1.1.10
12	性別「男」に対し続柄「妻」が入力されている等、性別と続柄に矛盾が生じている場合	性別と続柄に矛盾があります。 男性に女性の続柄、又は女性に男性の続柄が入力されています。	1.1.11
13	日本人について、18歳未満の続柄を「夫」と入力した場合	18歳未満のため、夫を選択することはできません。	1.1.11
14	日本人について、16歳未満の続柄を「妻」と入力した場合 ※2022年4月1日以降は18歳	16歳未満のため、妻を選択することはできません。 ※2022年4月1日以降は18歳	1.1.11
15	日本人について、同世帯で「夫」「夫(未届)」「妻」「妻(未届)」が重複している場合	続柄が重複しています	1.1.11

エラー番号	エラー項目	(参考) 表示メッセージ例 ※本仕様書では規定しないが参考までに一例を示す	関係する機能要件番号
16	本人の氏と筆頭者の氏が相違する場合(デザイン差等であっても別字として判定すること。)	本人の氏と筆頭者の氏が違います。確認してください。	1. 1. 12
17	抑止対象者を選択した場合	抑止対象者です。選択できません。	3. 1
18	抑止対象者を特定する検索をした場合	取扱注意者、又はその家族(同一世帯員)の情報ですので表示できません。抑止対象者であり、証明書等発行する場合は市民課証明担当まで連絡してください。また発行後は再度連絡をお願いします。	3. 1
19	抑止対象者を含む異動処理又は証明書発行処理を行う場合	注意事項があります。発行時に制限理由を確認してください。 「制限該当者」「制限帳票」「制限理由」「制限登録者」	3. 1
20	支援対象者を含む証明書を発行する場合	下記の理由により発行が禁止されています。 「制限該当者」「制限帳票」「制限理由」「制限登録者」	3. 4
21	異動該当者を選択しないで処理を進めようとした場合	該当者が選択されていません。	4. 0. 1
22	異動事由と矛盾する異動者を選んだ場合 (例:住所異動で除票者を選ぶ)	異動事由に合わない人が選択されました。 (異動事由に合った該当者を選択してください。)	4. 0. 1
P	個人番号要求中の世帯への異動を選択した場合	個人番号要求中の世帯員がいるため、この世帯に対する異動はできません。	4. 0. 1

エラー番号	エラー項目	(参考) 表示メッセージ例 ※本仕様書では規定しないが参考までに一例を示す	関係する機能要件番号
23	新住所を入力する画面で、自治体コード又は市区町村名が入力されていない場合	自治体コード又は市区町村名が入力されていません。	4.0.2
24	届出に基づく異動について、届出日が処理日より未来の日付の場合	届出日が未来の日付です。届出日を確認してください。	4.1.0.2
25	除票データにおいて、個人番号、住民票コード、在留カード番号が一致する者がいた場合	再転入者と考えられます。確認し、再転入者であるかどうか選択してください。	4.1.1.2
27	属する世帯の変更の処理において、住所が異なる世帯へと属する世帯を変更しようとする場合(いわゆる世帯合併においては、住所が異なる世帯へ合併する場合)	選択した世帯員の住所が異動先世帯の住所と異なります。(選択された世帯の住所と現在の世帯の住所が異なります。)正しい世帯を選択してください。	4.1.4.1

6037

6038

6039 **【考え方・理由】**

エラー 番号	エラーとした考え方・理由
1	<p>既存住基システム改造仕様書では、氏と名の間の空欄は必須となっており、住基ネットへの情報連携において、必要な機能と考えられるため。なお、外国人についてはミドルネームがある場合等、氏と名の間に空欄を空けることが適切でないケースもあると考えられるため、日本人の場合のみエラー表示の対象とする。</p>
2	<p>個人番号は誤った場合に誤入力の前後の個人紐付け管理ができなくなる、CSとの情報連携ができなくなる等各種手続への影響が大きく、また、入力誤りのリスクが高いにもかかわらず、誤入力した場合の修正に手間と時間が必要になるため。</p>
3	<p>個人番号は誤った場合に誤入力の前後の個人紐付け管理ができなくなる、CSとの情報連携ができなくなる等各種手続への影響が大きく、また、入力誤りのリスクが高いにもかかわらず、誤入力した場合の修正に手間と時間が必要になるため。</p> <p>なお、市区町村外にも同じ番号を保有する者がいた場合、二重付番を防ぐエラーが必要という意見があったが、住民記録システムで市区町村外の付番状況を確認することはシステム上できないため、同一市区町村内での二重付番のみを防ぐエラーとして整理。</p> <p>また、3のエラーのみでカバーできるのではないかとの意見もあったが、実際に別人に付番されている個人番号と取り違えた場合にはチェックデジットでは防げないこと、本エラーは全ての準構成員が既実装しており、費用面での問題も小さいと考えられることから、3とは別のエラーとして実装する。</p>
4	<p>空き住民票コードは新規付番用にCSに割り振られており、新規付番の場合は自動付番されるため、入力した住民票コードが空き住民票コードと一致することはあり得ないため。</p>
5	<p>住民票コードは誤った場合に誤入力の前後の個人紐付け管理ができなくなる、CSとの情報連携ができなくなる等各種手続への影響が大きく、また、入力誤りのリスクが高いにもかかわらず、誤入力した場合の修正に手間と時間が必要になるため。</p>
6	<p>個人番号は住民票コードから生成されるため、個人番号を入力することは既に住民票コードは付番済のはずであり、個人番号の入力と住民票コードの新規付番が同時に起こることはありえないため。</p>
7	<p>外国人住民で、在留資格が永住者、高度専門職2号又は特別永住者の場合は、在留期間や在留期間満了日は存在しないため、在留資格の誤入力を防ぐためにエラーとすべきため。</p>

エラー番号	エラーとした考え方・理由
8	誤った在留カード番号が登録されることを回避するため。
9	住民票コードは住民記録上必須の入力項目であり、入力又は新規付番をしないまま先に進むと連携等各種手続への影響が大きい。
10	意見照会を経て、異動入力全体について共通して論理矛盾を防ぐ記載とした。防ぐ対象は画面遷移ではなく、必須項目が空欄となった状態での確定とする。なお、照合課での確認プロセスがある場合も、システム上誤った状態で確定としていい理由にはならないため、本エラーは実装することとする。
11	<p>続柄は住基ネットへの連携項目でないため、誤入力に気づく契機が少ないにもかかわらず、現在では情報照会の項目として使用されており、誤入力の影響が大きい。</p> <p>また、世帯主を切り替える機能を 4.1.3.0.1 で整理しているため、世帯主が未来日転出の場合も、同時に複数人世帯主がいる状態にはならないため、エラーとして整理する。</p>
12	<p>続柄は住基ネットへの連携項目でないため、誤入力に気づく契機が少ないにもかかわらず、現在では情報照会の項目として使用されており、誤入力の影響が大きい。</p> <p>また、外国人については本国法で認められている場合は、同性の夫婦もあり得るが、その場合は「縁故者」として入力する実務になっているため、「夫」「妻」の表記と性別が矛盾している場合は、国籍にかかわらずエラーとする。</p> <p>なお、今後制度改正等があった場合はそれに併せて対応する。</p>
13	<p>続柄は住基ネットへの連携項目でないため、誤入力に気づく契機が少ないにもかかわらず、現在では情報照会の項目として使用されており、誤入力の影響が大きい。</p> <p>なお、婚姻ができる年齢は国籍・地域によって異なるため、日本人限定のエラーとし、日本人についても今後制度改正等があった場合はそれに併せて対応する。</p>
14	<p>続柄は住基ネットへの連携項目でないため、誤入力に気づく契機が少ないにもかかわらず、現在では情報照会の項目として使用されており、誤入力の影響が大きい。</p> <p>なお、婚姻ができる年齢は国籍・地域によって異なるため、日本人限定のエラーとし、日本人についても今後制度改正等があった場合はそれに併せて対応する。</p> <p>※民法改正により 2022 年 4 月 1 日以降は 18 歳に引き上げとなることに留意</p>

エラー 番号	エラーとした考え方・理由
15	<p>続柄は住基ネットへの連携項目でないため、誤入力に気づく契機が少ないにもかかわらず、現在では情報照会の項目として使用されており、誤入力の場合の影響が大きい。</p> <p>なお、外国人については同性婚、重婚が本国法で認められている国・地域もあり、その場合も入力上は「夫」「妻」と記載するため、このような入力が矛盾にならないケースがあることから、本エラーは日本人限定とする。</p> <p>なお、「父」「母」については、アラートとする（考え方についてはアラート 14 参照）</p>
16	<p>氏名欄の氏と筆頭者欄の氏は必ず一致するはずであり、類似した文字が複数ある漢字を氏に含む場合等、誤入力を避ける必要があるため。</p> <p>なお、筆頭者が既に死亡しており、残存世帯員のみで氏の漢字を平易なものに変更した場合についても、既に死亡した筆頭者も含め漢字が書き換えられるため、氏名欄の氏と筆頭者欄の氏が異なる事態は生じず、エラーとして問題ない。</p>
17	<p>抑止対象者について、誤入力・誤交付等を防ぐ必要や、権限者による処理に移行する必要があるため。</p> <p>なお、エラーとして当該対象者の選択を不可とするか、アラートとするが選択可能とするかは、個々の事案に応じて設定できることとする。</p>
18	<p>他課からの情報漏えいや他課との間の情報連携のミスを防ぐため。また、誤入力・誤交付を防ぐため。</p> <p>なお、エラーとして対象者の表示を不可とするか、アラートとするが表示可能とするかは、個々の事案に応じて設定できることとする。</p>
19	<p>他課からの情報漏えいや他課との間の情報連携のミスを防ぐため。また、誤入力・誤交付を防ぐため。</p> <p>なお、エラーとして対象者に係る異動処理や交付を不可とするか、アラートとするが異動処理や交付を可能とするかは、個々の事案に応じて設定できることとする。</p>
20	<p>支援対象者に係る住民基本台帳の一部の写しの閲覧又は住民票の写し等の交付は慎重に行われる必要があるため、エラーを基本とし、必要な審査を実施した上でエラーを解除することとする。</p>
21	<p>該当者選択なしに異動処理ができる仕組みは成立せず、後続の画面に進めないため。</p>
22	<p>区分の異動についての単純ミスや証明書等の誤発行、個人番号の入力ミス等を防ぐため。</p>

エラー 番号	エラーとした考え方・理由
P	個人番号要求中に他の異動が可能となれば、個人番号付番と住民異動の異動履歴が人によって異なる場合が生じ、処理の流れが不明確となるため。
23	自治体コードと市区町村名のいずれも入力されない場合はCSに正しくデータを送信できないため。
24	異動日等の日付については誤りに気づきにくく、訂正することが難しいため。 また、転入等未来日での異動ができない事項については、システム的にもそのような処理を想定していないため、エラーで入力自体を防ぐ必要があるため。 なお、職権修正については届出日が処理日より未来ということもあり得るが、届出については届出日が処理日より未来ということはありませんため、本項目はエラーとして整理する。
25	個人番号、住民票コード又は在留カード番号のいずれかが一致するものがいた場合は、再転入であると考えられることから、新規の入力を抑止するためエラーとする。
26	世帯合併の際に住所が異なるとどちらの住所で更新すべきか判断がつかず、誤った異動入力となされる可能性があるため。 なお、世帯合併時の処理については4.1.4.1で整理。

6040

6041

6042 ○ アラート項目一覧

6043

アラート番号	アラート項目	(参考) 表示メッセージ例 ※本仕様書では規定しないが参考までに一例を示す	関係する機能要件番号
1	住所に番地を入力していない場合	番地が入力されていません。	1.1.1, 1.1.2
2	住居表示地区における住所に号の入力をしない場合	住居番号が入力されていません。	1.1.1, 1.1.2
3	存在しない町・字コードが入力された場合	(存在しない町・字コード『9999』を入力した場合)「9999 に該当する町・字コードはありません。」	1.1.1, 1.1.2
4	異動処理や証明書発行の対象となる住民が成年被後見人の場合	対象者は成年被後見人です。処理を進めて良いですか。	1.1.1, 1.1.2
5	住所を定めた年月日が住民となった年月日又は外国人住民となった年月日より前の場合	住所を定めた年月日が住民となった年月日より前になっています。	1.1.1, 1.1.2
6	氏名が未記載の場合	氏名が入力されていません。	1.1.6
7	続柄が未記載の場合	続柄が入力されていません。	1.1.6
8	日本人住民について、本籍又は筆頭者欄が未記載の場合	本籍又は筆頭者が入力されていません。	1.1.6
9	転入前住所が未記載の場合	転入前住所が入力されていません。	1.1.6
10	個人番号が未記載の場合	個人番号が未記載です。記載を行ってください。	1.1.6
11	死亡日を不詳日又は歴上日以外の年月日とする異動処理の場合	死亡日に存在しない日付又は不詳日が設定されていますが、よろしいですか。	1.1.8
12	生年月日を不詳日又は歴上日以外の年月日とする異動処理の場合	生年月日に存在しない日付又は不詳日が設定されていますが、よろしいですか。	1.1.8

アラート番号	アラート項目	(参考) 表示メッセージ例 ※本仕様書では規定しないが参考までに一例を示す	関係する機能要件番号
13	世帯主が存在しない場合	世帯主が不在です。	1. 1. 10
14	15歳未満の住民を世帯主とした場合	15歳未満ですが、世帯主でよろしいですか？	1. 1. 10
15	日本人住民について、同世帯で「父」「母」が重複している場合	続柄が重複しています。実親と養親が同世帯にいますか。	1. 1. 11
16	抑止対象者を選択した場合	抑止対象者です。	3. 1
17	抑止対象者を特定する検索をした場合	取扱注意者、またはその家族（同一世帯員）の情報を表示しようとしています。ご注意ください。 抑止対象者であり、証明書等発行する場合は市民課証明担当まで連絡してください。また発行後は再度連絡をお願いします。	3. 1
18	抑止対象者を含む異動処理又は証明書発行処理を行う場合	注意事項があります。発行時に制限理由を確認してください。 「制限該当者」「制限帳票」「制限理由」「制限登録者」	3. 1
19	支援措置の期間終了日の1か月前以降で、支援対象者の住民票を参照した場合	1か月以内に支援措置の期間が終了します。	3. 4
20	支援措置の期間が終了している支援対象者の住民票を参照した場合	支援措置の期間が終了しています。	3. 4
21	支援対象者と併せて支援を求める者が、転出届又は転居届を行う場合で、転出又は転居の処理を確定しようとした場合	支援対象者と併せて支援を求める者が、転出又は転居しようとしています。加害者に支援対象者の住所が漏えいする可能性があります。このまま処理を継続しますか。	3. 4

アラート 番号	アラート項目	(参考) 表示メッセージ例 ※本仕様書では規定しないが参考まで に一例を示す	関係する 機能要件 番号
22	加害者である法定代理人が、支援対象者と併せて支援を求める者（未成年）の転出届を行う場合で、転出処理を確定しようとした場合	加害者が支援対象者と併せて支援を求める者の転出届を行おうとしています。加害者に支援対象者の住所が漏えいする可能性があります。このまま処理を継続しますか。	3.4
23	いずれの項目も変更がされていない場合	入力前と変更がありません。	4
24	個人番号カード保有者が券面記載事項に係る修正・異動を行う場合（異動処理終了時にカードの券面記載事項も変更するようにという趣旨）	マイナンバーカード所有者の券面記載事項に係る修正・異動が行われますので、マイナンバーカードの券面記載事項の変更を行ってください。	4
25	住所を定めた年月日を、異動日と異なる日付に変更した場合	異動日≠住定日となりますが、更新しますか。	4.0.2
26	入力した異動日より新しい異動日で他の異動処理が行われている場合	入力よりも新しい異動があります。確認してください。	4.0.3
27	届出の異動日が他の世帯員の住所を定めた年月日以前の場合	他の世帯員が住所を定めた年月日より前の異動日が入力されました。よろしいですか。	4.0.3
28	世帯員が複数いる世帯の転出において、世帯主の転出に伴い世帯主変更の必要がある場合	転出（予定日：○年●月△日）の世帯主がいます。異動処理の前に、世帯主変更を行ってください。	4.0.4
29	個人情報を変更した後、更新処理を行わなかった場合	更新せずに終了します。よろしいですか。	4.0.9

アラート番号	アラート項目	(参考) 表示メッセージ例 ※本仕様書では規定しないが参考までに一例を示す	関係する機能要件番号
30	届出日が、異動日から15日以上経過している場合	住み始めてから15日以上経過しています。 異動日が15日以上前の日付です。	4.1.0.2
31	外国人住民について、住居地届出の届出日が、異動日から15日以上経過している場合	住基の届出から15日以上経過しています。	4.1.0.2
32	中長期在留者又は特別永住者の転入で在留カード欄に入力せずに確定した場合	在留カード等が入力されていません。 在留カードが未交付の外国人ですか。	4.1.1
33	除票データにおいて、3情報（氏名・性別・生年月日）が一致する者がいた場合	再転入者と考えられます。確認し、再転入者であるかどうか選択してください。	4.1.1.2
34	再転入で個人番号の入力時に、入力した個人番号が転出時と異なっている場合	入力したマイナンバーは転出時の内容と異なります。	4.1.1.2
35	再転入で住民票コードの入力時に、入力した住民票コードが転出時と異なっている場合	入力した住民票コードは転出時の内容と異なります。	4.1.1.2
36	入力しようとした転入者と3情報（氏名・性別・生年月日）が全て一致する現存者がいる場合	入力しようとした転入者と3情報（氏名・性別・生年月日）が全て一致する現存者がいます。現存者と同一人でないか確認してください。	4.1.1.2
37	特例転入を利用した転出処理の届出日において、異動日から既に14日を経過している場合	特例転入を利用した転出ですが、14日を経過しています。	4.1.3.0.4

アラート 番号	アラート項目	(参考) 表示メッセージ例 ※本仕様書では規定しないが参考までに一例を示す	関係する 機能要件 番号
38	個人番号カード・住基カード保有者が特例転入を利用した転出でない転出をする場合	特例転入を利用した転出ではありませんので、住基ネット転出証明データは作成されません。更新処理後に転出証明書を発行してください。	4.1.3.0. 4
39	住民記録システム上、個人番号カード及び住基カードが未交付となっている住民について、特例転入を利用した転出を行う場合	システム上、対象者はマイナンバーカード・住基カードの交付が確認できないため、特例転入を利用した転出を行えません。対象者はマイナンバーカード・住基カードを持っていますか。	4.1.3.0. 4
40	除票の記載事項を修正し、確定しようとした場合（転入通知の受理により、除票に転出した旨を記載する場合を除く。）	原則として、除票の記載事項は修正できません。修正してもよろしいですか。	4.2.3.2
41	自動付番時に蓄積された住民票コードの空き番レコードの件数が、設定した件数を下回った場合	蓄積された住民票コードが少なくなっています。住民票コードの付番要求を行ってください。	4.3.1
42	住民票（原票）の異動処理と、出入国在留管理庁長官通知のタイムラグが発生した場合	住民票の最新異動年月日が出入国在留管理庁長官通知の事由発生年月日より新しいですが、反映処理を行いますか。	4.5.6
43	住基法のための届出又は入管法のための届出を選択した場合	住基法のための届出です。更新してよろしいですか。 又は 入管法のための届出です。更新してよろしいですか。	4.5.7

アラート番号	アラート項目	(参考) 表示メッセージ例 ※本仕様書では規定しないが参考までに一例を示す	関係する機能要件番号
44	外国人住民の住民票の写しの発行時及び異動届出の際に、在留期間の満了の日を超えている場合	在留期間満了日を経過しています。在留期間満了日から〇月を経過しています。	5
45	住民票の写しに個人番号を記載する場合	本人又は世帯員からの申請が必要です。マイナンバーを出力しますか。	5.1
46	住民票の写しに住民票コードを記載する場合	本人又は世帯員からの申請が必要です。住民票コードを出力しますか。	5.1
47	世帯主のない世帯の世帯員について、世帯主又は続柄を記載した証明書を発行しようとする場合	主なし世帯のため世帯主情報を出力することができません。主なし世帯のため続柄を出力することができません。	5.1
48	システムから出力される証明書等の出力項目に文字溢れが発生した場合又は未登録外字が含まれる場合	文字溢れが発生しています。 未登録外字が含まれます。	5.8

6044

6045

6046

【考え方・理由】

アラート番号	アラートとした考え方・理由
1	誤入力を防ぐニーズはあるが、市区町村によって無番地の住所があり、エラーとすると不都合であるため。
2	住居表示の地域で誤って地番表記で住所を入力しないようにするため。 なお、土地一帯を同一人物が所有している場合等、住居番号が無い場合も考えられ、住居番号がなくても住居表示としては成立するため、エラーではなくアラートとする。

アラート番号	アラートとした考え方・理由
3	<p>現在使用していない古い自治体コード等を選択してしまうと、住基ネットとの連携で不具合が生じるため。また、再転入等があった場合に、合併前の旧町の住所表示が反映されてしまうことがあるため。</p> <p>なお、住所辞書の更新時点より新しい情報を手入力する際や、住基ネットへの連携前に一旦入力して先に進む場合等、先に進む必要がある場合もあるため、エラーではなく、アラートとする。</p>
4	<p>成年後見人が代理で届出や証明書発行の申請等を行った場合に処理を進めることができるよう、エラーではなくアラートとする。</p>
5	<p>日付の整合性を保つため。なお、国籍喪失した外国人住民票には、消除された日本人の住民票に記載されている住所を定めた年月日及び前住所が外国人住民の住民票に移記されるため、住所を定めた年月日が外国人住民となった年月日より前になるケースがあり、アラートとした。</p>
6	<p>氏名については空欄が許容されているため、入力漏れを回避するためにアラートが必要。</p>
7	<p>続柄は住基ネットへの連携項目でないため、誤入力に気づく契機が少ないにもかかわらず、現在では情報照会の項目として使用されており、誤入力の場合の影響が大きいため。</p> <p>なお、養護施設の住民等続柄を空欄として登録しなければならない場合もあるため、エラーではなくアラートとする。</p>
8	<p>続柄は住基ネットへの連携項目でないため、誤入力に気づく契機が少ないにもかかわらず、現在では情報照会の項目として使用されており、誤入力の場合の影響が大きいため。</p> <p>なお、外国人の場合は本籍・筆頭者欄は元々入力する必要がないため、抑止対象から外す。また、日本人の場合も戸籍のない子供の場合は本籍・筆頭者欄は空欄となるため、エラーではなくアラートとする。</p>

アラート番号	アラートとした考え方・理由
9	<p>転入前住所は住所設定の場合は空欄ではなく「不明」と入力することとしており(4.2.1.1参照)、海外に住んでいた日本人が転入した場合は、海外の住所を入力することとなっているため、転入前住所が空欄となるケースは限定されることから、注意喚起の必要があるため。</p> <p>なお、出生等によりそもそも転入前住所が存在しない場合もあるためエラーではなくアラートとする。</p>
10	<p>個人番号は入力漏れに気づかず処理を進めた場合新規付番されてしまう、異動前後の個人情報の紐付け管理が行えなくなる等のリスクがあり、また住基ネットは個人番号未記載の状態では連携が行えないため、注意喚起の必要性が大きい。</p> <p>なお、障害発生時や休日開庁等で個人番号が生成できない場合も、届出を受理したり証明書を交付したりする必要がある場合があるため、エラーではなくアラートとする。</p>
11	<p>このような入力が行われるのはレアケースで、注意喚起の必要があるため。</p> <p>なお、ありえない入力ではないため、エラーではなくアラートとする。</p>
12	<p>このような入力が行われるのはレアケースで、注意喚起の必要があるため。</p> <p>なお、ありえない入力ではないため、エラーではなくアラートとする。</p>
13	<p>新世帯主を確認する事務につなげる必要があるため。</p> <p>世帯主が死亡して直ちに世帯主を設定できない場合や、養護施設に居住する児童の場合等、世帯主が不在となるケースは存在するため、エラーではなくアラートとする。</p> <p>(1.1.10参照)</p>
14	<p>単独世帯を認める以上、世帯主に最低年齢の制限はなく、15歳未満でも世帯主となり得ることからエラーではなくアラートとする。</p>

アラート番号	アラートとした考え方・理由
15	<p>続柄は住基ネットへの連携項目でないため、誤入力に気づく契機が少ないにもかかわらず、現在では情報照会の項目として使用されており、誤入力の場合の影響が大きいため。なお、「夫」「妻」については、重複はありえないためエラーとするが（エラー16参照）、「父」「母」については、養親と実親が同世帯にいる場合等があり得るため、エラーではなくアラートとする。</p>
16	<p>抑止対象者について注意喚起を行い、誤入力・誤交付等を防ぐ必要や、権限者による処理に移行する必要があるため。なお、エラーとして当該対象者の選択を不可とするか、アラートとするが選択可能とするかは、個々の事案に応じて設定できることとする。</p>
17	<p>他課からの情報漏洩や他課との間の情報連携のミスを防ぐため。また、誤入力・誤交付を防ぐため。なお、エラーとして対象者の表示を不可とするか、アラートとするが表示可能とするかは、個々の事案に応じて設定できることとする。</p>
18	<p>他課からの情報漏洩や他課との間の情報連携のミスを防ぐため。また、誤入力・誤交付を防ぐため。なお、エラーとして対象者の異動処理や交付を不可とするか、アラートとするが異動処理や交付を可能とするかは、個々の事案に応じて設定できることとする。</p>
19	<p>支援措置の期間の延長漏れを防止し、支援対象者に支援措置の期間が終了する旨の通知をするために必要。また、当該通知は支援措置の期間が終了するまでに行えばよいので、アラートとした。</p>
20	<p>支援措置の期間延長の申出がなされていないので、延長漏れの可能性があり、支援対象者に延長の意思確認が必要な場合がある。延長しないことで確認が取れており、誤りがなければ、終了することもできるので、アラートとした。</p>

アラート番号	アラートとした考え方・理由
21	異動届が正当なものであれば、当該届を受理しないことは不可能であり、支援措置の限界事例として、当該届を受理しないでほしい旨の申請を受け付けるのではなく、事例が発生した際には父母両者への聴取や転出地市区町村から転入地市区町村へ転出証明書を直接送付してもらうなど、多様な事例に応じて個別の対応が必要となることからアラートとした。
22	異動届が正当なものであれば、当該届を受理しないことは不可能であり、支援措置の限界事例として、当該届を受理しないでほしい旨の申請を受け付けるのではなく、事例が発生した際には父母両者への聴取や転出地市区町村から転入地市区町村へ転出証明書を直接送付してもらうなど、多様な事例に応じて個別の対応が必要となることからアラートとした。
23	注意喚起の必要があるため。 なお、他システムへ空更新のデータを送るニーズがあるため、エラーではなくアラートとする。
24	住所変更等の際に、当該変更がカードや電子証明書にも反映されるように、声かけをして更新漏れを防ぐニーズがあるため。
25	基本的に異動日と住所を定めた年月日は同じ日になることが多く、そうでない場合には注意喚起が必要であるため。
26	注意喚起を行い、正確な異動日を確認する事務につなげる必要があるため。
27	異動日の誤りを防ぐために注意喚起は必要だが、先に住み始めた世帯員が後から届出をする場合もあり得るため、エラーではなくアラートとする。
28	新世帯主を確認する事務につなげる必要があるため。 世帯主が死亡して直ちに世帯主を設定できない場合や、養護施設に居住する児童の場合等、世帯主が不在となるケースは存在するため、エラーではなくアラートとする。 (1.1.10 参照)
29	異動入力の際に注意喚起が必要であり、現行システムでも実装しているという意見が多かったため。

アラート番号	アラートとした考え方・理由
30	異動日から15日以上経過している場合、必要な手続が異なり、職員への注意喚起が必要であるため。
31	14日以内に届出が出されていない場合は、転出地に対して居住の実態を確認し、他の市区町村を経由していないか確認する事務が発生するため。
32	注意喚起を行い、入力漏れを防ぐためにアラートとする。
33	再転入者である可能性があり、注意喚起のため必要であり、アラートとする。
34	個人番号は訂正に手間と時間がかかることから、誤入力を防ぐ必要性が高いため。 なお、転入地市区町村で個人番号を変更しているケースもあり得るため、エラーではなくアラートとする。
35	住民票コードは訂正に手間と時間がかかることから、誤入力を防ぐ必要性が高いため。 なお、転入地市区町村で住民票コードを変更しているケースもあり得るため、エラーではなくアラートとする。
36	このようなケースは非常に珍しく、同一人物である可能性が高いため、正確な紐付けのために注意喚起が必要。 なお、外国人等では3情報全てが一致する可能性もあるため、エラーではなくアラートとする。
37	異動日等の日付は誤りに気づきにくく、訂正することが難しいため。
38	カード保有者には特例転入の手続を案内した方が簡便な手続で済むため。 なお、制度上カード保有者が通常の転出証明書による手続を行うことは禁じられているわけではないため、エラーではなくアラートとする。
39	カードの保有情報と連携して特例転入の可否のチェックが行われないと、確認作業に時間を要したり、誤って転出証明書による通常の処理を行ってしまい、特例転入の取扱いが受けられなくなったりするため。 なお、住基ネットからカード発行状況を即時に取得できない場合等、住民からカードの保有状況を聞き取り、特例転入の処理を行う場合もあるため、エラーではなくアラートとする。

アラート番号	アラートとした考え方・理由
40	<p>除票の記載事項は原則修正できないため、誤処理を防ぐ必要があるため。</p> <p>なお、制度上修正が禁止されているわけではなく、修正処理を行うべきケースも存在するため、エラーではなくアラートとする。</p>
41	<p>住民票コードの残件数の枯渇については職員が気づきにくいいため、アラート表示することとした。</p>
42	<p>履歴の逆転が発生する可能性があるため。</p> <p>なお、出入国在留管理庁長官通知が未達の異動ということになるが、通知を待たずに異動することもあり得るためアラートとする。</p>
43	<p>「住基法のみでの届出」又は「入管法のみでの届出」のどちらか一方の届出のみしか行わない場合、既に片方の届出が済んでいるのか、又はこれから片方の届出が必要な者であるかの確認を要するため。</p>
44	<p>在留期間を満了している外国人への証明書の発行及び異動届の受付を防ぐため。</p> <p>なお、法務省からの在留期間更新の連携の前に在留期間満了日が到来している場合もあるため、エラーではなくアラートとする。</p>
45	<p>個人番号を住民票の写しに記載することができる場合は限られており、その都度確認の必要があるため。</p>
46	<p>住民票コードは用途が限られており、住民票の写しに記載するかどうかはその都度確認の必要があるため。</p>
47	<p>世帯主欄を一時的に空欄にしていることを認める仕様においては、確認の必要があるため。</p>
48	<p>文字溢れが発生した場合等には空欄で出力され、手書きでの記載が必要となるため、記入漏れが発生しないようアラートが必要。5.8 参照</p>

6047

6048

6049

6050

6051

6052

6053

6054

6055

6056

第 4 章 様式・帳票要件

6058 **【実装すべき機能】**

6059 (1) 以下の様式・帳票について、以降で示すレイアウトに従い、直接印刷に
6060 より出力できること。

6061

6062 ○住民票の写し等

6063 ・住民票の写し (20.1.1)

6064 ・住民票の写し (世帯連記式) (20.1.2)

6065 ・住民票の記載事項証明書 (20.1.4)

6066 ・住民票の記載事項証明書 (世帯連記式) (20.1.4)

6067 ・住民票の除票の写し (20.1.3)

6068 ・住民票の除票の記載事項証明書 (20.1.4)

6069

6070 ※ 住民票の除票の写し (20.1.3) 及び住民票除票記載事項証明書 (20.1.4)
6071 については、本仕様書施行前に除票となったものについては、この限
6072 りでない。

6073

6074 ○転出証明書 (20.2.1) ・転出証明書に準ずる証明書 (20.2.2)

6075

6076 ○住民基本台帳の一部の写し (閲覧用) (20.3.1)

6077

6078 ○住民票コード通知票等

6079 ・住民票コード通知票 (20.4.1)

6080 ・住民票コード変更通知票 (20.4.2)

6081 ・住民票コード修正通知票 (20.4.3)

6082

6083 ○その他

6084 ・支援措置期間終了通知 (20.5.1)

6085 ・世帯主変更通知書 (20.5.2)

6086 ・世帯主変更依頼通知書 (20.5.3)

6087 ・住民異動届受理通知書 (20.5.4)

6088 ・転入通知未着照会書 (20.5.6)

6089 ・転入通知未着者一覧 (20.5.7)

6090 ・職権記載等通知書 (20.5.8)

6091 ・出入国在留管理庁長官通知更新確認票 (20.5.9)

- 6092 ・個人番号カード交付申請書及び個人番号カード再交付申請書 (20. 5. 10)
- 6093 ・成年被後見人異動通知 (20. 5. 11)
- 6094 ・住居表示決定通知書 (20. 5. 12)
- 6095 ・区画整理に伴う住所変更通知 (20. 5. 13)
- 6096
- 6097 (2) 仮登録内容の確認用帳票等の内部帳票について、画面を出力できること。
- 6098
- 6099 (3) 転入通知情報取込エラー一覧表 (20. 5. 5) について、以降で示すレイア
6100 ウトに従い、XLSX 形式、CSV 形式、PDF 形式又は直接印刷のいずれかの形
6101 式により出力できること。
- 6102
- 6103 (4) 住民基本台帳関係年報の調査様式 (住民基本台帳関係年報の第 1 表、第
6104 1 の 2 表及び第 1 の 3 表調査様式) について、以降で示すレイアウトに従
6105 い、XLSX 形式により出力できること。
- 6106
- 6107

6108 **【実装してもしなくても良い機能】**

- 6109 以下の様式・帳票について、出力できること。
- 6110 ・住民異動受付審査票
 - 6111 ・届出期間経過通知書
 - 6112 ・未審査一括消除一覧
 - 6113 ・支援措置期間開始通知
 - 6114 ・送付先情報送信エラーリスト
 - 6115 ・入管庁通知情報特別永住者保留リスト
 - 6116 ・特別永住者切替案内
 - 6117 ・特別永住者切替異動者リスト
 - 6118 ・特別永住者証明書交付予定通知書
 - 6119 ・関係課への案内票
 - 6120 ・送付先情報突合結果通知
 - 6121 ・個人番号カード交付再申請依頼通知書
- 6122

6123 **【実装しない機能】**

- 6124 「実装すべき機能」に示す様式・帳票について、以降で示す以外のレイア
6125 ウトで出力できること。

6126 以下を含め、「実装すべき機能」又は「実装してもしなくても良い機能」
6127 に示す以外の様式・帳票について、出力できること。

- 6128 ・住民票（原票）
- 6129 ・住民票の除票（原票）
- 6130 ・住民票の除票の写し（世帯連記式）
- 6131 ・住民票の除票の記載事項証明書（世帯連記式）
- 6132 ・戸籍附票確認通知
- 6133 ・個人番号カード等書換通知書
- 6134 ・戸籍附票確認通知一覧
- 6135 ・戸籍届出期間経過通知書
- 6136 ・閲覧不承認通知書
- 6137 ・戸籍附票照会書
- 6138 ・入力データ更正報告書
- 6139 ・住民基本台帳カード交付照会書

6140

6141 ※ 住民票の除票の写し(20.1.3)及び住民票除票記載事項証明書(20.1.4)
6142 については、本仕様書施行前に除票となったものについては、この限り
6143 でない。

6144

6145 確認用帳票等の内部帳票の確認用画面について、項目の順序を市区町村が
6146 自由に決められること。

6147

6148 【考え方・理由】

6149 磁気ディスクによって住民票及び住民票の除票の原票を調製している場
6150 合、当該原票のフォーマットを定める必要はなく、データベースの構築方法
6151 やシステム端末上の画面表示は標準化の対象としていないこと、住民基本台
6152 帳に関する事務上、原票を様式として出力し、活用しなければならないニー
6153 ズはほとんどないものと考えられることから、原票については様式として出
6154 力しないことを標準とする。なお、技術的基準では、住民票について、「磁
6155 気ディスクにより住民票を複製することとし、当該磁気ディスクを住民票と
6156 は別に保管すること」という記載があるが、電子的なバックアップについて
6157 は非機能要件において規定することから、紙の保存用住民票（原票）を出力
6158 できることは不要である。

6159 仮登録内容の確認用帳票、住民異動受付審査票、未審査一括消除一覧、送
6160 付先情報送信エラーリスト等の内部帳票については、分科会における議論や

6161 構成員・準構成員に対する意見照会の結果、基本的には紙に印刷することな
 6162 く、ペーパーレスで対応すべきとの意見が多かったことから、標準様式は定
 6163 めないこととするが、大規模自治体においては繁忙期に端末を独占して確認
 6164 作業を行うことは難しい場合もあると考えられるため、必要に応じて画面を
 6165 直接印刷できる機能のみを実装することとした。また、確認用帳票等の内部
 6166 帳票の確認用画面について、項目の順序を各市区町村が自由に決められる
 6167 (以下の画面例1と画面例2を参照)とする機能については、構成員及び準
 6168 構成員に意見照会を行ったところ、一部の準構成員から項目の並び替えの実
 6169 装は難しいという意見があったため、分科会での議論の結果、実装しないこ
 6170 ととした。

6171 なお、これらの内部帳票についてペーパーレスで行う方法については、
 6172 「(参考) 内部帳票についてペーパーレスで行う方法の例」を参照のこと。

6173 住民異動届については、市区町村ごとのニーズにより様式及び記載事項が
 6174 様々であり、システムから出力されないものも多いため、標準化の対象外。

6175 なお、広域交付住民票並びに戸籍の附票(及びその除票)の原票及び写し
 6176 は、住民記録システムから出力するものではないため、本仕様書の対象外と
 6177 する。

6178 住民票の除票の写し(世帯連記式)及び住民票の除票の記載事項証明書(世
 6179 帯連記式)については、本仕様書においては、住民票(原票)は個人を単位
 6180 として調製することを原則としていることを踏まえて分科会で議論した結
 6181 果、世帯連記式は全世帯員が同時に除票になった場合しか使用できず、使用
 6182 頻度が低いと考えられること、形式を選ぶ手間が増えることから不要という
 6183 意見が多かったため、出力しないこととする。

6184
 6185
 6186

(参考) 画面例 1

(異動後) 住所	〇〇県〇〇市〇〇 1-2-3
(異動前) 住所	〇〇県〇〇市×× 3-2-1

(異動後) 世帯主名	住民 太郎
(異動前) 世帯主名	(異動なし)

(異動後) 氏名	住民 太郎
(異動前) 氏名	(異動なし)

(異動後) 旧氏	
(異動前) 旧氏	(異動なし)

6187 .
 6188 .

6189
6190
6191
6192

・
(スクロールで表示)

(参考) 画面例 2

(異動後) 氏名	住民 太郎
(異動前) 氏名	(異動なし)

(異動後) 住所	〇〇県〇〇市〇〇 1-2-3
(異動前) 住所	〇〇県〇〇市×× 3-2-1

(異動後) 世帯主名	住民 太郎
(異動前) 世帯主名	(異動なし)

(異動後) 旧氏	
(異動前) 旧氏	(異動なし)

6193
6194
6195
6196

・
・
・
(スクロールで表示)

6197
6198

○技術的基準

6199
6200

第3 住民票の異動処理等 5 住民票及び除票の調整

6201
6202

(2) 保管 ア 住民票

6203
6204

磁気ディスクにより住民票を複製することとし、当該磁気ディスクを住民票とは別に保管すること。

6205
6206

(参考) 内部帳票についてペーパーレスで行う方法の例

6207
6208

従来、システムへ入力した後、帳票出力(紙)による入力内容の確認を行っていた。以下については、システムの画面等を拘束するものではないが、参考までに、内部帳票についてペーパーレスで行う方法として一例を示す。

6211
6212

《画面レイアウト》

6213
6214

①住民票の写し(20.1.1)と同じ項目配置(レイアウト)と確認時の視認性を高める

6215

②異動のあった項目だけを印字(異動前を空白)させる工夫をする

6216

③異動のあった項目で、増事由(転入・出生等)に拠らないものは、2

6217

段書きの異動後、異動前を活用し、入力前後が分かるように表示させ

6218 る
6219 ④住民票の写し（20.1.1）に無い項目は下欄を設け、まとめて表示させ
6220 る

6221

6222 ≪対象とする確認帳票の代表例≫

6223 ⑤仮登録内容の確認用帳票、住民異動受付審査票

6224 増事由確認または審査票の画面イメージ

6225 （図1） 増事由（転入・出生等）確認または審査票の画面イメー
6226 ジ（1段書き）参照

6227 増減無、減事由の画面イメージ

6228 （図2） 増減無（転居・職権修正）、減事由（転出等）確認の画
6229 面イメージ（2段書き）参照

6230 ⑥未審査一括削除一覧、送付先情報送信エラーリスト等

6231

6232 一画面で複数該当者を表示した方が効率性が上がる帳票は、他をもって調
6233 製して構わない。

6234 ただし、（世帯番号、宛名番号）＋4情報（＋当該出力目的を補完する項
6235 目）等を表示させること。当該出力目的を補完する項目は任意とする。

6236

6237 ≪出力するタイミング≫

6238 ⑦仮登録若しくは本登録を登録した時点、又は審査票を要求した時点で
6239 画面表示されること

6240 ⑧本登録後の再審査を要求した時点で画面表示されること

6241 ※1 ⑧の場合、⑦と同一の内容表示（登録した時点の表示）を求め
6242 るが必須としない。

6243 同一の内容が表示できない場合、全ての項目において、異動後、
6244 異動前を表示させる仕様とする。

6245 （（理由）異動直後ではないため、一時的な異動情報が破棄さ
6246 れてしまうことを考慮

6247 異動直後の状態を再表示させることは要求仕様とし
6248 ない。）

6249 ※2 本登録後の再審査の画面表示においては、市区町村の利用者側
6250 が必要に応じ変更項目を拾い上げて画面から読み取る仕様と
6251 する。

6252

6253 住民票（20.1.1_住民票の写し）のレイアウトに寄せた確認帳票イメージ図

6254

6255

(図1) 増事由(転入・出生等)確認又は審査票の画面イメージ(1段書き)

6256

(異動前)氏名		(異動前)個人番号 (異動後)個人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2
(異動後)氏名	住民 太郎	(異動前)住民票コード (異動後)住民票コード	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1
(異動前)旧氏 (異動後)旧氏		(異動前)生年月日 (異動後)生年月日	平成 2年 1月 1日
(異動前)世帯主名 (異動後)世帯主名	住民 太郎	(異動前)性別 (異動後)性別	男
(異動前)続柄 (異動後)続柄	世帯主	(異動前)住民となった日 (異動後)住民となった日	令和 元年12月 4日
(異動前)住所		(異動前)住所を定めた日 (異動後)住所を定めた日	令和 元年12月 4日
(異動後)住所	東京都港区虎ノ門2-2-1	(異動前)届出の年月日 (異動後)届出の年月日	令和 元年12月 6日
(異動前)本籍 (異動後)本籍	東京都千代田区霞が関2-1	(異動前)筆頭者 (異動後)筆頭者	住民 太郎
(異動前)転入前住所 (異動後)転入前住所	東京都千代田区霞が関2-1-2		
* * *	* * *	* * *	* * *
* * *	* * *	* * *	* * *
【異動履歴】			
世帯番号	1234567890	後 取得年月日	マイ 有無
姓名番号	1234567890	期 喪失年月日	イ 発行年月日
国 保険法番号		年 基礎年金番号	住 有無
保 取得年月日		金 取得年月日	地 発行年月日
		金 喪失年月日	市 有無
介 介護認定	男	児 取得年月日	カ 発行年月日
		手 喪失年月日	印 印鑑登録番号
介 取得年月日		医 乳幼児	有 登録年月日
護 喪失年月日		証 未就学児	無 喪失年月日
取得年月日			
喪失年月日			

6264

6265

6266

6267

6268

6269

6270

(図2) 増減無(転居・職権修正)、減事由(転出等)確認の画面イメージ(2段書き)

6271

(異動前)氏名		(異動前)性別 (異動後)性別	男
(異動後)氏名	住民 太郎	(異動前)住民となった日 (異動後)住民となった日	令和 元年12月 4日
(異動前)旧氏 (異動後)旧氏		(異動前)住所を定めた日 (異動後)住所を定めた日	令和 元年12月 4日 令和 2年 2月 1日
(異動前)世帯主名 (異動後)世帯主名	住民 太郎	(異動前)生年月日 (異動後)生年月日	平成 2年 1月 1日
(異動前)続柄 (異動後)続柄	世帯主	(異動前)届出の年月日 (異動後)届出の年月日	令和 元年12月 6日 令和 2年 2月 3日
(異動前)住所	東京都港区虎ノ門2-2-1	(異動前)個人番号 (異動後)個人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2
(異動後)住所	東京都港区虎ノ門3-1-1	(異動前)住民票コード (異動後)住民票コード	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1
(異動前)本籍 (異動後)本籍	東京都千代田区霞が関2-1	(異動前)筆頭者 (異動後)筆頭者	住民 太郎
(異動前)転入前住所 (異動後)転入前住所	東京都千代田区霞が関2-1-2		
* * *	* * *	* * *	* * *
* * *	* * *	* * *	* * *
【異動履歴】			
令和 2年 2月 1日異動:転居(令和 2年 2月 3日届出)			
異動項目:住所			
異動前:東京都港区虎ノ門2丁目2番1号			
異動後:東京都港区虎ノ門3丁目1番1号			
異動項目:住所を定めた日			
異動前:令和 元年12月 4日			
異動後:令和 2年 2月 1日			
世帯番号	1234567890	後 取得年月日	マイ 有無
姓名番号	1234567890	期 喪失年月日	イ 発行年月日
国 保険法番号		年 基礎年金番号	住 有無
保 取得年月日		金 取得年月日	地 発行年月日
		金 喪失年月日	市 有無
介 介護認定	男	児 取得年月日	カ 発行年月日
		手 喪失年月日	印 印鑑登録番号
介 取得年月日		医 乳幼児	有 登録年月日
護 喪失年月日		証 未就学児	無 喪失年月日
取得年月日			
喪失年月日			

6278

6279

6280

6281

6282

6283

6284

6285

6286

6287

6288

6289

確認用帳票の画面レイアウトについては、住民票の写し(20.1.1)と同じ項目配置(レイアウト)としたい市区町村と、住民異動届のレイアウトと同じ項

6290 目配置にしたいと考える市区町村があると考えられたため、住民異動届という
6291 統一されていない様式の項目配置に対応するカスタマイズを抑制するため、仮
6292 登録内容の確認を画面で行う場合、確認項目の順序を各市区町村が自由に決め
6293 られるとする機能について、前述のとおり構成員及び準構成員への意見照会や
6294 分科会での議論を行った。その中で、確認は住民票の写しと同じ項目配置で行
6295 っているという意見や、今後に向けて統一的な方針を示すべきという意見があ
6296 ったため、以上で示す確認用帳票の画面イメージにおける項目配置は住民票の
6297 写しの標準様式（20.1.1）に合わせることにした。

6298

6299 中核市又は人口 20 万以上の市区（指定都市を除く。）110 市区を対象にして、
6300 実際に使用している、住民基本台帳制度に関する「様式」及び「帳票」の提供
6301 を依頼したところ、基本的な様式・帳票以外のものについても確認されたことか
6302 ら、各市区におけるこれらの様式・帳票の有無について調査し、①住民向けのも
6303 の、②他機関に送付等をするもの、③内部での確認等を行うためのもの、④統計
6304 関係のものに分類してとりまとめた。さらに、住民基本台帳ユニットの対象外の
6305 様式・帳票については対象外とした。

6306 このうち、①及び②について、ニーズの多寡等の観点から、実装すべき機能、
6307 実装しない機能、実装してもしなくても良い機能の 3 つに分類した。

6308 なお、③については基本的にはペーパーレスにより対応することとし、また、
6309 ④については 6.1 統計のとおり EUC 機能により対応することとする。

6310

6311 20.0.2 各項目の記載

6312 【実装すべき機能】

6313 項目名は、横書き、左右・上下中央揃えとすること。

6314 項目内容は、横書き、左揃え、上下中央揃えとすること。ただし、異動履
6315 歴、通称の記載及び削除に関する事項、除票記載事項などの事項は、統合記
6316 載欄（1.1.14）を設けることとし、上揃えとすること。

6317 記載しない項目（例：日本人住民の住民票の写しにおける外国人住民用項
6318 目、記載事項証明書における記載しない項目）については、項目名及び項目
6319 内容を「***」表示とすること。

6320 記載する項目のうち、当該項目について、記載すべきものがない項目（例：
6321 転入後、転居していない場合の「住所を定めた年月日」、出生に伴い、住民
6322 票を記載した場合の「転入前住所」、旧氏を設定していない場合の「旧氏」
6323 など）については、項目内容を「【空欄】」と表示すること。

6324 5.1（証明書記載事項）により省略の指定をした項目については、項目内

6325 容を「【省略】」と表示すること。

6326

6327 【考え方・理由】

6328 記載しない項目や記載する項目のうち、当該項目の内容がない項目につい
6329 ては、「***」で表示する方法、空欄とする方法、「—」で表示する方
6330 法等が考えられるが、構成員及び準構成員への意見照会の結果、「—」
6331 表示は漢数字の「一」と見分けがつきにくいという意見があり、分科会等
6332 の議論においても、アスタリスク表示も空欄も慣れればそれほど目立たない、
6333 記載すべき内容がない項目については、項目名は表示し、内容を空欄とす
6334 ることで、該当がない旨の証明になるという意見があったことから、上に示し
6335 たとおり、記載しない項目については項目名及び項目内容を「***」表示
6336 し、記載する項目のうち、記載すべきものがない項目については、項目名は
6337 該当がある場合と同様に表示し、改ざん防止のため、項目内容を「【空欄】
6338 と表示することとした。

6339

6340 20.0.3 異動履歴の記載

6341 【実装すべき機能】

6342 住民票の写し（世帯連記式でないものに限る。）（20.1.1）、住民票の除票
6343 の写し（20.1.3）、住民票記載事項証明書及び住民票の除票の記載事項証明
6344 書（20.1.4）には、異動履歴を記載するかどうかを選択でき、記載するこ
6345 とを選択した場合、以下のように記載すること。

6346 なお、記載に当たっては、異動日が新しい履歴から古い履歴の順に記載す
6347 ること。

6348 また、同一の氏であって、文字も同一の者同士が婚姻した場合、氏が変更
6349 したのものとして、履歴を記載すること。

6350

6351

【異動履歴】

{a1 異動日} 異動（{a2 異動事由}）（{a3 届出日「届出」／処理日「職権」／申出日「申出」
／請求日「請求」）

6353

異動項目：{a4 異動項目}

6354

異 動 前：{a5 異動前データ}

6355

異 動 後：{a6 異動後データ}

6356

留意事項：{b1 留意事項}

6357

6358

異動項目：{a4 異動項目}

6359

異 動 前：{a5 異動前データ}

6360

異 動 後：{a6 異動後データ}

6361

留意事項：{b1 留意事項}

6362

6363
6364
6365
6366
6367
6368
6369
6370
6371
6372
6373
6374
6375
6376
6377
6378
6379
6380
6381
6382

	.
	.
	.
{a1 異動日}	異動 ({a2 異動事由}) ({a3 届出日「届出」 / 処理日「職権」 / 申出日「申出」 / 請求日「請求」})
	異動項目 : {a4 異動項目}
	異 動 前 : {a5 異動前データ}
	異 動 後 : {a6 異動後データ}
	留意事項 : {b1 留意事項}
	異動項目 : {a4 異動項目}
	異 動 前 : {a5 異動前データ}
	異 動 後 : {a6 異動後データ}
	留意事項 : {b1 留意事項}
	.
	.
	.

6383
6384
6385
6386
6387
6388
6389
6390
6391
6392
6393
6394
6395
6396
6397
6398
6399
6400
6401
6402
6403
6404
6405

(記載要領)

- {a1 異動日}・・・異動日を記載する。
- {a2 異動事由}・・・1.2.2 で規定する異動事由を記載する。
- {a3 届出日「届出」 / 処理日「職権」 / 申出日「申出」 / 請求日「請求」}・・・届出に属する異動については届出日及び「届出」の語を、職権に属する異動(申出によるものを除く。)については処理日及び「職権」の語を、職権に属する異動(申出によるものに限る。)及び通称については申出日及び「申出」の語を、旧氏については請求日及び「請求」の語をそれぞれ記載する。記載等の種別は、届出に基づくものと職権に基づくものとの大きく2つに分けられ、そのうち職権は、実態調査等に基づき、市区町村の職員が自発的に職権により記載等する場合と、住民からの申出を契機として記載等する場合の2通りがある。
- {a4 異動項目}・・・異動のあった項目名を記載する。
- {a5 異動前データ}・・・{a4 異動項目} の異動前のデータを記載する。
- {a6 異動後データ}・・・{a4 異動項目} の異動後のデータを記載する。
- ※ {a5 異動前データ} 又は {a6 異動後データ} が1行で収まらない場合は、「:」の右から2行目が始まるようにぶら下げる。
- {b1 留意事項}・・・異動項目と紐付く留意事項を記載する。(具体的な記載事項については1.1.14 (統合記載欄) 参照)
- ※ 転入、出生、実態調査に基づく職権記載等に基づき、住民票を記載する場合や、転出、死亡、改製等により住民票を消除する場合には、ほと

6406 んど全ての異動項目について記載又は削除を行うこととなることから、
6407 これらの場合においては、a4 から a6 の住民票の写し等への記載につ
6408 いては省略又は空欄とすることとして差し支えない。

6409

6410 (記載例) 婚姻に伴う転居を行った場合

6411

【異動履歴】

6412

令和 元年 6月 6日異動(転居)(令和 元年 6月 6日届出)

6413

異動項目:住所

6414

異動前:東京都港区芝公園5-2-5

6415

異動後:東京都港区虎ノ門2-2-2

6416

留意事項:

6417

6418

異動項目:住所を定めた年月日

6419

異動前:平成25年 4月 1日

6420

異動後:令和 元年 6月 6日

6421

留意事項:

6422

6423

令和 元年 6月 6日異動(職権修正等)(令和 元年 6月 6日申出)

6424

異動項目:氏名

6425

異動前:鈴木 花子

6426

異動後:佐藤 花子

6427

留意事項:転居届と同日に婚姻届を提出

6428

婚姻前の氏 鈴木

6429

6430

異動項目:本籍

6431

異動前:東京都港区芝公園5-2-5

6432

異動後:東京都港区虎ノ門2-2-2

6433

留意事項:旧本籍 東京都港区芝公園5-2-5

6434

6435

異動項目:筆頭者

6436

異動前:鈴木 一郎

6437

異動後:佐藤 太郎

6438

留意事項:

6439

6440

6441

6442 また、住民票の写し(世帯連記式)(20.1.2)には、転居(直近のものに限
6443 る。)による住所の異動履歴を記載するかどうかを選択でき、記載すること
6444 を選択した場合、以下のように記載すること。

6445

異動前住所:{a1 異動前の住所}({a2 異動日} 転居)

6447

6448 (記載要領)

6449 {a1 異動前の住所}

6450 ・ ・ ・ 転居(直近のものに限る。)による住所の異動の異動前のデータ
6451 を記載する。

6452 {a2 異動日}

6453 ・ ・ ・ 転居（直近のものに限る。）による住所の異動の異動日を記載す
6454 る。

6455 ※ {a1 異動前の住所} が 1 行で収まらない場合は、「:」の右から 2 行
6456 目が始まるようにぶら下げる。「({a2 異動日} 転居)」が途中で改行され
6457 る場合は、「({a2 異動日} 転居)」全体を次の行に送る。

6458

6459 (記載例)

6460

異動前住所：東京都港区芝公園 5-25 (令和 元年 6 月 6 日転居)

6461

6462 また、異動履歴を記載することを選択した場合、記載する異動履歴と記載
6463 しない異動履歴を任意に選択できること。

6464 その際、初期設定としては、以下の異動履歴は記載しない異動履歴とし、
6465 それ以外は記載する異動履歴とすること。

- 6466 ・ 異動事由が「誤記修正」、「異動の取消し」である異動履歴
- 6467 ・ 性別の異動を含む異動履歴
- 6468 ・ 異動履歴に「特別養子縁組」又は「特別養子縁組の解消」の留意事項があ
6469 る場合、当該異動履歴を含め、それ以前の全ての異動履歴

6470

6471 【考え方・理由】

6472 異動履歴については、特別な請求があった場合、住民票の写し等に記載さ
6473 れるが、市区町村・システムベンダごとに記載方法が様々であり、大きく以
6474 下のような 3 方式がある。

6475 A 方式：異動履歴を備考欄又は統合的に記載する欄に表示する方式

6476 B 方式：異動履歴を各項目に表示する方式

6477 C 方式：1 異動 1 葉とする方式（1 異動を 1 葉として住民票の写しを発
6478 行する方式。過去の履歴が必要であれば複数葉出力する。）

6479 これらについて、構成員・準構成員に意見照会を実施したところ、構成員
6480 においては、本件について強い考えを持っていると回答をした構成員はなか
6481 ったが、A 方式と B 方式を評価する団体が多かった。C 方式は、A 方式及び
6482 B 方式と比較すると、評価が低かった。

6483 一方、準構成員においては、A 方式が最も評価が高かった。

6484 このように、A 方式については構成員・準構成員ともに評価が高い一方で、
6485 B 方式については、準構成員からは、「紙原票時代の流れを汲んだ考えであ
6486 り、デジタル手続の時代に合わない」、「プログラム制御が最も複雑になる」
6487 といったコメントがあり、評価が低い。また、C 方式は、順位 3 位と回答し

6488 た構成員数が「7」であり、採用は難しい。

6489 以上の結果、A方式（異動履歴を備考欄又は統合的に記載する欄に表示す
6490 る方式）を採用することとする。

6491 また、住民票（原票）の備考欄に記載している事項の中には、専ら職員の
6492 便宜のための記録であって、住民票の写しに表示するに適しないものも含ま
6493 れており、異動履歴を備考欄に表示する方式とすることは、混乱を招きかね
6494 ないことから、異動履歴を、統合記載欄に表示することとする。

6495

6496 (参考) 構成員・準構成員への意見照会結果

6497

(単位：人)

順位 方式	構成員数			準構成員数		
	1位	2位	3位	1位	2位	3位
A方式	4	4	2	4	2	1
B方式	4	5	1	1	2	4
C方式	2	1	7	2	3	2

6498

6499 その上で、異動履歴を具体的にどのように統合記載欄に記載するかについ
6500 ては、本照会において、準構成員から、異動履歴を文章で記録すると、職員
6501 が自由に手入力でき、データ移行も標準化できないため、異動履歴を構造化
6502 し、表として記載してはどうかとの提案があった。

6503 しかし、表とすることについては、異動履歴の性質上、欄数の上限を設け
6504 ることができないが、ベンダによっては罫線を可変的に表示することが困難
6505 であるという意見もあり、また、表にしてしまうと異動履歴以外の事項を統
6506 合記載欄に記載できなくなってしまうことから、表にはしない形で、異動履
6507 歴を構造化して記載することとする。

6508 また、住民票の写し（世帯連記式）(20.1.2) は、住民票の写し（世帯連記
6509 式でないものに限る。）(20.1.1) と比べてスペースが足りないが、転居前住
6510 所については記載してもらいたいニーズが高いことから、転居（直近のもの
6511 に限る。）による住所の異動に限って異動履歴を記載できることとし、その
6512 際、異動履歴の記載は短縮形とする。

6513 異動履歴を異動日が新しいものから順に並べるか、古いものから順に並べ
6514 るかについては、構成員・準構成員に意見照会を実施した結果、直近の異動
6515 履歴を確認するケースが多いとの理由から、新しいものから順に並べるべき
6516 との意見が多数であったため、新しいものから順に並べることとする。

6517

6518 記載する異動履歴と記載しない異動履歴は任意に選択できることとする

6519 が、初期表示については以下のとおりとする。

6520 まず、4.2.3.3（誤記修正）に記載のとおり、住民票（原票）の記載事項に
6521 係る変更・修正については、誤記修正の履歴も含め、全て住民票（原票）に
6522 記載するが、住民票の写し等の証明書の交付時には、誤記修正の履歴は自動
6523 判断で非表示とすることとした。

6524 また、1.1.4（改製）に記載のとおり、特別な事由がある場合、異動履歴及
6525 び留意事項を住民票（原票）に記載し、改製しないが住民票の写し等の証明
6526 書で異動履歴等を記載する場合、デフォルトでは特別な事由の異動履歴等は
6527 記載しないようにすることとした。

6528 そこで、デフォルトでは記載しない「特別な事由」として何を定めるべき
6529 か、構成員・準構成員に意見照会を実施した。

6530 その結果、特別養子縁組については、回答のあった構成員9者中8者及び
6531 準構成員7社中5社が「特別な事由」に含めるべきと回答し、性別変更につ
6532 いては、6者及び5社が「特別な事由」に含めるべきと回答したことから、
6533 「特別な事由」に含めることとする。また、特別養子縁組の解消については、
6534 「特別な事由」に含めるべきとしたのは2社のみであったが、8者が「特別
6535 な事由」に含めるべきとしていることから、「特別な事由」に含めることと
6536 する。そのほか、帰化、離婚による氏の変更、DV支援対象者に関するステ
6537 ータスの変更、戸籍再製、住居表示、換地、就籍の届出に至らない者等の住
6538 民票を作成した後に出生届が提出された場合についても照会したが、いずれ
6539 も「特別な事由」に含めるべきとの回答は、構成員中、準構成員中いずれも
6540 半数に満たなかったことから、「特別な事由」に含めることとしない。

6541 なお、実例上、特別養子縁組については、特別養子縁組成立の審判の後に
6542 実親の世帯から養親の世帯に転入した場合、転出地市区町村においては、転
6543 出先住所（予定）及び転出先住所（確定）を空欄とし、転入地市区町村にお
6544 いては、転入前住所を空欄として差し支えない。

6545

6546 20.0.4 異動履歴の記載の修正

6547 **【実装すべき機能】**

6548 20.0.3（異動履歴の記載）により住民票の写し等の証明書に記載される異
6549 動履歴については、修正できること。

6550 その場合、1.2.1（異動履歴の管理）により管理される異動履歴と別に、
6551 証明書に記載される異動履歴として、1.2.1（異動履歴の管理）において管
6552 理することとされている項目をを管理し、これを修正することとし、1.2.1
6553 （異動履歴の管理）により管理される異動履歴は修正しないこと。また、現

6554 に住民票(原票)に記載されている最新のデータも修正しないこと。さらに、
6555 1.2.1(異動履歴の管理)により管理される異動履歴と証明書に記載される
6556 異動履歴がともに画面上で参照できること。

6557 証明書に記載される異動履歴には、履歴番号及び枝番号を付して管理する
6558 こと。

6559

6560 【考え方・理由】

6561 4.2.3.3(誤記修正)に記載のとおり、誤記があった場合も、上書き修正
6562 せず、職権修正として修正することとしており、誤記のあった異動履歴は、
6563 誤記修正の異動履歴とともに、異動履歴データとして保持されることとして
6564 いる。ただし、4.2.3.3(誤記修正)の【考え方・理由】に記載のとおり、住
6565 民票の写し等で記載する証明事項の履歴としては必ずしも全て記載する必
6566 要はなく、20.0.3(異動履歴の記載)に記載のとおり、異動事由が「誤記修
6567 正」である異動履歴は、初期設定としては、証明書には記載しないこととし
6568 ている(以下の例1～例4を参照)。

6569 もっとも、異動事由が「誤記修正」である異動履歴を記載せず、その他の
6570 異動履歴を記載すると、証明書に記載される異動履歴が誤記を含んだもの
6571 なる場合がある(以下の例3を参照)。そこで、このような場合に備え、証
6572 明書に記載される異動履歴を修正する機能を実装することとする。ただし、
6573 その場合も、4.2.3.3(誤記修正)の考えを踏まえ、実際のシステム上の異
6574 動履歴である1.2.1(異動履歴の管理)により管理される異動履歴は修正し
6575 ないこととする。

6576 なお、これらを自動で行う機能については、過去の異動履歴の誤記修正を
6577 行うこと自体の頻度が高くないことから、不要である。

6578 証明書に記載される異動履歴の履歴番号は、異動日の古いものから順番に
6579 付すこととする。誤記修正等が必要な場合、当該誤記修正等がどの異動履歴
6580 に対して行われたのかがわかるかたちで管理をする必要があることから、誤
6581 記修正等の履歴番号については、誤記修正等を行う異動履歴と同様とし、枝
6582 番号については、誤記修正等を行う異動履歴の枝番号に続けて処理日が古い
6583 ものから順に付すこととする。

6584

6585 (例1)青木太郎が住所A'に転入したと住民票(原票)に記載したが、後
6586 日、住所A'は誤記であり、正しくはAであることが分かった場合

6587

6588 ○ システム上、管理される異動履歴(抄)

履歴番号	枝番号	住所	氏名	異動事由	異動日	処理日	届出日
6589							
6590	1	1	A' 青木 太郎	国内転入	2000.1.1	2000.1.5	2000.1.5
6591	1	2	A 青木 太郎	誤記修正	2000.1.1	2000.2.1	2000.1.5

6592

6593 ○ 住民票の写し等の証明書に（初期設定で）記載される異動履歴（抄）

6594
6595

【異動履歴】
なし

6596

※青木太郎が住民となつてから、誤記修正以外の異動は発生しておらず、異動事由が「誤記修正」

6597

である異動履歴は、20.0.3（異動履歴の記載）に規定のとおり、初期設定としては記載しない

6598

こととしていることから、住民票の写し等の証明書には、異動履歴は（初期設定としては）記

6599

載されない。

6600

6601 （例2）青木太郎が住所 A' に転入したと住民票（原票）に記載したが、後
6602 日、住所 A' は誤記であり、正しくは A であることが分かり、その後、
6603 住所 B に転居したと記載した場合

6604

6605 ○ システム上、管理される異動履歴（抄）

履歴番号	枝番号	住所	氏名	異動事由	異動日	処理日	届出日
6606							
6607	1	1	A' 青木 太郎	国内転入	2000.1.1	2000.1.5	2000.1.5
6608	1	2	A 青木 太郎	誤記修正	2000.1.1	2000.2.1	2000.1.5
6609	2	1	B 青木 太郎	転居	2001.1.1	2001.1.5	2001.1.5

6610

6611 ○ 住民票の写し等の証明書に（初期設定で）記載される異動履歴（抄）

6612
6613
6614
6615
6616
6617

【異動履歴】
平成13年 1月 1日異動（転居）（平成13年 1月 5日届出）
異動項目：住所
異動前：A
異動後：B
留意事項：

6618

6619 （例3）青木太郎が住所 A に転入したと住民票（原票）に記載し、その後、
6620 住所 B' に転居したと記載したが、後日、住所 B' は誤記であり、正し
6621 くは B であることが分かった場合

6622

6623 ○ システム上、管理される異動履歴（抄）

履歴番号	枝番号	住所	氏名	異動事由	異動日	処理日	届出日
6624							
6625	1	1	A 青木 太郎	国内転入	2000.1.1	2000.1.5	2000.1.5
6626	2	1	B' 青木 太郎	転居	2001.1.1	2001.1.5	2001.1.5
6627	2	2	B 青木 太郎	誤記修正	2001.1.1	2001.2.1	2001.1.5

6628

6629

- 住民票の写し等の証明書に（初期設定で）記載される異動履歴（抄）

6630

【異動履歴】

平成13年 1月 1日異動（転居）（平成13年 1月 5日届出）

異動項目：住所

異動前：A

異動後：B

留意事項：

6631

6632

6633

6634

6635

6636

※ただし、本機能（記載履歴修正機能）を用いて、住民票の写し等の証明書に記載される異動履

6637

歴を以下のとおり修正しても良い（この場合でも、システム上、管理される異動履歴は修正し

6638

てはならない。）。

6639

【異動履歴】

平成13年 1月 1日異動（転居）（平成13年 1月 5日届出）

異動項目：住所

異動前：A

異動後：B

留意事項：

6640

6641

6642

6643

6644

6645

6646

（例4）青木太郎が住所A'に転入したと住民票（原票）に記載し、その後、

6647

住所Bに転居したと記載したが、後日、住所A'は誤記であり、正し

6648

くはAであることが分かった場合

6649

6650

- システム上、管理される異動履歴（抄）

6651

履歴番号	枝番号	住所	氏名	異動事由	異動日	処理日	届出日
1	1	A'	青木 太郎	国内転入	2000.1.1	2000.1.5	2000.1.5
1	2	A	青木 太郎	誤記修正	2000.1.1	2001.2.1	2000.1.5
2	1	B	青木 太郎	転居	2001.1.1	2001.1.5	2001.1.5

6652

6653

6654

6655

6656

【異動履歴】

平成13年 1月 1日異動（転居）（平成13年 1月 5日届出）

異動項目：住所

異動前：A

異動後：B

留意事項：

6657

6658

6659

6660

6661

6662

6663

20.0.5 備考の記載

6664

【実装すべき機能】

6665

住民票の写し（世帯連記式を含む。）（20.1.1及び20.1.2）、住民票の除票

6666

の写し（20.1.3）、住民票記載事項証明書及び住民票除票記載事項証明書

6667

（20.1.4）には、備考を記載するかどうかを備考の段落ごとに選択でき、記

6668

載することを選択した場合、以下のように記載すること。

6669
6670
6671
6672
6673
6674
6675
6676
6677
6678

<p>【備考】</p>

6679
6680
6681
6682
6683
6684
6685
6686
6687
6688
6689
6690

【考え方・理由】

1.1.14（統合記載欄）に記載のとおり、1.2.1（異動履歴の管理）に規定する異動履歴に紐付かない事項（C類型）について、住民票（原票）の備考として記載することとし、住民票の写し等の証明書には、特別の請求があった場合、プライバシー保護の観点等から市区町村の判断により記載するかしないかを選択し、記載を選択した場合、統合記載欄に記載できることとする。ただし、これまで備考に記載されていたものの多くは異動履歴として管理できるもの（A類型）であるため、証明書に備考が記載されることは多くないと考えられる。

20.1 住民票の写し等

6692

6693 20.1.1 住民票の写し

6694 【実装すべき機能】

6695 住民票の写し（世帯連記式を含まない。）について、次に示すレイアウト
6696 に従い、直接印刷により出力できること。また、末尾に認証文を記載でき、
6697 住民の求めに応じ、「この写しは、住民票の原本と相違ないことを証明する。」
6698 又は「この写しは、世帯全員の住民票の原本と相違ないことを証明する。」
6699 のいずれかを選択できること。

6700 住民票の写し（世帯連記式を含まない。）に記載する項目は以下の通りと
6701 すること。

- 6702 ・ 氏名（漢字、アルファベットを含む。）
- 6703 ・ 旧氏（日本人住民のみ）
- 6704 ・ 通称（外国人住民のみ）
- 6705 ・ 生年月日
- 6706 ・ 性別
- 6707 ・ 世帯主・世帯主との続柄
- 6708 ・ 戸籍の表示（本籍・筆頭者）（日本人住民のみ）
- 6709 ・ 住民となった年月日
- 6710 ・ 住所を定めた年月日
- 6711 ・ 住所（方書を含む。）
- 6712 ・ 届出日
- 6713 ・ 転入前住所（国外を含む。）
- 6714 ・ 個人番号
- 6715 ・ 住民票コード
- 6716 ・ 氏名のフリガナ（1. 1. 18 参照）
- 6717 ・ 旧氏のフリガナ（1. 1. 18 参照）
- 6718 ・ 通称のフリガナ（1. 1. 18 参照）
- 6719 ・ 外国人住民となった年月日
- 6720 ・ 国籍・地域
- 6721 ・ 法第 30 条の 45 に規定する区分
- 6722 ・ 在留期間
- 6723 ・ 在留期間の満了の日

- 6724 ・ 在留資格
- 6725 ・ 在留カード等の番号
- 6726 ・ 通称の記載及び削除に関する事項
- 6727 統合記載欄に、1. 1. 14（統合記載欄）と 20. 0. 3（異動履歴の記載）に定め
- 6728 るとおり異動履歴、留意事項及び備考を記載できること。
- 6729

6730 **【実装しない機能】**

- 6731 転出予定者の住民票の写しについて、転出予定年月日到来前に転出先住所
- 6732 を含めて発行すること。
- 6733
- 6734

6735 ○ 住民票の写し（日本人住民）のレイアウト

住民票

氏名		個人番号	
		住民票コード	
旧氏		生年月日	
世帯主		性別	
続柄		住民となった 年月日	
住所		住所を定めた 年月日	
		届出日	
本籍		筆頭者	
転入前住所			
***		***	
***		***	

この写しは、住民票の原本と相違ないことを証明する。

令和 年 月 日

6736

6737

6738 ○ 住民票の写し（外国人住民）のレイアウト

住民票

氏名	個人番号	
	住民票コード	
通称	生年月日	
世帯主	性別	
続柄	外国人住民となった年月日	
住所	住所を定めた年月日	
	届出日	
国籍・地域	在留資格	
転入前住所		
法第30条の45区分	在留期間等	
在留期間満了日	在留カード等の番号	

この写しは、住民票の原本と相違ないことを証明する。

令和 年 月 日

6739

6740

記載語元【20.1.1.1 住民票(個人)】

1. 項目・記載内容

項目	標準名	項目名	内容	行数(繰り返し)	折り返し	型	桁数/桁	文字コード	和暦・西暦	西暦・西暦	西暦・西暦	住民票に記載する情報の付与状況	住民票に記載する情報の付与状況	基本フォントサイズ(ピクセル)	最小フォントサイズ(ピクセル)	その他備案件
1	住民票(個人等)	タイトル	【住民票】と記載	1	無	全角	3	IPAmi明朝	-	中央	-	-	-	18	-	
2		【公用】	通常は空白、公用使用目的での発行の場合「【公用】」と記載	1	無	全角	4	IPAmi明朝	-	右	-	-	-	18	-	
3		氏名	日本人の場合【日本人】、外国人の場合【本人】、外国人の場合【日本人】、外国人の場合【本人】において記載	1	有	本人氏名型	20/3	IPAmi明朝	-	左	○	【空欄】	【空欄】	11	-	
4		個人番号	先頭から「14桁+△+4桁+△+4桁」で記載	1	無	全角	14	IPAmi明朝	-	左	-	【空欄】	【空欄】	11	-	
5		住民票コード	先頭から「4桁+△+4桁+△+4桁」で記載	1	無	全角	13	IPAmi明朝	-	左	-	【空欄】	【空欄】	11	-	
6		旧氏又は遷移項目名	日本人の場合【旧氏】、外国人の場合【遷移】と記載	1	無	全角	2	IPAmi明朝	-	中央	-	-	-	11	-	
7		旧氏又は遷移	日本人の場合【旧氏】、外国人の場合【遷移】と記載	1	無	旧氏・遷移型	20	IPAmi明朝	-	中央	○	【空欄】	【空欄】	11	-	
8		生年月日	日本人の場合【生年月日型(日本人)】、外国人の場合【生年月日型(外国人)】において記載、空欄の場合はその旨を記載	1	無	日付型	11	IPAmi明朝	和暦/西暦	左	-	-	-	11	-	
9		世帯主	日本人の場合【本人氏名型(日本人)】、外国人の場合【本人氏名型(外国人)】において記載、本人氏名型(日本人)・本人氏名型(外国人)ともに、フリガナは出力しない	1	無	本人氏名型	20	IPAmi明朝	-	左	○	【空欄】	【空欄】	11	-	
10		性別	【男】/【女】の別を記載	1	無	全角	1	IPAmi明朝	-	左	-	【空欄】	【空欄】	11	-	
11		続柄		1	無	全角	20	IPAmi明朝	-	左	○	【空欄】	【空欄】	11	-	
12		住民となった年月日又は外国人住民となった年月日項目名	日本人の場合【住民となった年月日】、外国人の場合【外国人住民となった年月日】と記載	1	有	全角	12	IPAmi明朝	-	中央	-	-	-	9	-	
13		住民となった年月日又は外国人住民となった年月日	日本人は「住民となった年月日」、外国人は「外国人住民となった年月日」を記載	1	無	日付型	11	IPAmi明朝	和暦	左	-	-	-	11	-	
14		住所		1	有	住所型	20/3	IPAmi明朝	-	左	○	-	-	11	-	
15		住所を定めた年月日	記入、出生後一帯も転居していない場合は空白しない	1	無	日付型	11	IPAmi明朝	和暦	左	-	【空欄】	【空欄】	11	-	
16		届出日	転入届並びに法第30条の46及び法第30条の47に基づき届出により記載する場合はその届出の年月日、職権により記載する場合はその記載の年月日	1	無	日付型	11	IPAmi明朝	和暦	左	-	-	-	11	-	
17		本籍又は国籍・地域項目名	日本人の場合【本籍】、外国人の場合【国籍・地域】と記載	1	有	全角	5	IPAmi明朝	-	中央	-	【空欄】	【空欄】	11	-	
18		本籍又は国籍・地域	日本人は「本籍」、外国人は「国籍・地域」を記載	1	有	全角	20/3	IPAmi明朝	-	左	○	【空欄】	【空欄】	11	-	
19		筆頭者又は筆頭資格項目名	日本人の場合【筆頭者】、外国人の場合【筆頭資格】と記載	1	無	全角	4	IPAmi明朝	-	中央	-	-	-	11	-	
20		筆頭者又は筆頭資格	日本人は「筆頭者」、外国人は「筆頭資格」を記載	1	有	全角	14/3	IPAmi明朝	-	左	○	【空欄】	【空欄】	11	-	
21		転入前住所		1	無	住所型	40	IPAmi明朝	-	左	○	【空欄】	【空欄】	11	-	
22		法第30条の45区分項目名	日本人の場合【****】、外国人の場合【法第30条の45区分】と記載	1	有	全角/半角	14	IPAmi明朝	-	中央	-	****	****	9	-	
23		法第30条の45区分	日本人の場合【****】を記載	1	無	全角	20	IPAmi明朝	-	左	-	****	****	11	-	
24		在留期間等項目名	日本人の場合【****】、外国人の場合【在留期間等】と記載	1	無	全角	5	IPAmi明朝	-	中央	-	****	****	11	-	
25		在留期間等	日本人の場合【****】を記載	1	無	全角	14	IPAmi明朝	-	左	-	【空欄】	【空欄】	11	-	
26		在留期間終了日項目名	日本人の場合【****】、外国人の場合【在留期間終了日】と記載	1	有	全角	7	IPAmi明朝	-	中央	-	****	****	9	-	
27		在留期間終了日	日本人の場合【****】を記載	1	無	日付型	11	IPAmi明朝	西暦	左	-	****	****	11	-	
28		在留カード等の番号項目名	日本人の場合【****】、外国人の場合【在留カード等番号】と記載	1	有	全角	8	IPAmi明朝	-	中央	-	****	****	9	-	
29		在留カード等番号	日本人の場合【****】を記載	1	無	全角	12	IPAmi明朝	-	左	-	****	****	11	-	

項目	概要名	項目名	内容	行総(繰り返し)	折り返し	型	桁数/行※	文字コード	和暦・西暦	位置寄せ	数字溢れ対応	任意表示	任意表示	基本フォントサイズ	基本フォントサイズ	その他備置条件	
30	住民票(個人票)	総合記載欄(左辺)		22	-	全角	27	IPAmi明朝	-	左	-	-	-	9	9		
31	総合記載欄	総合記載欄(右辺)	前行から1行空けて記載、左端の文字は【】で囲う 【異動履歴】の1行下、特五端から1文字空け「事由の生じた年月日」+「異動」+「異動事由」(「転出」、「転入」、「死亡」等)+「届出日」+「届出」を記載 異動履歴の1行下、特五端から1文字空け「異動項目」と記載、スペースを空けず「異動項目」を記載 異動項目の1行下、特五端から1文字空け「異動前:」と記載、スペースを空けず「異動項目の異動前の値」を記載 異動前の1行下、特五端から1文字空け「異動後:」と記載、スペースを空けず「異動項目の異動後の値」を記載 留意事項 【留意事項】を記載(留意事項がなければ空欄) 前行から1行空けて記載、左端の文字は【】で囲う	22	-	全角	27	IPAmi明朝	-	左	-	-	-	9	9		任意表示の場合は26行
32	総合記載欄	総合記載欄(右辺)	【異動履歴】	1	無	全角	-	IPAmi明朝	-	左	-	-	-	9	9		任意表示の場合は26行
33	異動履歴	異動履歴	【異動履歴】の1行下、特五端から1文字空け「事由の生じた年月日」+「異動」+「異動事由」(「転出」、「転入」、「死亡」等)+「届出日」+「届出」を記載	異動項目	有	日付型 全角	11	IPAmi明朝	和暦	左	-	-	-	9	9		
34	異動項目	異動項目	異動履歴の1行下、特五端から1文字空け「異動項目:」と記載、スペースを空けず「異動項目」を記載	1	有	日付型 全角	11	IPAmi明朝	和暦	左	-	-	-	9	9		
35	異動前	異動前	異動項目の1行下、特五端から1文字空け「異動前:」と記載、スペースを空けず「異動項目の異動前の値」を記載	1	有	全角	20	IPAmi明朝	-	左	-	-	-	9	9		
36	異動後	異動後	異動前の1行下、特五端から1文字空け「異動後:」と記載、スペースを空けず「異動項目の異動後の値」を記載	1	有	全角	20	IPAmi明朝	-	左	-	-	-	9	9		
37	留意事項	留意事項	留意事項の1行下、特五端から1文字空け「留意事項:」と記載、【留意事項】を記載(留意事項がなければ空欄)	1	有	全角	20	IPAmi明朝	-	左	-	-	-	9	9		
38	【通称の記載および削除に関する事項】	【通称の記載および削除に関する事項】	前行から1行空けて記載、左端の文字は【】で囲う	1	無	全角	-	IPAmi明朝	-	左	-	-	-	9	9		
39	記載・削除年月日	記載・削除年月日	【通称の記載および削除に関する事項】の1行下、特五端から1文字空け「通称を記載した年月日」+「記載」+「通称を削除した年月日」+「削除」	記載・削除 繰返差分	有	日付型 全角	11	IPAmi明朝	和暦	左	-	-	-	9	9		
40	通称	通称	記載・削除年月日の1行下、特五端から1文字空け「通称:」+「通称名」	1	有	全角	22	IPAmi明朝	-	左	-	-	-	9	9		
41	記載・市町村名	記載・市町村名	通称の1行下、特五端から1文字空け「記載・市町村名:」+「記載・市町村名」	1	有	全角	18	IPAmi明朝	-	左	-	-	-	9	9		
42	削除・市町村名	削除・市町村名	記載・市町村名の1行下、特五端から1文字空け「削除・市町村名:」+「削除・市町村名」	1	有	全角	18	IPAmi明朝	-	左	-	-	-	9	9		
43	備考	備考	前行から1行空けて記載、左端の【】で囲う	1	無	全角	-	IPAmi明朝	-	左	-	-	-	9	9		
44	【以下空白】	【以下空白】	前行から1行空けて記載、特五端から1文字空け文字は【】で囲う	備考分	有	全角	20	IPAmi明朝	-	左	-	-	-	9	9		
45	発行番号	発行番号	記載例:「20200502●●市 単行1 プリント001011/2」	1	無	全角	-	IPAmi明朝	-	左	-	-	-	9	9		
46	認印文	認印文	最終ページにのみ記載、発行番号から1行空ける、左詰め【この字は、住民票の原本と相違ないことを証明する。】と記載	1	無	全角	32	IPAmi明朝	-	左	-	-	-	9	9		
47	公証(年月日)	公証(年月日)	最終ページにのみ記載、認印文から1行空ける、公印欄に寄せる、公印に重ならない	1	無	全角	33	IPAmi明朝	-	左	-	-	-	11	11		
48	公証(職務代理者)	公証(職務代理者)	最終ページにのみ記載、認印文から1行空ける、公印欄に寄せる、公印に重ならない	1	無	日付型	11	IPAmi明朝	和暦	左	-	-	-	11	11		
49	公証(職務代理者)	公証(職務代理者)	最終ページにのみ記載、認印文から1行空ける、公印欄に寄せる、公印に重ならない、「市町村名+長」又は「市町村名+長(職務代理者)」と記載	1	無	全角	30	IPAmi明朝	-	右	-	-	-	11	11		
50	公証(職務代理者)	公証(職務代理者)	最終ページにのみ記載、公証(職務代理者)の1行、公印欄に寄せる、公印に重ならない	1	無	全角	7	IPAmi明朝	-	右	-	-	-	11	11		
51	公印	公印	最終ページにのみ記載、職務代理者の右隣、職務代理者と重ならない	-	-	イメージ	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
52	住民票(個人) 2枚目以降のレイアウト	氏名	日本人の場合は【本人氏名(日本人)】、外国人の場合は【本人氏名(外国人)】において記載 本人氏名(日本人)・本人氏名(外国人)ともに、フリガナは出力しない	1	無	本人氏名型	37	IPAmi明朝	-	左	○	【空欄】	-	11	11		
53	総合記載欄(右辺)	総合記載欄(右辺)		47	-		27	IPAmi明朝	-	左	-	-	-	9	9		
54	総合記載欄(右辺)	総合記載欄(右辺)	記載例:「20200502●●市 単行1 プリント001011/2」	47	-		27	IPAmi明朝	-	左	-	-	-	9	9		
55	認印文	認印文	最終ページにのみ記載、発行番号から1行空ける、左詰め【この字は、住民票の原本と相違ないことを証明する。】と記載	1	無	全角/半角	32	IPAmi明朝	-	左	-	-	-	9	9		
56	公証(年月日)	公証(年月日)	最終ページにのみ記載、認印文から1行空ける、公印欄に寄せる、公印に重ならない	1	無	全角	33	IPAmi明朝	-	左	-	-	-	11	11		
57	公証(年月日)	公証(年月日)	最終ページにのみ記載、認印文から1行空ける、公印欄に寄せる、公印に重ならない	1	無	日付型	11	IPAmi明朝	和暦	左	-	-	-	11	11		

項目	帳票名	項目名	内容	行数(繰り返し)	折り返し	型	桁数/桁数	文字コード	和暦・西暦	左寄せ・右寄せ	桁強れの対応	任意欄に記号が無い又は記号を含む場合の表示	基本フォントサイズ(単位)	最小フォントサイズ(単位)	その他備付条件
58		公証(職務代理者)	上記参照	1	無	全角	30	IPAn10	—	左	—	—	11		
59		公証(職務代理者名)	上記参照	1	無	全角	7	IPAn10	—	左	—	—	11		
60		公印	上記参照	—	—	イメージ	—	—	—	—	—	—	—		

※：単位は文字数。プリンターのハードウェアや帳票印刷プログラムにより桁数で異なる場合があります。本欄に近い桁数で記載できれば可とする。

2. 構成

項目	帳票名	用紙サイズ	縦・横	最低余白(上)※	最低余白(下)※	最低余白(左)※	最低余白(右)※	記載可能人数	以下余白の記載位置	複製枚数	枚目表示	〇印中心	職務執行部	公印有無	公用有無	発行単位	同一証明書の記載位置	別冊式との同時発行
1	任意票(個人票)	A4(改ざん防止用紙)	縦	11	5	13	5	1	—	有	有	有	有	有	有	出票全量または一部	出票内の記載位置	無し
2	任意票(個人票)次紙	A4(改ざん防止用紙)	縦	11	5	13	5	1	—	有	有	有	有	有	有	出票全量または一部	出票内の記載位置	無し

※：単位はミリメートルあるいはインチ。裏面印刷する余白を示す。最低値の規定がない場合は「—」を記入する。

【標準様式・帳票 共通項目】

項番	共通項目	表示形式	注意事項
1	本人氏名型	(日本人) 氏+△+名+△ (カナ氏+△+カナ名) (外国人) 英字氏名+△+漢字氏名	・ (日本人) カナ氏名は、かな氏名に関する本人確認実施済みの場合に括弧を含め記載する ・ (外国人) 漢字氏名は英字氏名と区別がつくように、間に全角スペースをいれること
2	旧氏・通称型	旧氏+△+ (カナ旧氏) 通称+△+ (カナ通称)	カナ氏名は、カナ氏名に関する本人確認実施済みの場合に括弧を含め記載する
3	住所型	都道府県名+市区町村名+字+地番+△+方書	・ 方書は地番との区別がつくように間に全角スペースを入れること ・ 郡がある場合は郡名を含む (J-LIS住所辞書には入っているため)
4	日付型	(和暦) 元号9年9月9日 (西暦) 1999年9月9日	・ (和暦) 元年は「1年」とせず、「元年」とすること。 ・ (共通) 年月日は全角数字とし、1桁の場合前に空白を設けないこと
5	宛名氏名型	氏名+△様	外国人の場合、通称、漢字氏名、英字氏名の順に登録があるものを優先して氏名とする
6	宛名住所型	都道府県名+市区町村名+字+地番+△+方書+△+宛名補記	宛名補記は郵便物が確実に届くように補記する情報 例) ○○様方
7	自治体名型	都道府県名+市区町村名 →最大で11文字 例) 埼玉県さいたま市大宮区 例) 鹿児島県いちき串木野市	・ 指定都市については県名を含めること ※標準仕様書「5.6 公印・職名の印字」の通り ・ 郡がある場合は郡名を含めないこと 例) 和歌山県那智勝浦町 (最大で9文字) ※郡名を含めると和歌山県東牟婁郡那智勝浦町は13文字

6745 **【考え方・理由】**

6746 ○用語について

6747 項目については基本的には法令の用語を踏襲することとするが、以下の項目
6748 については、構成員・準構成員意見照会及び分科会等での議論の結果、法律
6749 上の用語以外の用語を使用することとする。

6750

使用する用語	法律上の用語	法律上の用語を使用しない理由
性別	男女の別	「性別」の方が一般的で、広域交付住民票でも使用されているため。
生年月日	出生の年月日	「生年月日」の方が一般的で、広域交付住民票でも使用されているため。
転居前住所	従前の住所	単に「従前の住所」とあれば、転居前住所のことを指すと誤解を招く可能性があるため。 また、従前の住所は必ずしも転入届に基づくものだけではないため(例：住所設定(職権記載の一種)では、前住所地が不明で確定できない場合は、従前の住所欄に「不明」と入力する等)、不正確となることがあるが、このようなケースは少なく、通常の場合において紛れのない「転居前住所」を使用することが良いと答える構成員・準構成員が多かったため。

6751

6752 ※留意点：上の表はあくまで証明書に印字する項目名の問題であり、これに
6753 よって、項目内容が変わるものではない。項目名にかかわらず、
6754 転居前住所は記載せず(履歴として統合記載欄に記載する。)、転
6755 入届に基づかない職権記載の場合も従前の住所を記載すること
6756 は変わらない。

6757

- 6758 ○ 住民票の写し（日本人住民）のレイアウトの考え方
6759 ※ 以降の例で示すレイアウトにおける記載内容は、あくまで各項目における
6760 記載方法を示す趣旨で記載していることから、各項目の記載内容が整合しな
6761 い場合があり得る。
6762 ※ 令第 15 条で住民票の写し等を交付する場合には、当該住民票の写し等の
6763 末尾に原本と相違ない旨を記載しなければならない旨規定されており、要領
6764 第 2 - 4 - (1) - ① - ウ - (ア) 及び (イ) で、認証文の例が示されている。
6765

・指定都市・特別区も含め常に都道府県から記載する。
 【理由】統一かつ正確な表記を行うため。また、ホストCPU時代と異なり、現在は都道府県や市区町村名を省略せずとも十分な桁数を持つため。

・右上に「公用」の表示ができるようにする。

住民票 【公用】

氏名	住民 太郎	個人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2
旧氏	作茶	住民票コード	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1
世帯主	住民 太郎	生年月日	昭和50年1月1日
続柄	世帯主	性別	男
住所	東京都港区虎ノ門2-2-1 虎ノ門ハイツ101号	住民を定めた年月日	平成23年4月1日
		住所を定めた年月日	令和元年12月4日
本籍	東京都千代田区霞が関2-1	届出日	平成23年4月1日
		無届者	住民 太郎
転入前住所	東京都千代田区霞が関2-1-2		
***	*****	***	*****
***	*****	***	*****
【異動履歴】	令和元年12月4日異動（転入）（令和元年12月6日届出） 異動前住所：東京都港区芝公園5-2-5 異動後住所：東京都港区虎ノ門2-2-1 虎ノ門ハイツ101号 留意事項： 異動理由：住所を定めた年月日 異動前：平成23年4月1日 異動後：令和元年12月4日 留意事項： 【備考】 氏名カタカナ表記 ジュウミン タロウ 【以下余白】		

・個人番号・住民票コードについては4桁区切りにしてスペースを入れる。
 【理由】分科会での議論の結果、見やすさの観点から自治体のニーズが強い。

日本人住民の例
 ・改ざん防止のため、年月日が1桁の場合は左に詰めて記入し、スペースができないようにすること。

統合記載欄
 ・総証文は、一部の世帯員のみが表示されている場合は、「この写しは、住民票の原本と相違ないことを証明する。」とし、世帯全員が表示されているときは「この写しは、世帯全員の住民票の原本と相違ないことを証明する。」とする。
 【理由】「原本と相違ない」というのは原簿をコピーしていたときの総証文なので、戸籍の総証文を参考に、「登録事項を証明した書面である」という記載にするという提案もあるが、支障を来すレベルではなく、直ちに事務処理業務を改正する必要はないため、今後必要に応じて検討する可能性は排除しない。

・項目名は法令の記載に合わせることを原則とするが、以下の項目については、○内の法令用語よりもわかりやすい項目名とする。
 ・転入前住所（従前の住所）
 ・性別（男女の別）
 ・生年月日（出生の年月日）

・転入届に基づく届出により記載した者についてはその届出の年月日、届出により記載した者についてはその記載の年月日をそれぞれ記載すること。

・改ざん防止のため、年月日が1桁の場合は左に詰めて記入し、スペースができないようにすること。
 ページ内にちょうど取まった場合は、「以下余白」を省略する。

この写しは、住民票の原本と相違ないことを証明する。

令和●年●月●日

●●●●長（職務代理者） 印

・住民票の写し（世帯連記式でないものに限る。）、住民票の除票の写し、住民票記載事項証明書及び住民票除票記載事項証明書には、異動履歴を記載するかどうかを選択でき、記載することを選択した場合は、ここに示したように、異動日ごと、異動項目ごとに構造化し、異動前後がわかるように記載する。
 ・異動履歴等の記載に当たっては、統合記載欄の方の列から記載することとする。
 【理由】
 ・異動履歴の記載については、統合記載欄に記載する方式（A方式）、各項目に記載する方式（B方式）、異動のたびに改製する方式（C方式）の3案を示して構成員・準備構成員に意見照会した結果、C方式は構成員・準備構成員いずれからも評価が低く、B方式は、「紙原簿時代の流れを汲んだ考えであり、デジタル手続の時代に合わない」、「プログラム制御が最も複雑になる」との意見が準備構成員からあり、評価が低かったため、構成員・準備構成員いずれからも評価の高かったA方式を採用した。
 ・具体的な記載の方法については、準備構成員から「異動履歴を文章で記録すると職員が自由に手入力でき、データ移行も標準化できないため、異動履歴を構造化してはどうか」との提案があり、一方で縦線を用いた表形式にする、罫線を可変的に表示することが困難なベンダもあることから、このように表にはしない形で構造化することとした。

・日本人と外国人のいずれも同じ行数、項目数のレイアウトを留意し、必要に応じて項目名を差し替え、余る項目欄は項目名も項目内容もアスタリスクで非表示とする。
 ・説明項目だが、該当がない項目は、項目名を記載し、項目内容を「【空欄】」とする。
 ・本仕様書に規定するデータ構造で保管している除票について、その写し又は記載事項証明書を発行しようとする場合、発行対象者の住民票が削除された時点では法に追加されていない項目があった場合は、項目名（例：旧氏）を記載し、項目内容を「***」とする。
 【理由】項目ごと差し替え、空欄となった行を詰める対応は、難易度が高く現実的でないという意見が準備構成員から複数寄せられたため、行わない。
 ・余る項目や該当のない項目、除票において削除された時点で追加されていない項目について、項目名や項目内容をアスタリスクで埋めるか、バーで埋めるか、そのまま空欄とするかについては分科会で議論したが、証明項目だが該当が無い場合は、空欄にすることで該当がない証明ができることから、空欄とすることとし、バーについては、誤数字の「1」と紛れることから、アスタリスクで埋めることとする。

6767 ○ 住民票の写し（日本人住民）のレイアウト（複葉）

住民票

【公用】

氏名	住民 太郎	個人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2
		住民票コード	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1
旧氏	【空欄】	生年月日	昭和50年1月1日
世帯主	住民 太郎	性別	男
続柄	世帯主	住民となった年月日	平成23年4月1日
住所	東京都港区虎ノ門2-2-1 虎ノ門ハイツ101号	住所を定めた年月日	令和元年12月4日
		届出日	平成23年4月1日
本籍	東京都千代田区霞が関2-1	筆頭者	住民 太郎
転入前住所	東京都千代田区霞が関2-1-2		
***	*****	***	*****
***	*****	***	*****
<p>【異動履歴】</p> <p>令和元年12月4日異動（転居）（令和元年12月6日届出） 異動項目：住所 異動前：東京都港区芝公園5-25 異動後：東京都港区虎ノ門2-2-1 虎ノ門ハイツ101号 留意事項：</p> <p>異動項目：住所を定めた年月日 異動前：平成25年4月1日 異動後：令和元年12月4日 留意事項：</p> <p>平成●年●月●日異動（平成●年●月●日届出） 異動項目：●● 異動前： 異動後： 留意事項：</p> <p>異動項目：●● 異動前：平成●年●月●日 異動後：平成●年●月●日 留意事項：</p>		<p>平成●年●月●日異動（平成●年●月●日届出） 異動項目：●● 異動前： 異動後： 留意事項：</p> <p>異動項目：●● 異動前：平成●年●月●日 異動後：平成●年●月●日 留意事項：</p> <p>平成●年●月●日異動（平成●年●月●日届出） 異動項目：●● 異動前： 異動後： 留意事項：</p> <p>異動項目：●● 異動前：平成●年●月●日 異動後：平成●年●月●日 留意事項：</p> <p>平成●年●月●日異動（平成●年●月●日届出） 異動項目：●● 異動前： 異動後： 留意事項：</p>	

20200502 ●●区本庁1 プリント001 011 1/2

氏名 住民 太郎

<p>異動項目：●● 異動前：平成●年●月●日 異動後：平成●年●月●日 留意事項：</p> <p>平成●年●月●日異動（平成●年●月●日届出） 異動項目：●● 異動前： 異動後： 留意事項：</p> <p>異動項目：●● 異動前：平成●年●月●日 異動後：平成●年●月●日 留意事項：</p> <p>【備考】 氏名のカタカナ表記 ジュウミン タロウ</p> <p>【以下余白】</p>	
---	--

20200502 ●●区 本庁1 プリンタ001 011 2/2

この写しは、住民票の原本と相違ないことを証明する。

令和●年●月●日

●●●長（職務代理者）
●● ●●



6770 ○ 住民票の写し（外国人住民）のレイアウトの考え方

・外国人住民の場合。以下の留意点等の他、各項目に関する記載上の留意点等については住民票の写し（日本人住民）のレイアウトを参照。

住民票 【公用】

氏名	ZHANG YULIN 張 玉蓮	個人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 3
		住民票コード	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 2
通称	住民 花子	生年月日	1 9 9 0 年 2 月 2 日
世帯主	住民 太郎	性別	女
続柄	妻	外国人住民となった年月日	平成 2 4 年 7 月 9 日
住所	東京都港区虎ノ門 2-2-1 虎ノ門ハイイツ 101号	住所を定めた年月日	令和元年 1 2 月 4 日
		届出日	平成 2 4 年 7 月 9 日
国籍・地域	マレーシア	在留資格	日本人の配偶者等
転入前住所	東京都千代田区霞が関 2-1-2		
法第30条の45区分	中長期在留者	在留期間等	5年
在留期間満了日	2022年1月1日	在留カード等の番号	C D 8 7 6 5 4 3 2 1 B A
【異動履歴】 令和元年12月4日異動（転居）（令和元年12月6日届出） 異動項目：住所 異動前：東京都港区芝公園5-25 異動後：東京都港区虎ノ門2-2-1 虎ノ門ハイイツ101号 留意事項： 異動項目：住所を定めた年月日 異動前：平成25年3月30日 異動後：令和元年12月4日 留意事項： 【通称の記載および削除に関する事項】 平成22年4月1日記載 通称：住民 花子 記載市町村名：東京都千代田区		平成21年4月1日記載、平成22年4月1日削除 通称：住基 花子 記載市町村名：大阪府大阪市 削除市町村名：東京都千代田区 【備考】 氏名のカタカナ表記 チャン エウリン 【以下余白】	

外国人住民の例

統合記載欄

・法第30条の46及び法第30条の47に基づく届出により記載した者についてはその届出の年月日、職権により記載した者についてはその記載の年月日をそれぞれ記載すること。

20200502 ●●区本庁1 プリント001 0111/1

この写しは、住民票の原本と相違ないことを証明する。

令和●年●月●日

●●●●長（職務代理人）
●●●●

印

・漢字名のある外国人の場合は、漢字氏名をアルファベット氏名の後に併記する。氏名、通称氏名、旧氏の後には（ ）でフリガナを付すことができる。氏名欄は全角48文字より多い桁数を用意し、英数字は全角で桁あふれが生じる場合は、必要に応じて半角96文字以上とする。

【理由】人口100万人以上の政令市でも、全角48文字、半角96文字の桁数で、桁あふれを年間10件程度に抑えられるとのことだったため、これにフリガナを追記できることを考慮し、それより多い桁数を用意する。外国人は氏名の長い人が多く、準構成員からも英数字を半角とする対応はさほど問題ないという回答が多かったため、全角で桁あふれが生じる場合は英数字を半角とする。なお、ここで決める文字数はあくまでも様式に印字する文字数であり、データ上は住基ネットに合わせ、全角100文字まで持てることとする。

6772 なお、転出予定者に対して、転出先住所を含めた住民票の写しを発行する
6773 機能をカスタマイズ実装している市区町村もあるが、技術的基準においては、
6774 「転出届に基づき記録を行った住民票について、転出予定日前にその写しを
6775 交付する場合は、当該転出届に基づき記録を行った事項を省略して交付する
6776 こと」と定められているため、住民票の消除前に転出予定先を含めた住民票
6777 の写しを発行する機能は実装しないこととする。

6778 国外転出予定者については、転出先住所が国外であることを証明する方法
6779 がないため、国外転出者にのみ転出先住所を含めた住民票の写しを発行して
6780 いる市区町村もあるが、そもそも転出予定年月日前は、転出「予定」であり、
6781 変わりうるものであることから、その時点で転出先住所を証明するというこ
6782 とは適切でない。転出予定年月日以後は、住民票の除票の写しによって、転
6783 出先が国外であることが証明できる。

6784

6785

○技術的基準

6786

第5 住民票の写し等の発行

6787

1 住民票及び除票の写しの発行

6788

請求書及び申出書により、住民票の写し（法第一二条第一項に規
6789 定する住民票の写しをいう。以下同じ。）及び除票の写し（法第一五
6790 条の四第一項に規定する除票の写しをいう。以下同じ。）の交付の
6791 請求及び申出があった場合には、その発行に際しては、審査した請
6792 求書及び申出書に基づき、端末機画面で該当者を検索し、プリンタ
6793 から打ち出した書類を認証して交付すること。

6794

転出届に基づき記録を行った住民票について、転出予定日前にそ
6795 の写しを交付する場合は、当該転出届に基づき記録を行った事項を
6796 省略して交付すること。

6797

6798

6800 **【実装すべき機能】**

6801 住民票の写し（世帯連記式）について、次に示すレイアウトに従い、直接
6802 印刷により出力できること。

6803 住民票の写し（世帯連記式）に記載する項目は以下の通りとすること。

- 6804 ・ 氏名（漢字、アルファベットを含む。）
- 6805 ・ 旧氏（日本人住民のみ）
- 6806 ・ 通称（外国人住民のみ）
- 6807 ・ 生年月日
- 6808 ・ 性別
- 6809 ・ 世帯主・世帯主との続柄
- 6810 ・ 戸籍の表示（本籍・筆頭者）（日本人住民のみ）
- 6811 ・ 住民となった年月日
- 6812 ・ 住所を定めた年月日
- 6813 ・ 住所（方書を含む。）
- 6814 ・ 届出日
- 6815 ・ 転入前住所（国外を含む。）
- 6816 ・ 個人番号
- 6817 ・ 住民票コード
- 6818 ・ 氏名のフリガナ（1. 1. 18 参照）
- 6819 ・ 旧氏のフリガナ（1. 1. 18 参照）
- 6820 ・ 通称のフリガナ（1. 1. 18 参照）
- 6821 ・ 外国人住民となった年月日
- 6822 ・ 国籍・地域
- 6823 ・ 法第 30 条の 45 に規定する区分
- 6824 ・ 在留期間
- 6825 ・ 在留期間の満了の日
- 6826 ・ 在留資格
- 6827 ・ 在留カード等の番号
- 6828 ・ 通称の記載及び削除に関する事項

6829 統合記載欄に、1. 1. 14（統合記載欄）と 20. 0. 3（異動履歴の記載）に定め
6830 るとおり異動履歴、留意事項及び備考を記載できること。

6831

6832

6833 ○住民票の写し（世帯連記式）のレイアウト

住民票

住所				
世帯主				
1	氏名	個人番号		
		住民票コード		
	旧氏	住民となった年月日		
	生年月日	性別	続柄	住所を定めた年月日
	本籍			届出日
				筆頭者
	転入前住所			
	***	***		
	***	***		
2	氏名	個人番号		
		住民票コード		
	旧氏	住民となった年月日		
	生年月日	性別	続柄	住所を定めた年月日
	本籍			届出日
				筆頭者
	転入前住所			
	***	***		
	***	***		
3	氏名	個人番号		
		住民票コード		
	旧氏	住民となった年月日		
	生年月日	性別	続柄	住所を定めた年月日
	本籍			届出日
				筆頭者
	転入前住所			
	***	***		
	***	***		
4	氏名	個人番号		
		住民票コード		
	旧氏	住民となった年月日		
	生年月日	性別	続柄	住所を定めた年月日
	本籍			届出日
				筆頭者
	転入前住所			
	***	***		
	***	***		

この写しは、世帯全員の住民票の原本と相違ないことを証明する。

令和 年 月 日

記載諸元 【20. 1. 2 住民票(世帯)】
1. 項目・記載内容

項目	係票名	項目名	内容	行数(繰り返し)	折り返し	型	桁数/行※	文字コード	和暦・西暦	左寄せ・右寄せ	文字溢れ・の対応	住民票に記載されていない場合は省略する場合は表示	基本フォントサイズ(ポイント)	最小フォントサイズ(ポイント)	その他編集条件
1	住民票(世帯)	タイトル	【住民票】と記載	1	無	全角	3	IPAmj明朝	-	中央	-	-	18		
2		住所	通称は空白、公明使用目的での発行の場合【「公用】】と記載	1	無	全角	4	IPAmj明朝	-	右	-	-	18		
3		世帯主	日本人の場合は【本人氏名型(日本人)】、外国人の場合は【本人氏名型(外国人)】において記載 本人氏名型(日本人)・本人氏名型(外国人)ともに、フリガナは出力しない	1	無	住所型	35	IPAmj明朝	-	左	○	-	10		
4		氏名	日本人の場合は【本人氏名型(日本人)】、外国人の場合は【本人氏名型(外国人)】において記載	1	有	本人氏名型	20/2	IPAmj明朝	-	左	○	【省略】	10		
5		個人番号	省略から「4桁+△+4桁+△+4桁」で記載	1	無	全角	14	IPAmj明朝	-	左	-	【空欄】	9		
6		住民票コード	省略から「4桁+△+4桁+△+3桁」で記載	1	無	全角	13	IPAmj明朝	-	左	-	【省略】	9		
7		旧氏又は通称項目名	日本人の場合は「旧氏」、外国人の場合は「通称」と記載	1	無	全角	2	IPAmj明朝	-	中央	-	-	9		
8		旧氏又は通称	日本人の場合は「旧氏」、外国人の場合は「通称」と記載	1	無	旧氏・通称型	20	IPAmj明朝	-	左	○	【空欄】	9		
9		住民となった年月日又は外国人住民となった年月日	日本人の場合は「住民となった年月日」、外国人の場合は「外国人住民となった年月日」を記載	1	有	全角	9	IPAmj明朝	-	左	-	-	8		「外国人住民になった年月日」は6ポイント
10		住民となった年月日又は外国人住民となった年月日	日本人の場合は「住民となった年月日」、外国人の場合は「外国人住民となった年月日」を記載	1	無	日付型	11	IPAmj明朝	和暦	左	-	-	9		
11		生年月日	日本人の場合は【生年月日型(日本人)】、外国人の場合は【生年月日型(外国人)】において記載、省略の場合はその旨を記載	1	無	日付型	11	IPAmj明朝	和暦/西暦	左	-	-	9		
12		性別	「男」/「女」の別を記載	1	無	全角	1	IPAmj明朝	-	左	-	【空欄】	9		
13		住所を定めた年月日	記入・出生後一度も転居していない場合は表示しない	1	無	全角	5	IPAmj明朝	-	左	○	【省略】	9		
14		本籍又は国籍・地域項目名	日本人の場合は【本籍】、外国人の場合は【国籍・地域】と記載	1	無	日付型	11	IPAmj明朝	和暦	左	-	【空欄】	9		
15		本籍又は国籍・地域	日本人場合は【本籍】、外国人場合は【国籍・地域】を記載	1	有	全角	5	IPAmj明朝	-	中央	-	-	9		
16		届出日	記入届並びに法律30条の46及び法律30条の47に基づく届出により記載する場合はその届出の年月日、職権により記載する場合はその記載の年月日	1	無	日付型	11	IPAmj明朝	和暦	左	-	-	9		
17		筆跡又はは在留資格項目名	日本人の場合は【筆跡】、外国人の場合は【在留資格】と記載	1	有	全角	25/2	IPAmj明朝	-	左	○	【空欄】	9		
18		筆跡又はは在留資格	日本人場合は【筆跡】、外国人場合は【在留資格】を記載	1	有	全角/半角	10	IPAmj明朝	-	中央	-	***	6		
19		届出前住所	日本人の場合は【***】、外国人の場合は【法律30条の45区分】と記載	1	無	全角	20	IPAmj明朝	-	左	-	***	9		
20		法律30条の45区分	日本人の場合は【***】、外国人の場合は【法律30条の45区分】と記載	1	無	全角	20	IPAmj明朝	-	左	-	***	9		
21		在留期間等項目名	日本人の場合は【***】、外国人の場合は【在留期間等】と記載	1	無	全角	5	IPAmj明朝	-	中央	-	***	9		
22		在留期間等	日本人の場合は【***】、外国人の場合は【在留期間等】と記載	1	無	全角	14	IPAmj明朝	-	左	-	***	9		
23		在留期間満了日	日本人の場合は【***】、外国人の場合は【在留期間満了日】と記載	1	有	全角	7	IPAmj明朝	-	中央	-	***	9		
24		在留期間満了日	日本人の場合は【***】、外国人の場合は【***】を記載	1	無	日付型	11	IPAmj明朝	西暦	左	-	【空欄】	9		

項目	修票名	項目名	内容	行数(繰り返し)	折り返し	型	桁数/行※	文字コード	和暦・西暦	左寄せ・右寄せ	文字溢れが対応	住居票に記載がない又は異なる場合の表示	基本フォントサイズ(ピクセル)	最小フォントサイズ(ピクセル)	その他編集条件
28		在留カード等の番号項目名	日本人の場合「***」、外国人の場合「在留カード等番号」と記載	1	有	全角	8	IPAmj明朝	-	中央	-	***	8		
29		在留カード等の番号	日本人の場合「*****」を記載	1	無	全角	12	IPAmj明朝	-	左	-	***	9		
30		異動前住所項目名	異動前住所が空白ではない場合「異動前住所：」	1	無	全角	6	IPAmj明朝	-	左	-	【省略】	9		
31		異動前住所	異動前住所が空白ではない場合「異動日：」と記載	1	有	住所型	35/2	IPAmj明朝	-	左	-	-	9		
32		異動日項目名	異動前住所が空白ではない場合「異動日：」と記載	1	無	全角	4	IPAmj明朝	-	左	-	-	9		
33		異動日	異動前住所が空白ではない場合「異動日：」と記載	1	無	日付型	11	IPAmj明朝	和暦	左	-	-	9		
34		異動理由項目名	異動前住所が空白ではない場合「異動理由：」	1	無	全角	5	IPAmj明朝	-	左	-	-	9		
35		異動理由	異動前住所が空白ではない場合「異動理由：」	1	無	全角	10	IPAmj明朝	-	左	-	-	9		
36	住居票写し世帯(ファミリー)	発行番号	記載例：「20200502●●●」本庁1「プリンタ001011/2」	1	無	全角/半角	32	IPAmj明朝	-	左	-	-	9		
37		保証文	最終ページにのみ記載、発行番号から1行空ける、左詰め「この写しは、世帯委員の住居票の原本と相違ないことを証明する。」と記載	1	無	全角	30	IPAmj明朝	-	左	-	-	11		
38		公証(年月日)	最終ページにのみ記載、保証文から1行空ける、公印欄に寄せ	1	無	日付型	11	IPAmj明朝	和暦	左	-	-	11		
39		公証(職務代理者)	最終ページにのみ記載、保証文から1行空ける、公印欄に寄せ、公印を重ねない、「市区町村名+表」又は「市区町村名+氏名(職務代理者)」と記載	1	無	全角	30	IPAmj明朝	-	左	-	-	11		
40		公証(職務代理者名)	最終ページにのみ記載、公証(職務代理者)の1行下、公印欄に寄せ、公印を重ねない	1	無	全角	7	IPAmj明朝	-	左	-	-	11		
41		公印	最終ページにのみ記載、職務代理者名の右横、職務代理者名と重ねない	-	-	イメージ	-	-	-	-	-	-	-		

※：単位は文字数。プリンターへのハードや票印刷プログラムにより合致できない場合も考慮し、本欄に近い文字数であれば可とする。

2. 構成

項目	修票名	用紙サイズ	縦・横	票紙余白(上)※	票紙余白(下)※	票紙余白(左)※	票紙余白(右)※	記載可能人数	以下余白の記載位置	○枚中○枚目表示	公印有無	公用有無	発行単位	同一証明内の発行単位	別種票との同時発行
	住居票(世帯票)	A4(改ざん防止用紙)	縦	11	5	13	5	4	氏名	有	有	有	世帯全員または一部	世帯内の記載単位	無し

※：単位はミリメートルあるいはインチ。最低限確保する余白を示す。最低値の規定がない場合は「-」を記入する。

【考え方・理由】

○ 住民票の写し（世帯連記式）のレイアウトの考え方

・以下の留意点等の他、各項目に関する記載上の留意点等については20.1.1を参照。

住民票		【公用】
住所	東京都港区虎ノ門2-2-1 虎ノ門ハイイツ101号	
世帯主	住民 太郎	
1	氏名	住民 太郎
	旧氏	住基
	生年月日	昭和50年1月1日
	性別	男
	続柄	世帯主
	本籍	東京都千代田区霞が関2-1
	転入前住所	東京都千代田区霞が関2-1-2
個人番号	1234 5678 9012	
住民票コード	1234 5678 901	
住民となった年月日	昭和50年1月1日	
住所を定めた年月日	令和元年12月4日	
届出日	昭和50年1月1日	
筆頭者	住民 太郎	
***	*****	***
***	*****	***
2	氏名	ZHANG YULIN 張 玉蓮
	通称	住民 花子
	生年月日	1990年2月2日
	性別	女
	続柄	妻
	国籍・地域	マレーシア
	転入前住所	東京都千代田区霞が関2-1-2
	在留期間満了日	2022年1月1日
	在留期間等	5年
	在留カード等の番号	CD87654321BA
個人番号	1234 5678 9013	
住民票コード	1234 5678 902	
住民となった年月日	平成24年7月9日	
住所を定めた年月日	令和元年12月4日	
届出日	昭和50年1月1日	
在留資格	日本人の配偶者等	
3	氏名	住民 一郎
	旧氏	【空欄】
	生年月日	平成24年1月1日
	性別	男
	続柄	子
	本籍	東京都千代田区霞が関2-1
	転入前住所	東京都千代田区霞が関2-1-2
個人番号	1234 5678 9014	
住民票コード	1234 5678 903	
住民となった年月日	平成24年1月1日	
住所を定めた年月日	令和元年12月4日	
届出日	平成24年1月1日	
筆頭者	住民 太郎	
***	*****	***
***	*****	***
異動前住所	東京都港区芝公園5-25（令和元年12月4日転居）	
4	氏名	【以下余白】
	旧氏	【以下余白】
	生年月日	【以下余白】
	性別	【以下余白】
	続柄	【以下余白】
	本籍	【以下余白】
転入前住所	【以下余白】	
個人番号	【以下余白】	
住民票コード	【以下余白】	
住民となった年月日	【以下余白】	
住所を定めた年月日	【以下余白】	
届出日	【以下余白】	
筆頭者	【以下余白】	
***	*****	***
***	*****	***

・基本は個人単位の住民票の写しと同じレイアウトだが、住所及び世帯主については、共通項目として上部に配置。そのため、個人単位の項目については、20.1.1で示したレイアウトから配置が一部ずれている。

・世帯連記式の場合も、直近の異動前住所のみは統合記載欄に印字して確認できるようにする。このスペースに表示するのは転居（直近のものに限る。）による住所の異動の異動前のデータと転居（直近のものに限る。）による住所の異動の異動日のみだが、欄や欄名は設けず、空白のスペースにこのように印字する。

【理由】転居前住所は住民票記載事項でないため欄を設けるべきではないが、世帯連記式様式であっても、転居前住所がわかる直近の異動前住所の履歴は住民からのニーズが高い。なお、一人一葉形式の様式では履歴は別の形に構造化するが、世帯連記式では一葉に4人分表示できることも重要という意見が多かったため、記載のようにシンプルな履歴表示とする。

・3名以下の場合は「以下余白」と氏名欄に入力する。
 【理由】記載人数によって枠の数を変更しない方がシステム的に簡便なため。また、空欄にするよりも記載漏れでないことが明確であるため。

この写しは、世帯全員の住民票の原本と相違ないことを証明する。

令和●年●月●日

●●●長（職務代理者）



・認証文は、一部の世帯員のみが表示されている場合は、「この写しは、住民票の原本と相違ないことを証明する。」とし、世帯全員分が表示されているときは「この写しは、世帯全員の住民票の原本と相違ないことを証明する。」とする。

【理由】「原本と相違ない」というのは原票をコピーしていたときの認証文を参考に、「登録事項を証明した書面である」という記載にするという提案もあるが、支障を来すレベルではなく、直ちに事務処理要領を改訂する必要性はないため、今後必要に応じて検討する可能性は排除しない。

・住民票の写しと除票の写しとを世帯連記式で1枚として出力することはできない。

【理由】個人票管理においては、除票になった瞬間、世帯からは抜けることとなり、制度上このような証明は想定されていないため。

6840 20.1.3 住民票の除票の写し

6841 **【実装すべき機能】**

6842 住民票の除票の写しについては、直接印刷により出力できること。

6843 レイアウトは、20.1.1 に規定する住民票の写しのレイアウトに以下の変
6844 更を加えたものとする（参考までにレイアウトを次に示す。）。

6845

6846 （変更箇所）

- 6847 ・表題の「住民票」の次に「(除票)」を加える。
- 6848 ・統合記載欄に、除票記載事項を記載する。
- 6849 ・認証文の「この写しは、住民票の原本と相違ないことを証明する。」を「こ
6850 の写しは、住民票の除票の原本と相違ないことを証明する。」に改める。

6851

6852

6853

6854 ○ 住民票の除票の写しのレイアウト

住民票（除票）

氏名		個人番号	
		住民票コード	
旧氏		生年月日	
世帯主		性別	
続柄		住民となった 年月日	
住所		住所を定めた 年月日	
		届出日	
本籍		筆頭者	
転入前住所			
***		***	
***		***	

この写しは、住民票の除票の原本と相違ないことを証明する。

令和 年 月 日

6855

6856

記載請求元【20.1.3 住民票(除票)】

1. 項目・記載内容

項目	検索名	項目名	内容	行数(繰り返し)	折り返し	型	桁数/行※	文字コード	和暦・西暦	左寄せ・右寄せ	文字溢れの対応	住民票に記載が無いトランプ表示	基本フォントサイズ(ﾎﾞｯｸｽ)	要小フォントサイズ(ﾎﾞｯｸｽ)	その他編集条件
1	住民票(除票)	タイトル	「住民票(除票)」と記載	1	無	全角	7	IPAm)明碼	-	中央	-	-	18		
2		【公用】	通常は空白、公用使用目的の発行の場合「【公用】」と記載	1	無	全角	4	IPAm)明碼	-	右	-	-	18		
3		氏名	日本人の場合は「本人氏名型(日本人)」、外国人の場合は「本人氏名型(外国人)」において記載	1	有	本人氏名型	20/3	IPAm)明碼	-	左	○	【空欄】	11		
4		個人番号	姓前から「4桁+△+4桁+△+4桁」で記載	1	無	全角	14	IPAm)明碼	-	左	-	【空欄】	11		
5		住民票コード	姓前から「4桁+△+4桁+△+3桁」で記載	1	無	全角	13	IPAm)明碼	-	左	-	【空欄】	11		
6		旧氏又は通称項目名	日本人の場合「旧氏」、外国人の場合「通称」を記載	1	無	全角	2	IPAm)明碼	-	中央	-	-	11		
7		旧氏又は通称	日本人は「旧氏」、外国人は「通称」を記載	1	無	旧氏・通称型	20	IPAm)明碼	-	左	○	【空欄】	11		
8		生年月日	日本人の場合「生年月日型(日本人)」、外国人の場合「生年月日型(外国人)」において記載、石井の場合はその旨を記載	1	無	日付型	11	IPAm)明碼	-	左	-	-	11		
9		世帯主	日本人の場合は「本人氏名型(日本人)」；外国人の場合は「本人氏名型(外国人)」において記載 本人氏名型(日本人)・本人氏名型(外国人)ともに、フリガナは出かたない	1	無	本人氏名型	20	IPAm)明碼	-	左	○	【空欄】	11		
10		性別	「男」「女」の別を記載	1	無	全角	1	IPAm)明碼	-	左	-	【空欄】	11		
11		続柄	日本人の場合「住民となった年月日」、外国人の場合「外国人住民となった年月日項目名」	1	無	全角	20	IPAm)明碼	-	左	○	【空欄】	11		
12		住民となった年月日又は外国人住民となった年月日項目名	住民となった年月日と記載	1	有	全角	12	IPAm)明碼	-	中央	-	-	9		
13		住民となった年月日又は外国人住民となった年月日	日本人は「住民となった年月日」、外国人は「外国人住民となった年月日」を記載	1	無	日付型	11	IPAm)明碼	和暦	左	-	-	11		
14		住所	住所を定めた年月日	1	有	住所型	20/3	IPAm)明碼	和暦	左	○	-	11		
15		届出日	届入、出生後一度も届出していない場合は表示しない 届入届出及び法第30条の4及び法第30条の47に基づき届出により記載する場合はその届出の年月日、届出により記載する場合はその記載の年月日	1	無	日付型	11	IPAm)明碼	和暦	左	-	-	11		
16		本籍又は国籍・地域項目名	日本人の場合「本籍」、外国人の場合「国籍・地域」と記載	1	有	全角	5	IPAm)明碼	-	中央	-	-	11		
17		本籍又は国籍・地域	日本人は「本籍」、外国人は「国籍・地域」を記載	1	有	全角	20/3	IPAm)明碼	-	左	○	【空欄】	11		
18		筆頭者又は在留資格項目名	日本人の場合「筆頭者」、外国人の場合は「在留資格」と記載	1	無	全角	4	IPAm)明碼	-	中央	-	-	11		
19		筆頭者又は在留資格	日本人は「筆頭者」、外国人は「在留資格」を記載	1	有	全角	14/3	IPAm)明碼	-	左	○	【空欄】	11		
20		私人前住所	私人前住所	1	無	住所型	40	IPAm)明碼	-	左	○	【空欄】	11		
21		法第30条の45区分項目名	日本人の場合「***」、外国人の場合「法第30条の45区分」と記載	1	有	全角/半角	14	IPAm)明碼	-	中央	-	***	9		
22		法第30条の45区分	日本人の場合「***」、外国人の場合「法第30条の45区分」と記載	1	無	全角	20	IPAm)明碼	-	左	-	***	11		
23		在留期間等項目名	日本人の場合「***」、外国人の場合「在留期間等」と記載	1	無	全角	5	IPAm)明碼	-	中央	-	***	11		
24		在留期間等	日本人の場合「***」を記載	1	無	全角	14	IPAm)明碼	-	左	-	【空欄】	11		
25		在留期間満了日項目名	日本人の場合「***」、外国人の場合「在留期間満了日」と記載	1	有	全角	7	IPAm)明碼	-	中央	-	***	9		
26		在留期間満了日	日本人の場合「***」を記載	1	無	日付型	11	IPAm)明碼	西暦	左	-	【空欄】	11		
27		在留カード等の番号項目名	日本人の場合「***」、外国人の場合「在留カード番号」と記載	1	有	全角	8	IPAm)明碼	-	中央	-	***	9		
28		在留カード等の番号	日本人の場合「***」を記載	1	無	全角	12	IPAm)明碼	-	左	-	***	11		

6860 **【考え方・理由】**

6861 住民票の除票の写し（世帯連記式）及び住民票の除票の記載事項証明書（世
6862 帯連記式）については、20.0.1（様式・帳票全般）に記載した考え方によ
6863 り、出力しないこととする。
6864

6865 ○ 住民票の除票の写しのレイアウトの考え方

・以下の留意点等の他、各項目に関する記載上の留意点等については20.1.1を参照。

住民票（除票） 【公用】

氏名	住民 太郎	個人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2
		住民票コード	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1
旧氏	【空欄】	生年月日	昭和50年1月1日
世帯主	住民 太郎	性別	男
籍柄	世帯主	住民となった年月日	平成23年4月1日
住所	東京都港区虎ノ門2-2-1 虎ノ門ハイツ101号	住所を定めた年月日	令和元年12月4日
		届出日	平成23年4月1日
本籍	東京都千代田区霞が関2-1	筆頭者	住民 太郎
転入前住所	東京都千代田区霞が関2-1-2		
***	*****	***	*****
***	*****	***	*****
【除票記載事項】		異動項目：住所を定めた年月日	
転出先住所（予定）：埼玉県入間市1-1-38		異動前：平成25年6月1日	
転出先住所（確定）：埼玉県入間市1-1-48		異動後：令和元年12月4日	
届出日：令和2年3月31日		留意事項：	
事由の生じた年月日：令和2年4月1日		【備考】	
（消除事由：転出）		氏名の方タカナ表記 ジュウミン タロウ	
転入通知年月日：令和2年4月3日		【以下余白】	
転出年月日：令和2年4月3日			
【異動履歴】			
令和元年12月4日異動（転居）（令和元年12月6日届出）			
異動項目：住所			
異動前：東京都港区芝公園5-2-5			
異動後：東京都港区虎ノ門2-2-1 虎ノ門ハイツ101号			
留意事項：			

日本人住民の例

統合記載欄

20200502 ●●区 本庁1 プリント001 011 1:1

この写しは、住民票の除票の原本と相違ないことを証明する。

令和●年●月●日

●●●長（職務代理者）



6868 **【実装すべき機能】**

6869 住民票記載事項証明書及び住民票除票記載事項証明書について、20.1.1、
6870 20.1.2 及び 20.1.3 に規定する住民票の写し及び住民票の除票の写しの記載
6871 項目のうち、記載するかどうかを任意に選択した上で、直接印刷により出力
6872 できること。

6873 また、本籍については、都道府県名のみでの出力選択もできること。

6874 レイアウトは、20.1.1、20.1.2 及び 20.1.3 に規定するレイアウトに以下
6875 の変更を加えたものとする（参考までにレイアウトを次に示す。）。

6876

6877 (変更箇所)

6878 ・表題の「住民票」を「住民票記載事項証明書」に、「住民票（除票）」を「住
6879 民票除票記載事項証明書」に改める。

6880 ・記載しない項目は、項目名及び項目内容を「***」表示とする。

6881 ・認証文の「この写しは、世帯全員の住民票の原本と相違ないことを証明す
6882 る。」を「上記の事項は、世帯全員の住民票に記載された事項と相違ない
6883 ことを証明する。」に、「この写しは、住民票の原本と相違ないことを証明
6884 する。」を「上記の事項は、住民票に記載された事項と相違ないことを証
6885 明する。」に、「この写しは、住民票の除票の原本と相違ないことを証明す
6886 る。」を「上記の事項は、住民票の除票に記載された事項と相違ないこと
6887 を証明する。」に改める。

6888 **【実装しない機能】**

6889 記載しない項目について、ある項目を記載しないことを選択した場合、他
6890 の項目も連動して記載しないこととすること。

6891 労働基準法第 111 条代用証明を発行できること。

6892

6893

住民票記載事項証明書

氏名		個人番号	
		住民票コード	
旧氏		生年月日	
世帯主		性別	
続柄		住民となった年月日	
住所		住所を定めた年月日	
		届出日	
本籍		筆頭者	
転入前住所			
***		***	
***		***	

上記の事項は、住民票に記載された事項と相違ないことを証明する。

令和 年 月 日

6897 ○ 住民票記載事項証明書（外国人住民）のレイアウト

住民票記載事項証明書

氏名	個人番号	
	住民票コード	
通称	生年月日	
世帯主	性別	
続柄	外国人住民となった年月日	
住所	住所を定めた年月日	
	届出日	
国籍・地域	在留資格	
転入前住所		
法第30条の45区分	在留期間等	
在留期間満了日	在留カード等の番号	

上記の事項は、住民票に記載された事項と相違ないことを証明する。

令和 年 月 日

6898

6899

6900 ○ 住民票記載事項証明書（世帯連記式）のレイアウト

住民票記載事項証明書

住所			
世帯主			

1	氏名			個人番号	
				住民票コード	
	旧氏			住民となった年月日	
	生年月日	性別	続柄	住所を定めた年月日	
	本籍			届出日	
				筆頭者	
	転入前住所				
	***			***	
	***			***	

2	氏名			個人番号	
				住民票コード	
	旧氏			住民となった年月日	
	生年月日	性別	続柄	住所を定めた年月日	
	本籍			届出日	
				筆頭者	
	転入前住所				
	***			***	
	***			***	

3	氏名			個人番号	
				住民票コード	
	旧氏			住民となった年月日	
	生年月日	性別	続柄	住所を定めた年月日	
	本籍			届出日	
				筆頭者	
	転入前住所				
	***			***	
	***			***	

4	氏名			個人番号	
				住民票コード	
	旧氏			住民となった年月日	
	生年月日	性別	続柄	住所を定めた年月日	
	本籍			届出日	
				筆頭者	
	転入前住所				
	***			***	
	***			***	

上記の事項は、世帯全員の住民票に記載された事項と相違ないことを証明する。

令和 年 月 日

6901

6902

6903 ○ 住民票除票記載事項証明書レイアウト

住民票除票記載事項証明書

氏名		個人番号	
		住民票コード	
旧氏		生年月日	
世帯主		性別	
続柄		住民となった 年月日	
住所		住所を定めた 年月日	
		届出日	
本籍		筆頭者	
転入前住所			
***		***	
***		***	

上記の事項は、住民票の除票に記載された事項と相違ないことを証明する。

令和 年 月 日

6905 **【考え方・理由】**

6906 記載事項証明書については、分科会における議論の結果、記載しない項目
6907 の項目名及び項目内容を「***」表示とした上で、写しと同じ様式を兼用
6908 することとした。

6909 日本人住民について本籍・筆頭者のいずれかを記載しないこととした場合
6910 や、外国人住民について在留資格・在留期間等・満了日のいずれかを記載し
6911 ないこととした場合に、他の項目も連動して記載しないこととする機能をカ
6912 スタマイズ実装している市区町村もあるが、これらのうち一部のみを記載し
6913 ないことも制度上、否定されないこと、分科会での議論の結果、片方の項目
6914 だけを表示させたいというニーズもあるという意見があったため、このよう
6915 な機能は不要とする。（本機能は画面操作に関する機能であるが、カスタマ
6916 イズの発生源となっているため、標準仕様書への実装可否の整理対象とす
6917 る。）

6918 都道府県名のみを記載した本籍を証明することについて、実例上容認した
6919 ものがあることから、ニーズに応じて都道府県のみを出力する機能を実装す
6920 る。

6921 労働基準法第 111 条代用証明を発行できる機能については、構成員・準構
6922 成員に意見照会をした結果、住民票の写しや住民票記載事項証明書で対応可
6923 能である等の理由から不要との意見が多数であったため、不要と判断した。

6924
6925

20.2 転出証明書等

6926

6927 20.2.1 転出証明書

6928 **【実装すべき機能】**

6929 転出証明書について、次に示すレイアウトに従い、直接印刷により出力で
6930 きること。

6931 転出証明書に QR コードを印字すること。

6932 転出証明書の末尾には、認証文を記載できることとし、複数枚に及ぶ場合
6933 には、最終ページ（通称の記載及び削除に関する事項がある場合は、当該事
6934 項も含む。）の末尾に認証文を印字できること。

6935

6936

6937

6938 ○ 転出証明書のレイアウト

転出証明書

届出日		転出予定年月日	
転出先住所			
転出前住所			
転出前の世帯主			

1	氏名		個人番号	
			住民票コード	
			生年月日	
	旧氏		性別	続柄
	本籍		住所を定めた年月日	
	***		筆頭者	
	***		***	
	***		***	
2	氏名		個人番号	
			住民票コード	
			生年月日	
	旧氏		性別	続柄
	本籍		住所を定めた年月日	
	***		筆頭者	
	***		***	
	***		***	
3	氏名		個人番号	
			住民票コード	
			生年月日	
	旧氏		性別	続柄
	本籍		住所を定めた年月日	
	***		筆頭者	
	***		***	
	***		***	
4	氏名		個人番号	
			住民票コード	
			生年月日	
	旧氏		性別	続柄
	本籍		住所を定めた年月日	
	***		筆頭者	
	***		***	
	***		***	

該当	国民健康保険 資格	国民年金		児童手当	介護保険	後期高齢者 医療保険	個人番号カード 又は住基カード
		基礎年金番号	種別				
1							
2							
3							
4							

6939

6940

届出日		転出予定年月日	
転出先住所			
転出前住所			
転出前の世帯主			
氏名		氏名	
1		2	
氏名		氏名	
3		4	

6941

6942

通称の記載及び削除に関する事項

氏名 ：

住民票コード ：

作成年月日：

No	記載年月日	記載市区町村名	削除年月日	削除市区町村名	通称
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					

上記の者について、 から転出する旨の届出があったことを証明する。

令和 年 月 日

6943

6944

項目	帳票名	項目名	内容	行数(繰り返し)	振り返し	型	行数/行	文字コード	和暦・西暦	左寄せ・右寄せ	文字溢れの対応	任意欄名の表示	基本フォントサイズ(点)	最小フォントサイズ(点)	その他欄条件
54	輸出証明書(通関書)	タイトル	通関の記載及び関係に関する事項	1	無	全角	—	JPAm明朝	—	左	—	—	18	—	—
55		氏名	【本人氏名型(外国人)】において記載	1	有	本人氏名型	21/3	JPAm明朝	—	左	○	—	10	—	—
56		住所コード	住所コードを左端から「4桁+△+4桁+△+3桁」で記載	1	無	各角	13	JPAm明朝	和暦	左	—	—	10	—	—
57		作成年月日	日	1	無	日付型	11	JPAm明朝	和暦	左	—	—	10	—	—
58		日	日	1	無	日付型	2	JPAm明朝	和暦	左	—	—	9	—	—
59		記載年月日	日	16	無	日付型	11	JPAm明朝	和暦	左	—	—	9	—	—
60		記載市町村名	自治体名	16	有	自治体名型	11/2	JPAm明朝	和暦	左	—	—	9	—	—
61		印刷年月日	日	16	無	日付型	11	JPAm明朝	和暦	左	—	—	9	—	—
62		印刷市町村名	自治体名	16	有	自治体名型	11/2	JPAm明朝	和暦	左	—	—	9	—	—
63		通関	旧氏・通関型	16	有	旧氏・通関型	11/2	JPAm明朝	—	—	○	—	9	—	—
64		発行番号	※欄要件55に準ずる 記載例：「2020502●●市 本庁1プリンタ001 011 1/21」	1	無	全角/半角	32	JPAm明朝	—	左	—	—	9	—	—
65		認定文	上段参照	1	無	各角	33	JPAm明朝	和暦	左	—	—	11	—	—
66		公証(年月日)	上段参照	1	無	日付型	11	JPAm明朝	和暦	左	—	—	11	—	—
67		公証(通関代番号)	上段参照	1	無	各角	30	JPAm明朝	—	左	—	—	11	—	—
68		公証(通関代番号)	上段参照	1	無	本人氏名型	7	JPAm明朝	—	左	—	—	11	—	—
69		公印	上段参照	—	—	イメージ	—	—	—	—	—	—	—	—	—

※：単位は文字数。プリンターのハードウェアや帳票印刷プログラムにより合致できない場合を考慮し、本欄に近い文字数であれば可とする。

2. 構成

項目	帳票名	用紙サイズ	縦・横	署名余白(上)※	署名余白(下)※	署名余白(左)※	署名余白(右)※	記載可能人数	以下各日の記載位置	複数枚の罫り	○印の罫り	公印有	公用有無	発行単位	別冊との同時発行	別冊との同時発行
1	輸出証明書	A4(縦さん折し用紙)	縦	11	5	13	5	4	氏名	有	有	無	無	輸出探検隊全島	別冊との同時発行	別冊との同時発行
2	輸出証明書(ORコード)	A4(縦さん折し用紙)	縦	11	5	13	5	4	氏名	有	有	無	無	輸出探検隊全島	別冊との同時発行	別冊との同時発行
3	輸出証明書(通関書)	A4(縦さん折し用紙)	縦	11	5	13	5	1	記載年月日	有	有	有	無	輸出探検隊のうえ通関書のある外国人の個	別冊との同時発行	別冊との同時発行

※：単位はミリメートルあるはインチ。署名位置確保する余白を示す。署名位置の確保がない場合は「—」を記入する。

6948

【考え方・理由】

6949 ○ 転出証明書のレイアウトの考え方

・以下の留意点等の他、各項目に関する記載上の留意点等については20.1.1を参照。

転出証明書

【再交付】

届出日	令和元年12月3日	転出予定年月日	令和元年12月4日
転出先住所	東京都港区虎ノ門2-2-1 虎ノ門ハイツ101号		
転出前住所	東京都千代田区霞が関2-1-2		
転出前の世帯主	住民 太郎		

・再交付の場合は、右上に「再交付」と印字できるようにする。

【理由】 転出証明書は、転出（予定）日を迎え住民票が消除されるまでは、紛失等により再交付することができ、その際、当初交付された転出証明書と区別するため。

1	氏名	住民 太郎	個人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2
	旧氏	【空欄】	住民票コード	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1
	本籍	東京都千代田区霞が関2-1	生年月日	昭和50年1月1日
	***	*****	性別	男
	***	*****	続柄	世帯主
2	氏名	ZHANG YULIN 張 玉蓮	住所を定めた年月日	平成25年4月1日
	通称	住民 花子	筆頭者	住民 太郎
	国籍・地域	マレーシア	***	*****
	法第30条の45区分	中长期在留者	***	*****
	在留期間満了日	2022年1月1日	***	*****
3	氏名	住民 一郎	個人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 4
	旧氏	【空欄】	住民票コード	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 3
	本籍	東京都千代田区霞が関2-1	生年月日	平成24年1月1日
	***	*****	性別	男
	***	*****	続柄	子
4	氏名	【以下余白】	住所を定めた年月日	平成25年4月1日
	旧氏		筆頭者	住民 太郎
	本籍		***	*****
	***	*****	***	*****
	***	*****	***	*****

・住所を定めた年月日は住基法上の記載事項となっていないが、項目として記載する。

【理由】 過誤・悪意の届出を転入処理が完結する前に判別する上で、自治体からのニーズが高いため。

・レイアウト作成上CSから出力される転出確認証明書を参考しているが、性別や法第30条の45に規定する区分等については、位置を変更

【理由】 3情報が離れないことや、論理的に情報が並ぶ順番を考慮しつつも、スペースを効率的に使うため。

・資格情報は世帯全員分をまとめて記載。
【理由】 1葉になるべく多くの人数を記載するため。

該当	国民健康保険資格	国民年金		児童手当	介護保険	後期高齢者医療保険	個人番号カード又は住基カード
		基礎年金番号	種別				
1	普通世帯主	1234 5678 90	任意	資格なし	資格なし	資格なし	あり
2	資格なし		不明	資格なし	資格なし	資格なし	なし
3	資格なし		該当なし	資格あり	資格なし	資格なし	あり
4							

・「国民健康保険資格」は、「資格なし」、「普通世帯主」、「擬制世帯主」又は「世帯員」を入力。

・「国民年金」の「種別」は、「該当なし」、「強制」、「任意」又は「不明」を入力。

・「児童手当」、「介護保険」及び「後期高齢者医療保険」は、「資格あり」又は「資格なし」を入力。

・「個人番号カード又は住基カード」は、「あり」又は「なし」を入力。
・「個人番号カード又は住基カード」の項目は法上の記載項目ではないが、記載する。
【理由】 カード情報の変更の案内を行うため、必要という自治体のニーズがあったため。

・漢字名のある外国人の場合は、漢字氏名をアルファベット氏名の後に併記する。氏名欄は全角48文字、英数字は全角で桁あふれが生じる場合は、必要に応じて半角とし、半角96文字以上とする。

【理由】 分科会において、人口100万人規模の都市でもこの桁数で、桁あふれを年間10件程度に抑えられるとの議論があったことから、このとおりとする。

6950

届出日	令和元年12月3日	転出予定年月日	令和元年12月4日
転出先住所	東京都港区虎ノ門2-2-1 虎ノ門ハイツ101号		
転出前住所	東京都千代田区霞が関2-1-2		
転出前の世帯主	住民 太郎		

・折り目がQRコードと重なると読込ができなくなる可能性があることに注意すること。

氏名 住民 太郎	氏名 ZHANG YULIN 張 玉蓮
1 	2 
氏名 住民 一郎	氏名
3 	

・一人分ずつの情報を格納したQRコードを人数分印字する。
【理由】住民記録システムの機能としては、何らかの方法でCSV形式になったデータを取り込めることを標準機能とし、その方法は問わないが、「転出証明書へのQRコードの印字」については、QRコード化する主体（転出元市区町村）とそれを使う主体（転入先市区町村）が異なり、転出元市区町村でQRコードを印字しなければ転入先市区町村でも読み取れないことから、転出証明書にQRコードを印字することを標準とする。
今後、QRコードで読取り可能な情報の拡張性を考慮すると世帯員ごとに定義をした方がよいという準構成員からの意見を踏まえ、QRコードについては世帯員ごとに作成する。

20191203 ●●区 本庁1 プリンタ001 011 2/3

6951

6952

通称の記載及び削除に関する事項

- 転出証明書の通称の履歴は省略できないため、履歴がある場合は3枚目にこの様式で記載。(履歴がない場合はこの様式は不要。)

氏名 : ZHANG YULIN 張 玉蓮

住民票コード : 1234 5678 902

作成年月日: 令和元年12月3日

No	記載年月日	記載市区町村名	削除年月日	削除市区町村名	通称
1	平成21年4月1日	大阪府大阪市北区	平成22年4月1日	東京都千代田区	住基 花子
2	平成22年4月1日	東京都千代田区			住民 花子
3	[以下余白]				
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					

・改ざん防止のため、年月日が1桁の場合は左に詰めて記入し、スペースができないようにすること。

20191203 ●●区本庁1 プリンタ001 011 3/3

上記の者について、当区から転出する旨の届出があったことを証明する。

令和●年●月●日

●●●長(職務代理者)

印

6953

6954 10.8 (CSV 形式のデータの取込み) に記載のとおり、転入処理を行う際、
6955 CSV 形式で提供された転出証明書に記載のデータを取り込めることとしてお
6956 り、この機能は、転出証明書に印字された QR コードを読み取った CSV 形式
6957 のデータを取り込むことも想定している。ただし、QR コードにより転出証明
6958 書に記載のデータを取り込んだ場合においても、法令の規定に基づき、署名
6959 又は記名押印された書面で行うことが必要とされている点に留意する必要
6960 がある。

6961 しかし、転出証明書への QR コードの印字については、QR コード化する主
6962 体（転出地市区町村）とそれを使う主体（転入地市区町村）が異なり、転出
6963 地市区町村で QR コードを印字しなければ転入地市区町村でも読み取れない
6964 ことから、転出証明書に QR コードを印字することを標準とする。

6965 なお、QR コードリーダーを実装するかどうかは各市区町村の判断に委ね
6966 られる。

6968 **【実装すべき機能】**

6969 転出証明書に準ずる証明書について、直接印刷により出力できること。

6970 レイアウトは、20.2.1 に規定する転出証明書のレイアウトに以下の変更
6971 を加えたものとする（参考までにレイアウトを次に示す。）。

6972

6973 （変更箇所）

6974 ・表題の「転出証明書」を「転出証明書に準ずる証明書」に改める。

6975

6976

6977 ○ 転出証明書に準ずる証明書のレイアウト

転出証明書に準ずる証明書

届出日		転出予定年月日	
転出先住所			
転出前住所			
転出前の世帯主			

1	氏名		個人番号	
			住民票コード	
			生年月日	
	旧氏		性別	続柄
	本籍		住所を定めた日	
	***		筆頭者	
***		***		
2	氏名		個人番号	
			住民票コード	
			生年月日	
	旧氏		性別	続柄
	本籍		住所を定めた日	
	***		筆頭者	
***		***		
3	氏名		個人番号	
			住民票コード	
			生年月日	
	旧氏		性別	続柄
	本籍		住所を定めた日	
	***		筆頭者	
***		***		
4	氏名		個人番号	
			住民票コード	
			生年月日	
	旧氏		性別	続柄
	本籍		住所を定めた日	
	***		筆頭者	
***		***		

該当	国民健康保険 資格	国民年金		児童手当	介護保険	後期高齢者 医療保険	個人番号カード 又は住基カード
		基礎年金番号	種別				
1							
2							
3							
4							

6978

6979

20.3 住民基本台帳の一部の写し

6980

6981 20.3.1 住民基本台帳の一部の写し（閲覧用）

6982 **【実装すべき機能】**

6983 住民基本台帳の一部の写し（閲覧用）について、次に示すレイアウトに従
6984 い、PDF 又は CSV により出力できること。

6985

6986

記載源元【2.0.3.1 住民基本台帳の一部の写し(閲覧用)】

1. 項目・記載内容

項目	検索名	項目名	内容	行数(繰り返し)	繰り返し	型	桁数/行※	文字コード	和暦・西暦	左寄せ・右寄せ	文字溢れの対応	住民票記載がない場合の表示	基本フォントサイズ(※)	基本フォントサイズ(※)	その他編集条件
1	住民基本台帳一部	作成日	右上欄上段、和暦日付・作成	1	無	日付型	13	JPAm)明暗	和暦	右	-	-	11		
2		タイトル	「住民基本台帳の一部の写し(閲覧用)」と記載	1	無	金角	17	JPAm)明暗	-	中央	-	-	16		
3		市外市町村名	市町村名を【】で囲む	1	無	金角	20	JPAm)明暗	-	右	-	-	11		
4		住所		25	有	金角	22/2	JPAm)明暗	-	左	○	-	11	9	
5		氏名	日本人の場合は【本人氏名型(日本人)】、外国人の場合は【本人氏名型(外国人)】において記載	25	有	本人氏名型	14/2	JPAm)明暗	-	左	○	【空欄】	11	9	
6		生年月日	日本人の場合【生年月日型(日本人)】、外国人の場合【生年月日型(外国人)】において記載、不詳の場合はその旨を記載	25	無	日付型	11	JPAm)明暗	和暦/西暦	左	-	-	11	9	
7		旧氏又は通称	日本人は「旧氏」、外国人は「通称」を記載	25	無	旧氏・通称型	11	JPAm)明暗	-	左	○	【空欄】	11	9	
8		性別	「男」/「女」の別を記載	25	無	金角	1	JPAm)明暗	-	中央	-	【空欄】	11		
9		異称	各欄右下枠外に記載、記載例:●●●●●/●●●●●	1	無	金角	12	JPAm)明暗	-	-	-	-	11		

※:単位は文字数、プリンターのハードや帳票印刷プログラムにより桁数できない場合を考慮し、本欄に近い文字数であれば可とする。

2. 構成

項目	検索名	用途サイズ	縦・横	最低余白(上)※	最低余白(下)※	最低余白(左)※	最低余白(右)※	記載可能な人数	枚数取の切り	枚数取の枠目表示	暗号執行者	公印有無	公用有無	発行単位	同一証明内の発行単位	別添式との同時発行
1	住民基本台帳一部	A 4	縦	11	5	13	5	25	無	有	-	-	-	-	-	-

※:単位はミリメートルがあるいはインチ。最低値を超過する余白を示す。最低値の規定がない場合は「-」を記入する。

20.4 住民票コード通知票等

6993

6994 20.4.1 住民票コード通知票

6995 **【実装すべき機能】**

6996 住民票コード通知票について、次に示すレイアウトに従い、直接印刷によ
6997 り出力できること。

6998 カスタマーバーコードを記載すること。

6999

7000

7001

7002 ○ 住民票コード通知票のレイアウト

住民票コード通知票

住民票コード		生年月日		性別	
氏名					

あなたの住民票コードは上記のとおりですので通知します。

令和 年 月 日

(お問い合わせ先)

7003

7004

記載諸元【2.0.4.1 住民コード通知票】

1. 項目・記載内容

項目	検索名	項目名	内容	行数(繰り返し)	折り返し	型	枚数/行	文字コード	和暦・西暦	左寄せ・右寄せ	文字溢れの対応	住民票記載がない場合の表示	基本フォントサイズ(点)	最低フォントサイズ(点)	その他掲載条件
1	住民コード通知票	郵便番号(「999-9999」形式)	郵便番号(「999-9999」形式)	1	無	全角	8	IPAm)明碼	-	左	-	-	11	-	-
2		宛住所	宛住所	1	有	宛住所型	17/3	IPAm)明碼	-	左	-	-	11	-	-
3		宛氏名	宛氏名	1	有	宛氏名型	17/2	IPAm)明碼	-	左	-	-	11	-	204.1で示す封筒レイアウト参照
4		カスタマコード	カスタマコードを付す	-	-	バーコード	-	-	-	左	-	-	-	-	-
5		タイトル	「住民コード通知票」、「住民コード変更通知票」または「住民コード修正通知票」と記載	1	無	全角	11	IPAm)明碼	-	-	-	-	18	-	-
6		住民コード	住民コードを宛先から「4桁+△+4桁+△+3桁」で記載	1	無	全角	13	IPAm)明碼	-	左	-	-	11	-	-
7		生年月日	日本人の場合【生年月日型(日本人)】、外国人の場合【生年月日型(外国人)】において記載、不詳の場合はその旨を記載	1	無	日付型	11	IPAm)明碼	和暦/西暦	左	-	-	11	-	-
8		性別	「男」/「女」の別を記載	1	無	全角	1	IPAm)明碼	-	中央	-	【空欄】	11	-	-
9		氏名	日本人の場合は【本人氏名(日本人)】、外国人の場合は【本人氏名(外国人)】において記載 本人氏名(日本人)・本人氏名(外国人)ともにフリガナは出力しない	1	3	本人氏名型	38/2	IPAm)明碼	-	左	-	【空欄】	11	-	-
10		総注文	左詰め「あなたの住民コードは上記のとおりですので通知します。」、「あなたの変更後の住民コードは上記のとおりです。通知します。」又は「あなたの修正後の住民コードは上記のとおりですので通知します。」と記載	1	無	全角	31	IPAm)明碼	-	左	-	-	11	-	-
11		公証(年月日)	総注文から1行空けて記載、公印欄に寄せる、公印に重ならない	1	無	日付型	11	IPAm)明碼	和暦	中央	-	-	11	-	-
12		公証(職務代理者)	総注文から1行空ける、公印欄に寄せる、公印に重ならない、「市区町村名+区」又は「市区町村名+長(職務代理者)」と記載	1	無	全角	30	IPAm)明碼	-	右	-	-	11	-	-
13		公証(職務代理者名)	公証(職務代理者)の1行下、公印欄に寄せる、公印に重ならない	1	無	全角	7	IPAm)明碼	-	右	-	-	11	-	-
14		公印	職務代理者の印係、職務代理者名と重ならない 公印を準備する場合は、職務代理者名の後に「(公印備載)」を印字する	-	-	イメージ	-	-	-	-	-	-	-	-	-
15		公印(注釈)	公印の直下に任意の文言を印字する 例)「この印は兼色です」	1	無	全角	6	IPAm)明碼	-	中央	-	-	11	-	-
16		< 担当番号 >	公印の直下に任意の文言を印字する 例)「この印は兼色です」	1	無	全角	30	IPAm)明碼	-	右	-	-	8	-	-
17		< 住所 >	右下に記載	1	無	全角	9	IPAm)明碼	-	右	-	-	11	-	-
18		< 電話番号 >	(お問い合せ先)の1行空けて下に記載	1	無	全角	26	IPAm)明碼	-	左	-	-	11	-	-
19		< 住所 >	担当番号 >の1行下に記載	1	無	全角	26	IPAm)明碼	-	右	-	-	11	-	-
20		< 電話 >	住所 >の1行下に記載	1	無	全角	26	IPAm)明碼	-	右	-	-	11	-	-
21		三つ折り線1	三つ折り線	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
22		三つ折り線2	三つ折り線	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	204.1で示す封筒レイアウトにおける【三つ折り線】参照

※:単位は文字数、プリンターのハードや標準印刷プログラムにより高数で記載できる場合があります。本欄に近い文字数であれば可とする。

2. 構成

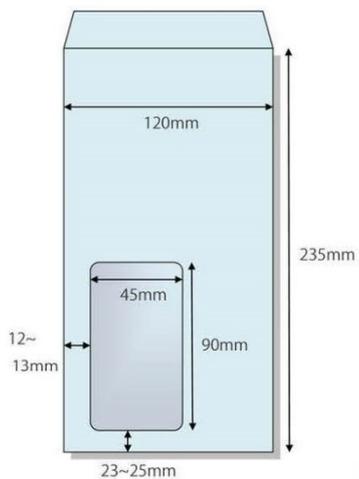
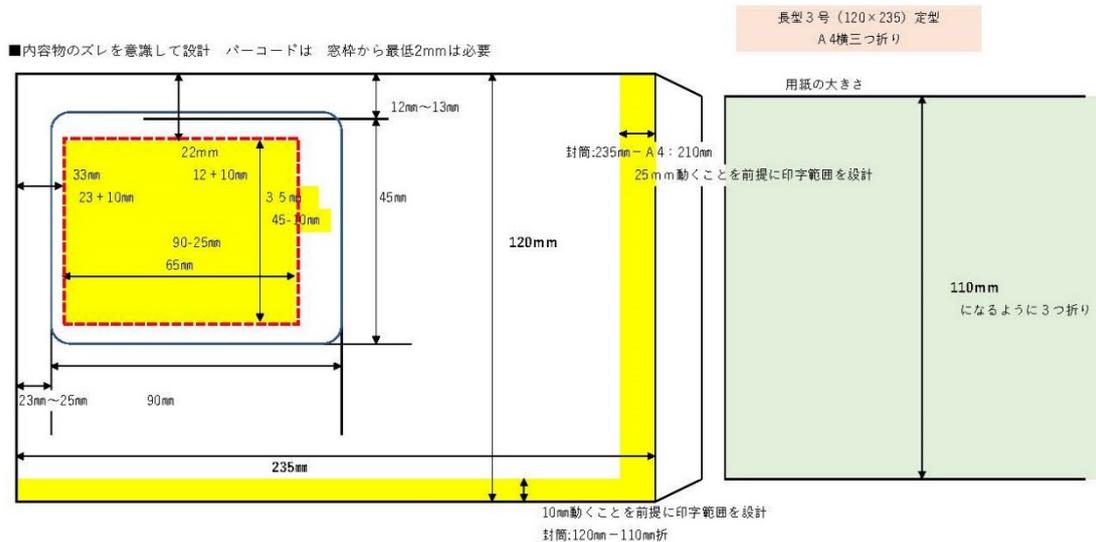
項目	検索名	用紙サイズ	線・溝	最低余白(上)	最低余白(下)	最低余白(注)	最低余白(右)	記録可能な数	記録位置	記録枚数	記録枚の枚数	○印表示	発行単位	同一課内の発行単位	別様式との同時発行
1	住民コード通知票	A4	縦	11	5	13	5	1	-	無	無	無	個人	無	無

※:単位はミリメートルあるいはインチ。最低限確保する余白を示す。最低値の規定がない場合は「-」を記入する。

7006 (参考) 宛名部分に対応した封筒レイアウトを以下に示す。

7007

封筒レイアウト



【窓あき封筒】

- ・封筒として長6封筒を推奨、長3封筒も利用可能
- ・窓あき封筒対応 (45mm×90mm) 用紙左から23~25mm、上から12~13mm
- ・内容物のズレを意識して設計→パーコードは窓枠から最低2mmは必要

【三つ折り線】

- 様式等に三つ折り線を記す場合は、以下を基準とする。
- ・左位置: 10mm
 - ・長6封筒の場合、上位置: 99mm、198mmを基準とする
 - ・長3封筒の場合、上位置: 110mm、220mmを基準とする
- ※いずれの場合も三つ折り線の位置は基準を参考とすればよく厳密な位置の一致は求めない

7008

7009 【考え方・理由】

7010 ○ 住民票コード通知票のレイアウトの考え方

105-0001
東京都港区虎ノ門2-2-1
虎ノ門ハイツ101号

住民 太郎 様



下記の3様式のレイアウトを同一とする

- ・住民票コード通知票
- ・住民票コード変更通知票
- ・住民票コード修正通知票

・郵送のための住所欄は、他様式も同様（他の様式と同じ封筒を使用する）

・なお、分科会における議論の結果、窓付き封筒の使用を想定して宛先は記載することとし、発行元は封筒に記載すれば良いことから削ることとした。

住民票コード通知票

・3様式で異なる部分

・改ざん防止のため、年月日が1桁の場合は左に詰めて記入し、スペースができないようにすること。

・外国人住民の場合は西暦で記載すること。

・3様式で共通部分

住民票コード	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	生年月日	平成2年1月1日	性別	男
氏名	住民 太郎														

・3様式で異なる部分

・改ざん防止のため、年月日が1桁の場合は左に詰めて記入し、スペースができないようにすること。

あなたの住民票コードは上記のとおりですので通知します。

令和●年●月●日

●●●●長（職務代理者）

●●●●

印

この印は黒色です

（お問い合わせ先）

< 担当課名 >
 < 住 所 >
 < 電 話 >

7011

359 / 481

7012 20.4.2 住民票コード変更通知票

7013 **【実装すべき機能】**

7014 住民票コード変更通知票について、直接印刷により出力できること。

7015 レイアウトは、20.4.1 に規定する住民票コード通知票のレイアウトに以
7016 下の変更を加えたものとする（参考までにレイアウトを次に示す。）。

7017 カスタマーバーコードを記載すること。

7018

7019 (変更箇所)

7020 ・表題の「住民票コード通知票」を「住民票コード変更通知票」に改める。

7021 ・通知文の「あなたの住民票コードは上記のとおりですので通知します。」

7022 を「あなたの変更後の住民票コードは上記のとおりですので通知します。」

7023 に改める。

7024

7025

7026

7027 ○ 住民票コード変更通知票のレイアウト

住民票コード変更通知票

住民票コード		生年月日		性別	
氏名					

あなたの変更後の住民票コードは上記のとおりですので通知します。

令和 年 月 日

(お問い合わせ先)

7028

7029 20.4.3 住民票コード修正通知票

7030 **【実装すべき機能】**

7031 住民票コード修正通知票について、直接印刷により出力できること。

7032 レイアウトは、20.4.1 に規定する住民票コード通知票のレイアウトに以
7033 下の変更を加えたものとする（参考までにレイアウトを次に示す。）。

7034 カスタマーバーコードを記載すること。

7035

7036 (変更箇所)

7037 ・表題の「住民票コード通知票」を「住民票コード修正通知票」に改める。

7038 ・通知文の「あなたの住民票コードは上記のとおりですので通知します。」

7039 を「あなたの修正後の住民票コードは上記のとおりですので通知します。」

7040 に改める。

7041

7042

7043 ○ 住民票コード修正通知票のレイアウト

住民票コード修正通知票

—

住民票コード		生年月日		性別	
氏名					

あなたの修正後の住民票コードは上記のとおりですので通知します。

令和 年 月 日

（お問い合わせ先）

—

7044

20.5 その他

7045

7046 20.5.1 支援措置期間終了通知

7047 **【実装すべき機能】**

7048 支援措置期間終了通知について、次に示すレイアウトに従い、直接印刷に
7049 より出力できること。(3.4 (支援措置) 参照)

7050 カスタマーバーコードを記載すること。

7051

7052

7053 ○ 支援措置期間終了通知票のレイアウト

令和 年 月 日	
<div style="border: 1px solid black; width: 300px; height: 100px; margin: 0 auto;"></div>	
— 支援措置期間終了通知	
記	
1 支援対象者 (併せて支援実施中の者)	
2 支援措置の期間 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日	
3 支援措置の範囲	
	住民票の写しの交付 (現住所地)
	住民票の除票の写しの交付 (前住所地)
	住民基本台帳の一部の写しの閲覧 (現住所地)
	戸籍の附票の写しの交付 (本籍地)
	戸籍の附票の除票の写しの交付 (前本籍地)
4 その他	
<p>※支援措置の期間終了の1か月前から支援措置の延長の申出を受け付けます。 ※延長の申出がない場合、支援措置の期間経過後に支援を終了します。 ※既に手続済である場合、行き違いですので御容赦ください。</p>	
(お問い合わせ先)	

7054

記載諸元【20.5.1 支援措置期間終了通知】

1. 項目・記載内容

項目	帳票名	項目名	内容	行数(繰り返し)	折り返し	型	桁数/行※	文字コード	和暦・西暦	左寄せ・右寄せ	文字論れ対称	住居欄に記載が無い場合の表示	基本フォントサイズ (ピクセル)	基本フォントサイズ (ピクセル)	その他欄係条件
1	支援措置期間終了通知		郵便番号 (「999-9999」形式)	1	無	全角	8	IPA明朝	-	左	-	-	11	-	20.4.1で示す折戻レイアウト参照
2		宛名住所	宛名住所	1	有	宛名住所型	17/3	IPA明朝	-	左	-	-	11	-	-
3		宛名氏名	宛名氏名	1	有	宛名氏名型	17/2	IPA明朝	-	左	-	-	11	-	-
4		カスマバコード	カスマバコードを付す	-	-	バーコード	-	-	-	左	-	-	-	-	-
5		公証(年月日)	書上後寄せ	1	無	日付型	11	IPA明朝	和暦	右	-	-	11	-	-
6		公証(職務代理者)	宛名住所の1行右下、公印欄に寄せる、公印に重ならない、「市区町村名+氏」又は「市区町村名+氏(職務代理者)」と記載	1	無	全角	30	IPA明朝	-	右	-	-	11	-	-
7		公証(職務代理者名)	公証(職務代理者)の1行下、公印欄に寄せる、公印に重ならない	1	無	全角	7	IPA明朝	-	右	-	-	11	-	-
8		公印	職務代理者の古欄、職務代理者名と重ならない	-	-	イメージ	-	-	-	-	-	-	-	-	-
9		公印(公印省略)	公印を省略する場合は、職務代理者名の後に「(公印省略)」を印字する	1	無	全角	6	IPA明朝	-	中央	-	-	11	-	-
10		公印(注釈)	公印の直下に任意の文を印字する	1	無	全角	30	IPA明朝	-	中央	-	-	8	-	-
11		タイトル	「支援措置期間終了通知」と記載	1	無	全角	10	IPA明朝	-	中央	-	-	18	-	-
12		通知文	各市区町村において、DV等支援措置について規定している条例や要綱等の名称を記載	1	無	全角	40/3	IPA明朝	-	左	-	-	11	-	-
13		支援対象者	項目名「支援対象者」から全角1文字空けて記載 日本人の場合は【本人氏名(日本人)】、外国人の場合【本人氏名(外国人)】において記載 本人氏名(日本人)・本人氏名(外国人)ともにフリガナは出力しない	1	無	本人氏名型	30	IPA明朝	-	左	○	-	11	-	-
14		併せて支援家族中の者	項目名「併せて支援家族中の者」から全角1文字空けて記載 日本人の場合は【本人氏名(日本人)】、外国人の場合【本人氏名(外国人)】において記載 本人氏名(日本人)・本人氏名(外国人)ともにフリガナは出力しない	1	有	本人氏名型	25	IPA明朝	-	左	○	-	11	-	-
15		支援措置の期間		1	無	日付型	25	IPA明朝	和暦	左	-	-	11	-	-
16		支援措置の期間	要件の3.4により管理している項目から記載	1	無	全角	25	IPA明朝	-	左	-	-	11	-	-
17		記		1	無	全角	1	IPA明朝	-	中央	-	-	11	-	-
18		その他	・「併せて支援家族中の者」が複数いる場合はここに記載、日本人の場合及び外国人の場合、本人氏名(日本人)・本人氏名(外国人)ともにフリガナは出力しない ・前々本欄等における支援措置等について自由記載	1	有	本人氏名型	34	IPA明朝	-	左	○	-	11	-	-
19		※の留意事項の文		1	無	全角	40/3	IPA明朝	-	左	-	-	11	-	-
20		(空欄)合わせ先	右下に記載	1	無	全角	9	IPA明朝	-	右	-	-	11	-	-
21		<担当課名>	(空欄)合わせ先)の1行空けて下に記載	1	無	全角	26	IPA明朝	-	左	-	-	11	-	-
22		<住所>	<担当課名>の1行下に記載	1	無	全角	26	IPA明朝	-	右	-	-	11	-	-
23		<電話番号>	<住所>の1行下に記載	1	無	全角	26	IPA明朝	-	右	-	-	11	-	-
24		三つ折り線1		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	20.4.1で示す折戻レイアウトに
25		三つ折り線2		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	おける【三つ折り線】参照

※：単位は文字数、プリンターのハードや帳票印刷プログラムにより合致できない場合を考慮し、本欄に近い文字数であれば可とする。

2. 構成

項目	帳票名	用紙サイズ	線・構	最低余白(上)※	最低余白(下)※	最低余白(左)※	最低余白(右)※	人数	記載位置	複数枚の枚数表示	○枚中○枚目表示	職務執行書	公印省略	発行単位	同一証明内の発行単位	別冊式との同時発行
1	支援措置期間終了通知	A4	縦	11	5	13	5	-	-	無	無	有	無	個人	-	無し

※：単位はミリメートルあるいはインチ。最低限度確保する余白を示す。最低限度の確保がない場合は「-」を記入する。

7056 【考え方・理由】

7057 ○ 支援措置期間終了通知のレイアウトの考え方

令和●年●月●日

105-0001
東京都港区虎ノ門2-2-1
虎ノ門ハイツ101号

住民 太郎 様



・「併せて支援実施中の者」が複数人いる場合は、「●● ●●、△△ △△、…」と並べて記載、又は「4 その他」に記載することにより対応すること。（5.8（文字溢れ対応）におけるパラメータ設定による対応を参照。）

・各市区町村において、DV等支援措置について規定している条例や要綱等の名称を記載すること。

●●●長（職務代理者） 印

支援措置期間終了通知

●●区ドメスティック・バイオレンス等の被害者支援に関する住民基本台帳事務の要綱第N条に規定する支援措置について、下記支援措置の期間経過後に支援措置を終了しますので通知します。

記

- 1 支援対象者 ●● ●●
(併せて支援実施中の者 ●● ●●)
- 2 支援措置の期間 令和●年●月●日 ~ 令和●年●月●日
- 3 支援措置の範囲

✓	住民票の写しの交付（現住所地）
	住民票の除票の写しの交付（前住所地）
	住民基本台帳の一部の写しの閲覧（現住所地）
	戸籍の附票の写しの交付（本籍地）
	戸籍の附票の除票の写しの交付（前本籍地）

- 4 その他

・改ざん防止のため、年月日が1桁の場合は左に詰めて記入し、スペースができないようにすること。

・機能要件の3.4により管理している項目から記載する。

・前々本籍等における支援措置等について自由記載。

※支援措置の期間終了の1か月前から支援措置の延長の申出を受け付けます。
 ※延長の申出がない場合、支援措置の期間経過後に支援を終了します。
 ※既に手続済である場合、行き違いですので御容赦ください。

（お問い合わせ先）

< 担当課名 >
 < 住 所 >
 < 電 話 >

7058

7059 20.5.2 世帯主変更通知書

7060 **【実装すべき機能】**

7061 世帯主変更通知書について、次に示すレイアウトに従い、直接印刷により
7062 出力できること。(4.0.4 (世帯主不在となる場合の処理) 及び 4.0.5 (世帯
7063 主変更依頼通知書) 参照)

7064 カスタマーバーコードを記載すること。

7065

7066

7067 ○ 世帯主変更通知書のレイアウト

令和 年 月 日

—

世帯主変更通知書

住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項に基づき、職権により下記のとおり変更いたしましたので通知します。
世帯主が異なる場合は、お手数ですが、御連絡又は最寄りの窓口まで御来庁くださるようお願いいたします。

記

元の世帯主	
新しい世帯主	
変更事由	
変更日	

—

（お問い合わせ先）

7068

記載諸元【20.5.2 世帯変更通知書】

1. 項目・記載内容

項目	帳票名	項目名	内容	行数(繰り返し)	折り返し	型	桁数/行※	文字コード	和暦・西暦	左寄せ・右寄せ	文字溢れ の対応	住民票記載 がない場合 の表示	基本ソフト トサイズ (6/7)	最新ソフト トサイズ (6/7)	その他帳票条件
1	世帯変更通知書														
2		郵便番号	郵便番号(「999-9999」形式)	1	無	全角	8	IPAn11	-	左	-	-	11		20.4.1で済す封筒レアウト参照
3		宛名住所	宛名住所	1	有	宛名住所型	17/3	IPAn11	-	左	-	-	11		
4		宛名氏名	宛名氏名	1	有	宛名氏名型	17/2	IPAn11	-	左	-	-	11		
5		公証(年月日)	カスネマペコードを付す 最上段左寄せ	1	無	日付型	11	IPAn11	和暦	右	-	-	11		
6		公証(職務代理者)	宛名住所の1行目下、公印欄に寄せる、公印に重ならない、「市区町村名+長」又は「市区町村名+長(職務代理者)」と記載	1	無	全角	30	IPAn11	-	右	-	-	11		
7		公証(職務代理者名)	公証(職務代理者)の1行目下、公印欄に寄せる、公印に重ならない	1	無	全角	7	IPAn11	-	右	-	-	11		
8		公印	職務代理者名の右横、職務代理者名と重ならない 公印を省略する場合は、職務代理者名の後に「(公印省略)」を 印字する	1	無	イメージ	-	-	-	-	-	-	-		
9		公印(公印省略)	公印(公印省略)	1	無	全角	6	IPAn11	-	中央	-	-	11		
10		公印(住所)	公印の直下には横の文字を印字する 例)「この印は黒色です」	1	無	全角	30	IPAn11	-	中央	-	-	8		
11		通知文	「世帯変更通知書」と記載	1	無	全角	8	IPAn11	-	中央	-	-	18		
12		記	「職務により世帯主の変更をした理由」を縦書きに記載	1	有	全角	40/4	IPAn11	-	左	-	-	11		
13		元の世帯主	「元(世帯主)の氏名」を記載、日本人の場合は【本人氏名型(日本人)】、外国人の場合は【本人氏名型(外国人)】において記載 本人氏名型(日本人)・本人氏名型(外国人)ともにフリガナは 出力しない	1	無	本人氏名型	25	IPAn11	-	左	○	-	11		
14		新しい世帯主	「新しい世帯主の氏名」を記載、日本人の場合は【本人氏名型(日本人)】、外国人の場合は【本人氏名型(外国人)】において記載 本人氏名型(日本人)・本人氏名型(外国人)ともにフリガナは 出力しない	1	無	本人氏名型	25	IPAn11	-	左	○	-	11		
15		変更事由	「世帯主の変更事由」を記載	1	無	全角	25	IPAn11	-	左	○	-	11		
16		変更日	「世帯主の変更日」を記載	1	無	全角	25	IPAn11	-	左	○	-	11		
17		(お問い合わせ先)	右下に記載	1	無	日付型	11	IPAn11	和暦	左	-	-	11		
18		< 担当課名 >	右下に記載	1	無	全角	9	IPAn11	-	右	-	-	11		
19		< 住所 >	(お問い合わせ先)の1行目下下に記載	1	無	全角	26	IPAn11	-	右	-	-	11		
20		< 電話 >	< 担当課名 >の1行下に記載	1	無	全角	26	IPAn11	-	右	-	-	11		
21		三つ折り罫1	< 住所 >の1行下に記載	1	無	全角	26	IPAn11	-	右	-	-	11		
22		三つ折り罫2	三つ折り罫	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	20.4.1で済す封筒レアウトにお ける【三つ折り罫】参照
23			三つ折り罫	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

※：単位は文字数、プリンターのハードや帳票印刷プログラムにより桁数やない場合を考慮し、本欄に近い文字数であれば可とする。

2. 構成

項目	帳票名	用紙サイズ	縦・横	最低赤白 (上)※	最低赤白 (下)※	最低赤白 (左)※	最低赤白 (右)※	縦罫 数	横罫 数	縦罫の 位置	横罫の 位置	縦罫の 枚目表示	縦罫の 枚目表示	縦罫の 枚目表示	縦罫の 枚目表示	縦罫の 枚目表示	縦罫の 枚目表示	
1	世帯変更通知書	A4	縦	11	5	13	5	1	1	5	1	無	無	無	無	無	無	無

※：単位はミリメートルあるいはインチ。最低罫線する赤白を示す。最低罫線の縦罫がない場合は「-」を記入する。

7070 【考え方・理由】

7071 ○ 世帯主変更通知書のレイアウトの考え方

令和●年●月●日

105-0001
東京都港区虎ノ門2-2-1
虎ノ門ハイツ101号

住民 太郎 様

|||||

●●●長（職務代理者） 印

世帯主変更通知書

住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項に基づき、職権により下記のとおり変更いたしましたので通知します。
世帯主が異なる場合は、お手数ですが、御連絡又は最寄りの窓口まで御来庁くださるようお願いいたします。

記

元の世帯主	住民 花子
新しい世帯主	住民 太郎
変更事由	元の世帯主の転出による
変更日	令和元年12月3日

・職権により世帯主の変更をした理由を手入力により簡潔に記載する。

・職権による変更後の世帯主が実態と異なる場合は、本通知を受けた世帯主等から連絡を受け、さらに、世帯変更届を行わせることなどにより、実態に合わせて世帯主を変更する必要がある。

・改ざん防止のため、年月日が1桁の場合は左に詰めて記入し、スペースができないようにすること。

（お問い合わせ先）

< 担当課名 >
< 住 所 >
< 電 話 >

7072

7073 20.5.3 世帯主変更依頼通知書

7074 **【実装すべき機能】**

7075 世帯主変更依頼通知書について、次に示すレイアウトに従い、直接印刷に
7076 より出力できること。(4.0.5 (世帯主変更依頼通知書) 参照)
7077 カスタマーバーコードを記載すること。

7078

7079

7080 ○ 世帯主変更依頼通知書のレイアウト

令和 年 月 日

—

世帯主変更依頼通知書

現在、あなたの世帯は、世帯主変更の手続が必要な状態です。
つきましては、世帯主変更の届出を行っていただきますようお願いいたします。

手続に際しては、窓口に来られた方の身分証明書（マイナンバーカード、運転免許証等）の提示をお願いしていますので、必ず御持参ください。

また、国民健康保険に加入されている方は、保険証の内容を訂正する必要がありますので、国民健康保険被保険者証を併せて御持参ください。

現在の住民票の世帯主	
— 世帯主変更が必要となる事由	

※この通知が到着する前に届出をされた場合は、行き違いですので御了承ください。

（お問い合わせ先）

7081

7083

【考え方・理由】

7084 ○ 世帯主変更依頼通知書のレイアウトの考え方

令和●年●月●日

105-0001
東京都港区虎ノ門2-2-1
虎ノ門ハイツ101号

住民 太郎 様



●●●長（職務代理者）
●●●● 印

世帯主変更依頼通知書

現在、あなたの世帯は、世帯主変更の手続が必要な状態です。
つきましては、世帯主変更の届出を行っていただきますようお願いいたします。

手続に際しては、窓口に来られた方の身分証明書（マイナンバーカード、運転免許証等）の提示をお願いしていますので、必ず御持参ください。

また、国民健康保険に加入されている方は、保険証の内容を訂正する必要がありますので、国民健康保険被保険者証を併せて御持参ください。

現在の住民票の世帯主	住民 太郎
世帯主変更が必要となる事由	元の世帯主の転出による

※この通知が到着する前に届出をされた場合は、行き違いですので御承ください。

・本通知を受け取った者が、世帯主変更が必要となる理由がわかるように、当該理由を手入力で簡潔に記載する。

・身分証明書等の届出の際の持参書類は、例示であり、要領や各市区町村のHPでの案内等を踏まえ、必要に応じて詳細な案内を同封するなど、適切に対応すること。

（お問い合わせ先）

< 担当課名 >
< 住 所 >
< 電 話 >

7085

7086

7087 20.5.4 住民異動届受理通知

7088 **【実装すべき機能】**

7089 住民異動届受理通知について、次に示すレイアウトに従い、直接印刷によ
7090 り出力できること。(4.1.0.3 (住民異動届受理通知) 参照)

7091 カスタマーバーコードを記載すること。

7092

7093

7094

7095 ○ 住民異動届受理通知のレイアウト

令和 年 月 日

住民異動届受理通知

以下の内容の住民異動届を受理しましたので通知します。

届出日	_____
届出名	_____
異動者氏名	_____

この通知は、第三者が本人になりすまして虚偽の住民異動届を行う事例が発生していることを踏まえ、そのような虚偽の住民異動届の早期発見、ひいては予防の観点から異動前の住所にお送りしているものです。

この通知に疑義のある方は、以下まで御連絡ください。

(お問い合わせ先)

7096

記載諸元【2.0.5.4 世帯異動届受理通知】

1. 項目・記載内容

項目	帳票名	項目名	内容	行数(繰り返し)	折り返し	型	桁数/行	文字コード	和暦・西暦	左寄せ・右寄せ	文字溢れ の対応	住所欄に 郵便番号 の表示	基本アサイン トサイズ (文字)	基本アサイン トサイズ (文字)	その他編集条件
1	住民異動届受理通知														
2	1枚目のレイアウト	宛名住所	郵便番号(「999-9999」形式)	1	無	全角	8	IPA01印刷	-	左	-	-	11		
3		宛名氏名		1	有	宛名住所型	17/3	IPA01印刷	-	左	-	-	11		20.4.1で示す目録レイアウト参照
4		カスママバーコードを付す		1	有	宛名氏名型	17/2	IPA01印刷	-	左	-	-			
5		公証(年月日)	最上段右寄せ	1	無	日付型	11	IPA01印刷	和暦	右	-	-	11		
6		公証(職務代理者)	宛名住所の1行右下、公印欄に寄せる。公印に重ならない。「市 区町村名+奥」又は「市区町村名+奥(職務代理者)」と記載	1	無	全角	30	IPA01印刷	-	右	-	-	11		
7		公証(職務代理者名)	公証(職務代理者)の1行下、公印欄に寄せる。公印に重ならない	1	無	全角	7	IPA01印刷	-	右	-	-	11		
8		公印	職務代理者名の右横、職務代理者名と重ならない	-	-	イタージ	-	-	-	-	-	-	-		
9		公印(公印備載)	公印を省略する場合は、職務代理者名の後に「(公印備載)」 を印字する	1	無	全角	6	IPA01印刷	-	中央	-	-	11		
10		公印(注釈)	公印の直下に宛名の文字を印字する	1	無	全角	30	IPA01印刷	-	中央	-	-	8		
11		タイトル	例)「この印は黒色です」	1	無	全角	9	IPA01印刷	-	中央	-	-	18		
12		通知文①	タイトルから1行空けて「以下の内容の住民異動届を受理しま したの通知とします。」と記載	1	無	全角	26	IPA01印刷	-	左	-	-	11		
13		届出日		1	無	日付型	11	IPA01印刷	和暦	左	-	-	11		
14		届出名	最上左詰め	1	無	全角	22	IPA01印刷	-	左	-	-	11		
15		異動者氏名	日本人の場合は【本人氏名(日本人)】、外国人の場合は【本 人氏名(外国人)】において記載 本人氏名(日本人)・本人氏名(外国人)ともにフリガナ は出力しない 8名まで印字可能	8	無	本人氏名型	22	IPA01印刷	-	左	○	-	11		縦線を可変的に印字する動画は行わ ない
16		【以下空白】	前行から1行空けて記載、特記欄から1文字空けて文字は【 】で閉る	1	無	全角	-	IPA01印刷	-	左	-	-	11		
17		通知文②	最終ページにのみ印字、異動者氏名欄下、左詰め「この通知 は、第三者が本人になりましたとして他者の住民異動届を行う事例 が発生していることを踏まえ、そのような虚偽の住民異動届の 申請発覚、ひいては子供の養育から異動届の住所にお送りして いるものです。」と記載	1	有	全角	46/4	IPA01印刷	-	左	-	-	11		異動者9名以上の場合は空白を印 字、縦線を可変的に印字する動画は行 わない
18		通知に対する連絡	通知文から1行空けて「この通知に疑義のある方は、以下まで御 連絡ください。」と記載	1	無	全角	46	IPA01印刷	-	左	-	-	11		
19		(お問い合わせ先)	最終ページにのみ印字、通知文の1行下	1	無	全角	9	IPA01印刷	-	右	-	-	11		
20		< 担当課名 >	最終ページにのみ印字、(お問い合わせ先)の1行空けて下	1	無	全角	26	IPA01印刷	-	右	-	-	11		
21		< 住所 >	最終ページにのみ印字、< 担当課名 >の1行下	1	無	全角	26	IPA01印刷	-	右	-	-	11		
22		< 電話番号 >	最終ページにのみ印字、< 住所 >の1行下	1	無	全角	26	IPA01印刷	-	右	-	-	11		
23		頁番号	各頁右下隅外に記載、記載例: ●●●●/●●●●	1	無	全角	12	IPA01印刷	-	右	-	-	11		
24		三つ折り線1	三つ折り線	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		20.4.1で示す目録レイアウトにおける
25		三つ折り線2	三つ折り線	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		【三つ折り線】参照

7099

【考え方・理由】

7100

○ 住民異動届受理通知のレイアウトの考え方

令和●年●月●日

105-0001
東京都港区虎ノ門2-2-1
虎ノ門ハイツ101号

住民 太郎 様



・宛先については4.1.0.3（住民異動届受理通知）を参照。

●●●長（職務代理者）

印

住民異動届受理通知

以下の内容の住民異動届を受理しましたので通知します。

届出日	令和元年12月3日
届出名	転出届
異動者氏名	住民 一郎
	【以下余白】

・改ざん防止のため、年月日が1桁の場合は左に詰めて記入し、スペースができないようにすること。

・事務処理要領に基づいて、この帳票では枠線を省き、直接記載する。

この通知は、第三者が本人になりすまして虚偽の住民異動届を行う事例が発生していることを踏まえ、そのような虚偽の住民異動届の早期発見、ひいては予防の観点から異動前の住所にお送りしているものです。

この通知に疑義のある方は、以下まで御連絡ください。

（お問い合わせ先）

< 担当課名 >
 < 住 所 >
 < 電 話 >

7101

異動者氏名
(続き)

住民 九郎

住民 十郎

住民 花子

住民 春子

住民 夏子

住民 秋子

住民 冬子

この通知は、第三者が本人になりすまして虚偽の住民異動届を行う事例が発生していることを踏まえ、そのような虚偽の住民異動届の早期発見、ひいては予防の観点から異動前の住所にお送りしているものです。

この通知に疑義のある方は、以下まで御連絡ください。

(お問い合わせ先)

< 担当課名 >
< 住 所 >
< 電 話 >

●●●●●／●●●●●頁

7105 20.5.5 転入通知情報取込エラー一覧表

7106 **【実装すべき機能】**

7107 転入通知情報取込エラー一覧表について、次に示すレイアウトに従い、
7108 XLSX 形式、CSV 形式、PDF 形式又は直接印刷のいずれかによって出力できる
7109 こと。(4.1.3.1.2 (CS から受信した転入通知の受理) 参照)

7110

7111

7112

7113 ○ 転入通知情報取込エラー一覧のレイアウト

令和 年 月 日作成

転入通知情報取込エラー一覧表

転入地市町村の代表者・職氏名

転入通知情報		住民記録システムの情報		エラー情報
届出日（転入）		届出日（転出）		
転入年月日		転出予定年月日		
転入前住所		住所		
転入前住所の市町村コード		—		
転出先住所		転出先住所（予定）		
転出先住所の市町村コード		—		

異動者1	氏名（漢字）		氏名（漢字）		
	フリガナ		フリガナ		
	生年月日		生年月日		
	性別		性別		
	住民票コード		住民票コード		
異動者2	氏名（漢字）		氏名（漢字）		
	フリガナ		フリガナ		
	生年月日		生年月日		
	性別		性別		
	住民票コード		住民票コード		
異動者3	氏名（漢字）		氏名（漢字）		
	フリガナ		フリガナ		
	生年月日		生年月日		
	性別		性別		
	住民票コード		住民票コード		
異動者4	氏名（漢字）		氏名（漢字）		
	フリガナ		フリガナ		
	生年月日		生年月日		
	性別		性別		
	住民票コード		住民票コード		

対象人数 _____ 人

記載諸元 【2.0.5.5 転入通知情報取込エラー一覧【概要】】

1. 項目・記載内容

項目	検索名	項目名	内容	行数(繰り返し)	折り返し	型	桁数/桁	文字コード	和暦・西暦	左寄せ・右寄せ	文字溢れの対応	任意欄に記号が無い場合の表示	基本文字サイズ(ピクセル)	最小文字サイズ(ピクセル)	その他編集条件
1	転入通知情報取込エラー	作成日	県上級右寄せ、和暦日付+作成	1	無	日付型	13	IPAmj明朝	和暦	右	-	-	11		
2	エラー一覧	タイトル	「転入通知情報取込エラー」一覧表と記載	1	無	全角	14	IPAmj明朝	-	中央	-	-	18		
3	1枚目のレイアウト	公証(職務代理者と職務代理者名)	CSから受領した転入通知の代表者役職名(職務代理者)と代表者氏名漢字(職務代理者名)を記載する タイトルの1行下左寄せ、「転入地前住所の代表者・姓氏名」と記載、2文字空けて「職務代理者」、1文字空けて「職務代理者名」	1	無し	全角	25	IPAmj明朝	-	左	○	-	11		
4		「転入通知情報」項目名	既存基本情報と異なっており、エラーとなった項目のみ表示する	1	無	全角	6	IPAmj明朝	-	中央	-	-	9		
5		届出日(転入)	CSから受領した転入通知の届出年月日を記載する	1	無	日付型	11	IPAmj明朝	和暦	左	-	-	9		
6		転入年月日	CSから受領した転入通知の年月日を記載する	1	無	日付型	11	IPAmj明朝	和暦	左	-	-	9		
7		転入前住所	CSから受領した転入通知のいままでの住所を記載する 文字数に関係なく1行目から表示する	1	有	住所型	15/3	IPAmj明朝	-	左	○	-	9		文字数にのびた上下印字位置の中央合わせは行目から印字
8		転入前住所の市町村コード	CSから受領した転入通知のいままでの住所市町村コードを記載する	1	無	全角	5	IPAmj明朝	-	左	-	-	9		
9		転出先住所	CSから受領した転入通知のあたらしい住所を記載する 文字数に関係なく1行目から表示する	1	有	住所型	15/3	IPAmj明朝	-	左	○	-	9		
10		転出先住所の市町村コード	CSから受領した転入通知のあたらしい住所市町村コードを記載する	1	無	全角	5	IPAmj明朝	-	左	-	-	9		
11		氏名(漢字)	CSから受領した転入通知の氏名漢字を記載する 日本人の場合は【本人氏名(日本人)】、外国人の場合は【本人氏名(外国人)】において記載、文字数に関係なく1行目から表示する	1	有	本人氏名型	15/2	IPAmj明朝	-	左	○	-	9		「【以下空白】」の印字は行かない
12		フリガナ	CSから受領した転入通知の氏名漢字を記載する ただし、氏名フリガナのみを表示する 文字数に関係なく1行目から表示する	1	有	全角	15/3	IPAmj明朝	-	左	○	-	9		
13		生年月日	CSから受領した転入通知の生年月日を記載する 日本人の場合は【生年月日型(日本人)】、外国人の場合は【生年月日型(外国人)】において記載、不詳の場合はその旨を記載	1	無	日付型	11	IPAmj明朝	和暦/西暦	左	-	-	9		
14		性別	CSから受領した転入通知の性別を記載する 「男」/「女」の別を記載	1	無	全角	1	IPAmj明朝	-	左	-	-	9		
15		住民票コード	CSから受領した転入通知の住民票コードを記載する 先頭から「4桁+△+4桁+△+3桁」で記載	1	無	全角	13	IPAmj明朝	-	左	-	-	9		
16		「住民票システムの情報」項目名	転入通知情報と異なっており、エラーとなった項目のみ表示する	1	無	全角	11	IPAmj明朝	-	中央	-	-	9		
17		届出日(転出)		1	無	日付型	11	IPAmj明朝	和暦	左	-	-	9		
18		転出年月日	文字数に関係なく1行目から表示する	1	無	日付型	11	IPAmj明朝	和暦	左	-	-	9		
19		転出先住所(予定)	文字数に関係なく1行目から表示する	1	有	住所型	15/3	IPAmj明朝	-	左	○	-	9		
20		氏名(漢字)	日本人の場合は【本人氏名(日本人)】、外国人の場合は【本人氏名(外国人)】において記載、文字数に関係なく1行目から表示する	1	有	本人氏名型	15/3	IPAmj明朝	-	左	○	-	9		
21		フリガナ	日本人の場合は【本人氏名(日本人)】、外国人の場合は【本人氏名(外国人)】において記載、文字数に関係なく1行目から表示する	1	有	本人氏名型	15/2	IPAmj明朝	-	左	○	-	9		
22		生年月日	CSから受領した転入通知の生年月日を記載する	1	有	全角	15/3	IPAmj明朝	和暦/西暦	左	○	-	9		
23		性別	CSから受領した転入通知の性別を記載する	1	無	日付型	11	IPAmj明朝	和暦/西暦	左	-	-	9		
24				1	無	全角	1	IPAmj明朝	-	左	-	-	9		

7117 **【考え方・理由】**

7118 ○ 本様式について、ペーパーレス対応が可能かどうか構成員・準構成員に意見
7119 照会した結果、住基ネットが示す転入通知があれば、エラー対象者を把握す
7120 るための資料は画面上で確認すれば足りるというペーパーレス化に積極的な
7121 意見があった一方、繁忙期は端末を占有することが難しく、紙照合が必要な
7122 場面もあるとの意見もあったため、基本はペーパーレス対応を推奨するが、
7123 繁忙期に備えて直接印刷機能も実装することとした。

7124

7125

7126 ○ 転入通知情報取込エラー一覧表のレイアウトの考え方

令和●年●月●日作成

転入通知情報取込エラー一覧表

転入地市町村の代表者・職氏名 ●●●長 ●● ●●

転入通知情報		住民記録システムの情報		エラー情報
届出日（転入）		届出日（転出）		
転入年月日		転出予定年月日		
転入前住所		住所		
転入前住所の市町村コード		-	-	
転出先住所	東京都港区虎ノ門2-3-1	転出先住所（予定）	東京都港区虎ノ門2-2-1	不一致
転出先住所の市町村コード		-	-	

異動者1	氏名（漢字）	住※ 太郎	氏名（漢字）	住民 太郎	取込みエラー
	フリガナ		フリガナ		
	生年月日		生年月日		
	性別		性別		
異動者2	住民票コード		住民票コード		<p>・転入通知情報から取り込んだ内容を表示する。</p> <p>・なお、既存住基情報と異なっており、エラーとなった項目のみ表示する。</p>
	氏名（漢字）		氏名（漢字）		
	フリガナ		フリガナ		
	生年月日		生年月日		
異動者3	性別		性別		<p>・なお、転入通知情報と異なっており、エラーとなった項目のみ表示する。</p>
	住民票コード		住民票コード		
	氏名（漢字）		氏名（漢字）		
	フリガナ		フリガナ		
異動者4	生年月日		生年月日		<p>エラーの内容を表示。</p> <p>【表示例】</p> <p>・取込みエラー</p> <p>※氏名が文字化けを起こした場合等</p> <p>・不一致</p> <p>※転入通知書の「転入先住所」と既存住基システムの「転入先住所（予定）」が一致しなかった場合</p> <p>・該当者なし</p> <p>※同じ住民票コードを持つ該当者が住民記録システム上に存在しなかった場合</p>
	性別		性別		
	住民票コード		住民票コード		
	氏名（漢字）		氏名（漢字）		
異動者4	フリガナ		フリガナ		
	生年月日		生年月日		
	性別		性別		
	住民票コード		住民票コード		

●●●●●/●●●●●頁

		転入通知情報		住民記録システムの情報		エラー情報	
異動者 5	氏名 (漢字)			氏名 (漢字)			
	フリガナ			フリガナ			
	生年月日			生年月日			
	性別			性別			
	住民票コード			住民票コード			
異動者 6	氏名 (漢字)			氏名 (漢字)			
	フリガナ			フリガナ			
	生年月日			生年月日			
	性別			性別			
	住民票コード			住民票コード			
異動者 7	氏名 (漢字)			氏名 (漢字)			
	フリガナ			フリガナ			
	生年月日			生年月日			
	性別			性別			
	住民票コード			住民票コード			
異動者 8	氏名 (漢字)			氏名 (漢字)			
	フリガナ			フリガナ			
	生年月日			生年月日			
	性別			性別			
	住民票コード			住民票コード			
異動者 9	氏名 (漢字)			氏名 (漢字)			
	フリガナ			フリガナ			
	生年月日			生年月日			
	性別			性別			
	住民票コード			住民票コード			
異動者 10	氏名 (漢字)			氏名 (漢字)			
	フリガナ			フリガナ			
	生年月日			生年月日			
	性別			性別			
	住民票コード			住民票コード			

対象人数 人

7129 20.5.6 転入通知未着照会書

7130 **【実装すべき機能】**

7131 転入通知未着照会書について、次に示すレイアウトに従い、直接印刷によ
7132 り出力できること。(4.1.3.1.4 (転入通知未着照会書及び転入通知未着者一
7133 覧の作成) 参照)

7134

7135 **【実装してもしなくても良い機能】**

7136 文書番号を手入力できること。

7137

7138

7139 ○ 転入通知未着者照会書のレイアウト

令和 第 号
 年 月 日

様

転入通知未着照会書

標記について、転入通知が未着となっている住民票があるため、お手数ですが、下記の者の転入の有無を御確認の上、御回答くださるようお願いいたします。

記

届出日		転出予定年月日	
転出先住所 (予定)			
転出前住所			
	氏名	生年月日	性別
1			
2			
3			
4			
5			

*転入しているときは、転入通知をお送りください。

(お問い合わせ先)

7140

7142 【考え方・理由】

7143 ○ 転入通知未着照会書のレイアウトの考え方

(記号) 第 号
令和●年●月●日

●●●長 様

●●●長 (職務代理者) 印

転入通知未着照会書

標記について、転入通知が未着となっている住民票があるため、お手数ですが、下記の者の転入の有無を御確認の上、御回答くださるようお願いいたします。

記

・転出届に記載された転出予定年月日を記入。

届出日	令和元年12月3日	転出予定年月日	令和元年12月4日
転出先住所 (予定)	東京都港区虎ノ門2-2-1 虎ノ門ハイツ101号		
転出前住所	東京都千代田区霞が関2-1-2		
	氏名	生年月日	性別
1	住民 太郎	平成2年1月1日	男
2	【以下余白】		
3			
4			
5			

・転出届に記載された転出先(予定)を記入。

*転入しているときは、転入通知をお送りください。

(お問い合わせ先)

< 担当課名 >
< 住 所 >
< 電 話 >

7144

7145 ○ 転入通知未着照会書のレイアウト（複葉）

(記号) 第 号
 令和●年●月●日

●●●長 様

●●●長 (職務代理者) 印
 ●●●

転入通知未着照会書

標記について、転入通知が未着となっている住民票があるため、お手数ですが、下記の者の転入の有無を御確認の上、御回答くださるようお願いいたします。

記

届出日	令和元年12月3日	転出予定年月日	令和元年12月4日
転出先住所 (予定)	東京都港区虎ノ門2-2-1 虎ノ門ハイツ101号		
転出前住所	東京都千代田区霞が関2-1-2		
	氏名	生年月日	性別
1	住民 太郎	平成2年1月1日	男
2	住民 二郎	平成●年●月●日	●
3	住民 三郎	平成●年●月●日	●
4	住民 四郎	平成●年●月●日	●
5	住民 五郎	平成●年●月●日	●
6	住民 六郎	平成●年●月●日	●
7	住民 七郎	平成●年●月●日	●
8	住民 八郎	平成●年●月●日	●
9	住民 九郎	平成●年●月●日	●
10	住民 十郎	平成●年●月●日	●

●●●●●／●●●●●頁

7146

	氏名	生年月日	性別
11	住民 花子	平成●年●月●日	●
12	住民 春子	平成●年●月●日	●
13	住民 夏子	平成●年●月●日	●
14	住民 秋子	平成●年●月●日	●
15	住民 冬子	平成●年●月●日	●
16	【以下余白】		
17			
18			
19			
20			
21			
22			
23			
24			
25			
26			
27			
28			
29			
30			

*転入しているときは、転入通知をお送りください。

(お問い合わせ先)

< 担当課名 >
 < 住 所 >
 < 電 話 >

●●●●●●/●●●●●●真

7148 20.5.7 転入通知未着者一覧

7149 **【実装すべき機能】**

7150 転入通知未着者一覧について、次に示すレイアウトに従い、直接印刷によ
7151 り出力できること。(4.1.3.1.4 (転入通知未着照会書及び転入通知未着者一
7152 覧の作成) 参照)

7153

7154

記號語元 【20. 5. 7 転入通知未着者一覧】

1. 項目・記號内容

項目	帳票名	項目名	内容	行数(繰り返し)	折り返し	型	桁数/行 ※	文字コード	和暦・西暦	左寄せ・右寄せ	文字溢れ の対応	任意に記 號が早い場 合の表示	基本フォ ントサイ ズ(ピク セル)	基本フォ ントサイ ズ(ピク セル)	印刷条件
1	転入通知未着者一覧	作成日	最上段右寄せ、和暦日付+作成 「転入通知未着者一覧」と記號	1	無	日付型 全角	13	JPAm)明朝	和暦	右	-	-	11		
2		タイトル		1	無	日付型 全角	9	JPAm)明朝	-	中央	-	-	16		
3		抽出期間(開始)	「指定した抽出期間の開始日」を記號	1	無	日付型	11	JPAm)明朝	和暦	左	-	-	11		
4		抽出期間(終了)	「指定した抽出期間の終了日」を記號	1	無	日付型	11	JPAm)明朝	和暦	左	-	-	11		
5		抽出日		16	無	日付型	11	JPAm)明朝	和暦	左	-	-	8		
6		転出予定年月日又は撤廃消滅日	転出前に記號された「転出予定年月日」又は「撤廃消滅日」を 記號	16	無	日付型	11	JPAm)明朝	和暦	左	-	-	8		
7		氏名	日本人の場合は【本人氏名(日本人)】、外国人の場合は【本 人氏名(外国人)】において記號	16	有	本人氏名型	22/2	JPAm)明朝	-	左	○	-	8		
8		生年月日	日本人の場合【生年月日型(日本人)】、外国人の場合【生 年月日型(外国人)】において記號、不詳の場合はその旨を記號	16	無	日付型	11	JPAm)明朝	和暦/ 西暦	左	-	-	8		
9		性別	「男」/「女」の別を記號	16	無	全角	1	JPAm)明朝	-	左	-	-	8		
10		転出先住所(予定)	転出前に記號された「転出先(予定)」を記號	16	無	住所型	44	JPAm)明朝	-	左	○	-	8		
11		転出住所	「転出前の住所」を記號	16	無	住所型	44	JPAm)明朝	-	左	○	-	8		
12		頁番号	各頁右下隅外に記號、記號例:●●●●●/●●●●●頁	1	無	全角	12	JPAm)明朝	-	右	-	-	11		

※:単位は文字数。プリンターのハードや帳票印刷プログラムにより合致できない場合を考慮し、本値に近い文字数であれば可とする。

2. 構成

項目	帳票名	用紙サイズ	縦・横	最低余白 (上) ※	最低余白 (下) ※	最低余白 (左) ※	最低余白 (右) ※	縦向き の人数	横向き の人数	縦向き の行数	横向き の行数	縦向き の総行数	横向き の総行数	縦向き の総行数	横向き の総行数
1	転入通知未着者一覧	A4	縦	11	5	13	5	16	1	1	1	1	1	1	1

※:単位はミリメートルがあるいはインチ。最低限確保する余白を示す。最低限の値がない場合は「-」を記入する。

7161 20.5.8 職権記載等通知書

7162 **【実装すべき機能】**

7163 職権記載等通知書について、次に示すレイアウトに従い、直接印刷により
7164 出力できること。(4.2.0.1 (職権による住民票の記載等) 参照)
7165 カスタマーバーコードを記載すること。

7166

7167

7168

7169 ○ 職権記載等通知書（日本人住民）のレイアウト

令和 年 月 日

職権記載等通知書

記

（住民票の記載事項、消除した住民票の記載事項、修正後の住民票の記載事項）

氏名		生年月日	
		性別	
旧氏		世帯主	
続柄		住民となった 年月日	
住所		住所を定めた 年月日	
		届出日	
本籍		筆頭者	
転入前住所			
***	*****	***	*****
***	*****	***	*****

（お問い合わせ先）

7170

7171

7172 ○ 職権記載等通知書（外国人住民）のレイアウト

令和 年 月 日

職権記載等通知書

記

（住民票の記載事項、消した住民票の記載事項、修正後の住民票の記載事項）

氏名		生年月日	
		性別	
通称		世帯主	
続柄		外国人住民となった年月日	
住所		住所を定めた年月日	
		届出日	
国籍・地域		在留資格	
転入前住所			
法第30条の45区分		在留期間等	
在留期間満了日		在留カード等の番号	

（お問い合わせ先）

7173

記載請求【2.0.5.8 著作権記載等通知】

1. 項目・記載内容

項目	標準名	項目名	内容	行数(繰り返し)	折り返し	型	桁数/行※	文字コード	和暦・西暦	左寄せ・右寄せ	文字溢れの対応	任意に記載が無い場合の表示	基本フォントサイズ(※)	基本フォントサイズ(※)	その他掲載条件
1	著作権記載等通知書(共通部分)		郵便番号(「999-999」形式)	1	無	全角	8	IPAmj明朝	-	左	-	-	11		
2		宛住所		1	有	宛名住所型	17/3	IPAmj明朝	-	左	-	-	11		
3		宛名氏名		1	有	宛名氏名型	17/2	IPAmj明朝	-	左	-	-	11		
4		カスママバコードを付す		-	-	バーコード	-	-	-	左	-	-	-	-	
5		郵便上取付寄先		1	無	日付型	11	IPAmj明朝	和暦	右	-	-	11		
6		公証(職務代理者)	宛名称の1行下、公印欄に寄せる。公印に重ならない。「市区町村名+表」又は「市区町村名+表(職務代理者)」を記載	1	無	全角	30	IPAmj明朝	-	右	-	-	11		
7		公証(職務代理者名)	公証(職務代理者)の1行下、公印欄に寄せる。公印に重ならない	1	無	全角	7	IPAmj明朝	-	右	-	-	11		
8		公印	職務代理者名の右横、職務代理者名と重ならない	-	-	イメージ	-	-	-	-	-	-	-	-	
9		公印(公印省略)	公印を省略する場合は、職務代理者名の後に「(公印省略)」を印字する	1	無	全角	6	IPAmj明朝	-	中央	-	-	11		
10		公印(注釈)	公印の直下には黒色の文字を印字する	1	無	全角	30	IPAmj明朝	-	中央	-	-	8		
11		タイトル	「職務記載等通知書」と記載 【記録例】 職務記載等の事由等を記載。 タイトル行から2行下、「住居基本台帳法(昭和42年法律第91号)第34条第2項の規定に基づく調査の結果、おなほ下記住所に居住している事実を確認しましたので、同法第8条及び住居基本台帳法施行令(昭和42年政令第29号)第12条第1項の規定に基づき、<<日付>>にあなかの住居票を投函しました旨、同令第12条第4項の規定により通知します。」と記載、<<日付>>部分には職務記載日と印字	1	無	全角	8	IPAmj明朝	-	中央	-	-	18		
12		通知文		1	有	全角	44/4	IPAmj明朝	-	左	-	-	11		
13		職務記載日		1	無	日付型	11	IPAmj明朝	和暦	左	-	-	11		
14		記		1	無	全角	1	IPAmj明朝	-	中央	-	-	11		
15		() 内文書	「住所票の記載事項、消滅した住所票の記載事項、修正後の住所票の記載事項」と記載	1	無	全角	36	IPAmj明朝	-	左	-	-	11		
16		(お問い合わせ先)	右下に記載	1	無	全角	9	IPAmj明朝	-	右	-	-	11		
17		< 担当課名 >	(お問い合わせ先)の1行下で下に記載	1	無	全角	26	IPAmj明朝	-	右	-	-	11		
18		< 住所 >	< 担当課名 >の1行下に記載	1	無	全角	26	IPAmj明朝	-	右	-	-	11		
19		< 電話 >	< 住所 >の1行下に記載	1	無	全角	26	IPAmj明朝	-	右	-	-	11		
20		三つ折り第1		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
21		三つ折り第2		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
22	著作権記載等通知書	氏名	日本人の場合は【本人氏名(日本人)】、外国人の場合は【本人氏名(外国人)】において記載。本人氏名型(日本人)・本人氏名型(外国人)ともにフリガナは出力しない	1	有	本人氏名型	20/3	IPAmj明朝	-	左	○	【空欄】	11		
23		生年月日	日本人の場合は【生年月日型(日本人)】、外国人の場合は【生年月日型(外国人)】において記載。不詳の場合はその旨を記載	1	無	日付型	11	IPAmj明朝	和暦/西暦	左	-	-	11		
24		性別	【男】/【女】の別を記載	1	無	全角	1	IPAmj明朝	-	左	-	【空欄】	11		
25		旧氏・通称	日本人の場合は【旧氏】、外国人の場合は【通称】と記載	1	無	全角	2	IPAmj明朝	-	中央	-	-	11		
26		旧氏・通称	日本人は旧氏、外国人は通称を記載	1	有	旧氏・通称型	20	IPAmj明朝	-	左	○	【空欄】	11		
27		世帯主	日本人の場合は【本人氏名(日本人)】、外国人の場合は【本人氏名(外国人)】において記載。本人氏名型(日本人)・本人氏名型(外国人)ともにフリガナは出力しない	1	無	本人氏名型	14	IPAmj明朝	-	左	○	-	11		
28		続柄		1	無	全角	20	IPAmj明朝	-	左	○	-	11		

7176

【考え方・理由】

7177

○ 職権記載等通知書（日本人住民）のレイアウトの考え方

令和●年●月●日

105-0001
東京都港区虎ノ門2-2-1
虎ノ門ハイツ101号

住民 太郎 様



(記載例1)
住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第34条第2項の規定に基づく調査の結果、あなたは下記の住所に不現住である事実を確認しましたので、同法第8条及び住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定に基づき、令和○年○月○日にあなたの住民票を削除しました旨、同令第12条第4項の規定により通知します。

(記載例2)
令和○年○月○日にあなたの世帯主が変更したことにより、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条及び住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定に基づき、令和○年○月○日にあなたの住民票の記載を修正し、あなたの続柄は下記のとおりとなりました旨、同令第12条第4項の規定により通知します。

●●●長（職務代理者）
●●●●

印

職権記載等通知書

・ここに職権記載等の事由等を記載すること。その他の記載例は右のとおり。

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第34条第2項の規定に基づく調査の結果、あなたは下記の住所に居住している事実を確認しましたので、同法第8条及び住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定に基づき、令和●年●月●日にあなたの住民票を記載しました旨、同令第12条第4項の規定により通知します。

記

（住民票の記載事項、削除した住民票の記載事項、修正後の住民票の記載事項）

氏名	住民 太郎	生年月日	昭和50年1月1日
		性別	男
旧氏	【空欄】	世帯主	住民 太郎
続柄	世帯主	住民となった年月日	平成23年4月1日
住所	東京都港区虎ノ門2-2-1 虎ノ門ハイツ101号	住所を定めた年月日	令和元年12月4日
		届出日	平成23年4月1日
本籍	東京都千代田区霞が関2-1	筆頭者	住民 太郎
転入前住所	東京都千代田区霞が関2-1-2		
***	*****	***	*****
***	*****	***	*****

・転入届に基づく届出により記載した者についてはその届出の年月日、職権により記載した者についてはその記載の年月日をそれぞれ記載すること。

・改ざん防止のため、年月日が1桁の場合は左に詰めて記入し、スペースができないようにすること。

（お問い合わせ先）

< 担当課名 >
 < 住 所 >
 < 電 話 >

7178

7179 ○ 職権記載等通知書（外国人住民）のレイアウトの考え方

令和●年●月●日

105-0001
東京都港区虎ノ門2-2-1
虎ノ門ハイツ101号

住民 太郎 様



・外国人住民の場合。以下の留意点等の他、各項目に関する記載上の留意点等については職権記載等通知書（日本人住民）のレイアウトを参照。

 ●●●長（職務代理者）

印

職権記載等通知書

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第34条第2項の規定に基づく調査の結果、あなたは下記の住所に居住している事実を確認しましたので、同法第8条及び住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定に基づき、令和●年●月●日にあなたの住民票を記載しました旨、同令第12条第4項の規定により通知します。

記

（住民票の記載事項、消除した住民票の記載事項、修正後の住民票の記載事項）

氏名	ZHANG YULIN 張 玉蓮	生年月日	1990年2月2日
		性別	女
通称	住民 花子	世帯主	住民 太郎
続柄	妻	外国人住民となった年月日	平成24年7月9日
住所	東京都港区虎ノ門2-2-1 虎ノ門ハイツ101号	住所を定めた年月日	令和元年12月4日
		届出日	平成24年7月9日
国籍・地域	マレーシア	在留資格	日本人の配偶者等
転入前住所	東京都千代田区霞が関2-1-2		
法第30条の45区分	中长期在留者	在留期間等	5年
在留期間満了日	2022年1月11日	在留カード等の番号	CD87654321BA

・法第30条の46及び法第30条の47に基づく届出により記載した者についてはその届出の年月日、職権により記載した者についてはその記載の年月日をそれぞれ記載すること。

（お問い合わせ先）

< 担当課名 >
 < 住 所 >
 < 電 話 >

7180

7181 20.5.9 出入国在留管理庁長官通知更新確認票

7182 **【実装すべき機能】**

7183 出入国在留管理庁長官通知更新確認票について、次に示すレイアウトに従
7184 い、直接印刷により出力できること。(4.5.6 (出入国在留管理庁長官通知に
7185 基づく修正及び削除) 参照)

7186

令和 年 月 日作成

99-4 出入国在留管理庁長官通知更新確認票

出入国在留管理庁長官通知情報		現存住民基本台帳情報	
連番	異動事由	個人番号	
事由発生年月日		住民票コード	
異動事由 1		外国人住民となった年月日	
異動事由 2		住所を定めた年月日	
異動事由 3		届出日	
居住地		住所	
英字氏名		氏名	
(旧情報)			
漢字氏名		通称	
(旧情報)			
生年月日	性別	生年月日	
(旧情報)	(旧情報)	性別	
在留カード等の番号	国籍・地域	在留カード等の番号	
(旧情報)	(旧情報)	国籍・地域	
法第30条の45区分	在留資格期間	法第30条の45区分	
(旧情報)	(旧情報)	在留資格	
在留期間満了日		在留期間等	
(旧情報)	2022年11月11日	在留期間満了日	
その他		転入前住所	

記載諸元【20.5.9 出入国在留管理長官更新確認票】

1. 項目・記載内容

項目	検索名	項目名	内容	行数(繰り返し)	折り返し	型	桁数/行※	文字コード	和暦・西暦	左寄せ・右寄せ	文字溢れ の対応	性別に 関係しない 場合の表示	基本 フォーマット サイズ (バイト)	最小 フォーマット サイズ (バイト)	その他 構築条件
1	出入国在留管理長官更新 確認票(更新確認票)	タイトル	199-4 出入国在留管理長官更新確認票」と記載 票上統合寄せ、和暦日付+作成	1	無	全角	22	IPA01000	和暦	中央	-	-	18		
2	作成日	作成日		1	無	日付型	13	IPA01000	和暦	右	-	-	9		
3	出入国在留管理長官更新 確認票	連番		1	無	全角	15	IPA01000	-	左	-	-	9		
4	知更新確認票(出入国在 留管理長官更新確認票部 分)	異動事由		1	無	全角	17	IPA01000	-	左	-	-	9		
5		事由発生年月日		1	無	日付型	11	IPA01000	和暦	左	-	-	9		
6		異動事由1		1	有	全角	30/2	IPA01000	-	左	○	-	9		
7		異動事由2		1	有	全角	30/2	IPA01000	-	左	○	-	9		
8		異動事由3		1	有	全角	30/2	IPA01000	-	左	○	-	9		
9		居住地		1	有	全角	30/2	IPA01000	-	左	○	-	9		
10		英字氏名	【本人氏名(外国人)】において記載	1	有	本人氏名型	30/2	IPA01000	-	左	○	-	9		
11		(旧情報)	【本人氏名(外国人)】において記載	1	無	本人氏名型	30	IPA01000	-	左	○	-	9		
12		漢字氏名	【本人氏名(外国人)】において記載	1	有	本人氏名型	30/2	IPA01000	-	左	○	-	9		
13		(旧情報)	【本人氏名(外国人)】において記載	1	無	本人氏名型	30	IPA01000	-	左	○	-	9		
14		生年月日	【生年月日型(外国人)】において記載、不詳の場合はその旨 を記載	1	無	日付型	11	IPA01000	西暦	左	-	-	9		
15		(旧情報)	【生年月日型(外国人)】において記載、不詳の場合はその旨 を記載	1	無	日付型	11	IPA01000	西暦	左	-	-	9		
16		性別	【男】/【女】の別を記載	1	無	全角	1	IPA01000	-	左	-	-	9		
17		(旧情報)		1	無	全角	1	IPA01000	-	左	-	-	9		
18		在留カード等の番号		1	無	全角	12	IPA01000	-	左	-	-	9		
19		(旧情報)		1	無	全角	12	IPA01000	-	左	-	-	9		
20		国籍・地域		1	無	全角	14/2	IPA01000	-	左	○	-	9		
21		(旧情報)		1	有	全角	14/2	IPA01000	-	左	○	-	9		
22		法属2島の45区分		1	有	全角	14/2	IPA01000	-	左	-	-	9		
23		(旧情報)		1	有	全角	14/2	IPA01000	-	左	-	-	9		
24		在留資格期間		1	有	全角	14/2	IPA01000	-	左	-	-	9		
25		(旧情報)		1	有	全角	14/2	IPA01000	-	左	-	-	9		
26		在留期間満了日		1	無	日付型	11	IPA01000	西暦	左	-	-	9		
27		(旧情報)		1	無	日付型	11	IPA01000	和暦	左	-	-	9		
28		その他		2	無	全角	33	IPA01000	-	左	○	-	9		
29	出入国在留管理長官更新 確認票(居住住民 基本情報部分)	個人番号	先頭から「4桁+△+4桁+△+4桁」で記載	1	無	全角	14	IPA01000	-	左	-	-	9		
30		住民票コード		1	無	全角	13	IPA01000	-	左	-	-	9		
31		外国人住民となった年月日		1	無	日付型	11	IPA01000	和暦	左	-	-	9		
32		住所を定めた年月日	輸入、出生後一度も転居していない場合は表示しない	1	無	日付型	11	IPA01000	和暦	左	-	-	9		
33		顔出し		1	無	日付型	11	IPA01000	和暦	左	-	-	9		
34		住所		1	有	住所型	19/2	IPA01000	-	左	○	-	9		
35		氏名	【本人氏名(外国人)】において記載	1	有	本人氏名型	19/3	IPA01000	-	左	○	-	9		
36		通称		1	有	旧氏・通称型	19/3	IPA01000	-	左	○	-	9		
37		生年月日	【生年月日型(外国人)】において記載、不詳の場合はその旨 を記載	1	無	日付型	11	IPA01000	西暦	左	-	-	9		
38		在留カード等の番号	【男】/【女】の別を記載	1	無	全角	12	IPA01000	-	左	-	-	9		
39		(旧情報)		1	無	全角	12	IPA01000	-	左	-	-	9		
40		国籍・地域		1	有	全角	19/2	IPA01000	-	左	○	-	9		

項目名	帳票名	項目名	内容	行数(繰り返し)	折り返し	型	桁数/行※	文字コード	和暦・西暦	左寄せ・右寄せ	文字溢れ の対応	任意欄に記 載されない場 合の表示	基本フォント サイズ (ポイント)	基本フォント サイズ (ポイント)	その他備条件
41		決算の集約区分		1	有	全角	19/2	IPAm明朝	-	左	○	-	9		
42		在留開始		1	有	全角	19/2	IPAm明朝	-	左	-	-	9		
43		在留期間等		1	有	全角	19/2	IPAm明朝	-	左	-	-	9		
44		在留期間満了日		1	無	日付型	11	IPAm明朝	西暦	左	-	-	9		
45		転入前住所		1	有	住所型	19/2	IPAm明朝	-	左	○	-	9		

※：単位は文字数、プリンターのハードや帳票印刷プログラムにより合致できない場合を考慮し、本欄に近い文字数であれば可とする。

2. 構成

帳票名	帳票名	用紙サイズ	縦・横	最低余白 (上) ※	最低余白 (下) ※	最低余白 (左) ※	最低余白 (右) ※	縦横比率	計算可能 人数	以下余白の 記載位置	○表示 枚数	繰返行数	公印有無	公印有無	発行単位	同一証明内の発行単位	別様式との 同時発行	別様式との 同時発行
出入国在留管理庁長官通関更新通知票	A4	横	15	15	20	20	20	1	1	以下余白の 記載位置	○表示 枚数	無	無	無	発行単位	同一証明内の発行単位	無し	無し

※：単位はミリメートルあるいはインチ。最低確保する余白を表示。最低値の規定がない場合は「-」を記入する。

7191 **【考え方・理由】**

7192 本様式について、ペーパーレス対応が可能かどうか構成員・準構成員に意
7193 見照会した結果、住民記録システムに画面上又はテキスト形式で表示された
7194 インプット件数、アップデート件数、取り込めなかった件数を取り込み、画
7195 面との照合で内容を確認することでペーパーレス化が可能という意見があ
7196 った一方、繁忙期は端末を占有することが難しく、紙照合が必要な場面もあ
7197 るとの意見もあったため、基本はペーパーレス対応を推奨するが、繁忙期に
7198 備えて直接印刷機能も実装することとした。
7199

令和●●年●●月●●日作成

99-4 出入国在留管理庁長官通知更新確認票

出入国在留管理庁長官通知情報		現存住民基本台帳情報	
連番	異動事由	個人番号	住民票コード
1	令和2年8月7日 【中長期】(国外) 転入届/住居地届出 (住基法/入管法)	1234 5678 9013	1234 5678 902
異動事由1		平成24年7月9日 外国人住民となった年月日	
異動事由2		令和元年12月4日 住所を定めた年月日	
異動事由3		令和元年12月6日 届出日	
居住地	東京都港区虎ノ門2-2-1 虎ノ門ハイツ101号	東京都港区虎ノ門2-2-1 虎ノ門ハイツ101号 住所	
英字氏名	ZHANG YULIN	ZHANG YULIN 張 玉蓮 氏名	
(旧情報)	ZHANG YULIN	住民 花子 通称	
漢字氏名	張 玉蓮	1990年2月2日 生年月日	
(旧情報)	張 玉蓮	性別 女	
生年月日	1990年2月2日	性別 女 (旧情報)	
(旧情報)	1990年2月2日	国籍・地域 マレーシア 在留カード等の番号	
在留カード等の番号	CD87654321BA	CD87654321BA 国籍・地域 マレーシア	
(旧情報)	CD87654321BA	法第30条の45区分 中長期在留者 在留資格	
法第30条の45区分	中長期在留者	5年 在留期間等	
(旧情報)	中長期在留者	5年 在留期間等	
在留期間満了日	2022年1月11日	2022年1月11日 在留期間満了日	
(旧情報)	2022年1月11日	東京都千代田区籠が関2-1-2 転入前住所	
その他			

・ 出入国在留管理庁長官通知の情報を自動で取り込んだ状態を表示する。「旧情報」は、自動取込み前の状態も表示する。

・ 出入国在留管理庁長官通知の自動取込結果の確認のため、自動取込み前の現存の住民基本台帳情報を表示する。

7202 20.5.10 個人番号カード交付申請書及び個人番号カード再交付申
7203 請書

7204 **【実装すべき機能】**

7205 個人番号カード交付申請書及び個人番号カード再交付申請書について、別
7206 に規定するレイアウトに従い、直接印刷により出力できること。(7.1.1.3(カ
7207 ード管理状況) 参照)

7208

7209 **【考え方・理由】**

7210 ○ 個人番号カード交付申請書及び個人番号カード再交付申請書については、
7211 既に別途、通知カード及び個人番号カードの交付等に関する事務処理要領に
7212 おいて形式が指定されている。

7213

7214 20.5.11 成年被後見人異動通知

7215 **【実装すべき機能】**

7216 成年被後見人異動通知について、次に示すレイアウトに従い、直接印刷に
7217 より出力できること。(9.4 (成年被後見人) 参照)

7218

7219 **【実装してもしなくても良い機能】**

7220 文書番号を手入力できること。

7221

7222

7223 ○ 成年被後見人異動通知のレイアウト

	第 号 令和 年 月 日		
様			
<h3>成年被後見人異動通知</h3>			
<p>標記の件につきまして、下記のとおり へ転出する旨の届出がありましたので、平成12年2月23日付け自治振第16号「印鑑の登録及び証明に関する事務に係る成年被後見人の取り扱いについて」に基づき通知いたします。</p>			
記			
氏名			
生年月日		性別	
本籍			
筆頭者			
転出先住所 (予定)			
転出前住所			
届出日		転出予定年月日	
(お問い合わせ先)			

7224

記載諸元【20.5.1.1 成年後見人異動通知】

1. 項目・記載内容

項目	検索名	項目名	内容	行数(繰り返し)	折り返し	型	桁数/行※	文字コード	和暦・西暦	左寄せ・右寄せ	文字溢れ	印刷時に記載が無い場合の表示	基本フォントサイズ(ピクセル)	兼小フォントサイズ(ピクセル)	その他掲載条件
1	成年後見人異動通知	文種番号	県上除右寄せ ※各自治体で独自に付番、例：(記号)/△番+発行番号+号	1	無	全角/半角	22	IPA-m明朝	-	右	-	-	11		
2		公証(年月日)	発行番号の1行下、右寄せ	1	無	日付型	11	IPA-m明朝	和暦	右	-	-	11		
3		現名	「転出先自治体名+転出先」を記載、左寄せ	1	無	全角	23	IPA-m明朝	和暦	左	-	-	11		
4		公証(職務代理者)	公印欄に寄せる、公印に重ならない、「市区町村名+表」又は「市区町村名+表(職務代理者)」を記載	1	無	全角	30	IPA-m明朝	-	右	-	-	11		
5		公証(職務代理者名)	公証(職務代理者)の1行下、公印欄に寄せる、公印に重ならない	1	無	全角	7	IPA-m明朝	-	右	-	-	11		
6		公印	職務代理者の右横、職務代理者名と重ならない	-	-	イメージ	-	-	-	-	-	-	-		
7		公印(公印欄)	公印を省略する場合は、職務代理者名の後に「(公印省略)」を印字する	1	無	全角	6	IPA-m明朝	-	中央	-	-	11		
8		公印(注釈)	公印の直下に注釈の文を印字する 例「この印は黒色です」	1	無	全角	30	IPA-m明朝	-	中央	-	-	8		
9		タイトル	「成年後見人異動通知」を記載	1	無	全角	10	IPA-m明朝	-	中央	-	-	18		
10		通知文	表題の2行下、「確認の件につきまして、下記のとおり貴(市区町村)へ転出する旨の届出がありましたので、平成12年2月23日付(自治体)第16号「印刷の発注及び印刷に関する事務に係る成年後見人の取り扱いはついて」に基づき通知いたします。」を記載、< 署名(市区町村) >部分は転出先自治体に合わせ可変	1	有	全角	46/2	IPA-m明朝	-	左	-	-	11		
11		氏名	日本人の場合は【本人氏名型(日本人)】、外国人の場合は【本人氏名型(外国人)】において記載、本人氏名型(日本人)・本人氏名型(外国人)ともにフリガナは出力しない	1	有	本人氏名型	32/2	IPA-m明朝	-	左	-	-	11		
12		生年月日	日本人の場合は【生年月日型(日本人)】、外国人の場合は【生年月日型(外国人)】において記載、不詳の場合はその旨を記載	1	無	日付型	11	IPA-m明朝	和暦/西暦	左	-	-	11		
13		性別	【男】/【女】の別を記載	1	無	全角	1	IPA-m明朝	-	左	-	-	11		
14		本籍	日本人の場合は【本籍】 外国人の場合は【***】	1	無	全角	2	IPA-m明朝	-	中央	-	***	11		
15		筆跡事項項目名	日本人の場合は【本籍】 外国人の場合は【***】	1	有	全角	32/2	IPA-m明朝	-	左	-	***	11		
16		筆跡事項	日本人の場合は【本籍】 外国人の場合は【***】	1	無	全角	3	IPA-m明朝	-	中央	-	***	11		
17		転出先住所(字宛)	日本人の場合は【本籍】 外国人の場合は【***】	1	有	全角	32/2	IPA-m明朝	-	左	-	***	11		
18		転出先住所	日本人の場合は【本籍】 外国人の場合は【***】	1	有	住所型	32/2	IPA-m明朝	-	左	-	-	11		
19		転出先住所	日本人の場合は【本籍】 外国人の場合は【***】	1	有	住所型	32/2	IPA-m明朝	-	左	-	-	11		
20		転出先住所	日本人の場合は【本籍】 外国人の場合は【***】	1	無	日付型	11	IPA-m明朝	和暦	左	-	-	11		
21		転出先住所	日本人の場合は【本籍】 外国人の場合は【***】	1	無	日付型	11	IPA-m明朝	和暦	左	-	-	11		
22		(お問い合わせ先)	右下に記載	1	無	全角	9	IPA-m明朝	-	右	-	-	11		
23		< 担当課名 >	< 担当課名 >の1行下にて記載	1	無	全角	26	IPA-m明朝	-	右	-	-	11		
24		< 住所 >	< 住所 >の1行下にて記載	1	無	全角	26	IPA-m明朝	-	右	-	-	11		
25		< 電話 >	< 住所 >の1行下にて記載	1	無	全角	26	IPA-m明朝	-	右	-	-	11		

※：単位は文字数、プリンターのハードや帳票印刷プログラムにより各数値が異なる場合を考慮し、本欄に近い文字数であれば可とする。

2. 構成

項目	検索名	用紙サイズ	縦・横	最低余白(上)	最低余白(下)	最低余白(左)	最低余白(右)	記載位置	行数	枚目表示	枚数	○枚中	職務執行書	公印有無	発行単位	別冊としての同時発行	別冊としての同時発行
成年後見人異動通知	A4	縦	横	11	5	13	5	1	-	無	無	無	有	有	個人	無	無

※：単位はミリメートルあるいはインチ。最低値確保する余白を示す。最低値の規定がない場合は「-」を記入する。

7226

【考え方・理由】

7227

○ 成年被後見人異動通知のレイアウトの考え方

(記号) 第 号
令和●年●月●日

●●●長 様

●●●長 (職務代理人)
●●●

印

成年被後見人異動通知

標記の件につきまして、下記のとおり貴区へ転出する旨の届出がありましたので、平成12年2月23日付け自治振第16号「印鑑の登録及び証明に関する事務に係る成年被後見人の取り扱いについて」に基づき通知いたします。

記

氏名	住民 太郎		
生年月日	平成2年1月1日	性別	男
本籍	東京都千代田区霞が関2-1-2		
筆頭者	住民 太郎		
転出先住所 (予定)	東京都港区虎ノ門2-2-1 虎ノ門ハイツ101号		
転出前住所	東京都千代田区霞が関2-1-2		
届出日	令和元年12月3日	転出予定年月日	令和元年12月4日

・除票に記載されている内容と同一の内容を記入。

・除票の住所（転出前の住所）を記入。

(お問い合わせ先)

< 担当課名 >
 < 住 所 >
 < 電 話 >

7228

7229 20.5.12 住居表示決定通知書

7230 **【実装すべき機能】**

- 7231 住居表示決定通知書について、次に示すレイアウトに従い、直接印刷によ
7232 り出力できること。(9.7 (住所一括変更) 参照)
- 7233 カスタマーバーコードを記載すること。
- 7234

7235 ○ 住居表示決定通知書のレイアウト

令和 年 月 日

—

住居表示決定通知書

住居表示に関する法律（昭和37年法律第119号）第3条第1項及び第2項の規定に基づき、あなたの住居について、住居表示を実施し、下記のとおり街区符号及び住居番号をつけたので、同条第3項の規定により通知します。

記

氏名、名称又は施設の名称		
住所の表示	実施前	
	実施後	
実施年月日		

—

(お問い合わせ先)

7236

記載諸元【20.5.1.2 住居表示決定通知書】

1. 項目・記載内容

項目	帳票名	項目名	内容	行数(繰り返し)	折り返し	型	桁数/行※	文字コード	和暦・西暦	左寄せ・右寄せ	文字送れ	住民票に載っていない項目の表示	基本フォントトワイズ(F-1/F)	最小フォントトワイズ(F-1/F)	その他編集条件
1	住居表示決定通知書		郵便番号(「999-9999」形式)	1	無	全角	8	IPA01開封	-	左	-	-	11		
2		現名	現住所 現名氏名 カネタマバーコードを付す	1	有	現住所型 現名氏名型	17/3	IPA01開封	-	左	-	-	11		20.4.1で示す封筒レイアウト参照
3				1	有	バーコード	17/2	IPA01開封	-	左	-	-	11		
4				-	-	日付型	11	IPA01開封	和暦	右	-	-	11		
5		公証(年月日)	署名捺印の1行目下、公印欄に寄せる、公印に重ならない、(附 区町村名と氏)又は「市区町村名+長(職務代理者)」と記載 公証(職務代理者)の1行目下、公印欄に寄せる、公印に重ならない	1	無	全角	30	IPA01開封	-	右	-	-	11		
6		公印	職務代理者の氏名、職務代理者と重ならない 公印を省略する場合は、職務代理者の氏に「(公印省略)」 を印字する	1	無	イメージ	-	IPA01開封	-	-	-	-	-		
7		公印(公印省略)	公印の直下に任意の文字を印字する 例)「この印は黒色です」	1	無	全角	6	IPA01開封	-	中央	-	-	11		
8		公印(注釈)	「住居表示決定通知書」と記載	1	無	全角	30	IPA01開封	-	中央	-	-	8		
9		タイトル	表題の3行目、「住居表示に関する法律(昭和37年法律第11 9号)第3条第1項及び第2項の規定に基づき、あなただけの住居 について、住居表示を実施し、下記のとおり住所番号及び住居 番号をつけましたので、同条第3項の規定により通知しま す。」と記載	1	有	全角	46/3	IPA01開封	-	左	-	-	11		
10		通知文	日本人の場合は【日本人】、外国人の場合は【本 人氏名(外国人)】において記載、本人氏名(日本人)・ 本人氏名(外国人)ともにフリガナは出さない	1	有	本人氏名型	32/2	IPA01開封	-	左	-	-	11		
11		住所の表示項目	「住所の表示」又は「施設の種類」の うち該当する項目名とする。	1	有	全角	8	IPA01開封	-	中央	-	-	11		
12		住所の表示 業務前		1	有	住所型	32/2	IPA01開封	-	左	○	-	11		
13		住所の表示 業務後		1	有	住所型	32/2	IPA01開封	-	左	○	-	11		
14		業務年月日		1	無	日付型	11	IPA01開封	和暦	左	-	-	11		
15		< お問い合わせ先 >	右下に記載	1	無	全角	9	IPA01開封	-	右	-	-	11		
16		< 担当課名 >	(お問い合わせ先)の1行目以下に記載	1	無	全角	26	IPA01開封	-	右	-	-	11		
17		< 住所 >	< 担当課名 >の1行目以下に記載	1	無	全角	26	IPA01開封	-	右	-	-	11		
18		< 電話 >	< 住所 >の1行目以下に記載	1	無	全角	26	IPA01開封	-	右	-	-	11		
19		三つ折り線1		-	-	-	-	IPA01開封	-	-	-	-	-		20.4.1で示す封筒レイアウトにお ける【三つ折り線】参照
20		三つ折り線2		-	-	-	-	IPA01開封	-	-	-	-	-		
21				-	-	-	-	IPA01開封	-	-	-	-	-		
22				-	-	-	-	IPA01開封	-	-	-	-	-		
23				-	-	-	-	IPA01開封	-	-	-	-	-		

※：単位は文字数。プリンターのハードや機無印刷プログラムにより合致できない場合を考慮し、本値に近い文字数であれば可とする。

2. 構成

項目	帳票名	印刷サイズ	縦・横	最低余白(上)※	最低余白(下)※	最低余白(左)※	最低余白(右)※	記載可能 人数	記載位置 罫り	表紙の 枚数	○表紙中 記載	職務執行者	公印有無	公用有無	発行単位	同一印刷内の発行単位	別冊との同 時発行	別冊との同 時発行
住居表示決定通知書		A4	縦	11	5	13	5	1	-	無	無	有	有	無	個人	-	無	-

※：単位はミリメートルあるいはインチ。最低確保する余白を示す。最低値の規定がない場合は「-」を記入する。

7238

【考え方・理由】

7239 ○ 住居表示決定通知書のレイアウトの考え方

令和●●年●●月●●日

105-0001
東京都港区虎ノ門2-2-1
虎ノ門ハイツ101号

住民 太郎 様



●●●●長（職務代理者）
 ●●●●

印

住居表示決定通知書

住居表示に関する法律（昭和37年法律第119号）第3条第1項及び第2項の規定に基づき、あなたの住居について、住居表示を実施し、下記のとおり街区符号及び住居番号をつけましたので、同条第3項の規定により通知します。

記

氏名、名称又は施設の名称		住民 太郎
住所の表示	実施前	東京都千代田区霞が関1-2 霞が関ハイツ101号
	実施後	東京都千代田区霞が関2-1-2 霞が関ハイツ101号
実施年月日		令和元年12月3日

・「住所の表示」、「居所の表示」又は「施設の場所の表示」の該当するものを記載すること。

・改ざん防止のため、年月日が1桁の場合は左に詰めて記入し、スペースができないようにすること。

（お問い合わせ先）

< 担当課名 >
< 住 所 >
< 電 話 >

7240

421 / 481

7241 20.5.13 区画整理に伴う住所変更通知

7242 **【実装すべき機能】**

7243 区画整理に伴う住所変更通知について、次に示すレイアウトに従い、直接
7244 印刷により出力できること。(9.7 (住所一括変更) 参照)
7245 カスタマーバーコードを記載すること。

7246

7247

7248

7249 ○ 区画整理に伴う住所変更通知のレイアウト

令和 年 月 日

区画整理に伴う住所変更通知

記

氏名、名称又は施設の名称		
住所の表示	実施前	
	実施後	
実施年月日		

(お問い合わせ先)

7250

記載語元【2.0.5.1.3 区画整理に伴う住所変更通知】

1. 項目・記載内容

項目	帳簿名	項目名	内容	行数(繰り返し)	折り返し	型	桁数/行※	文字コード	和暦・西暦	左寄せ・右寄せ	文字溢れの対応	任意欄に印字が難しい場合の表示	基本フォントサイズ(※)	最小フォントサイズ(※)	その他掲載条件
1	区画整理に伴う住所		郵便番号(「999-9999」形式)	1	無	全角	8	IPAmj明朝	-	左	-	-	11	-	-
2	変更通知	宛名住所		1	有	宛名住所型	17/3	IPAmj明朝	-	左	-	-	11	-	20.4.1で示す冒頭レイアウト参照
3		宛名氏名		1	有	宛名氏名型	17/2	IPAmj明朝	-	左	-	-	11	-	-
4		カスタマバーコード	バーコードを付す	-	-	バーコード	-	-	-	左	-	-	-	-	-
5		公証(年月日)	欄上段右寄せ	1	無	日付型	11	IPAmj明朝	和暦	右	-	-	11	-	-
6		公証(職務代理者)	宛名住所の1行右下、公印欄に寄せる。公印に重ならない。「市区町村名+長」又は「市区町村名+長(職務代理者)」と記載	1	無	全角	30	IPAmj明朝	-	右	-	-	11	-	-
7		公証(職務代理者名)	公証(職務代理者)の1行下、公印欄に寄せる。公印に重ならない	1	無	全角	7	IPAmj明朝	-	右	-	-	11	-	-
8		公印	職務代理者名の右横、職務代理者名と重ならない	-	-	イメージ	-	-	-	-	-	-	-	-	-
9		公印(公印省略)	公印を省略する場合は、職務代理者名の後に「(公印省略)」を印字する	1	無	全角	6	IPAmj明朝	-	中央	-	-	11	-	-
10		公印(注釈)	公印の直下に注書の文書を印字する 例)「この印は無効です」	1	無	全角	30	IPAmj明朝	-	中央	-	-	8	-	-
11		タイトル	「区画整理に伴う住所変更通知」と記載	1	無	全角	13	IPAmj明朝	-	中央	-	-	18	-	-
12		通知文	表題の3行下、「この区画、●●区土地区画整理事業の地域区分に伴い、下記のとおり地番が変更されますので、お知らせいたします。」と記載。<●●区>部分は自市区町村に合わせ可変	1	有	全角	46/3	IPAmj明朝	-	左	-	-	11	-	-
13		氏名、名称又は施設の名前	日本人の場合は【本人氏名型(日本人)】、外国人の場合は【本人氏名型(外国人)】において記載。本人氏名型(日本人)・本人氏名型(外国人)ともにフリガナは出力しない	1	有	本人氏名型	32/2	IPAmj明朝	-	左	-	-	11	-	-
14		住所の表示項目	「住所の表示」又は「施設の場所の表示」のうち該当する項目とする。	1	有	全角	8	IPAmj明朝	-	中央	-	-	11	-	-
15		住所の表示 実効期		1	有	住所型	32/2	IPAmj明朝	-	左	○	-	11	-	-
16		住所の表示 実効後		1	有	住所型	32/2	IPAmj明朝	-	左	○	-	11	-	-
17		登録年月日		1	無	日付型	11	IPAmj明朝	和暦	左	-	-	11	-	-
18		(お問い合せ先)	右下に記載	1	無	全角	9	IPAmj明朝	-	右	-	-	11	-	-
19		< 担当課 >	(お問い合せ先)の1行並びに下に記載	1	無	全角	26	IPAmj明朝	-	右	-	-	11	-	-
20		< 住所 >	< 担当課名 >の1行下に記載	1	無	全角	28	IPAmj明朝	-	右	-	-	11	-	-
21		< 電話 >	< 住所 >の1行下に記載	1	無	全角	26	IPAmj明朝	-	右	-	-	11	-	-
22		三つ折り線1		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	20.4.1で示す冒頭レイアウトに合わせる【三つ折り線】参照
23		三つ折り線2		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

※:単位は文字数。プリンターのハードや帳票印刷プログラムにより合致できない場合を考慮し、本値に近い文字数で代われば可とする。

2. 補成

項目	帳簿名	用紙サイズ	縦・横	最低赤色(上)※	最低赤色(下)※	最低赤色(左)※	最低赤色(右)※	最低赤色(人数)	最低赤色(枚数)						
区画整理に伴う住所変更通知	A4	縦	11	5	13	5	1	1	1	1	1	1	1	1	1

※:単位はミリメートルがあるいはインチ。最低値確保する赤色を示す。最低値の算定がない場合は「-」を記入する。

7252

【考え方・理由】

7253

○ 区画整理に伴う住所変更通知のレイアウトの考え方

令和●年●月●日

105-0001
東京都港区虎ノ門2-2-1
虎ノ門ハイツ101号

住民 太郎 様

|||||

●●●長（職務代理者）

印

区画整理に伴う住所変更通知

・各市区町村における事業の名称を記載すること。

この度、●●区土地区画整理事業の換地処分に伴い、下記のとおり地番が変更されますので、お知らせいたします。

・変更内容を簡潔に記載する。

記

氏名、名称又は施設の名称		住民 太郎
住所の表示	実施前	東京都千代田区霞が関1-2-3 霞が関ハイツ101号
	実施後	東京都千代田区霞が関2-1-2 霞が関ハイツ101号
実施年月日		令和元年12月3日

・改ざん防止のため、年月日が1桁の場合は左に詰めて記入し、スペースができないようにすること。

・「住所の表示」、「居所の表示」又は「施設の場所の表示」の該当するものを記載すること。

（お問い合わせ先）

< 担当課名 >
 < 住 所 >
 < 電 話 >

7254

20.6 住民基本台帳関係年報の調査様式

7255

7256 20.6.1 住民基本台帳関係年報の調査様式第1表、第1の2表及び
7257 第1の3表

7258 **【実装すべき機能】**

7259 住民基本台帳関係年報の調査様式である第1表、第1の2表及び第1の3
7260 表について、別に指定するレイアウトに従い、XLSX形式により出力できるこ
7261 と。(6.1(統計)参照)

7262

7263

7264 **【考え方・理由】**

7265 住民基本台帳関係年報の調査様式である第1表、第1の2表及び第1の3
7266 表については、既に別途、形式が指定されている。

7267

7268

7269

7270

7271

7272

7273

7274

第5章 データ要件

7276 **【実装すべき機能】**

7277 住民記録システムにおいて管理するデータについて、標準化したデータ構
7278 造（以下「標準データ構造」という。）に従った最新のデータを保持するこ
7279 と。他システムとの連携時及びシステム更改時には、標準データ構造に従っ
7280 て最新のデータを提供すること。

7281 なお、現行のデータ構造からの円滑な移行を実現するため、当面、システ
7282 ム処理の便宜上、標準データ構造と連携させた従来 of データ構造及びデー
7283 タを保持・運用することをも許容する。

7284

7285 データ構造の標準化のうち、除票用データベースの具体的な内容につい
7286 ては次のとおりとし、また、その他の内容については別途検討する。

7287

7288

7289 ※除票用データベースを挿入予定

7290

7291

7292 **【考え方・理由】**

7293 **1. データ構造の標準化の方針**

7294 我が国の市区町村が中長期的な人口構造の変化に直面する中であって
7295 も、住民サービスを維持・向上させ続けるためには、共同クラウド化・広
7296 域クラウド化等を通じた市区町村の職員負担の削減、ベンダの負担の削減
7297 やベンダ間での円滑なシステム更改等を通じた市区町村の財政負担の削
7298 減を進める必要がある。

7299 市区町村内システム間データ連携の標準として「地域情報プラットフォ
7300 ーム標準仕様」が、また、システム更改の際のデータ移行時のデータ形式
7301 の標準として「中間標準レイアウト仕様」が定められているが、両仕様と
7302 も、氏名・住所等の基本的なデータについては規定されているものの、必
7303 ずしも住民記録システムにとって必要なデータ項目が全て網羅されてい
7304 るわけではなく、結果として市区町村・システムベンダごとにデータ構造
7305 が異なっている。そのため、システム間データ連携のためのカスタマイズ
7306 が生じ、また、システム更改の際のデータ移行時には市区町村の人的・財
7307 政的負担が新たに生ずることから、ベンダロックインの原因ともなってい
7308 る。

7309 データ構造の共通化は、システム改修に短期的には多大な負担を生じさ
7310 せるが、中長期的な視野に立った場合、システム間データ連携やデータ移
7311 行の度に生ずる市区町村・ベンダの負担を解消させることとなり、今後、
7312 飛躍的・加速度的に進む新技術の導入の際に、より広域的に、シームレス
7313 に対応していけるための基盤整備として必要なものである。

7314 そのため、住民記録システム標準化の目的である「(目的1) カスタマイ
7315 ズを原則不要にする」及び「(目的2) ベンダ間での円滑なシステム更改を
7316 可能にする」を踏まえ、住民記録システムのデータ構造についても標準化
7317 を進めることとする。

7318

7319 **2. 経過措置**

7320 「標準データ構造と連携させた従来のデータ構造及びデータを保持・運
7321 用することをも許容する」とした理由は、現行では、各ベンダの既存パッ
7322 ケージシステムは、それぞれのデータ構造に対応したものとなっており、
7323 これを改修することは膨大な作業量とコストを要することが予想される

7324 ことを踏まえ、標準データ構造への移行を円滑かつ合理的に実施し、標準
7325 データ構造の早期実現に伴う期間・改修コストをできるだけ抑制しながら、
7326 「(目的1) カスタマイズを原則不要にする」及び「(目的2) ベンダ間で
7327 の円滑なシステム更改を可能にする」を実現しようというものである。
7328 具体的には、例えば、他システムとの連携時やシステムの更改時に、標
7329 準データ構造に従った最新のデータを一旦、ベンダ独自のデータ構造に変
7330 換した上で、ベンダの既存パッケージシステムに取り込み、また、ベンダ
7331 の既存パッケージシステムから一旦、ベンダ独自のデータ構造に変換した
7332 上で、標準データ構造に従った最新のデータを出力することも許容する。
7333 なお、その場合でも、標準データ構造に従ったデータは常に最新にして
7334 おくことが求められる。この方法はあくまで経過措置であり、将来的には、
7335 例えばパッケージシステムのバージョンアップ時等に、標準データ構造ベ
7336 ースでのパッケージへとバージョンアップされることを期待する。
7337 他システムとの連携について、標準データ構造の中の具体的にどの項目
7338 をどのシステムと連携させるかは別途検討する。

7339

7340 30.2 文字

7341 (No. 10 (共通/文字情報基本要件))

7342 【実装すべき機能】

7343 住民記録システムで用いるデータの文字セット(※1)はJIS X 0213:2012、
7344 文字コードはISO/IEC 10646:2017 (※2、※3)、通信インタフェースの文字
7345 符号化方式はUTF-16 とすること。ただし、氏名、旧氏、通称、世帯主、住所、
7346 方書、転入前住所、本籍及び筆頭者の項目(以下「氏名等」という。)の文字
7347 セットについては、「文字情報基盤」として整備された文字全てが利用できる
7348 よう(※4)、JIS X 0213:2012 及びISO/IEC 10646:2017 附属書A (※3)に
7349 規定されている以下の組とすること。

- 7350 ・ 390 MOJI-JOHO-KIBAN IDEOGRAPHS-2016
- 7351 ・ 1042 KANA SUPPLEMENT のうち、U+1B001~U+1B0FF
- 7352 ・ 1115 KANA EXTENDED-A

7353

7354 ※1 字形を含む。以下同じ。

7355 ※2 Amd. 1:2019 及びAmd. 2:2019 による追補後のもの。以下同じ。

7356 ※3 ISO/IEC 10646:2017 に準拠したJIS X 0221:2020 の発効後は、「ISO/IEC
7357 10646:2017」を「JIS X 0221:2020」に置き換える。

7358 ※4 そのため、UTF-16 においてサロゲートペア (ISO/IEC 10646 の文字符号

7359 化方式の UTF-16 で用いられる 4 バイトで 1 文字を表す符号化拡張方法)
 7360 又は IVS (字形選択子/漢字字形指示列) への対応が必要となる文字への
 7361 対応も必須とする。
 7362

	氏名等以外	氏名等
文字セット・字形	JIS X 0213:2012	JIS X 0213:2012 + ISO/IEC 10646:2017 附属書 A の一部
文字コード	ISO/IEC 10646:2017	ISO/IEC 10646:2017
通信 I/F の 文字符号化方式	UTF-16	UTF-16

7363
 7364 なお、現行の文字セット・文字コード・文字符号化方式 (以下「文字セット
 7365 等」という。) からの円滑な移行を実現するため、当面、システム処理の便宜
 7366 上、経過措置として、第 1 段落に規定する文字セット等 (以下「文字情報基盤
 7367 文字」という。) によるデータ (内字 (※ 1) のみならず、外字 (※ 2) を含
 7368 む。以下同じ。) とともに、以下①～⑥を条件として、これらに変換できるベン
 7369 ンダ独自の文字セット等 (以下「変換可能文字」という。) によるデータ (内
 7370 字のみならず、外字を含む。以下同じ。) を併用することも許容する。変換可
 7371 能文字の文字セット等については規定しない。

7372
 7373 ※ 1 内字……当該文字セット等において、標準で収録されている文字をい
 7374 う。

7375 ※ 2 外字……当該文字セット等において、標準では収録されておらず、市
 7376 区町村が個別に追加した文字をいう。

7377
 7378 ① 文字情報基盤文字によるデータを保持し、いつでも他システム連携等のた
 7379 めに出力できること。

7380
 7381 (留意点)
 7382 ○ 文字情報基盤文字によるデータ (第 1 段落※ 4 に記載のとおり、サロ
 7383 ゲートペア・IVS を含む。) を持つ限りにおいて、別途、変換可能文字に
 7384 によるデータを持つことは妨げられない。文字情報基盤文字上、区別され
 7385 ていない文字について、引き続き、変換可能文字によるデータにおいて
 7386 区別しておくことや、文字情報基盤文字上、内字である文字について、
 7387 引き続き、変換可能文字によるデータにおいて外字としておくことも差

7388

し支えない。

7389

7390

- ② 変換可能文字によるデータにおける内字は、いつでも文字情報基盤文字によるデータの内字に変換できること。

7391

7392

変換可能文字によるデータにおける外字は、いつでも文字情報基盤文字によるデータの内字又は外字に変換できること。外字とする場合は、外字として字形を保持した上で変換できること（文字化けさせないこと）。

7393

7394

7395

7396

（留意点）

7397

- 変換可能文字で内字であるものについては、文字情報基盤文字の内字として必ず変換できること。文字情報基盤文字の範囲で何らかの同定（縮退を含む。）を行い、必ず内字とすること。

7398

7399

7400

7401

- 変換可能文字でも外字であるものについては、文字情報基盤文字との同定を可能な限り行うこととする。

7402

7403

7404

- 「変換可能文字によるデータにおける内字は、いつでも文字情報基盤文字によるデータの内字に変換できること。」とは、変換可能文字によるデータにおいて、文字情報基盤文字上の区別を維持することを求めるものではない。必要に応じて、変換の際に縮退させて差し支えない（ただし、物理的に文字情報基盤文字によるデータを保持せずに、可逆的な変換を行うことで仮想的に文字情報基盤文字によるデータを保持しているのと同じ状態を実現しようとする場合には、縮退させると可逆的とならないおそれがある。）。また、もちろん、変換可能文字によるデータにおいて、サロゲートペア・IVSの使用を求めるものではない。（ただし、文字情報基盤文字による情報を保持することは必要）

7405

7406

7407

7408

7409

7410

7411

7412

7413

7414

7415

- ③ 文字情報基盤文字によるデータにおける内字及び外字は、いつでも変換可能文字によるデータの内字又は外字に変換できること。外字とする場合は、外字として字形を保持した上で変換できること（文字化けさせないこと）。

7416

7417

7418

7419

- ④ ある文字について、変換可能文字によるデータにおける字形・文字コードと文字情報基盤文字によるデータにおける字形・文字コードを簡易に確認できること。

7420

7421

7422

7423

- ⑤ 変換可能文字で外字となるが、文字情報基盤文字で内字となる文字につい

7424 て、何らかの方法（例：文字コードによる入力、コピー&ペーストによる入
7425 力、別ツールによる入力）により文字情報基盤文字として入力できること。

7426

7427 ⑥ 以上については、物理的に文字情報基盤文字によるデータを保持する方法
7428 のほか、仮想的に文字情報基盤文字によるデータを保持しているのと同じ状
7429 態（※）を実現する方法が許容される。

7430

7431 ※ 例えば、物理的に文字情報基盤文字によるデータを保持せずに、「仮想
7432 的に文字情報基盤文字によるデータを保持しているのと同じ状態」を実現
7433 するためには、他システム連携等のため、変換可能文字によるデータから
7434 文字情報基盤文字によるデータを即時に完全に復元できる必要があるが、
7435 以下の方法により実現可能であると考えられる。

7436 ・ 文字情報基盤文字によるデータを変換可能文字によるデータに変換す
7437 る際に縮退させず、可逆的な変換とする（必要に応じて、変換可能文字
7438 によるデータにおいて、文字情報基盤文字によるデータへ変換可能な外
7439 字を作成する）。

7440 ・ 変換可能文字によるデータから単純に復元できるデータは文字情報基
7441 盤文字によるデータで重複しては保持せず、変換可能文字によるデータ
7442 から単純には復元できないデータに限って、その旨のフラグを立てた上
7443 で、文字情報基盤文字によるデータを保持する。

7444

7445 EUC 等によるデータ出力（ディスプレイや紙等への出力及び XML 形式や CSV
7446 形式、PDF 形式でのファイル出力等）の際は、「MJ 文字集合」と約 1 万文字の
7447 JIS X 0213（JIS 第 1 水準～第 4 水準）の文字（「JIS 文字集合」との結びつ
7448 きを整理した「MJ 縮退マップ」を活用した縮退変換にも対応すること。この
7449 場合、JIS X 0213 に準拠したフォントを用いた出力に対応できること。その
7450 他、情報システム間のデータ連携やスマートフォン等による行政サービスの
7451 利用が可能となるよう、情報システム及びサービスの開発において、行政機関
7452 がその行政活動において使用する文字の取扱いを標準化するための実践ガイ
7453 ドブックである「文字環境導入実践ガイドブック（内閣官房情報通信技術（IT）
7454 総合戦略室）」を踏まえた文字の取扱いとすること。

7455 文字情報基盤文字によるデータにおいて（なお書きによる経過措置におい
7456 ては、物理的又は仮想的な文字情報基盤文字によるデータ及び変換可能文字
7457 によるデータにおいて）、ISO/IEC 10646 の私用領域に外字を定義でき、これ
7458 らの外字が住民記録システム上から利用できること。

7459 変換可能文字によるデータにおける外字を、文字情報基盤文字によるデー

7460 タにおける内字とするため、文字情報基盤文字と手動又は自動で同定するツ
7461 ールを提供すること。

7462 なお、住基ネットや「在留カード等発行システム」で使用している外字につ
7463 いては、自動変換（同定）が可能であること。

7464 住民記録システムのシステム移行時は、現行システムで使用している外字
7465 が正確に移行できること。また、住民記録システムと連携している他システム
7466 への外字移行も同様にできること。また、住基ネットの変換テーブルについて
7467 も文字同定に伴い変更を行い、4.2.3.2.「軽微な修正」に記載の通り、文字コ
7468 ードが変更となる本人確認情報については異動事由「軽微な修正」で異動デー
7469 タを作成するほか、送付先情報についても作成すること。

7470 以上の機能については、実装の有無を市区町村が選択するのでなく、標準準
7471 拠パッケージ全てに機能として実装すること。（その他全ての機能【実装して
7472 もしなくても良い機能】と記載している機能を除く。）についても同様だが、
7473 本項目については特に明記する。）

7474

7475 ●本機能要件については、住民記録システムとしては一旦この内容とした
7476 後、今後、住所地側で管理される他システム側に同様の機能要件を設けるかを
7477 確認し、その結果を踏まえて内容及び施行時期を改めて検討する。●

7478

7479 【考え方・理由】

7480 1. 文字を標準化する目的

7481 「世界最先端 IT 国家創造宣言（平成 25 年 6 月 14 日閣議決定）」において、
7482 「文字等の標準化・共通化を行うこと」及び「今後整備する情報システムにお
7483 いては、国際標準に適合した文字情報基盤を活用することを原則とする」と述
7484 べられた。

7485 ※ 「電子自治体の取組みを加速するための 10 の指針（総務省）」において
7486 は、指針 6 及び参考資料（指針 6）に「国の動向を参考とした、文字環境
7487 の整理」の参考として、文字情報基盤の活用も紹介されている。

7488

7489 また、「デジタル・ガバメント実行計画（令和元年 12 月 20 日閣議決定）」で
7490 は、行政データ連携標準の普及や、文字情報基盤の活用等による文字環境の整
7491 備・普及（KPI：地方公共団体の調達における文字情報基盤参照割合）、データ
7492 連携等を容易に行える文字環境の整備を掲げている。

7493 これらで述べられている文字情報基盤とは、文字情報基盤推進委員会にお

7494 いて整備されたものであり、同委員会は、平成 22 年度に、内閣官房情報通信
7495 技術 (IT) 担当室 (現 IT 総合戦略室)、総務省、法務省、経済産業省、文化
7496 庁などの関係府省や専門家、産業界関係者が参加し、独立行政法人情報処理推
7497 進機構を事務局として設置されたものである。現在、その成果として、以下が
7498 公表されている。(参照:「文字情報基盤導入ガイド ver. 1.0」平成 26 年 3 月
7499 18日)

7500

7501 (1) IPAmj 明朝フォント

7502 文字情報基盤で整備された文字 (戸籍統一文字の漢字: 55, 270 文字、住
7503 民基本台帳ネットワークシステム統一文字の漢字: 19, 563 文字を整理した
7504 結果) 約 60, 000 文字を収録したフォントであり、IPA フォントライセンス
7505 v1.0 により、無償公開されている。ISO/IEC 10646 に準拠して符号化され
7506 ている。

7507

7508 (2) 文字情報基盤 文字情報一覧表 (MJ 文字情報一覧表)

7509 文字情報基盤で整備された文字について、

7510 ・文字図形、各種文字コードとの対応関係

7511 ・読み、画数、部首等の漢字属性情報

7512 ・SVG フォーマットによる文字図形イメージ情報

7513 等を収録し、文字の「見える化」を図る一覧表である。クリエイティブ・
7514 コモンズ・ライセンス 2.1「表示、継承」により無償公開されている。

7515

7516 「文字情報基盤」は、行政機関や行政機関内のシステムごとに外字を作成し
7517 ていた文字の相互参照を可能とすることによって、行政事務の効率向上及び
7518 外字管理コストの削減を目的としている。利用シーンとしては、既に持っている
7519 外字の字形同定作業の基準として、組織内の複数システム間の連携の基準
7520 として、他の行政機関との情報交換時の補足情報として、追加の外字として、
7521 また、印刷にも活用することが想定されている。

7522 (参照:「行政機関向け文字情報基盤の公開について」)

7523 <https://www.ipa.go.jp/files/000008967.pdf>

7524 <https://www.ipa.go.jp/files/000008968.pdf>

7525

7526 後述のとおり、総務省が平成 23 年度に実施した「市区町村が使用する外字
7527 の実態調査」では、総務省が全国の 1, 386 の市区町村から収集した 1, 166, 536
7528 文字の外字情報のうち、95. 52%が「文字情報基盤」と同定された。そのため、
7529 住民記録システムにおいて、「文字情報基盤」を導入することは、外字の数を

7530 大幅に減らすことができ、外字作成・管理の負担が削減できるとともに、以下
7531 のような様々な側面でのインタフェースにおける文字情報の流通の円滑化の
7532 効果が期待できる。

7533

- 7534 ・システム更改時における円滑なデータ移行や、移行コストの削減（中間標
7535 準レイアウト仕様の補完）
- 7536 ・庁内他システムとの連携や、そのためのコスト縮減（地域情報プラットフ
7537 ォーム標準仕様の補完）
- 7538 ・JIS X 0213 に縮退（MJ 縮退マップ）による官民連携コストの削減、オー
7539 プンデータの取組への基盤作り
- 7540 ・高付加価値サービスの提供に向けたステップ
7541 ーQR コードからの縮退文字（JIS X 0213）の読み取り（民間）
7542 ー住民側スマートフォン／パソコンからの異動申請（申請ワンストップ等）
7543 等

7544

7545 2. 目指すべき方向性

7546 以上を踏まえ、将来的には、以下を目指すべきである。

7547

- 7548 ○ 住民記録システム及び戸籍システムを含む市区町村の基幹系システムにお
7549 いて、これまで外字が存在してきた氏名等について、文字情報基盤文字によっ
7550 てデータが内字として保持され（外字がない、又はできる限り抑制され（※））、
7551 庁内外のシステム間でも文字情報基盤文字が用いられている状態

7552

- 7553 ※ 「文字情報基盤導入ガイド ver. 1.0」（平成 26 年 3 月 18 日）では、「将
7554 来的には文字情報基盤が整備した文字図形以外の文字図形を全く使用しな
7555 いことにするという選択肢も有り得るが、本ガイドでは、そのような選択肢
7556 は想定せず、こういった文字については、図形（イメージ）情報として 8.4
7557 に示したような方式に則って交換可能とすることを目標とする。」（p.9）と
7558 しつつ、「必要に応じ、文字情報基盤で整備された文字図形以外の文字図形
7559 を、「外字」等として利用することが有り得るが、できる限り文字情報基盤
7560 の文字範囲に収まるよう、調整することが望ましい。」（p.6）としている。

7561

7562 3. 課題と現状を踏まえた本仕様書における標準機能

7563 「2. 目指すべき方向性」を実現するためには、大きく、以下の 3 つを実現

7564 することが必要である。

7565

7566 ① 変換可能文字の内字を、文字情報基盤文字に置き換えること

7567 ② 変換可能文字の外字を、文字情報基盤文字に置き換えること

7568 ③ 住民記録システムアプリケーションを文字情報基盤文字に対応させる
7569 こと。

7570

7571 JIS X 0213 では、第3水準漢字および第4水準漢字の一部を、UCS 第2面に
7572 割り当てており、これらを扱う場合には、「サロゲートペア (ISO/IEC 10646 の
7573 文字符号化方式の UTF-16 で用いられる 4 バイトで 1 文字を表す符号化拡張方
7574 法)」に対応しなければならない (既存パッケージ製品の一部には未だこの範
7575 囲の漢字が扱えないものが存在する。)

7576 また、「文字情報基盤」として整備された「MJ 文字集合 (MJ 文字/MJ 文字
7577 図形の集合)」並びに「MJ 文字情報一覧表」及び「MJ 文字情報一覧表 変体仮
7578 名編」では、UCS 符号位置が 16 ビット (2 バイト) の範囲 (U+0000~U+FFFF
7579 (16 進数)。10 進数では、0~65,535) の中で、約 24,000 文字の漢字を割り当
7580 てている。そのほか、UCS 符号位置が 16 ビット (2 バイト) を超える文字 (約
7581 28,000 文字) も割り当てている (上述のとおり、サロゲートペア対応が必要)。
7582 さらに、通常の文字符号に加え、Variation Selector (VS。JIS の「字形選択
7583 子 (IVS)」) と呼ばれる枝番を付加することで文字を特定する方式を採用して
7584 いる文字 (国際規格である ISO/IEC 10646:2003 の追補版 3 (2008 年) で加え
7585 られた規格に割り当てられた約 6,000 文字) も存在する。

7586 これらのことから、サロゲートペア・IVS を含めた全ての「文字情報基盤」
7587 をそのまま適用するためには、データベース上、これらに対応するとともに
7588 (①・②)、OS 及びミドルウェアも含め、住民記録システムアプリケーション
7589 がこれらに対応する必要がある (③)。

7590

7591 「① 変換可能文字の内字を、文字情報基盤文字に置き換えること」について

7592

7593 これについては、同一ベンダのパッケージであれば市区町村を通じて同じ
7594 であることから、基本的にベンダごとの対応となる。

7595

7596 変換可能文字の内字と、住民基本台帳ネットワーク統一文字との変換テー
7597 ブルは既に存在しており、住民基本台帳ネットワーク統一文字と文字情報基
7598 盤文字の対応表は「文字情報基盤」として整備された「MJ 文字情報一覧表」
7599 において提供されていることから、変換可能文字と文字情報基盤文字との変

7600 換テーブルを作成することも容易である（※）。

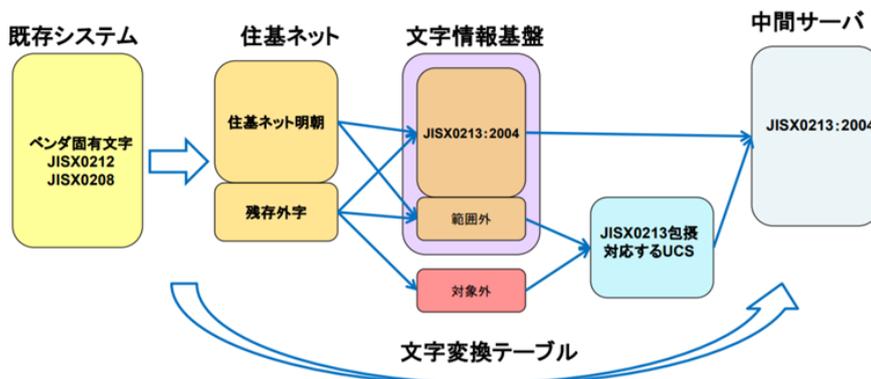
7601

7602 ※ なお、これらの成果を活かせば作業は相当省力化されるはずであるが、
7603 変換可能文字を住民基本台帳ネットワーク統一文字に変換するに際し
7604 ては、変換可能文字の内字を外字（画像）として変換している場合もあ
7605 り、この変換テーブルと「MJ 文字情報一覧表」をそのままつなぎ合わせ
7606 れば、本仕様書が求める変換可能文字と文字情報基盤文字との変換テー
7607 ブルになるとは限らないことに留意が必要である。例えば、変換可能文
7608 字の内字が住民基本台帳ネットワーク統一文字では外字（画像）になっ
7609 たとしても、当該文字が文字情報基盤文字において存在するのであれば、
7610 変換可能文字の内字と文字情報基盤文字の内字を対応させなければなら
7611 ない。

7612

文字情報基盤を活用した変換例

- ・すべての自治体は住基ネット明朝との変換テーブルが存在する。
- ・文字情報一覧表では住基ネット明朝との変換テーブルの作成が可能
- ・自治体クラウド推進事業で残存外字とIPAMJ明朝との同定を行っている



7613 ※対象外文字は主に、変体仮名(ひらがな変換)、中国簡体字、記号等

7614 <https://mojikiban.ipa.go.jp/contents/2014/06/20140613-4.pdf>

7615

7616 そのため、本仕様書では、仮に変換可能文字を用いる場合でも、文字情報
7617 基盤文字との変換を機能要件とすることとした。

7618

7619 「② 変換可能文字の外字を、文字情報基盤文字に置き換えること」について

7620

7621 これについては、外字は同一ベンダのパッケージであっても市区町村ごと
7622 に異なることから、基本的に市区町村ごとの対応となる。

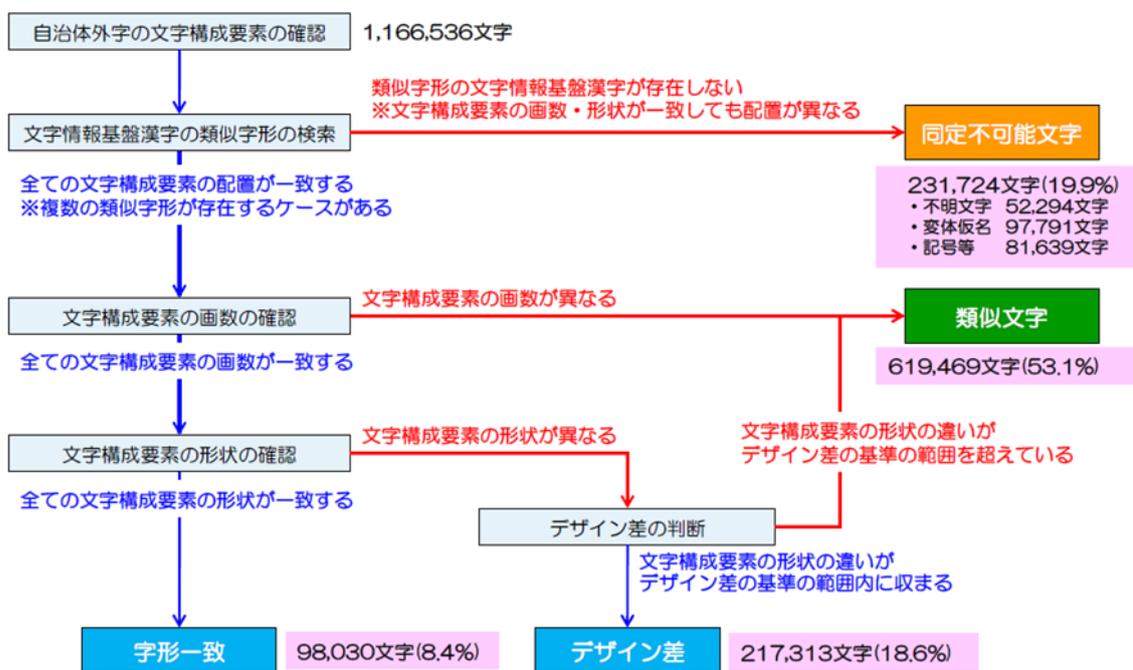
7623

7624 総務省が平成 23 年度に実施した「市区町村が使用する外字の実態調査」
 7625 では、総務省から全国の市区町村に対して、外字情報の提出を任意に依頼し
 7626 た。1,386 の市区町村から、1,166,536 文字の外字情報を収集し、「文字情報
 7627 基盤」の漢字と字形レベルでの同定を実施した。その結果、文字情報基盤と
 7628 同定不明漢字は漢字の 4.48% (52,294/1,166,536 文字) となり、95.52%が
 7629 同定できた。

7630 (参照:「市区町村が使用する外字の実態調査」報告書(平成 24 年 3 月))

7631 [https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/lg-](https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/lg-cloud/02kiban07_03000021.html)
 7632 [cloud/02kiban07_03000021.html](https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/lg-cloud/02kiban07_03000021.html)

7633



7634
7635

7636 本調査の成果物として、各市区町村における住基ネット残存外字(各市区
 7637 町村外字コード)と、「文字情報基盤」として整備した「MJ文字図形」との
 7638 同定結果が、各市区町村に対して配布済みであり、この同定結果の活用方法
 7639 も「外字実態調査の活用方法」として提供されている(「文字情報基盤導入
 7640 テクニカルスタディ」等も参照)。

7641 <https://mojikiban.ipa.go.jp/contents/2014/03/study.1.0.pdf>

7642 これらを踏まえると、少なくとも、「市区町村が使用する外字の実態調査」
 7643 に参加した1,386市区町村は、比較的容易に、変換可能文字の外字を、文字
 7644 情報基盤文字に置き換えることも可能であると考えられる。

7645 しかしその一方、日本の国籍を有する者については、戸籍に記載又は記録
 7646 がされている氏名等を記載(字体も同一にする。)することとされており(要

7647 領第2の1(2)ア)、文字については、下流側の住民記録システムは、上流側
7648 の戸籍システムに大きく影響を受ける。「外字実態調査の活用方法」の p. 17
7649 では、次のように述べる。

7650

7651 類似文字として判定した漢字約 62 万文字には、戸籍電算化を行った
7652 場合に正字などに置き換えられる文字が約 40 万文字と多数存在してい
7653 ます。

7654 電算化後の戸籍に記載されている氏名等に使用されている誤字の多
7655 くは、平成6年11月16日付け法務省民二第7005号・第7006号通達に
7656 より、既に解消されていると考えられます。

7657 住基ネット残存外字に残っている誤字は、住民票の最新氏名の記載は
7658 更正されているが過去の履歴内に外字が残っているために削除されて
7659 いないケースや、本籍が住所地以外にあることから住民票の更正その
7660 のが行われていないケース、または戸籍そのものが未電算となっている
7661 ケースなどが考えられます。

7662 よって、この約 40 万文字は、戸籍電算化の進展、戸籍の氏名に合わせ
7663 た文字への住民票氏名の更正及び期間経過による住民票の改製により、
7664 その多くが解消できると期待できます。

7665

7666 したがって、上流側の戸籍システムにおいて、文字情報基盤文字に対応す
7667 る等によって外字が抑制されない限り、本籍地がその市区町村以外の住民が
7668 転入すれば、転入するたびに同定作業が発生し、既に上記の 1, 386 市区町村
7669 においても、新たな外字が発生していると考えられる。また、仮に今後、戸
7670 籍システムが文字情報基盤文字に対応することとなった場合、下流側の住民
7671 記録システムとしては、上流側の戸籍システム側の同定結果に合わせるこ
7672 とが求められることが想定される（平成29年7月公開の戸籍システム検討ワ
7673 ーキンググループ最終とりまとめ「第4 個別課題の検討 8 デジタルガバ
7674 メントの構築に向けて」においては、以下のとおり、文字情報基盤の活用
7675 に言及している。）。

7676 <http://www.moj.go.jp/content/001236230.pdf>

7677

7678 ○戸籍システム検討ワーキンググループ最終取りまとめ（平成29年7月）
7679 （抄）

7680 第4 個別課題の検討

7681 8 デジタルガバメントの構築に向けて

7682 戸籍事務における文字の利用の効率化を図るため、市区町村間で解釈の異

7683 なる文字の取扱いに一定の基準を設け、将来的に国際標準に準拠した I P A
7684 文字情報基盤の文字コード体系を備えた「新戸籍統一文字」（戸籍の記録に
7685 使用されている全ての文字に対して文字同定を実施し、これにより作成され
7686 た統一的な文字集合）に収れんできることが望ましい。このため、例えば、
7687 文字コードを統一化した文字の整備作業終了から一定期間経過後は、これに
7688 反するような新規の字形作成を抑制するといったことが考えられる。

7689

7690 もっとも、今後、その市区町村において外字を管理する必要性が大きく縮
7691 減することや、仮にその後の異動があったとしても「市区町村が使用する外
7692 字の実態調査」による配布済みの同定結果をかなりの部分活用できることが
7693 見込まれること、転入のたびの同定作業は外字作成作業やその後の外字管理
7694 コストを考えればそれほど大きいとは考えられないことを考えれば、標準準
7695 拠システムの導入を機に、従来の外字もできる限り文字情報基盤文字と同定
7696 し、内字として取り込むことが強く推奨される。ただし、先述のように、上
7697 流側の戸籍システムの対応もあることから、必須とすることは求めない。

7698

7699 「③ 住民記録システムアプリケーションを文字情報基盤文字に対応させる
7700 こと」について

7701

7702 これについては、同一ベンダのパッケージであれば市区町村を通じて同じ
7703 であることから、基本的にベンダごとの対応となる。

7704

7705 住民記録システムアプリケーションが、文字情報基盤文字に対応するため
7706 には、OS 層、ミドルウェア（データベース製品や文字入力サポートソフト
7707 ウェア等）層、アプリケーション（住民記録システムや各種パッケージシス
7708 テム等）層の全てが、サロゲートペア及び IVS に対応する必要があること
7709 になる。

7710 そもそも、住民記録システムを含む基幹系システムのアプリケーション
7711 （パッケージシステム）の多くは、2000 年以前から販売されてきた。サロゲ
7712 ートペア自体は、ISO/IEC 10646（1996 年版以降）に規定されていたが（IVS
7713 は、ISO/IEC 10646（2008 年版以降）に規定されている。）、2000 年以前は、
7714 サロゲートペア非対応 OS が全盛であり、（2 バイトの番号に対応する文字
7715 が割り当てられた）UCS-2 の範囲で文字入力が行われており、UTF-16 の符号
7716 化によるサロゲートペアの対応を行う必要がなかった。国内ベンダでは、OS
7717 が提供する標準の文字関連機能（OS 標準フォントや文字入力サポートソフ
7718 トウェア）だけでは、戸籍や住民記録の業務で必要となる文字数が足りない

7719 という認識の下、より広い文字に対応するため、(必要に応じて独自の文字
7720 入力サポートソフトウェア等も提供する) 文字関連機能 (OS とパッケージ
7721 製品の中間的処理を行う文字関連のミドルウェア) を開発してきた。2000 年
7722 より以前の文字セット (JIS X 0208 など) においては、サロゲートペアで
7723 符号化する文字の入力が一般的ではなかったため、国内ベンダが開発したミ
7724 ドルウェア及び基幹系システムアプリケーション文字を 2 バイト (16 ビッ
7725 ト = 2 の 16 乗) 固定長のみで処理しても問題がなかった。

7726 しかし、2000 年には新たに、符号化文字集合の国内規格である JIS X 0213
7727 が制定され (その後 2004 年、2012 年に改正)、第三水準漢字及びと第四水
7728 準漢字等が新しく規定された。それに伴い、JIS X 0213 の文字のうち、
7729 ISO/IEC 10646 に収録していなかった文字の一部が、UTF-16 ではサロゲート
7730 ペアを要する符号位置に追加された。

7731 2000 年以降の OS では、JIS X 0213 に対応するため、標準フォントに追加
7732 漢字の字体を追加し、また、標準の文字入力サポートソフトウェアでの JIS
7733 X 0213 対応も行い、JIS X 0213 の追加漢字を含んだ文字変換にも対応して
7734 きており、更に IVS へも対応し、現在、OS 層においては、サロゲートペア
7735 及び IVS への対応がほぼ完了していると言える。

7736 また、ミドルウェア層においても、OS が提供する標準の文字関連機能 (OS
7737 標準フォントや文字入力サポートソフトウェア) では、OS と併せてサロゲ
7738 ートペアや IVS に対応し、データベース製品においても対応が完了しつつ
7739 ある。国内ベンダの開発した文字入力サポートソフトウェアの中でも、これ
7740 らに対応するものが出てきている。

7741 他方、アプリケーション層においては、今後、これらに順次対応していく
7742 ことが期待されるものの、既存の住民記録システムアプリケーション (パッ
7743 ケージシステム) の一部が未だに現在、これらに対応していないことから、
7744 経過的に、文字情報基盤文字とともに、変換可能文字を併用することも許容
7745 することとした。この場合でも、他システム連携等の様々な側面でのインタ
7746 フェースでは、文字情報基盤文字を用いることを想定しており、「文字情報
7747 基盤」の導入の目的である、様々な側面でのインタフェースにおける文字情
7748 報の流通の円滑化は達成可能である。

7749

7750 仮想的に文字情報基盤文字によるデータを保持しているのと同じ状態を実現
7751 する方法が許容することについて

7752

7753 本要件について、準構成員に意見照会を実施したところ、経過措置によっ
7754 た場合、文字情報基盤文字に基づくデータと変換可能文字に基づくデータを

7755 とともに持つこととなり、2つのデータを持つことは冗長でデータサイズが大
7756 きくなるため、変換可能文字に基づくデータと、連携等の際に動的に変換可
7757 能文字に基づくデータを文字情報基盤文字に基づくデータに変換する仕組
7758 みさえあれば、文字情報基盤文字に基づくデータを保持しておく必要はない
7759 のではないかとの意見があった。

7760 しかし、文字情報基盤文字に基づくデータを変換可能文字に基づくデータ
7761 に変換する際には、一定の縮退を許容しているため、無条件にこの案を認め
7762 ることは、変換可能文字に基づくデータに変換した時点で文字情報基盤文字
7763 に基づくデータが保持していた情報が失われ、変換可能文字に基づくデータ
7764 から文字情報基盤文字に基づくデータを復元できないおそれがあることか
7765 ら、適切でない。

7766 その一方、文字情報基盤文字に基づくデータを復元するためには、必ずし
7767 も、物理的に文字情報基盤文字によるデータを保持する必要はないことから、
7768 仮想的に文字情報基盤文字によるデータを保持しているのと同じ状態を実
7769 現する方法を許容することとした。準構成員からは、具体的な方法として、
7770 以下が挙げられた。

- 7771 ・文字情報基盤文字によるデータを変換可能文字によるデータに変換する
7772 際に縮退させず、可逆的な変換とする（必要に応じて、変換可能文字に
7773 よるデータにおいて、文字情報基盤文字によるデータへ変換可能な外字
7774 を自動で作成する）。
- 7775 ・変換可能文字によるデータから単純に復元できるデータは文字情報基盤
7776 文字によるデータで重複しては保持せず、変換可能文字によるデータか
7777 ら単純には復元できないデータに限って、その旨のフラグを立てた上で、
7778 文字情報基盤文字によるデータを保持する。

7779

7780 4. 本仕様書において文字についての標準機能を規定する効果

7781 いま見たように、「3. 課題と現状を踏まえた本仕様書における標準機能」
7782 は、「2. 目指すべき方向性」の全てを直ちに標準機能として位置付けるもの
7783 ではない。具体的には、「② 変換可能文字の外字を、文字情報基盤文字に置
7784 き換えること」及び「③ 住民記録システムアプリケーションを文字情報基盤
7785 文字に対応させること」を強く推奨しつつも、必須としていない。

7786 しかし、それでも次のような効果が期待される。

7787

- 7788 ・様々な側面でのインタフェースにおいて、文字情報基盤文字に基づき、情
7789 報のやり取りをすることができ、システム更改時における円滑なデータ移

7790 行や、庁内他システムとの連携の円滑化に資する。
7791 ・市区町村が、変換可能文字の外字を、文字情報基盤文字に置き換えようと
7792 する場合、そうできるようになる。(これまでは、市区町村側がその意志
7793 を持ったとしても、アプリケーション側の問題で、できないことがあ
7794 った。)
7795

7796 5. 他システム連携

7797 (1) 住所地側で管理される他システムとの連携

7798 ある住民の氏名に外字が含まれる場合、本籍地と住所地それぞれの市区町
7799 村において外字を管理する必要があるが、住民記録システムは、住所地側の
7800 様々な基幹系システムの最も上流に位置する。

7801 本機能要件により、他システム連携等の様々な側面でのインタフェースに
7802 において、文字情報基盤文字を用いることができるようになるが、他システム連
7803 携をどのような文字セット等で行うかは、本仕様書というより、地域情報プラ
7804 ットフォーム標準仕様の領域である。

7805 もっとも、現在、地方税分野、社会保障分野等、様々な分野でのシステム標
7806 準化が検討されており、これら住民記録システムから下流側に位置する他シ
7807 ステムにおいても、本機能要件と同様の機能要件が設けられれば、当該他シ
7808 ステムと住民記録システムとの連携に文字情報基盤文字の活用が可能となる。

7809 本機能要件については、住民記録システムとしては一旦この内容とした後、
7810 今後、住所地側で管理される他システム側に同様の機能要件を設けるかを確
7811 認し、その結果を踏まえて内容及び施行時期を改めて検討する。
7812

7813 (2) 本籍地側で管理される他システムとの連携

7814 他方、本籍地側では、戸籍システムにおいて外字が管理されている。

7815 本籍地の市区町村と住所地の市区町村は、データ連携でなく、紙のやり取り
7816 がされていることも多いことから(ただし、今後、附票ネットワークによりデ
7817 ータ連携がなされる予定)、現段階では、戸籍システムが文字情報基盤文字に
7818 対応しないままに、住民記録システムを含む住所地側で管理されるシステム
7819 において文字情報基盤文字に対応しても、通常、システム間連携において支障
7820 を生じることはない。

7821 もっとも、3②で述べたように、上流側の戸籍システムにおいて、文字情報
7822 基盤文字に対応する等によって外字が抑制されない限り、本籍地がその市区

7823 町村以外の住民が転入すれば、転入するたびに同定作業が発生し、また、仮に
7824 今後、戸籍システムが文字情報基盤文字に対応することとなった場合、下流側
7825 の住民記録システムとしては、上流側の戸籍システム側の同定結果に合わせ
7826 ることが求められることが想定される。

7827

7828 6. Q&A

7829

7830 Q 1 文字情報基盤文字では、4バイトで1文字の「サロゲートペア文字」が一
7831 部利用されているため、導入時に文字長チェック機能等の追加や、画面レイ
7832 アウトやデータベースレイアウト変更が必要なのではないかと。

7833

7834 A 1 なお書きにある経過措置によった場合、引き続き変換可能文字を用いる
7835 ことも許容されることから、住民記録システムアプリケーションとしての
7836 改修規模は抑制できると考える。

7837

7838 Q 2 住民記録システムのみ導入しても戸籍システムへの導入がなされなけれ
7839 ばメリットがなく、住民基本台帳担当課の窓口においてトラブルの要因と
7840 なるのではないかと。

7841

7842 A 2 仮に、外字を禁止する方針とした場合、上流側の戸籍システムにおいても
7843 外字を禁止しなければ、下流側の住民記録システムにおいて外字を禁止す
7844 ることはできず、また、住民記録システムだけ外字を禁止すれば、住民基本
7845 台帳担当課の窓口においてトラブルの要因となることもあり得る。

7846 しかし、そもそも外字を禁止する方針とはしておらず、戸籍上、そう記載
7847 されている等の理由で、どうしても文字情報基盤文字と同定できない文字
7848 があった場合は、外字を作成することも可能である。

7849 また、戸籍システムも同時に文字情報基盤文字に対応した方がより「文字
7850 情報基盤」の導入効果が生まれやすいことはもちろんであるが、仮に戸籍シ
7851 ステムが文字情報基盤文字に対応していなくても、住民記録システムを始
7852 めとする住所地側の様々な基幹系システムが文字情報基盤文字に対応すれ
7853 ば、住所地側での外字作成・管理の負担の削減や、システム更改時における
7854 円滑なデータ移行、庁内他システムとの連携の円滑化等の効果は得られる。

7855

7856 Q 3 文字情報基盤文字を導入した場合、既存外字が文字情報基盤文字のどれ
7857 になるか等の突合作業が新たに発生し、全ての連携システム側の変換テー

7858 ブルの変更や検証作業が発生するのではないか。

7859

7860 A 3 既存外字について、文字情報基盤文字との突合作業を行うことは強く推
7861 奨しつつも、必須としておらず、文字情報基盤文字によるデータで外字のま
7862 まとしておくことも許容している。

7863 その一方、既存内字については、パッケージの機能として、文字情報基盤
7864 文字によるデータの内字に変換できることとしている。これにより、様々な
7865 側面でのインタフェースにおいて、文字情報基盤文字に基づき、情報のやり
7866 取りをすることができることとなり、システム更改時における円滑なデー
7867 タ移行、庁内他システムとの連携の円滑化等の効果が期待される（※）。

7868 ※ 本機能要件については、住民記録システムとしては一旦この内容とし
7869 た後、今後、住所地側で管理される他システム側に同様の機能要件を設
7870 けるかを確認し、その結果を踏まえて内容及び施行時期を改めて検討す
7871 ることとしている。

7872

7873 Q 4 ベンダが開発した文字入力サポートソフトウェアでは、「文字情報基盤」
7874 による文字セット約 60,000 字よりも多くの文字に対応しており、「文字情
7875 報基盤」を導入すれば、新たな外字が発生するのではないか。

7876

7877 A 4 まず、扱う文字数は、多ければ多いほど良いというものではなく、区別す
7878 る必要のない文字は1つの文字として扱い、誤字は訂正するなどして、その
7879 文字を用いる目的に応じて最も適当な文字セットとすることが重要である。

7880 その上で、文字情報基盤文字の範囲で何らかの同定（縮退を含む。）を行
7881 い、必ず内字とすることとすれば、新たな外字が発生することとはならない。

7882 なお、なお書きにある経過措置によった場合、文字情報基盤文字とともに、
7883 これらに変換できる変換可能文字を併用することも許容される。

7884 この場合も、（留意点）にもあるように、変換可能文字で内字であるもの
7885 については、文字情報基盤文字の範囲で何らかの同定（縮退を含む。）を行
7886 い、文字情報基盤文字の内字として必ず変換できることを求めており、新た
7887 な外字が発生することとはならない。

7888

7889 Q 5 今後、どの市区町村も、「文字情報基盤」による文字セット約 60,000 字を
7890 使い分けなければならないことになるのか。

7891

7892 A 5 「文字情報基盤」による文字セット約 60,000 字を使い分ける必要がない
7893 市区町村は、本要件が実装された後も、使い分ける必要はない。

7894

7895

7896

7897

(参考)

7898

7899 ○ なお書きにある経過措置によった場合、文字情報基盤文字に基づくデータ（α）と変換
7900 可能文字に基づくデータ（β）が存在することとなる。

7901

7902 【現状】

7903

7904

7905

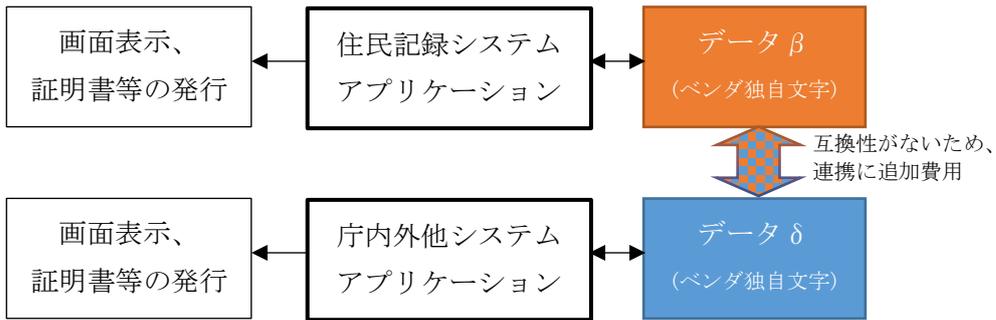
7906

7907

7908

7909

7910



7911 【経過措置】

7912

7913

7914

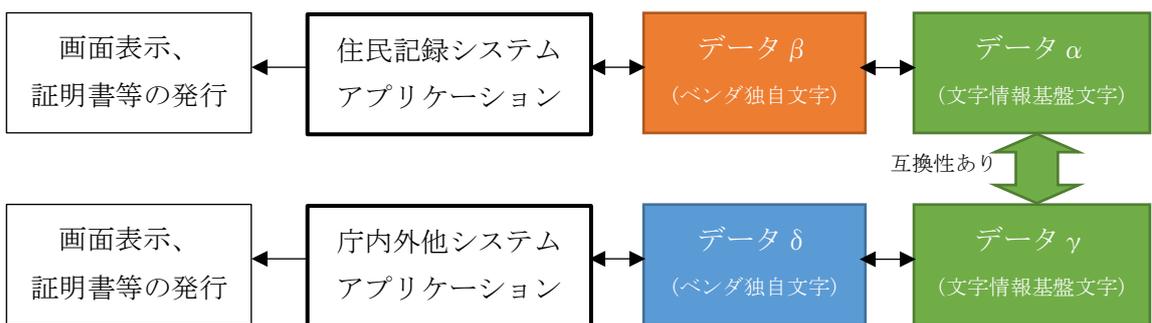
7915

7916

7917

7918

7919



7920 【本則（目指すべき姿）】

7921

7922

7923

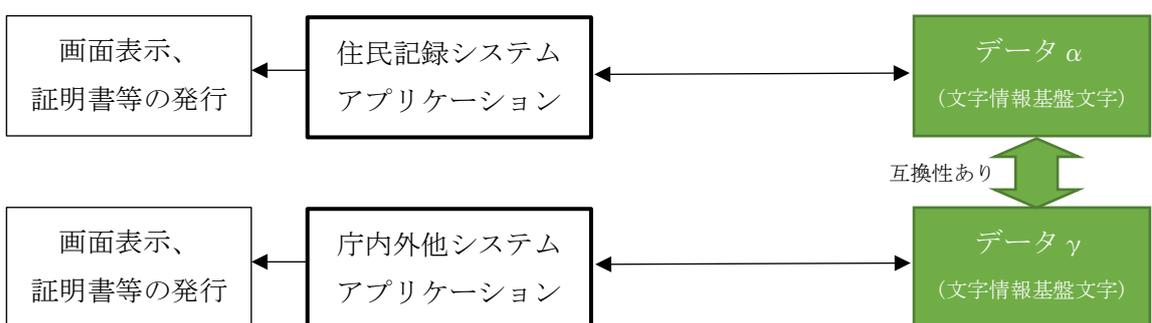
7924

7925

7926

7927

7928



7929

7930

7931

7932

※ 庁内外他システムとも、通常、住民記録システムアプリケーションを介して連携することになるが、この図では分かりやすくデータを直接連携させるように記載している。

7933 ($\beta \rightarrow \alpha$ 変換について)

7934 ・ β の中で外字である文字 (X) は、文字情報基盤文字と同定し、 α の中で内字 (A) と
7935 することが推奨されるが、同定作業の負担を勘案し、当面、外字のまま (X) とするこ
7936 とも許容する。ただし、外字のままとした場合は、 β から α に外字の字形を移行できる
7937 こととすること (α を出力したときに文字化け (・) させないこと)。

7938

変換可能文字	文字情報基盤文字	データ β	データ α
X	?	X	A

7939

7940

又は

7941

変換可能文字	文字情報基盤文字	データ β	データ α
X	?	X	X

7942

7943

ただし、

7944

変換可能文字	文字情報基盤文字	データ β	データ α
X	?	X	・

7945

7946 ・ β の中で内字である文字 (A) は、 α の中で外字 (X) としてはならない。文字情報基
7947 盤文字の範囲で何らかの縮退を行い、必ず内字とすること。

7948

変換可能文字	文字情報基盤文字	データ β	データ α
A	?	A	X

7949

変換可能文字	文字情報基盤文字	データ β	データ α
A	?	A	A or A'

7950

7951

7952 • 変換可能文字で区別されている文字 (A と A') が、文字情報基盤文字でも区別されて
 7953 いる (A と A') とき、 α の中で A と A' の区別を保持することとし、A' を A に縮退さ
 7954 せてはならない。

7955

変換可能文字	文字情報基盤文字	データ β	データ α
A	A	A	A
A'	A'	A'	A

7956

変換可能文字	文字情報基盤文字	データ β	データ α
A	A	A	A
A'	A'	A'	A'

7957

7958 • 変換可能文字で区別されている文字 (A と A') が、文字情報基盤文字で区別されてい
 7959 ない (A) とき、 α の中で A' を A に縮退させること。ただし、 β の中で A と A' の区別
 7960 を保持することは差し支えない。

7961

変換可能文字	文字情報基盤文字	データ β	データ α
A	A	A	A
A'	A	A'	A

7962

7963 • 変換可能文字で区別されていない文字 (A) が、文字情報基盤文字で区別されている (A
 7964 と A') とき、 α の中で A と A' を区別する必要はない。

7965

変換可能文字	文字情報基盤文字	データ β	データ α
A	A	A	A
A	A'	A	A

7966

7967

7968 ($\alpha \rightarrow \beta$ 変換について)

7969 ・ α の中で外字である文字 (X) は、変換可能文字による文字と同定し、 β の中で内字 (A)
7970 とし、更に α の中においてそれに対応した内字 (A) とすることが推奨されるが、同定
7971 作業の負担を勘案し、当面、外字のまま (X) とすることも許容する。

7972

文字情報基盤文字	変換可能文字	データ α	データ β
X	?	X \Rightarrow A	A

7973

7974

又は

7975

文字情報基盤文字	変換可能文字	データ α	データ β
X	?	X	X

7976

7977 ・ α の中で内字である文字 (A) は、必要に応じて縮退等を行い、 β の中でも内字とする
7978 ことが推奨されるが、外字 (X) とすることも許容する。ただし、外字とした場合は、
7979 α から β に外字の字形を移行できることとすること (β を出力したときに文字化けさ
7980 せないこと)。

7981

文字情報基盤文字	変換可能文字	データ α	データ β
A	?	A	A or A'

7982

7983

又は

7984

文字情報基盤文字	変換可能文字	データ α	データ β
A	?	A	X

7985

7986

ただし、

7987

文字情報基盤文字	変換可能文字	データ α	データ β
A	?	A	.

7988

7989

7990 ・文字情報基盤文字で区別されている文字（A と A'）が、変換可能文字でも区別されて
 7991 いる（A と A'）とき、 β の中で A と A'の区別を保持することとし、A'を A に縮退さ
 7992 せてはならない。

7993

文字情報基盤文字	変換可能文字	データ α	データ β
A	A	A	A
A'	A'	A'	A

7994

文字情報基盤文字	変換可能文字	データ α	データ β
A	A	A	A
A'	A'	A'	A'

7995

7996 ・文字情報基盤文字で区別されている文字（A と A'）が、変換可能文字で区別されてい
 7997 ない（A）とき、住民記録システムの処理上、 β の中で A'を A に縮退させて処理（画
 7998 面表示・印字を含む。）して差し支えない。ただし、 α の中では、A と A'の区別を保持
 7999 しなければならない。

8000

文字情報基盤文字	変換可能文字	データ α	データ β
A	A	A	A
A'	A	A'	A

8001

8002 ・文字情報基盤文字で区別されていない文字（A）が、変換可能文字で区別されている（A
 8003 と A'）とき、 β の中で A と A'を区別する必要はない。

8004

文字情報基盤文字	変換可能文字	データ α	データ β
A	A	A	A
A	A'	A	A

8005

8006

8007

8008

8009

8010

8011

8012

8013

8014

第 6 章 非機能要件

8015

8016 「新経済・財政再生計画改革工程表 2019」（令和元年 12 月 19 日）及び「デ
8017 ジタル・ガバメント実行計画」（令和元年 12 月 20 日閣議決定）において、市
8018 町村の 17 業務に係るシステムが地方公共団体の業務プロセス・情報システム
8019 の標準化の検討の対象とされ、これらのシステムに共通する非機能要件の標準
8020 については、内閣官房情報通信技術 (IT) 総合戦略室及び総務省において検討す
8021 ることとされた。

8022

8023 各市町村が 17 業務に係る情報システムを調達する際は、当該非機能要件の
8024 標準を開発ベンダに対して示すこととなる。

8025

8026 各業務システムの標準仕様書において、標準よりもレベルの高い非機能要件
8027 を定める場合には、当該標準仕様書の非機能要件部分が優先され、また、標準
8028 仕様書を策定する過程において、他のシステムに影響がでないように、標準の
8029 非機能要件のレベルと調整を行う必要がある。

8030

8031 本標準仕様書における非機能要件については、内閣官房及び総務省が定めた
8032 標準に従うものとするが、一部の非機能要件については、「第 3 章 機能要
8033 件」に盛り込まれている。

8034

8035 例えば、「10.3 操作権限管理」において、二要素認証に対応することとして
8036 いるが、この要件は他のシステムに影響を与えないものであり、標準の非機能
8037 要件よりレベルの高い要件を定めている。

8038

8039

8040

8041

8042

8043

8044

8045

8046

第7章 用語

8047 以下では、本仕様書についての解釈に紛れが生じないように、用いられている用語の定義を
8048 示した。ここで示す定義はあくまで本仕様書における定義であり、用語によっては、本仕様
8049 書の外では別の意味で用いられていることもある。

8050

8051

8052

8053

あ

8054

8055 RFI【あーるえふあい】……情報提供依頼書 (request for information)。情報システムの導入や業
8056 務委託を行うに当たり、発注先候補の業者に情報提供を依頼すること。調達条件などを決定す
8057 るために必要な情報を集めるために発行するもので、一般的にはこれを基に RFP (提案依頼
8058 書) を作成し、具体的な機能要件の提案業者に求めて発注先の選定に移る。総務省自治行政局
8059 地域情報政策室「自治体クラウド導入時の情報システム調達におけるカスタマイズ抑制のた
8060 めのガイドライン」(平成 31 年 3 月 29 日) より。

8061 RFP【あーるえふぴー】……提案依頼書 (request for proposal)。情報システムの導入や業務委託
8062 を行うに当たり、発注先候補の業者に具体的な提案を依頼する文書。必要なシステムの概要や
8063 構成要件、調達条件が記述されている。総務省自治行政局地域情報政策室「自治体クラウド導
8064 入時の情報システム調達におけるカスタマイズ抑制のためのガイドライン」(平成 31 年 3 月
8065 29 日) より。

8066 RPA【あーるぴーえー】……Robotic process automation の略。人間がコンピュータ操作にて行
8067 う作業を、ソフトウェアによる自動的な操作により代替するもの。

8068 IaaS【あいあーす】……Infrastructure as a service の略。住民記録システム等の稼動に必要な仮
8069 想サーバ、機材やネットワーク等のインフラを、「総合行政ネットワーク (LGWAN)」やイン
8070 ターネット上のサービスとして提供する形態のこと。自治体クラウドを含むクラウドコンピ
8071 ューティングの利用形態は、「SaaS (software as a service)」、「PaaS (platform as a service)」、
8072 「IaaS (infrastructure as a service)」の 3 つに分類できる。

8073 住民記録システムが提供する機能については、「総合行政ネットワーク (LGWAN)」上のサ
8074 ービス等として遠隔利用できる。

8075 ISO/IEC 10646【あいえすおーあいいーしーいちぜろろくよんろく】……国際標準化機構 (ISO)
8076 と国際電気標準会議 (IEC) の合同委員会による文字セット等の国際標準の 1 つ。UCS
8077 (Universal Coded Character Set) を規定している。

8078 ISO/IEC 10646:2017 では、「文字情報基盤整備事業」で推進していた漢字約 60,000 文字の
8079 国際規格化が反映された。

8080 IC カード【あいしーかーど】……個人番号カード等、情報 (データ) の記録や演算をするために
8081 集積回路 (integrated circuit) を組み込んだカードのこと。

8082 ID【あいでいー】……システムの利用時に個人を特定するための番号や文字列等のこと。

8083 「操作者 ID」も参照のこと。

8084 IPAmj 明朝フォント【あいぴーえーえむじえーみんちょうふおんと】……文字情報基盤で整備さ
8085 れた文字（戸籍統一文字の漢字：55,270 文字、住民基本台帳ネットワークシステム統一文字
8086 の漢字：19,563 文字を整理した結果）約 60,000 文字を収録したフォントであり、変体仮名も
8087 利用できる。IPA フォントライセンス v1.0 により無償公開されており、ISO/IEC 10646 に準
8088 拠して符号化されている。

8089 なお、本仕様書は、文字セット・文字コード・文字符号化方式については規定しているが、
8090 特定のフォントを用いることは規定していないため、本仕様書で規定する文字セットが扱え
8091 るフォントであれば、IPAmj 明朝フォントと異なるフォントを用いることも差し支えない。

8092 IVS【あいぶいえす】……Ideographic variation sequence/selector の略。文字としては同一視され
8093 る漢字の、細かな字形の差異を特別に使い分けのための仕組みであり、ISO/IEC 10646（2008
8094 年版以降）に規定されている。また、IVS と、それに対応する字形の一覧は、Unicode コンソ
8095 ールシアムから IVD（Ideographic Variation Database）として公開されており、ISO/IEC 10646
8096 から正規の規格として参照されている。

8097 「文字コード」も参照のこと。

8098 あいまい検索【あいまいけんさく】……検索条件が完全に一致しないものの、対象を一定のルー
8099 ルに基づき抽出する検索方法のこと。

8100 アクセス【あくせす】……ソフトウェアやシステム、アプリケーションに格納されている情報へ
8101 到達（接続）すること。また、通信回線やネットワークを介して別のコンピュータや機器の操
8102 作、格納されている情報を取得、閲覧、編集できるようにすること。

8103 アクセスログ【あくせすろぐ】……住民記録システムや端末、ソフトウェアに対して、人間や外
8104 部のシステムからの操作や要求などを一定の形式で時系列に記録したもの。

8105 宛名番号【あてなばんごう】……市区町村内において業務ごとに個人、法人を一意に識別するた
8106 めに付番した番号のこと。「個人番号」、「住記個人番号」と呼ばれることもあるが、番号法に
8107 基づく「個人番号」（いわゆるマイナンバー）と混同されかねないため、本仕様書上は「宛名
8108 番号」と呼ぶ。

8109 アラート【あらーと】……論理的には成立するが特に注意を要する入力等について、注意喚起の
8110 表示を経た上で、当該入力等を確定できるものこと。論理的に成立し得ない入力その他の抑
8111 止すべき入力等について、抑止すべき原因が解消されるまで、当該入力等を確定（本登録）で
8112 きないエラーとは区別される。

8113 EUC【いーゆーしー】……End user computing の略。非定型業務（住民記録システム標準仕様で
8114 当該機能が提供されていない業務）に対して利活用できる機能。

8115 住民記録システムが保有するデータ（住民基本台帳の情報、その他住民記録システム内で管
8116 理する情報等）の二次利用を可能とするデータの抽出・分析・加工及びこれらのファイルやリ
8117 ストへの出力・印刷等の機能を有する。

8118

8119

い

8120

8121 一時庇護許可者【いちじひごきよかしゃ】……船舶等に乗っている外国人で、出入国管理及び難
8122 民認定法（昭和 26 年政令第 319 号）第 18 条の 2 第 1 項に基づき、一時庇護のための上陸の
8123 許可を受けた者のこと。
8124 一部【いちぶ】……世帯の一部の世帯員のこと
8125 異動についていう場合は、①当該世帯の一部の世帯員を異動者とすること（例：一部転出、
8126 一部死亡）又は②対象者が既存の世帯の一部の世帯員となること（例：一部転入、一部出生）
8127 の 2 つの意味がある。①と②は別の概念であり、転居の場合は、ある世帯全員が転居し、新た
8128 なる世帯を構成する場合（全部全部転居）、ある世帯全員が転居し、既にある別の世帯の世帯員
8129 となる場合（全部一部転居）、ある世帯の一部の世帯員が転居し、新たな世帯を構成する場合
8130 （一部全部転居）、ある世帯の一部の世帯員が転居し、既にある別の世帯の世帯員となる場合
8131 （一部一部転居）がある。
8132 「全部」も参照のこと。
8133 一括登録【いっかつとうろく】……複数件のデータの登録を 1 回の操作で完了させること。登録・
8134 変更内容を記載した CSV ファイル等を取り込んで登録する等の方法がある。
8135 一括メンテナンス【いっかつめんでなんす】……複数ユーザの登録及び権限の変更等の処理を、
8136 （1 件ごとに登録するのではなく、登録・変更内容を記載した CSV ファイル等を読み込むこ
8137 とで）1 回の操作で完了させること。
8138 一般市区町村【いっぱんしくちょうそん】……人口 20 万未満の市区町村のこと。
8139 イベント【いべんと】……住民記録システムを構成するサーバ内で発生する事態のこと。
8140 イベント駆動型【いべんとくどうがた】……プログラミング言語において、ユーザや OS などか
8141 ら入出力などの要求が発生した時点で実際の処理を実行するプログラムの動作方法。
8142 イベントログ【いべんとろぐ】……住民記録システムのシステムイベント（住民記録システムを
8143 構成するサーバ内で何らかの事態が発生した場合のシステム管理者等へのメッセージ通知）
8144 の履歴、情報を記録したもの。
8145 システムイベントに関わる日時、システムイベントの内容及び関わるデータの中身などが
8146 記録される。
8147 インフラ【いんふら】……プログラムを稼働させるハードウェアやネットワークのこと。
8148 ディスク装置の容量、メモリ容量、計算速度、ネットワーク速度等の制約のために一括処理
8149 の件数に制限が設けられることがある。
8150

う

8151
8152
8153 ウィザード【ういざーど】……システムの操作にあたり、システムの発する質問に順次回答して
8154 いくことによって操作を行う方式のこと。
8155 Web アプリケーション【うえぶあぷりけーしょん】……Web サーバのうち、ソフトウェアの実行
8156 環境や連携機能などを持つもの。
8157 Web サーバ【うえぶさーば】……Web システム上で、利用者側のコンピュータに対しネットワ
8158 ークを通じて情報や機能を提供するコンピュータ及びソフトウェアのこと。

8159

8160

え

8161

8162 XML【えつくすえむえる】……Extensible Markup Language の略。インターネット上で使用され
8163 る各種技術の標準化推進団体である W3C（World Wide Web Consortium）から勧告が出され
8164 た言語の仕様であり、文書やデータの意味や構造を記述するために拡張可能なマークアップ
8165 言語である。利用者が自由にタグを定義でき、文書中の文字列に意味付けができる言語構造を
8166 持ち、文書処理から電子商取引にいたるまでネットワーク上のデータ処理において広く活用
8167 されている。

8168 一般財団法人全国地域情報化推進協会（APPLIC）が策定した地域情報プラットフォーム標
8169 準仕様書においては、プラットフォーム通信標準のメッセージ定義仕様に採用されている。

8170 エラー【えらー】……論理的に成立し得ない入力その他の抑止すべき入力等について、抑止すべ
8171 き原因が解消されるまで、当該入力等を確定（本登録）できないものこと。論理的には成立
8172 するが特に注意を要する入力等について、注意喚起の表示を経た上で、当該入力等を確定でき
8173 るアラートとは区別される。

8174 エラーは、当該内容で本登録することを抑止することが目的であり、本仕様書においては、
8175 その実装方法として、エラーメッセージを表示し、次の画面に進めないようにすることも、エ
8176 ラーメッセージの表示によらず、そもそも入力不可とすることで対応することも差し支えな
8177 いこととしている。また、仮登録段階でエラーメッセージを表示して抑止することも、本登録
8178 段階でエラーメッセージを表示して抑止することも、いずれもエラーの実装方法として許容
8179 している。

8180 エラーコード【えらーコード】……プログラムの起動または実行が不可能である場合、その内容
8181 や原因を表示するためのコード。

8182 LGWAN【えるじーわん】…… Local Government Wide Area Network の略。行政支援ネットワ
8183 ークのこと。LGWAN-ASP サービス提供者及び府省庁、自治体が利用する行政専用のセキュ
8184 アなネットワークで、主に電子メールや電子データの送受信に使用される。

8185

8186

お

8187

8188 OCR【おーしーあーる】……Optical character recognition の略。活字の文書画像（通常イメージ
8189 スキャナーで取り込まれる）を文字コードの列に変換するソフトウェアのこと。光学文字認識
8190 ともいわれる。

8191 OS【おーえす】……Operating system の略。基本ソフトウェアともいわれ、コンピュータを作動
8192 させるために不可欠なシステムの入出力や同時並行処理などを管理する複数のプログラムの
8193 集合体こと。制御プログラム、言語プロセッサ、ユーティリティーから構成される、基本的な
8194 操作環境を提供するソフトウェアの総称。

8195 オープンデータ【おーぷんでーた】……何らかの権利に基づく制限がなく、誰でも自由に入手、
8196 加工、利用、再配布などができるように公開されたデータのこと。ソフトウェアで取得・加工
8197 したり、他のデータと組み合わせたりして分析可能な汎用的なデータ形式で提供される。
8198 オペレーション【おぺれーしょん】……操作者による操作、処理のこと。

8199

8200 か

8201

8202 外字【がいじ】……各ベンダが提供する文字セット等において、標準では収録されておらず、市
8203 区町村が個別に追加した文字のこと。

8204 JIS等の標準規格にない文字をベンダがパッケージ標準に追加している場合も「外字」と呼
8205 ぶことがあるが、パッケージ標準にある場合は、当該文字セット等において標準で収録されて
8206 いるため、本仕様書上は「内字」として扱う。

8207 「内字」も参照のこと。

8208 カスタマイズ【かすたまいず】……市区町村の業務に合わせて、ベンダがパッケージの機能への
8209 追加・変更・削除を行うこと。

8210 方書情報【かたがきじょうほう】……市区町村、大字や小字、地番に続く、アパートやマンショ
8211 ン、寮等の住所情報のこと。

8212 仮滞在許可者【かりたいざいきよかしや】……在留資格未取得外国人で、出入国管理及び難民認
8213 定法（昭和26年政令第319号）第61条の2の4第1項に基づき、仮に本邦に滞在すること
8214 の許可を受けた者のこと。

8215 仮登録【かりとうろく】……「仮登録状態」とは、異動情報がシステムに入力され、その内容が
8216 いったんシステム上に保存されているが、未審査又は審査中のため決裁に至っておらず、法上、
8217 住民票（原票）にまだ記載されていない状態のこと。異動処理が確定されておらず、異動履歴
8218 とならない状態であり、システム上は保存されていることから、単なる入力途中の状態とは区
8219 別され、また、住民票（原票）にまだ記載されていないことから、本登録とも区別される。

8220 「本登録」も参照のこと。

8221 管理【かんり】……データの設定・保持・修正ができること。

8222

8223 き

8224

8225 帰化【きか】……日本国民でない者が、国籍法第4条から第10条までの規定に基づき、法務大
8226 臣の許可又は国会の承認を得て日本国籍を取得すること。

8227 「国籍取得」も参照のこと。

8228 旧氏【きゅううじ】……その者が過去に称していた氏であって、その者に係る戸籍又は除かれた
8229 戸籍に記載又は記録がされているもののこと（令第30条の13）。

8230 機関別符号【きかんべつふごう】……情報ネットワークシステムと情報照会者間で個人を一意に
8231 特定する番号。住民票コードをもとに生成され情報保有機関ごとに番号が異なる。

8232

8233

く

8234

8235 区間異動【くかんいどう】……指定都市のみで使用される用語であり、現在の住民票（原票）の
8236 ある区から、同じ市内の別の区へ異動すること。

8237 指定都市においては、法第 38 条により、区及び総合区を市と、区及び総合区の区域を市の
8238 区域と、区長及び総合区長を市長とみなすこととされていることから、区間異動も転居ではな
8239 く転出入となる。

8240 クラウド【くらうど】……市区町村が情報システムを外部のデータセンターで保有・管理し、通
8241 信回線を経由して利用すること。

8242 「自治体クラウド」及び「広域クラウド」も参照のこと。

8243 グループ利用【ぐるーぷりよう】……利用者個人ではなく、所属部署や担当業務など複数の職員
8244 で同一 ID、パスワードを使用すること。

8245

8246

け

8247

8248 軽微な修正【けいびなしゅうせい】……常用平易な文字への変更に伴う氏名又は住所に係る記載
8249 の修正、文字の同定に伴う氏名又は住所に係る記載の修正、行政区画、郡、区、市町村内の町
8250 若しくは字又はこれらの名称の変更に伴う住所に係る記載の修正、地番の変更に伴う住所に
8251 係る記載の修正、住居表示の実施又は変更に伴う住所に係る記載の修正、共同住宅、寄宿舍、
8252 下宿等の建築物の名称又は建物の賃貸人の変更に伴う住所に係る記載の修正などを行った場
8253 合の記載の修正の事由

8254 検索【けんさく】……個人や世帯等を選択するため、画面から検索用項目を画面入力して、マッ
8255 チするものを探す操作のこと。

8256 「照会」も参照のこと。

8257

8258

こ

8259

8260 広域クラウド【こういきくらうど】……近隣市区町村に止まらない全国規模のクラウドのこと。
8261 「自治体クラウド」も参照のこと。

8262 更改【こうかい】……既存システムを再構築すること。バージョンアップともいう。

8263 公用請求【こうようせいきゅう】……法第 12 条の 2 に基づき、国又は地方公共団体の機関が、
8264 法令で定める事務の遂行のために必要である場合に行う住民票の写し又は住民票記載事項証
8265 明書の請求のこと。

8266 国籍取得【こくせきしゅとく】……日本国民でない者が、国籍法（昭和 25 年法律第 147 号）第
8267 3 条又は第 17 条の規定に基づき、認知等により日本国籍を取得すること。出生（国籍法第 2
8268 条）や帰化（同法第 4 条から第 10 条まで）も国籍取得の形態の一種だが、本仕様書において
8269 は、これらを除いた限定した意味で用いる。

8270 「帰化」も参照のこと。

- 8271 国籍喪失【こくせきそうしつ】……日本国民が、国籍法（昭和 25 年法律第 147 号）第 11 条から
8272 第 12 条までの規定に基づき、外国籍取得等により日本国籍を失うこと。
- 8273 個人番号【こじんばんごう】……番号法第 7 条第 1 項又は第 2 項の規定により、住民票コードを
8274 変換して得られる番号であって、当該住民票コードが記載された住民票に係る者を識別する
8275 ために指定されるもののこと。いわゆるマイナンバー。
- 8276 個人番号カード【こじんばんごうカード】……氏名、住所、生年月日、性別、個人番号等が記載
8277 され、本人の写真が表示され、かつ、これらの事項等が電磁的方法により記録されたカードの
8278 こと。いわゆるマイナンバーカード。なお、「マイナンバーカードの呼称について」（平成 28
8279 年 2 月 5 日付け内閣府大臣官房番号制度担当室・総務省自治行政局住民制度課事務連絡）では、
8280 国民に広く周知される媒体における個人番号カードに係る表記については、原則として「マイ
8281 ナンバーカード」を使用することとしている。
- 8282 戸籍統一文字【こせきとういつもじ】……戸籍のオンライン手続（戸籍に関する届出又は戸籍に
8283 関する証明書の交付申請をインターネットを利用したオンラインにより行うこと）に使用す
8284 ることを目的として整理した文字（漢字 55,270 文字を含む。）のこと。
- 8285 戸籍届出【こせきとどけで】……戸籍法（昭和 22 年法律第 224 号）に基づく届出（例：出生届、
8286 死亡届）のこと。戸籍法に基づく届出は、本仕様書上は、「届出」ではなく、「戸籍届出」と呼
8287 ぶ。
8288 「届出」、「申出」も参照のこと。
- 8289 戸籍の表示【こせきのひょうじ】……本籍地及び筆頭者の情報のこと。法第 7 条に規定された住
8290 民票の記載事項の 1 つ。ただし、特別の請求がない限り住民票の写し等では省略できることと
8291 なっている。
- 8292 固定長【こていちょう】……データ格納方式の種類。
8293 固定長は、桁が少ないデータには空白文字や 0 を補うことで一様な長さのデータとして記
8294 録する。
8295 可変長は、桁が少ないものはそのまま記録する。
- 8296 コマンド【こまんど】……職員からコンピュータ又は機器間、ソフトウェア間における実行すべ
8297 き処理の指示や依頼のこと。
8298
- 8299 さ
- 8300
- 8301 サービス基盤【さーびすきばん】……地域情報プラットフォーム標準仕様に定められた、通信機
8302 能を提供するための基盤のこと。PF 通信機能、BPF 機能、共通機能等を提供している。
- 8303 再転入【さいてんにゆう】……かつて、ある市区町村の住民であった者が、元の市区町村に転入
8304 すること。
8305 概念上は、住民でなくなってから何年経過しても再転入である。
- 8306 サロゲートペア【さろげーとぺあ】……ISO/IEC 10646 の文字符号化方式の UTF-16 で用いられ
8307 る 4 バイトで 1 文字を表す符号化拡張方法のこと。
8308 「文字コード」も参照のこと。

8309 参照【さんしょう】……データが入力されたテーブルへ必要なデータを問い合わせる操作。

8310

8311

し

8312

8313 CS【シーえす】……Communication server（コミュニケーションサーバ）の略。各市区町村の既
8314 存住民記録システムと住基ネットを接続するためのサーバのこと。

8315 CSV【シーえすぶい】……Comma-separated values の略。テキストデータにおいて各項目のデー
8316 タをカンマで区切ったファイル形式のこと。

8317 支援対象者【しえんたいしょうしゃ】……配偶者からの暴力（DV）、ストーカー行為等、児童虐
8318 待及びこれらに準ずる行為の被害者で、市区町村に対して住民基本台帳事務における DV 等
8319 支援措置を申し出た者。加害者からの「住民基本台帳の一部の写しの閲覧」、「住民票（除票
8320 を含む）の写し等の交付」、「戸籍の附票（除票を含む）の写しの交付」の請求・申出があっ
8321 ても、これを制限する（拒否する）措置が講じられる。

8322 J-LIS【じえいりす】……地方公共団体情報システム機構のこと。地方公共団体情報システム機構
8323 法（平成 25 年法律第 29 号）に規定された地方共同法人である。出資金は地方公共団体から
8324 出資され、法の規定による事務を地方公共団体に代わって行うとともに、情報システムの開発
8325 及び運用、教育及び研修、調査研究等の業務を行う。

8326 磁気ディスク【じきでいすく】……金属やガラスなどの薄い円盤型のディスクの表面に磁性体を
8327 均等に塗布した記憶媒体。本仕様書においては、これに準ずる方法により一定の事項を確実に
8328 記録しておくことができる物を含む。HDD や SSD などの外部記憶装置がこれにあたる。

8329 市区町村【しくちょうそん】……市町村及び特別区のこと。指定都市の総合区や行政区について
8330 は、本仕様書では、法令で指定都市の区及び総合区が市と、区長及び総合区長が市長と見なさ
8331 れる場合は、法令と同様の扱いとしている。

8332 JIS X 0213【じすえつくすぜろにいちさん】……日本語用の文字セット等を規定する日本産業規
8333 格（JIS 規格）のうち、「7 ビット及び 8 ビットの 2 バイト情報交換用符号化拡張漢字集合」
8334 のこと。JIS X 0208 を拡張したもの。

8335 JIS X 0221【じすえつくすぜろにいち】……日本語用の文字セット等を規定する日本産業規格
8336 （JIS 規格）のうち、「国際符号化文字集合（UCS）」のこと。ISO/IEC 10646 の国際一致規格
8337 （国内規格）。ISO/IEC 10646:2017 に準拠した JIS X 0221:2020 の発効が予定されている。

8338 システムログ【しすてむろぐ】……システムが記録する動作履歴であり、OS の稼働中に発生し
8339 たイベントなどを時系列で記録したもの。

8340 失踪【しっそう】……職権消除を行う原因の 1 つ。不在者の生死が 7 年間明らかでないとき等、
8341 家庭裁判所は申し立てに基づき失踪宣告をすることができるが、住民票については、失踪届に
8342 基づく本籍地市区町村からの法第 9 条第 2 項の通知により、職権消除することとなるため、本
8343 仕様書では「失踪宣告」を異動事由としていない。

8344 自治体クラウド【じちたいくらうど】……自治体が情報システムのハードウェア、ソフトウェア、
8345 データなどを自庁舎で管理・運用することに代えて、外部のデータセンターにおいて管理・運

8346 用し、ネットワーク経由で利用することができるようにする取組（いわゆる「クラウド化」）
8347 であって、かつ、複数の自治体の情報システムの集約と共同利用を行っているものをいう。
8348 「広域クラウド」も参照のこと。

8349 自動【じどう】……入力、登録、区別、判断、確定等の処理時に、取り込んだ情報を職員の手を
8350 介さず処理できる機能のこと。

8351 住基ネット【じゅうきねっと】……住民基本台帳ネットワークシステムの略。
8352 住民の基本情報を自治体共同の本人認証基盤で管理する方式に整備して、住民基本台帳業
8353 務を全国共通で行うために、各市区町村のシステムをネットワーク化したもの。
8354 住基ネット全国サーバ、都道府県サーバ、住基ネット CS（市町村 CS）から構成される。
8355 住所【じゅうしょ】……住民基本台帳法上の住民の住所は、地方自治法第 10 条の住民としての
8356 住所と同一であり、各人の生活の本拠をいう。

8357 住所設定【じゅうしょせってい】……新たに住民となった者の前住所地が不明で確定できない場
8358 合、その者を現住所とともに住民票（原票）に記載すること。職権記載の一種であり、転入前
8359 住所欄には「不明」と記載する。

8360 住民基本台帳ネットワークシステム統一文字【じゅうみんきほんだいちょうねっとわーくしすて
8361 むとういつもじ】……住基ネットで使用される文字（漢字 19,563 文字を含む。）のこと。

8362 住民票【じゅうみんひょう】……住民票（原票）のこと。住民票の写しを単に「住民票」と呼ぶ
8363 こともあるが、本仕様書では、単に「住民票」と言った場合は、住民票（原票）のことを指す。
8364 本仕様書では、できるだけ紛れがないよう、違和感のない限り「住民票（原票）」のように記
8365 載している。

8366 住民票コード【じゅうみんひょうコード】……規則第 1 条により、無作為に作成された 10 桁の
8367 数字と 1 桁の検査数字を組み合わせて定められた数字のこと。他の住民とは重複しない番号
8368 である。

8369 縮退【しゅくたい】……障害発生時に一部の機能、システムの運用を省略や停止して必要最低限
8370 の機能を維持させること。「縮小退避」ともいう。

8371 縮退サーバ【しゅくたいさーば】……縮退運転／縮退運用（フォールバック）のためのサーバの
8372 こと。
8373 通常使用するサーバが正常に機能しなくなったとき、機能や性能を制限したり別のサーバ
8374 に切り替えたりするなどする。このように、限定的ながら使用可能な状態を維持するために切り
8375 替えるサーバのこと。また、複数サーバで処理実行するシステムにおいては、いくつかのサー
8376 バに障害が発生した場合に残存サーバのみで処理を継続する。
8377 縮退サーバでは、可用性は確保されるが単位時間あたりの処理能力は減少する。

8378 照会【しょうかい】……既に特定した個人や世帯等の詳細な情報について、データベースに問い
8379 合わせる操作のこと。
8380 「検索」も参照のこと。

8381 静脈認証【じょうみやくにんしょう】……手のひらや指等の静脈の形状パターンを読み取り、あ
8382 らかじめ登録された本人の情報と照合して認証すること。

8383 私有領域【しりょうりょういき】……ISO/IEC 10646 における外字を定義できる領域のこと。基本
8384 多言語面の一部(U+E000～U+F8FF)、第 15 面及び第 16 面のほぼ全部(U+F0000～U+FFFFD、

8385 U+100000～U+10FFFD) がこれに当たる。基本多言語面の一部 (U+E000～U+F8FF) を用
8386 いれば外字を 6,400 個、第 15 面及び第 16 面 (U+F0000～U+FFFFFD、U+100000～U+10FFFD)
8387 を用いれば外字を 65,534 個ずつ計 131,068 個作成でき、合計で 137,468 個作成できる。ただ
8388 し、第 15 面及び第 16 面を用いるためには、UTF-16 であれば、サロゲートペア対応が必要と
8389 なる。

8390 除票【じょひょう】……削除された住民票又は改製前の住民票のこと (法第 15 条の 2 第 1 項)。
8391 中核市市長会ひな形では、「改製原住民票」という用語が用いられているが、改製された住
8392 民票 (原票) は、制度上、除票に包含されるものであることから、本仕様書においては、「改
8393 製原住民票」という用語は用いず、「除票」に統一する。
8394 シリアル番号【しりあるばんごう】……電子証明書において一意に識別するための番号のこと。
8395

す

8396
8397
8398 スケジューラ【すけじゅーら】……ある処理を、条件が成立したタイミング (特定時刻の到来・
8399 他の処理の終了等) で自動的に実行させる仕組み。

せ

8401
8402
8403 生体認証【せいたいになしゅう】……あらかじめ登録された指紋・掌紋、虹彩、眼球、顔、声紋
8404 など、固有の身体的または行動的情報と照合して認証すること。
8405 生年月日【せいねんがっぴ】……法第 7 条第 2 項の「出生の年月日」のこと。「生年月日」の方が
8406 一般的であり、広域交付住民票でも使用されていることから、本仕様書においては、「生年月
8407 日」を使用する。
8408 性別【せいべつ】……法第 7 条第 3 号の「男女の別」のこと。「性別」の方が一般的であり、広域
8409 交付住民票でも使用されていることから、本仕様書においては、「性別」を使用する。
8410 制御【せいぎょ】……データの演算処理を行う以外の処理をコントロールすること。メモリや
8411 ディスプレイ・画面媒体との入出力やデータの入出力、キーボードやマウスからの操作、ディ
8412 スプレイやプリンタへの出力を正常に作動させる目的のための操作。
8413 世帯番号【せたいばんごう】……各市区町村がシステムで独自に世帯を管理するために付番する
8414 番号のこと。同一の世帯に属する住民には同一の世帯番号が振られ、異なる世帯に属する住民
8415 には異なる世帯番号が振られる。
8416 世帯変更【せたいへんこう】……新たに世帯を設けた場合、他の世帯に属することとなった場合
8417 及び世帯主を変更した場合で、住所の異動を伴わない場合の異動事由であり、本仕様書では世
8418 帯分離、世帯合併、世帯変更及び世帯主変更の 4 つに分類している。世帯変更等があった場合、
8419 法第 25 条に基づき、その変更があった日から 14 日以内に、その氏名、変更があった事項及
8420 び変更があった年月日を市町村長に届け出なければならない。
8421 セットアップ用データ【せつとあっぷようでーた】……システムを稼働 (本番稼働、テスト実行)、
8422 バージョンアップするためのデータのこと。

8423 前住所【ぜんじゅうしょ】……「転入前住所」を参照のこと。
8424 全部【ぜんぶ】……世帯主を含む世帯員全員のこと。
8425 異動について言う場合は、①当該世帯の全員を異動者とすること（例：全部転出、全部死亡）又
8426 は②対象者のみで新たな世帯を構成すること（例：全部転入、全部出生）の2つの意味がある。
8427 ①と②は別の概念であり、転居の場合は、ある世帯全員が転居し、新たな世帯を構成する場合
8428 （全部全部転居）、ある世帯全員が転居し、既にある別の世帯の世帯員となる場合（全部一部
8429 転居）、ある世帯の一部の世帯員が転居し、新たな世帯を構成する場合（一部全部転居）、ある
8430 世帯の一部の世帯員が転居し、既にある別の世帯の世帯員となる場合（一部一部転居）がある。

そ

8431
8432
8433 操作権限ポリシー【そうさけんげんぼりしー】……操作者等を単位とした利用権限を設定する際
8434 の方針のこと。
8435 操作者ID【そうさしゃあいであー】……住民記録システム利用者の特定に用いられる一意の識別
8436 子（利用者、登録者を識別するユーザ名やアカウント名）。
8437 また、当該利用者に対するシステム利用を管理・制約するための識別子でもある。
8438 なお、「個人番号カードアプリケーション搭載システム」では、ID・パスワード方式による
8439 オペレーター認証時の識別子のこと。
8440 操作ログ【そうさろぐ】……住民記録システムの利用状況や利用者操作の履歴、情報を記録した
8441 もの。
8442 操作が行われた日時と、行われた操作の内容や操作に関わるデータの中身などが記録され
8443 る。
8444 SOAP通信【そーぶつうしん】……異なるコンピュータ上で動作するプログラム同士がネットワ
8445 ークを通じてメッセージを伝え合い、連携して動作するためのプロトコル（規約）の1つであ
8446 るSOAPを用いた通信。メッセージの記述にXML、データ伝送に（主に）HTTPを用いてお
8447 り、Webサービスの提供や利用に適している。SOAPはSimple Object Access Protocolの略。
8448

た

8449
8450 ダイアログ【だいあろぐ】……入力したワードやメッセージを確認するために操作時に一時的に
8451 開かれる小さいウィンドウのこと。ダイアログボックスの略。
8452 単純連番【たんじゅんれんばん】……住民記録システムが取り扱う各種番号（宛名番号や世帯番
8453 号等）に付番する際、順番に当該番号に1を加える操作（インクリメント）により、機械的に
8454 （単純に）新たな番号を付番すること。または、既に付番された当該番号のこと。
8455 団体内統合宛名システム【だんたいないとうごうあてなしすてむ】……市区町村内の業務システ
8456 ムが個別に保有する個人、法人の宛名情報（氏名・性別・住所・生年月日）を統一的に管理す
8457 るシステム。番号制度における情報連携にあたって必要な符号の取得に係る機能、宛名情報を
8458 団体内統合宛名番号、個人番号と紐づけて保存し、管理する機能、中間サーバからの要求に応
8459 じて宛名情報を通知する機能等を有する。

8460 情報連携を行うため、中間サーバにおいて、各地方公共団体の保有する個人情報と符号（情
8461 報提供ネットワークシステムにおける情報連携において、個人の特定のために用いられる見
8462 えない番号）を紐づけて管理することになるが、セキュリティ確保の観点から中間サーバでは
8463 個人番号そのものは保有できず、各地方公共団体において一意に特定の個人を識別する番号
8464 （団体内統合宛名番号）と符号を紐づけて管理することとしている。

8465 各種事務において情報連携を行うためには、別途、個人番号と団体内統合宛名番号の紐付け
8466 を管理するシステムが必要となり、団体内統合宛名システム等がこの役割を担う。

8467 団体内統合宛名番号【だんたいないとうごうあてなばんごう】……既存業務システムが個別に保
8468 有している宛名情報（氏名・住所などの基本4情報や送付先住所など）を統合・管理し、さら
8469 に市区町村内で個人を一意に特定できる番号。団体内宛名統合システムにおいて個人番号と
8470 紐付けて管理される。

8471 番号制度導入以前に市区町村が保有していた宛名番号は、同一人に対してそれぞれの業務
8472 システムで異なる番号が付番されているケースが多かったため、番号制度の導入にあたり、既
8473 存の宛名番号を統一し「団体内統合宛名番号」として管理する必要があった。

8474

8475 ち

8476

8477 地域情報プラットフォーム標準仕様【ちいきじょうほうぷらっとふおーむひょうじゅんしょう】
8478 ……自治体の庁内における業務システムのマルチベンダ化を進めるために、庁内の様々な業
8479 務システム間の情報連携を可能とする標準仕様のこと。総務省事業として策定し、一般財団法人
8480 全国地域情報化推進協会（APPLIC）において「地域情報プラットフォーム標準仕様書」と
8481 して公開し、運用中である。自治体業務のうち、住民基本台帳、個人住民税等27業務の基幹
8482 系情報システム（防災、教育等の基幹系以外の業務を含めると32業務）について情報連携の
8483 標準が定められている。

8484 チェックデジット【ちえっくでじっと】……数字列の誤りを検出するために付加される検査用の
8485 数字のこと。

8486 中核市等【ちゅうかくしとう】……中核市又は人口20万以上の市区（指定都市を除く。）のこと。

8487 中間サーバ【ちゅうかんさーば】……番号制度における各機関間の情報連携に伴い、番号法別表
8488 第2等で情報連携できると規定した副本データの連携を目的とするサーバのこと。

8489 これらのサーバで、行政機関等において、特定個人情報（個人番号を含む個人情報）の提供
8490 を管理するために、総務大臣が設置・管理するシステムである「情報提供ネットワークシステ
8491 ム」と、「団体内統合宛名システム」を含む番号法別表第2等の情報（データ）を扱う「住民
8492 記録システム」等の業務システム間におけるデータ受け渡しをする「自治体中間サーバ」を指
8493 す。

8494 なお、番号制度においては、社会保険診療報酬支払基金が運用する「医療保険者等向け中間
8495 サーバー」も中間サーバと呼ばれることがあるが、本仕様書においては、「自治体中間サーバ」
8496 を指す。

8497 中間標準レイアウト仕様【ちゅうかんひょうじゅんれいあうとしよう】……市区町村の情報シス
8498 テム更改においてデータ移行を円滑に行うため、移行データの項目名称、データ型、桁数、そ
8499 の他の属性情報等を標準的な形式として定めた移行ファイルのレイアウト仕様。平成 24 年 6
8500 月に総務省から公開され、平成 25 年度から、地方公共団体情報システム機構 (J-LIS) が維持
8501 管理を担っている。

8502 中長期在留者【ちゅうちょうきざいりゅうしゃ】……本邦に在留資格をもって在留する外国人の
8503 うち、3 月以下の在留期間、短期滞在の在留資格又は外交若しくは公用の在留資格が決定され
8504 た者 (これらに準ずる者として法務省令で定めるものを含む。) 以外の者のこと (出入国管理
8505 及び難民認定法 (昭和 26 年政令第 319 号) 第 19 条の 3)。中長期在留者には、出入国在留管
8506 理庁から在留カードが交付される。

8507

8508

つ

8509

8510 通称【つうしょう】……外国人住民の氏名以外の呼称であって、国内における社会生活上通用し
8511 ていることその他の事由により居住関係の公証のために住民票に記載することが認められる
8512 もの (令第 30 条の 26 第 1 項)。なお、通称名/併記名の区分は旧外登法時代の名残であり、
8513 現行法ではないため、本仕様書においてはこれらの用語を用いない。在留カード等にローマ字
8514 氏名と漢字氏名が併記されている場合であれば、いずれも氏名として住民票の氏名欄に記載
8515 するものである。

8516 通信ログ【つうしんろぐ】……住民記録システムの通信状況や通信の履歴、情報を記録したもの。
8517 通信が行われた日時、行われた通信の内容や通信に関わるデータの中身などが記録される。

8518 続柄【つづきがら】……世帯主とその世帯員との関係を示したもの。妻、子、父、母、妹、弟、
8519 子の妻、妻 (未届)、妻の子、縁故者、同居人等と記載する。

8520

8521

て

8522

8523 DFD【でーえふでー】……機能情報関連図 (Data flow diagram) の略。DMM の作成を通
8524 じて洗い出された業務の「機能」それぞれの間を流れる「情報」を明らかにするためのもの。
8525 表記方法は対象業務の範囲を点線の楕円で示し、その業務が外部の組織・ひと・もの・システ
8526 ムとどう繋がっているかを表す。

8527 DMM【でーえむえむ】……機能分析表 (Diamond mandala matrix) の略。業務を構成する「機
8528 能」の階層構造を示した表。9 個のマス を 1 つの単位として真ん中に分析の対象とする業務の
8529 機能を置き、その周囲の 8 個のマスには当該業務を構成する機能洗い出し、機能を徐々に詳細
8530 化 (分割・階層化) していくことで、その業務を構成する機能の階層構造を明らかにするもの。

8531 データベースサーバ【でーたべーすさーば】……データベースソフトウェアを稼働させるサーバ
8532 のこと。

8533 テキストデータ【てきすとでーた】……文字コードで表現できる文字だけで構成されるファイル
8534 のこと。文字を編集する機能のみを持つテキストエディタアプリケーションにより、ファイル
8535 の読み込み、文字の入力、挿入、消去、異動、複写等が可能である。

8536 デジタル手続法【でじたるてつづきほう】……情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係
8537 者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報
8538 通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第16号）のこと。

8539 転出確定【てんしゅつかくてい】……転入通知の受理の処理と転出予定者の住民票の消除の処理
8540 をまとめた概念として用いられることがあるが、転入通知の受理が想定されない国外への転
8541 出についても「転出確定」という用語が用いられるなど、意味に紛れがあるため、本仕様書で
8542 は、「転出確定」の用語は用いず、転入通知の受理の処理（4.1.3.1）と転出予定者の住民票の
8543 消除の処理（1.1.5 及び 4.0.2）と分けて記載している。

8544 転出取消【てんしゅつとりけし】……本仕様書上は、この用語を用いない。転入、転居、転出、
8545 職権記載、職権消除、職権修正等、全ての異動処理は、処理が誤っていることが分かった場合
8546 や、虚偽の届出であると分かった場合等のため、取り消す処理を行う。

8547 転出予定者【てんしゅつよていしゃ】……転出届を行ったが、転出予定年月日及び転入通知に記
8548 載された転入日が到来していないため住民票（原票）が消除されていない者のこと。

8549 転入前住所【てんにゅうまえじゅうしょ】……当該住民がその市区町村の区域内に住所を定める
8550 前の（他市区町村における）住所のこと。法第7条第8号では、住民票（原票）の記載事項と
8551 して、「新たに市町村の区域内に住所を定めた者については、……従前の住所」を挙げており、
8552 本仕様書においては、当該従前の住所を指して「転入前住所」という。転入後、転居した場合
8553 も、転居前の（当該市区町村における）住所でなく、転入前の（他市区町村における）住所を
8554 指す。

8555 また、新たに市町村の区域内に住所を定めた者についての従前の住所は必ずしも転入届に
8556 基づくものだけではないため（例：住所設定（職権記載の一種）では、前住所地が不明で確定
8557 できない場合は、従前の住所欄に「不明」と入力する等）、「転入前住所」では不正確となるこ
8558 とがあるが、このようなケースは少なく、また、「新たに市町村の区域内に住所を定めた者に
8559 ついての」という留保なしに単に「従前の住所」とあれば、転居前住所のことを指すと誤解を
8560 招く可能性があるため、通常の場合において紛れのない「転入前住所」を使用することが良
8561 いと答える構成員・準構成員が多かったことから、本仕様書においては、「転入前住所」の呼
8562 称を用いることとした。

8563

8564 と

8565

8566 同期連携【どうきれんけい】……複数の主体間でデータ通信の周期やタイミング、内容などを一
8567 致させる仕組みのこと。Web ブラウザからサーバにすべての情報を通信しているためレスポ
8568 ンスがかえってくるくまで他の作業をすることが不可能。

8569 特定個人情報【とくていこじんじょうほう】……個人番号（個人番号に対応し、当該個人番号に
8570 代わって用いられる番号、記号その他の符号であって、住民票コード以外のものを含む。）を
8571 その内容に含む個人情報のこと（番号法第2条第8項）。

8572 特別永住者【とくべつえいじゅうしゃ】……平和条約国籍離脱者又は平和条約国籍離脱者の子孫
8573 で、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平
8574 成3年法律第71号）第3条から第5条までの規定に基づき、本邦で永住することができる者
8575 のこと。

8576 特例転入【とくれいてんにゅう】……法第24条の2による「転入届の特例」を利用した転入の
8577 こと。

8578 住民基本台帳カード又は個人番号カードを利用し、転出時に転出証明書の交付に代わり、住
8579 基ネットを通じて転出証明書情報を転入地市区町村へ通知し、転入手続の際に住民基本台帳
8580 カード又は個人番号カードを提示し暗証番号を入力することで転入届が可能となる。

8581 特例転入を利用した転出【とくれいてんにゅうをりようしたてんしゅつ】……法第24条の2によ
8582 る「転入届の特例」による転入を利用した転出のこと。

8583 「特例転出」の用語が用いられる場合があるが、本仕様書では、この用語は用いない。

8584 届出【とどけで】……法に基づく届出（法第4章。例：転入届、転出届）のこと。本仕様書では、
8585 単に「届出」と言った場合は、戸籍法（昭和22年法律第224号）に基づく届出（例：出生届、
8586 死亡届）を含まない。戸籍法に基づく届出は、本仕様書上は、「届出」ではなく、「戸籍届出」
8587 と呼ぶ。

8588 「戸籍届出」、「申出」も参照のこと。

8589

8590 な

8591

8592 内字【ないじ】……各ベンダが提供する文字セット等において、標準で収録されている文字のこ
8593 と。

8594 JIS等の標準規格にない文字をベンダがパッケージ標準に追加している場合も、パッケージ
8595 標準にある場合は、当該文字セット等において標準で収録されているため、本仕様書上は「内
8596 字」として扱う。

8597 「外字」も参照のこと。

8598

8599 に

8600

8601 二要素認証【にようそにんしょう】……正規の利用者を認証する手段のうち、知識、所有、生体
8602 のうち2つの異なる属性を併用する認証方法（2つ以上を併用する認証は、多要素認証とい
8603 う。）。

8604 具体的な認証方式としては、パスワードとUSBトークン、指紋と暗証番号等、2つの異なる
8605 原理の認証手段を組み合わせることで、精度と安全性を高める等がある。

8606 「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」では、「情報シ
8607 ステム全体の強靱性の向上」として、「マイナンバー利用事務系においては、原則として、他
8608 の領域との通信をできないようにした上で、端末からの情報持ち出し不可設定や端末への多
8609 要素認証の導入等により、住民情報の流出を防ぐ。」とある。
8610 認証ログ【にんしょうろぐ】……住民記録システムにおける利用者認証の履歴、処理内容を記録
8611 したもの。
8612 認証が行われた日時と、行われた認証の内容や認証に関わるデータの中身などが記録され
8613 る。

は

8614
8615
8616
8617 バージョン【ばーじょん】……製品等の改訂、更新を識別するための番号や符号のこと。通常、
8618 番号（数字）が大きいほど新しい製品であることを意味する。
8619 ハードコピー【はーどこぴー】……画面表示された情報を（画像データなどの形式で）そのまま
8620 記録すること。
8621 バイト【ばいと】……本仕様書では、8ビット（16進数では、00～FF）のこと。
8622 「文字コード」、「ビット」も参照のこと。
8623 バックアップ【ばっくあっぷ】……住民記録等で管理するデータを外部記憶装置等の媒体へ複製
8624 して保管すること。
8625 バックグラウンド処理【ばっくぐらうんどしより】……操作者の画面処理とは別に実行されるシ
8626 ステム内部での処理のこと。
8627 パッケージ【ぱっけーじ】……特定の市区町村の業務内容、運用を対象に開発したものではなく、
8628 業務に共通して必要な機能を汎用品（既製品）として販売しているシステム（住民記録システ
8629 ム等）のこと。
8630 バッチ処理【ばっちしより】……一括処理を行う処理方式のこと。複数の手順からなる処理にお
8631 いて、あらかじめ一連の手順を登録しておき、自動的に連続処理を行う処理方式等、複数のパ
8632 ターンがある。
8633 バッチスケジュール管理【ばっちすけじゅーるかんり】……自動的に実行する一連の処理の単位
8634 を、日次、週次、月次等の日時イベントの実行を管理する機能のこと。
8635 パラメータ【ばらめーた】……住民記録システムの挙動に影響を与える、各種静的・動的な設定
8636 のこと。

ひ

8637
8638
8639
8640 BPMN【びーピーえむえぬ】……Business Process Model and Notationの略。国際標準化機構(ISO)
8641 と国際電気標準会議(IEC)の合同委員会による、業務プロセスをワークフローとして視覚的
8642 に表記する方法の国際標準の1つであるISO/IEC 19510:2013(Object Management Group
8643 Business Process Model and Notation)のこと。

8644 ビット【びつと】……コンピュータプログラムにおける2進数の1桁（0又は1）のこと。
8645 「文字コード」、「バイト」も参照のこと。
8646 非機能要件【ひきのうようけん】……情報システムやソフトウェアの開発時に定義される要件の
8647 うち、機能面以外の要件全般をいう。システムの性能や機能の信頼性、拡張性、運用性、セキュ
8648 リティなどに関する要件のこと。
8649 非同期連携【ひどうきれんけい】……データを転送する際に送信側と受信側のタイミングを合わ
8650 せずに通信や処理を行う仕組みのこと。データの転送効率は下がるが、任意のタイミングでデ
8651 ータの送信が可能のため、送受信に障害が発生することが生じない。
8652 Web ブラウザから一部の情報をリクエストするため、サーバからレスポンスが返ってこな
8653 くても他の作業をすることが可能。

8654

8655

ふ

8656

8657 Fit&Gap 分析【ふいっとあんどぎやっぶぶんせき】……事業者の提供するパッケージソフトの機
8658 能が、利用者として求める要件に適合（fit）している点と乖離（gap）している点を明らかに
8659 し、事業者の提供するパッケージソフトと利用者として求める要件との適合性を判断する分
8660 析手法。総務省自治行政局地域情報政策室「自治体クラウド導入時の情報システム調達におけ
8661 るカスタマイズ抑制のためのガイドライン」（平成31年3月29日）より。

8662 フォント【ふおんと】……JIS規格（JIS X 0213等）のようにコンピュータ（情報システム）に表
8663 示や印字される文字セット等の図形について、同じ特徴・様式で一揃いの文字の形状をデザイ
8664 ンしたも。また、コンピュータなどで文字を表示・印刷できるように、文字形状をデータと
8665 して表したも。

8666 本仕様書は、文字セット・文字コード・文字符号化方式については規定しているが、特定の
8667 フォントを用いることは規定していないため、本仕様書で規定する文字セットが扱えるフォ
8668 ントであれば、IPAmj明朝フォントと異なるフォントを用いることも差し支えない。

8669 符号【ふごう】……（番号制度の文脈で）情報提供ネットワークシステムと情報照会者等間で、
8670 個人を一意に特定する番号。住民票コードを元に生成され、情報保有機関ごとに番号が異なり、
8671 情報提供ネットワークシステムを通じて情報連携する際に、安全性確保の観点から個人番号
8672 に代わって用いられる。個人番号を用いて住基ネットから情報提供ネットワークシステムを
8673 介して取得し、情報提供ネットワークシステム及び情報保有機関において情報連携を行う際
8674 の個人の識別子となる。番号法施行令第20条において、「情報提供用個人識別符号」と定義さ
8675 れているものと同一である。

8676 文字の文脈での「符号」は、「文字コード」を参照のこと。

8677 符号位置【ふごういち】……「文字コード」を参照のこと。

8678 附票【ふひょう】……住所地で作成される住民票を本籍地で作成される戸籍に関連させ、住民票
8679 と戸籍の共通記載事項について住民票の記載内容を戸籍の記載内容に一致させて、住民基本
8680 台帳の記録の正確性を確保するための帳票。

8681 附票ネットワーク【ふひょうねっとわーく】……戸籍の附票情報をデジタルネットワーク化する
8682 ものであり、デジタル手続法により、整備が予定されている。住民基本台帳ネットワークと同
8683 様に全市区町村と全都道府県、J-LIS との間で構築される。国の機関等に対し、国外転出者の
8684 本人確認情報を提供することや、国外転出者の個人番号カード・公的個人認証の発行等に本人
8685 確認情報を利用するために活用される予定である。

8686 プログラム【ぷろぐらむ】……電子計算機（コンピュータ）に動作をさせるために、順序手順を
8687 記載した一連の命令語の集合のこと。

8688

8689

へ

8690

8691 ベンダ【べんだ】……ハードウェアやソフトウェア等の製品やサービスに責任を持つ事業者のこ
8692 と。

8693 ベンダロックイン【べんだろっくいん】……特定ベンダ独自の技術・仕様等に依存することで、
8694 他ベンダの提供する同種のシステム、サービス、製品等への乗り換えが困難になること。

8695

8696

ほ

8697

8698 法第 30 条の 47 届出【ほうだいさんじゅうじょうのよんじゅうななどけで】……法第 30 条の
8699 47 に基づく、中長期在留者等でない外国人住民が中長期在留者等となった場合の届出のこと。

8700 法第 30 条の 46 転入【ほうだいさんじゅうじょうのよんじゅうろくてんにゅう】……法第 30 条
8701 の 46 に基づく、中長期在留者等が住所を定めた場合の転入届の特例のこと。

8702 本登録【ほんとうろく】……異動情報がシステムに入力され、決裁を経てその内容がシステ
8703 ム上に保存されており、法上、住民票（原票）に記載されている状態。異動処理が確定され、
8704 異動履歴となる。また、確定情報となるため、団体内統合宛名、証明書、他業務連携等に反映
8705 される。「仮登録」も参照のこと。

8706 本人通知制度【ほんにんつうちせいど】……本人通知を希望する者に対し、住所や本籍のある市
8707 区町村に登録し、代理人や第三者からの住民票の写し等の交付を行った場合、本人に交付した
8708 ことを通知する制度のこと。

8709 法令に基づくものではなく、各市区町村が独自に要領等を定めて実施している業務である。

8710

8711

み

8712

8713 未届転入【みとどけてんにゅう】……甲市区町村で転出届をし、乙市区町村に住所を移したが、
8714 転入届を行わないまま、丙市区町村に転入してきた者についての丙市区町村における処理の
8715 こと。未届転入の場合、転入前住所欄には未届の住所のうち直近のもの（乙市区町村における
8716 住所）を記載し、その末尾に（未届）と記載する。

8717 転入届に最終登録住所地の市区町村長が交付した転出証明書等が添えられた場合、転入と
8718 なる。これに対し、転出証明書等が添えられていない場合、転入届として受理することは適当

8757
8758
8759
8760
8761
8762
8763
8764
8765
8766
8767
8768
8769
8770
8771
8772
8773
8774
8775
8776
8777
8778
8779
8780
8781
8782
8783
8784
8785
8786
8787
8788
8789
8790
8791
8792
8793
8794
8795

以上について具体例で説明すると、例えば、「J」、「邊」の文字は、ISO/IEC 10646 では、符号位置としてそれぞれ、U+004A、U+9089（いずれも 16 進数）が振られている。これが、文字符号化方式の 1 つである UTF-8 ではそれぞれ、01001010、11101001 10000010 10001001（16 進数ではそれぞれ、4A、E9 82 89）、UTF-16 ではそれぞれ、00000000 01001010、10010000 10001001（16 進数ではそれぞれ、00 4A、90 89）のビット組合せが割り当てられている。この例で示したように、一般に、UTF-8 では、英数字が 1 バイト（8 ビット）、仮名や漢字が 3 バイト（24 ビット）となり、UTF-16 では、英数字・漢字とも 2 バイト（16 ビット）となるのが通常であることから、仮名や漢字を扱うことが多い住民記録システムについては、データサイズを抑制するため、通信インタフェースの文字符号化方式を UTF-16 とすることとした。

UTF-16 では、通常用いられる漢字は 2 バイトであるが、2 バイトの組合せを 2 つ用いて（すなわち 4 バイトで）表される文字もあり、この表現を「サロゲートペア」という。例えば、「邊」の文字は、ISO/IEC 10646 では、符号位置として U+2B7EA（16 進数）が振られており、UTF-16 では 11011000 01101101 11011111 11101010（16 進数では D8 6D DF EA）のビット組合せが割り当てられている。なお、UTF-8 では 11110000 10101011 10011111 10101010（16 進数では F0 AB 9F AA）のビット組合せが割り当てられている。

上の例において、「邊」（符号位置：U+9089）と「邊」（符号位置：U+2B7EA）は別の文字として扱われているが、「邊」と「邊」は字形がわずかに異なるものの、単なるデザインの差であるとして区別されていない。しかし、氏名を扱う場合等、実務上、区別する必要がある場合がある。そこで、文字としては同一視される漢字の、細かな字形の差異を特別に使い分けるための仕組みとして IVS（ideographic variation sequence/selector。字形選択子／漢字字形指示列）があり、「邊」でいうと、「邊」（符号位置：U+9089）の後に、符号位置が U+E011B である IVS を付加することで、「邊」とは異なる「邊」の字形を指し示すこととしている。この場合、UTF-16 によるビット組合せ（16 進数）は、「邊」が 90 89、上記 IVS が DB 40 DD 1B であることから、「邊」は 90 89 DB 40 DD 1B となる。

文字情報基盤【もじじょうほうきばん】……文字情報基盤推進委員会による、人名等を正確に表記する必要のある行政業務で用いられる漢字約 6 万文字を整備して国際標準化を行う事業、また、同事業により整備された一連の成果物をいう。同委員会は、平成 22 年度に、内閣官房情報通信技術（IT）担当室（現 IT 総合戦略室）、総務省、法務省、経済産業省、文化庁などの関係府省や専門家、産業界関係者が参加し、独立行政法人情報処理推進機構を事務局として設置されたものである。行政機関や行政機関内のシステムごとに外字を作成していた文字の相互参照を可能とすることによって、行政事務の効率を向上し、外字管理コストを削減することを目的としている。

8796 文字情報基盤では、国際規格化を進めることを目的に作成が開始された「IPAmj 明朝フォ
8797 ント」、MJ 文字集合(約 6 万文字)の文字に関する各種データを集めた「MJ 文字情報一覧表」、
8798 MJ 文字集合と JIS X 0213 の範囲にある漢字(約 1 万文字)との結びつきを整理した「MJ 文
8799 字縮退変換マップ」、MJ 文字情報一覧表の文字を様々な条件で検索できる「検索システム」、
8800 MJ 文字情報一覧表等の文字情報をより活用しやすい形にデータベース化した「文字情報基盤
8801 DB」、その他、「文字情報基盤導入ガイド」、「文字情報基盤導入テクニカルスタディ」、「参考：
8802 変体仮名一覧」、「導入事例」、「調達仕様書記載例」等が提供されている。

8803 文字セット【もじせつと】……文字の集合のこと。コンピュータに密接に関係する文字集合とし
8804 ては、JIS 規格等がある。コンピュータに密接に関係しない文字集合としては、『常用漢字(常
8805 用漢字表)』(平成 22 年内閣告示第 2 号)、常用漢字に含まれない文字からなる『人名用漢字』
8806 (戸籍法施行規則(昭和 22 年司法省令第 94 号)別表第 2)等がある。

8807 「文字コード」も参照のこと。

8808 文字セット等【もじせつととう】……文字セット・文字コード・文字符号化方式のこと。

8809 文字符号化方式【もじふごうかほうしき】……文字の集合をコンピュータで扱うために、文字に
8810 割り当てた番号とコンピュータで扱うための符号へ変換する対応表の方式のこと。「文字コー
8811 ド」を参照のこと。

8812 モジュラス 11【もじゅらすいれぶん】……桁数の多い数字を扱う場合等の入力及び読み取りの誤
8813 り検知用に付加されるチェックデジット(検査番号)の算出方法の 1 つ。

8814 各番号の右から順番に「2、3、4、5、6、7」の係数を掛けて(係数が不足の場合は 2
8815 に戻る)、番号と係数を掛け合わせた合計を 11 で割り算した答えの余りをチェックデジット
8816 とする方法のこと。

8817

8818 ゆ

8819

8820 UCS【ゆーしーえす】……Universal Coded Character Set の略。国際標準化機構(ISO)と国際
8821 電気標準会議(IEC)の合同委員会による文字セット等の国際標準の 1 つである ISO/IEC
8822 10646 のこと。

8823 UTF-16【ゆーていーえふじゅうろく】……ISO/IEC 10646 で規定された文字符号化方式の 1 つ。

8824 一般に、UTF-16 では、英数字・漢字とも 2 バイト(16 ビット)となるのが通常である。

8825 「文字コード」も参照のこと。

8826 UTF-8【ゆーていーえふえいと】……ISO/IEC 10646 で規定された文字符号化方式の 1 つ。一般
8827 に、UTF-8 では、英数字が 1 バイト(8 ビット)、仮名や漢字が 3 バイト(24 ビット)となる
8828 ことが通常である。

8829 「文字コード」も参照のこと。

8830 郵便番号マスタ【ゆうびんばんごうますた】……郵便番号マスタとは、日本郵便株式会社が提供
8831 する郵便番号データ等を基に作成された住所や事業所と郵便番号との対応情報のこと。

8832 郵便番号マスタによって、住所や事業所からの郵便番号特定及び郵便番号からの住所や事
8833 業所特定といったことが実現できる。

8834 ユニーク【ゆにーく】……重複がなく、一意であること。
8835 Unicode【ゆにこーど】……米国の非営利法人である Unicode コンソーシアムによる文字セット
8836 等の業界規格のこと。
8837 Unicode コンソーシアムは、国際標準化機構（ISO）及び国際電気標準会議（IEC）とは直
8838 接関係はないものの、連携をしながら規格を策定しており、Unicode は ISO/IEC 10646 と概
8839 ね互換となっているが、本仕様書では、業界規格である Unicode ではなく、国際標準である
8840 ISO/IEC 10646 によって文字要件を規定することとした。

8841

8842

り

8843

8844 リカバリ【りかばり】……不具合が発生したシステム、サーバ、アプリケーションなどを復旧、
8845 修復、復元すること。外部記憶装置においては、媒体の破損等でデータが正常に取り出せなく
8846 なった場合、可能な限りデータを取り出して保全したり、残りの装置からデータを復元したり
8847 する。ソフトウェアにおいては、正常に作動しなくなった OSなどを消去し、再インストール
8848 して初期状態に戻す。

8849 利用権限【りようけんげん】……業務区分、職位等に基づいた利用権限のこと。

8850

8851

る

8852

8853 ルーティン処理【るーていんしより】……繰り返し行われる定型的な処理のこと。

8854

8855

ろ

8856

8857 労働基準法第 111 条代用証明【ろうどうきじゅんほうだいひやくじゅういちじょうだいようしよ
8858 うめい】……労働基準法第 111 条では、労働者及び労働者になろうとする者並びに使用者が、
8859 戸籍の記載事項の証明を無料で請求できることが規定されている。一部の市区町村において
8860 は、（戸籍の記載事項を含む）住民票（原票）の記載事項の証明を住民記録システムから出力
8861 し、戸籍の記載事項の証明の代用として無料で交付している。しかし、労働基準法第 111 条は
8862 あくまで戸籍についての条文であり、また、住民票の写しや住民票記載事項証明書で対応可能
8863 であることから、本仕様書上は、不要とした。なお、手数料については、どのような場合に徴
8864 収するかを含め、各市区町村の条例によって定められることから、手数料の有無については、
8865 住民記録システムからこうした証明を出力できる必要がある理由にはならない。

8866 ログ【ろぐ】……住民記録システムの利用状況やデータ通信等の履歴、情報の記録を取ること。
8867 またその記録そのものを指す。

8868 操作やデータの送受信が行われた日時と、行われた操作の内容や送受信されたデータの中
8869 身などが記録される。

8870 データ通信の履歴等については、自治体クラウド等によりデータセンターを利用している
8871 場合、データセンター事業者によって情報が記録されている。このような場合、SLA とセッ
8872 トでログの運用・管理を実施する等が求められる。
8873 「アクセスログ」、「イベントログ」、「操作ログ」、「通信ログ」、「認証ログ」も参照のこと。
8874 ログイン【ろぐいん】……コンピュータやネットワーク、オンライン処理で業務を行う際に、操
8875 作者の識別情報を入力し、あらかじめ登録された情報との照会を行い利用を開始すること。
8876
8877

8878

8879 ※以下の附属資料を挿入予定

8880 ・実装してもしなくても良い機能

8881 ・指定都市を考慮した機能、一般市区町村を考慮した機能

8882

8883

8884

8885

8886

8887

8888